

山口県地域防災計画

震災対策編

令和7年度

山口県防災会議

震災対策編（目 次）

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の方針	1- 1- 1
第 1 節 目 的	1- 1- 1
第 2 節 計画の性格	1- 1- 1
第 3 節 防災に関する組織及び実施責任	1- 1- 2
第 4 節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所の取るべき措置	1- 1- 3
第 5 節 地震防災緊急事業五箇年計画	1- 1-11
第 2 章 山口県の地震環境と地盤	1- 2- 1
第 1 節 地震活動環境	1- 2- 1
第 2 節 地盤挙動	1- 2- 2
第 3 章 山口県の既往津波と津波浸水想定	1- 3- 1
第 1 節 既往津波	1- 3- 1
第 2 節 津波浸水想定（瀬戸内海沿岸）	1- 3- 1
第 3 節 津波浸水想定（日本海沿岸）	1- 3- 6
第 4 章 被害想定	1- 4- 1
第 1 節 被害想定的前提条件	1- 4- 1
第 2 節 被害想定結果	1- 4- 7

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発	2- 1- 1
第1節 自主防災思想の普及啓発	2- 1- 2
第2節 防災知識の普及啓発	2- 1- 2
第3節 災害教訓の伝承	2- 1- 4
第4節 大島防災センターの活用	2- 1- 4
第2章 防災活動の促進	2- 2- 1
第1節 消防団・水防団の育成強化	2- 2- 2
第2節 自主防災組織の育成	2- 2- 2
第3節 自主防犯組織の育成	2- 2- 3
第4節 企業防災活動の促進	2- 2- 4
第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	2- 2- 4
第3章 防災訓練の実施	2- 3- 1
第1節 訓練の内容	2- 3- 2
第4章 地震に強い都市・農山漁村構造の形成	2- 4- 1
第1節 避難地の整備	2- 4- 2
第2節 避難路の整備	2- 4- 2
第3節 延焼遮断帯の整備	2- 4- 2
第4節 道路の整備	2- 4- 2
第5節 公園の整備	2- 4- 2
第6節 河川・海岸の整備	2- 4- 2
第7節 港湾・漁港の整備	2- 4- 2
第8節 市街地防災対策の推進	2- 4- 3
第9節 農山漁村地域の防災対策の推進	2- 4- 3
第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化	2- 5- 1
第1節 建築物の耐震化	2- 5- 2
第2節 ライフライン施設の耐震化	2- 5- 4
第3節 交通施設の耐震性の確保等	2- 5- 6
第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保	2- 5- 6
第6章 土砂・地盤災害の予防	2- 6- 1
第1節 土砂災害の予防	2- 6- 2
第2節 地盤災害の予防	2- 6- 3
第7章 災害情報体制の整備	2- 7- 1
第1節 災害情報の収集、連絡体制	2- 7- 2
第8章 災害応急体制の整備	2- 8- 1
第1節 職員の体制	2- 8- 2
第2節 防災関係機関相互の連携体制	2- 8- 4
第3節 自衛隊との連携体制	2- 8- 6
第4節 海上保安部（署）との連携体制	2- 8- 7
第5節 防災中枢機能の確保、充実	2- 8- 7

第9章 避難予防対策	2- 9- 1
第1節 市町の避難計画	2- 9- 2
第2節 県のとるべき措置	2- 9- 6
第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画	2- 9- 7
第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	2- 9- 7
第10章 救助・救急、医療活動	2-10- 1
第1節 救助・救急活動	2-10- 2
第2節 医療活動	2-10- 3
第11章 火災予防対策	2-11- 1
第1節 出火防止	2-11- 2
第2節 初期消火	2-11- 3
第3節 消防力の強化	2-11- 3
第12章 要配慮者対策	2-12- 1
第1節 社会福祉施設、病院等の対策	2-12- 2
第2節 在宅要配慮者対策	2-12- 2
第3節 避難行動要支援者対策	2-12- 3
第4節 防災知識等の普及啓発・訓練	2-12- 4
第5節 避難所対策	2-12- 4
第13章 緊急輸送活動	2-13- 1
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	2-13- 2
第2節 道路交通管理体制の整備	2-13- 2
第3節 道路啓開	2-13- 2
第4節 緊急輸送車両等の確保	2-13- 3
第14章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画	2-14- 1
第1節 災害救助物資確保計画	2-14- 2
第2節 災害対策基金計画	2-14- 3
第15章 ボランティア活動の環境整備	2-15- 1
第1節 ボランティアの位置づけ	2-15- 2
第2節 ボランティアの育成	2-15- 2
第3節 ボランティアの登録	2-15- 3
第4節 ボランティア支援体制の整備・強化	2-15- 3
第16章 施設、設備等の応急復旧体制	2-16- 1
第1節 公共施設等の応急復旧体制	2-16- 2
第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	2-16- 2
第17章 津波災害予防対策	2-17- 1
第1節 津波防災意識の向上	2-17- 2
第2節 津波からの避難	2-17- 3
第3節 海岸保全施設等の整備	2-17- 5

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画	3- 1- 1
第1節 県の活動体制	3- 1- 2
第2節 市町の活動体制	3- 1-20
第3節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制	3- 1-21
第4節 支援活動体制	3- 1-21
第2章 災害情報の収集・伝達計画	3- 2- 1
第1節 災害情報計画	3- 2- 3
第2節 災害情報収集・伝達計画	3- 2-19
第3節 通信運用計画	3- 2-30
第4節 災害時の放送	3- 2-36
第5節 広報計画	3- 2-38
第3章 救助・救急、医療等活動計画	3- 3- 1
第1節 救助・救急計画	3- 3- 2
第2節 医療等活動計画	3- 3- 4
第4章 避難計画	3- 4- 1
第1節 避難指示等	3- 4- 2
第2節 避難所の設置運営	3- 4- 5
第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策	3- 5- 1
第1節 活動体制	3- 5- 2
第2節 活動拠点	3- 5- 2
第3節 活動内容	3- 5- 2
第4節 応援要請	3- 5- 2
第5節 各機関への出動要請	3- 5- 3
第6節 航空機の効率的運用と安全対策	3- 5- 4
第6章 応援要請計画	3- 6- 1
第1節 相互応援協力計画	3- 6- 2
第2節 自衛隊災害派遣要請計画	3- 6- 9
第7章 緊急輸送計画	3- 7- 1
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	3- 7- 2
第2節 緊急道路啓開	3- 7- 3
第3節 輸送車両等の確保	3- 7- 5
第4節 災害救助法による輸送基準	3- 7- 7
第5節 交通規制	3- 7- 8
第6節 臨時ヘリポート設定計画	3- 7-13
第8章 災害救助法の適用計画	3- 8- 1
第1節 災害救助法の適用	3- 8- 2
第2節 賃金職員等の雇い上げ計画	3- 8- 7
第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	3- 9- 1
第1節 食料供給計画	3- 9- 2
第2節 飲料水供給計画	3- 9- 4
第3節 生活必需品等の供給計画	3- 9- 8

第10章 保健衛生・動物愛護管理計画	3-10- 1
第1節 防疫及び食品衛生監視	3-10- 2
第2節 遺体の処理計画	3-10- 5
第3節 災害廃棄物等処理計画	3-10- 8
第4節 動物愛護管理計画	3-10-19
第11章 応急住宅計画	3-11- 1
第1節 応急仮設住宅の供与	3-11- 2
第2節 被災住宅の応急修理	3-11- 4
第3節 建設資機材等の調達	3-11- 5
第4節 公営住宅の応急修理	3-11- 5
第5節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策	3-11- 5
第12章 水防・消防、危険物等対策計画	3-12- 1
第1節 水防活動計画	3-12- 2
第2節 消防活動計画	3-12- 5
第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画	3-12- 9
第13章 災害警備計画	3-13- 1
第1節 陸上警備対策	3-13- 2
第2節 海上警備対策	3-13- 4
第14章 要配慮者支援計画	3-14- 1
第1節 避難誘導・避難所の管理等	3-14- 2
第2節 保健・福祉対策	3-14- 3
第15章 ボランティア活動支援計画	3-15- 1
第1節 一般ボランティアの支援体制	3-15- 2
第2節 専門ボランティアの支援体制	3-15- 3
第3節 他都道府県の災害救援活動への支援	3-15- 3
第16章 応急教育計画	3-16- 1
第1節 文教対策	3-16- 2
第2節 学校施設等の防災対策	3-16- 8
第3節 災害応急活動	3-16- 9
第17章 ライフライン施設の応急復旧計画	3-17- 1
第1節 電力施設	3-17- 2
第2節 ガス施設	3-17- 5
第3節 水道施設	3-17- 8
第4節 下水道施設	3-17-10
第5節 電気通信設備	3-17-11
第6節 工業用水道施設	3-17-15
第18章 公共施設等の応急復旧計画	3-18- 1
第1節 公共土木施設	3-18- 2
第2節 公共施設	3-18- 9
第3節 鉄道施設	3-18-11

第19章	広域消防応援・受援に係る計画	3-19- 1
第1節	山口県内広域消防応援計画	3-19- 1
第2節	山口県緊急消防援助隊受援計画	3-19- 6
第3節	広域航空消防応援の受援実施	3-19-13
第4節	緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画	3-19-15
第20章	南海トラフ地震防災対策推進計画	3-20- 1
第1節	総則	3-20- 3
第2節	災害対策本部等の設置等	3-20- 3
第3節	南海トラフ地震の概要	3-20- 4
第4節	地震発生時の応急対策等	3-20- 8
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	3-20-10
第6節	時間差発生等への対応	3-20-13
第7節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	3-20-17
第8節	防災訓練計画	3-20-17
第9節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	3-20-18
第21章	津波災害応急対策計画	3-21- 1
第1節	「避難指示」の伝達	3-21- 1
第2節	住民等の避難行動	3-21- 2
第3節	避難誘導	3-21- 2
第4節	津波災害情報等の連絡体制	3-21- 2

第 4 編 復旧・復興計画

第 1 章 復旧・復興活動計画	4- 1- 1
第 1 節 県の活動体制	4- 1- 2
第 2 章 被災者の生活再建計画	4- 2- 1
第 1 節 被災者の生活確保	4- 2- 2
第 2 節 義援金及び見舞品の受入れ・配分	4- 2-13
第 3 節 生活必需品、復旧資材等の供給	4- 2-15
第 3 章 公共施設の災害復旧・復興計画	4- 3- 1
第 1 節 公共施設災害復旧の基本方針	4- 3- 2
第 2 節 災害復旧事業の推進	4- 3- 2
第 3 節 計画的な復興	4- 3- 5
第 4 章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	4- 4- 1
第 1 節 被災中小企業者の援助措置	4- 4- 2
第 2 節 被災農林漁業関係者の援助措置	4- 4- 2
第 5 章 金融計画	4- 5- 1

第 1 編

総 則

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、山口県防災会議が作成する地域防災計画のうち、県の地域における地震災害（以下「震災」という。）に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び県民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、県民がその有する全機能を有効に発揮して山口県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画に基づき、県の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

また指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものでなく、市町が地域防災計画を策定又は修正するにあたって指針となるものである。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく山口県内の石油コンビナート等特別防災区域については、山口県石油コンビナート等防災計画及び岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

- 2 この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、毎年山口県防災会議が指定する期日までに計画の修正案を提出するものとする。

なお、この計画の国土強靱化に関する部分については、国土強靱基本法第 13 条の規定により、山口県国土強靱化地域計画を指針とし、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。

- 3 この計画は防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。

- 4 計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

- 5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 災 対 法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
(2) 救 助 法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
(3) 激 甚 法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）
(4) 県	山口県
(5) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	災対法第 2 条第 3 号～第 6 号の規定によるそれぞれの機関
(6) 県防災計画	山口県地域防災計画
(7) 市町防災計画	市町地域防災計画
(8) 防災業務計画	指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画

第3節 防災に関する組織及び実施責任

1 山口県防災会議

山口県防災会議は、知事を会長として災対法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、県における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議し意見を述べるほか、災害復旧に関して関係機関相互の連絡調整を行う。

資料編[1-1]……山口県防災会議条例

[1-2]……山口県防災会議運営要綱

(1) 会 長 山口県知事

(2) 委 員

ア 指定地方行政機関の長又はその指名する職員

イ 陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

ウ 県教育委員会教育長

エ 県警察本部長

オ 知事の部内の職員（知事指名）

カ 市町の代表及び市町の消防機関の長の代表（知事任命）

キ 指定公共機関の役職員又は指定地方公共機関の役職員（知事任命）

ク 自主防災組織の代表者及び学識経験者（知事任命）

(3) 専門委員

(4) 幹 事

(5) 構 成

資料編[1-3]……山口県防災会議委員名簿

[1-4]……山口県防災会議幹事名簿

[1-12]……指定行政機関・指定地方行政機関一覧

[1-13]……指定公共機関・指定地方公共機関一覧

2 実施責任

(1) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(2) 市町

市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、県及び市町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共の団体及び県民・事業所

公共の団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、県、市町その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

地域内の住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

資料編[1-11]……中央防災会議

第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所の取るべき措置

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び、県民・事業所のとるべき措置は、概ね次のとおりである。

1 県

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
総 務 部	1 防災会議及び災害対策本部に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 県民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。 4 災害対策の連絡調整に関すること。 5 自衛隊、他県消防の応援要請、防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 市町の災害対策事務の指導連絡に関すること。 7 職員の非常動員、他県等への職員派遣要請に関すること。 8 庁舎等の防災及び復旧に関すること。 9 県税の減免及び徴収猶予等の措置に関すること。 10 防災情報の収集、伝達に関すること。 11 被害状況の全体把握及び国、関係機関への伝達・報告に関すること。 12 災害対策関係予算その他の財務に関すること。
総 合 企 画 部	1 政府、国会等への要望に関すること。 2 放送要請、その他報道機関に関すること。 3 災害に関する広報及び広聴に関すること。 4 災害時の被災者に対する相談窓口の設置運営に関すること。 5 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること。 6 庁内情報システムの保全管理に関すること。
環 境 生 活 部	1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。 2 飲料水の確保に関すること（民間企業等を通じた流通備蓄の確保を除く。）。 3 市町等の水道施設に係る被害状況調査の取りまとめ、応急復旧に関すること。 4 災害廃棄物等の処理に関すること。 5 被災地における食品衛生、生活衛生に関すること。 6 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関すること。 7 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関すること。 8 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関すること
健 康 福 祉 部	1 災害救助実施関係課との連絡調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 義援金品の受入れ・配分に関すること。 4 日赤救護班等救助活動に係る防災関係機関との連絡に関すること。 5 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 6 社会福祉施設の応急復旧に関すること。 7 災害救助基金に関すること。 8 医療施設の保全に関すること。 9 医療、助産及び救護に関すること。 10 医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む）の確保措置に関すること。 11 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関すること。 12 健康管理に関すること。

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
健 康 福 祉 部	13 医薬品、衛生材料の確保、配分に関する事。 14 毒物、劇物の保安対策に関する事。 15 防疫に関する事。 16 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する事。
産 業 労 働 部	1 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 火薬類の保安対策に関する事。 3 中小企業の被害調査、応急復旧及び金融対策に関する事。 4 生活物資の確保、復興復旧資材の安定供給の要請に関する事。 5 失業者の就職支援に関する事。 6 被災地の復興に必要な労務の確保に関する事。 7 電力の安定供給についての要請に関する事。
観光スポーツ文化部	1 観光客・外国人の安全確保等の情報提供に関する事。 2 鉄道輸送確保等についての要請に関する事。 3 文化財の防災対策及び復旧に関する事。
農 林 水 産 部	1 農林水産業関係の被害状況の調査及び取りまとめ並びに応急対策実施に関する事。 2 災害用主食の調達に関する事。 3 農業用施設の防水、応急復旧に関する事。 4 農地・農業用施設の整備及び災害防止対策に関する事。 5 家畜の管理、防疫に関する事。 6 農林水産関係の金融対策に関する事。 7 応急仮設住宅用木材の確保に関する事。 8 治山施設の整備及び災害防止対策に関する事。 9 漁港、海岸保全施設の被害状況の取りまとめに関する事。 10 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の確保及び確保のあっせんに関する事。 11 漁港関係施設の整備及び災害防止対策に関する事。 12 漁港関係施設の応急復旧に関する事。
土 木 建 築 部	1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関する事。 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関する事。 3 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関する事。 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関する事。 5 被災公共土木施設の応急復旧に関する事。 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事。 7 応急仮設住宅の建設に関する事。 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関する事。 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関する事。 10 盛土等及び宅地開発に伴う防災に関する事。 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関する事。 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関する事。 13 避難所、防災拠点施設の耐震診断に関する事。 14 地震被災建築物応急危険度判定士（建築士によるボランティア）及び被災宅地危険度判定士の養成、登録及び派遣に関する事。
企 業 局	1 県営電力施設の整備及び災害防止対策に関する事。 2 工業用水道施設の整備及び災害防止対策に関する事。 3 被災施設の応急復旧に関する事。

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
会 計 管 理 局	1 食料、飲料水、医薬品及び生活必需品を除く生活物資の調達に関する事 2 応急復旧に必要な輸送車両の調達及び緊急通行車両確認証明書の発行に関する こと。 3 応急救助に要する経費、金品の出納に関する事。
教 育 庁	1 文教施設の被害状況の取りまとめに関する事。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関する事。 3 被災文教施設の応急復旧に関する事。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事。 7 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関する事。
各種委員会事務局 監査委員事務局 県議会事務局	1 各事務局の災害対策関連事務の処理に関する事。 2 他部の応援に関する事。
警 察 本 部	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事。 2 被災者の救出救護に関する事。 3 避難の指示及び誘導に関する事。 4 緊急交通路の確保に関する事。 5 信号機等交通安全施設の保全に関する事。 6 遺体の検視に関する事。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関する こと。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関する事。

2 市町

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市 町	1 市町防災会議に関する事。 2 住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関する事。 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関する事。 4 防災に関する施設又は設備の整備に関する事。 5 市町が管理する建築物、土木施設の災害予防に関する事。 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関する事。 7 住民への気象情報、災害情報の伝達に関する事。 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関する事。 9 消防、水防その他の応急措置に関する事。 10 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。 11 被災者の救助及び救護措置に関する事。 12 保健衛生、文教、治安対策に関する事。 13 施設設備の応急復旧に関する事。 14 緊急輸送の確保に関する事。 15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関する事。 16 地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関する こと。 17 その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事。

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市 町	18 災害広報に関すること。 19 ボランティアの活動支援に関すること。 20 義援金品の受入れ・配分に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国四国管区 警察局	1 管区内各警察の調整及び応援派遣に関すること。 2 他管区警察局との連携に関すること。 3 関係機関との協力に関すること。 4 情報の収集及び連絡に関すること。 5 警察通信の運用に関すること。 6 津波警報の伝達に関すること。
中 国 財 務 局 (山口財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）
中国四国農政局	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、日本政策金融公庫の資金等の融資に関すること。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。
近畿中国森林 管 理 局 (山口森林管理事務所)	1 国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関すること。 2 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。 3 国有林における荒廃地の復旧に関すること。 4 災害対策用復旧用資材の供給に関すること。 5 森林火災防止対策に関すること。
中国経済産業局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電気・ガスの供給の確保に必要な指導に関すること。 3 被災地域において必要とされる災害対策物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等に関すること。 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関すること。

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国四国産業 保安監督部	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 火薬類・高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設・電気施設・ガス施設等の保安の確保に必要な監督指導に関すること。 3 鉱山における危害及び鉱害の防止の監督指導に関すること。 4 鉱山施設の保全の監督指導に関すること。
中国運輸局 (山口運輸支局) 九州運輸局 (下関海事事務所)	1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること。 3 震災時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関すること。 4 鉄道及び索道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関すること。 5 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関すること。
大阪航空局	1 震災時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 2 航空機事故の応急対策に関すること。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知に関すること。
第六管区海上 保安本部 (徳山・広島海上保安部) 第七管区海上 保安本部 (仙崎・門司海上保安部)	1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること。 2 航路標識の施設の保全に関すること。 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること。 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること。 5 警報等の伝達、避難の指示及びその誘導に関すること。 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること。
福岡管区气象台 (下関地方气象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。
山口労働局	1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること。 3 労働者災害補償保険の給付に関すること。 4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること。 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局所管の一部港湾・海域のみ)	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関すること。 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 6 災害時における交通の確保に関すること。 7 海洋汚染の防除に関すること。 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣。 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること。
中国地方測量部	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力に関すること。 3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査に関すること。
中国四国地方環境事務所	1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 家庭動物の保護等に係る支援に関すること。 3 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に関すること。 2 災害時における米軍部隊との連絡調整に関すること。

4 自衛隊

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 衛 隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)	1 災害派遣の準備に関すること。 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集。 (2) 災害派遣計画の作成。 (3) 防災に関する教育訓練の実施。 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与。

5 指定公共機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 銀 行 (下 関 支 店)	災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。
日 本 赤 十 字 社 山 口 県 支 部	1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。 2 輸血用血液の確保、供給に関すること。 3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。 4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。 5 義援金の受入れ・配分に関すること。
日 本 放 送 協 会 (山口放送局)	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。 3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西日本高速道路株式会社 (中国支社) (九州支社)	1 関門国道トンネル、中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関すること。 2 緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。
日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	1 貨物列車の運行状況の広報に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
独立行政法人 国立病院機構 (中国四国グループ)	1 災害時における国立病院機構の医療班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む）の派遣又は派遣準備に関すること。 2 広域災害における国立病院機構からの医療班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む）の派遣に関すること。 3 災害時における国立病院機構の災害情報収集、通報に関すること。
西日本電信電話株式会社 (山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
株式会社 N T T ドコモ (中国支社山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
日本通運株式会社 (下関支店)	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
中国電力株式会社(山口支社) 中国電力ネットワーク株式会社 (山口ネットワークセンター)	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社 (中国統括本部) (山陽新幹線統括本部)	1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
日本郵便株式会社 (山口中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び郵便窓口業務の維持に関すること。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること。 4 利用者の誘導避難に関すること。
K D D I 株式会社 (中国総支社)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社 (中国ネットワーク技術部)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人 山口県医師会	1 救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。
公益社団法人 山口県歯科医師会	1 災害時における救急歯科医療に関すること。 2 災害時における歯科保健活動に関すること。 3 身元確認活動に関すること。
一般社団法人 山口県薬剤師会	1 災害時における調剤、医薬品等の提供に関すること。 2 防疫・その他保健衛生活動に関すること。
公益社団法人 山口県看護協会	1 医療救護活動 (1) 救急医療及び助産活動に関すること。 (2) 負傷者の収容及び看護に関すること。 2 健康管理活動 避難所地域等における保健指導その他健康管理に関する必要な業務。
山口合同ガス 株 式 会 社	1 ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること。 2 災害時におけるガスの供給確保に関すること。 3 被災設備の応急対策及び復旧に関すること。
一般社団法人 山 口 県 トラック協会	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関する こと。
公益社団法人 山口県バス協会 サンデン交通 株式会社 防長交通株式会社	1 旅客の安全確保に関すること。 2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。
山口放送株式会社 テレビ山口 株式会社 エフエム山口 山口朝日放送 株式会社	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 震災時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。
一般社団法人 山口県建設業協会	1 災害時における被害情報の収集・伝達への協力に関すること。 2 災害時における公共施設等からの障害物の除去および応急復旧への協力に関する こと。

7 県民・事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
県 民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2 県及び市町が行う防災事業に協力するよう努めること。
防災上重要な施設の管理者	1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること。 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。
そ の 他 の 企 業	県及び市町等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため概ね次の事項を実施するものとする 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施。 2 従業員に対する防災教育訓練の実施。 3 防災組織体制の整備。 4 施設の防災対策及び応急対策の実施。 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄。

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

これを受け、県は、平成8年度に地震防災緊急事業五箇年計画を、平成13年度に第2次地震防災緊急事業五箇年計画を、平成18年度に第3次地震防災緊急事業五箇年計画を、平成23年度に第4次地震防災緊急事業五箇年計画を、平成28年度に第5次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し整備を進めてきたが、今後も更に地震防災対策を推進するため、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、次の方針に基づき特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うものとする。

- 1 対象地区は、想定地震等を勘案し、全県とする。
- 2 計画対象事業は、国の基準に基づき、市町の意向を取り入れながら事業の選定、具体化を図っていく。

第2章 山口県の地震環境と地盤

第1節 地震活動環境

第1項 地震活動

1 地震記録

歴史地震（昭和以前）については、「新編・日本被害地震総覧」、「山口県の過去300年の地震記録」等により、県内では、「1707年 防長の地震」、「1793年 長門・周防の地震」、「1857年 萩の地震」、「1898年 見島の地震」が、また、周辺地域では、「1676年・1778年・1859年のいずれも石見の地震」があげられる。

また、気象庁資料が整っている1923年1月以降についての、本県周辺の被害地震についてみると、島根県東部や日向灘において繰り返し発生している。

本県や九州地方は、ユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがその下に沈みこんでいる。その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ120km程度までの地震活動が活発で、時には被害を伴う地震が発生する。

山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、1997年6月25日には、県北部を震央とするマグニチュード6.6の地震が発生し、また、2001年3月24日には安芸灘を震央とするマグニチュード6.7の地震が発生するなど、本県における地震被害が少ないことを保障するものではない。

資料編[11-13]……山口県とその周辺の主な地震

消防防災年報 ……過去の主な災害の状況

2 微小地震

本県及び周辺海域の微小地震活動をみると、最も顕著なものは、島根県西部から県中部にかけて連なる直線配列があげられ、この線上が最も地震活動の高いラインであり、地下潜在断層と密接な関連が予想される。

第2節 地盤挙動

第1項 山口県の地質特性

本県は、本州の最西端に位置し、さらに、日本海、響灘、周防灘に面し、三方に海岸線をもっている。総面積は、約6,100km²、全国土の1.6%を占める。地質学的には、西南日本の内帯に位置し、古生代（約4億3千万年前）から第四紀（現在）に至るいろいろな地質時代に形成された様々な種類の堆積岩、火成岩及び変成岩からなり、それらが複雑にからみあった地質構造を形成している。

この複雑多岐にわたる地質も大局的にみると、三つの地域、周防地域（東部地区）、長門西部地域（西部地区）及び阿武地域（北部地区）に区分される。

1 周防地域

北から南へ、古生代碎屑岩からなるペルム系錦層群と、その変成部としての三郡変成岩並びに中性代のオリストストローム層としてのジュラ系玖珂層群と、その変成部の領家変成岩が帯状に配列しており、領家変成岩は領家花崗岩を密接に伴っている。

また、島しょ部には、新生代火山岩の一部に相当する瀬戸内火山岩類が発達している。

2 長門西部地域

有名な秋吉台が古生代石灰岩で構成され、その周囲を古生代碎屑岩としてのペルム系大田層群、常森層、別府層が取り巻き、さらに、西部には中生層が広く分布している。

この中生層を切って、長門構造帯構成岩が、北東－南西方向に狭長に露出することも特徴である。

また、山陽・山陰部には、宇部層群などの第三紀層が点在し、向津具半島の油谷湾層群の上位には、新生代火山岩の山陰火山岩類が覆っている。

3 阿武地域

中生代火山岩のうちの周南、阿武両層群によって広く覆われ、その模式地として有名である。新生代深成岩と新生代火山岩の発達も特徴的である。

第2項 山口県の地盤特性

土質の面から注目されるのは、豪雨時に崖崩れが多発するまさ土が分布する周南丘陵と、第三紀層の地すべり地区の向津具半島及び瀬戸内海沿岸に点在する軟弱な沖積土層がある。

1 周南地域

この地域に分布する砂質土の大部分は、まさ土で、これは、瀬戸内海に沿って介在し、風化し易い中生代の花崗岩が風化して生成されたものである。

また、当地域は、古生代の変成岩類の三郡変成岩類と領家変成岩類とが広く分布し、強い風化を受けるとシルトや粘土となり、崩落や崩壊を起こし易くなる。

2 長門西部地域

古生代、中生代、新生代の地層が広く分布し、複雑な地質構造となっているが、このうち、中生代の関門層群に属する砂岩、頁岩、礫岩及び凝灰岩は、比較的ぜい弱で、風化して粘土が生成される。

3 阿武地域

中生代の流紋岩、石英斑岩及び新生代の安山岩類などが広く分布しているが、これらは、風化により礫状化し、降雨による崖崩れなどが多発している。

第3章 山口県の既往津波と津波浸水想定

第1節 既往津波

総延長約 1,500km の長い海岸線を有する本県の沿岸は、日本海側と瀬戸内海側に分けられ、瀬戸内海沿岸では、南海トラフで発生した 1707 年宝永地震をはじめ、1854 年安政南海地震、1946 年昭和南海地震及び日向灘で発生した地震により津波が襲来した記録が古文書等に記載されている。

また、日本海側沿岸では、日本海東縁部で発生した 1983 年日本海中部地震や 1993 年北海道南西沖地震による津波の記録の他に、古文書等に 1026 年万寿の地震や 1872 年浜田地震、1898 年見島地震による津波が襲来したとの記録がある。

第2節 津波浸水想定（瀬戸内海沿岸）

津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年 12 月 27 日施行)に基づき、国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に沿って、堤防条件等の設定や瀬戸内海沿岸における最大クラスの津波の選定を行った。

第1項 堤防の条件等

- 1 海岸構造物のうち護岸や防波堤などのコンクリート構造物は、地震により全て破壊され、機能しないものとした。
- 2 盛土構造物の海岸堤防等は、地震により地震前の 25% の高さまで沈下するものとし、津波が越流した場合は、全て破壊され機能しないものとした。
- 3 初期潮位は満潮位とした。

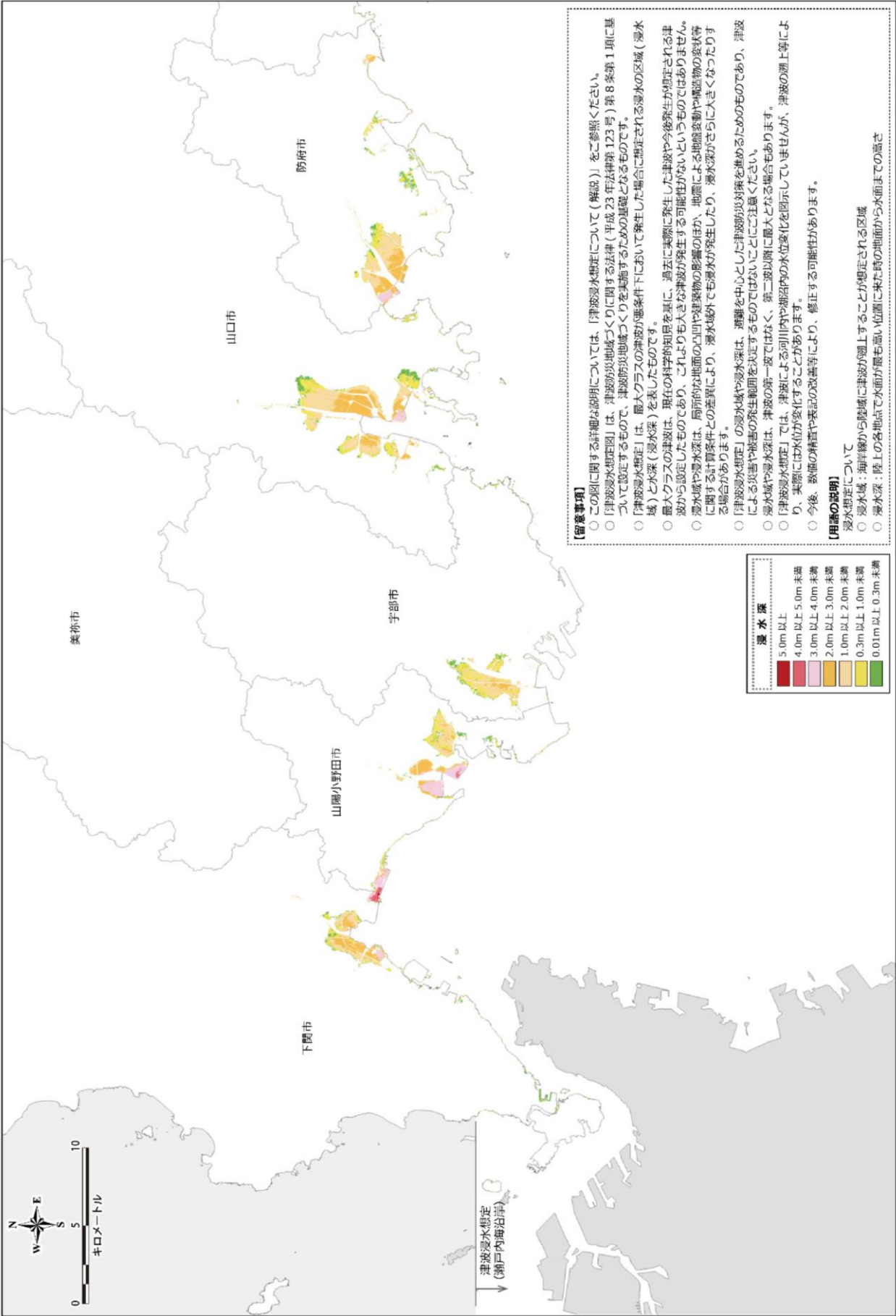
第2項 最大クラスの津波（発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）をもたらすと想定される地震

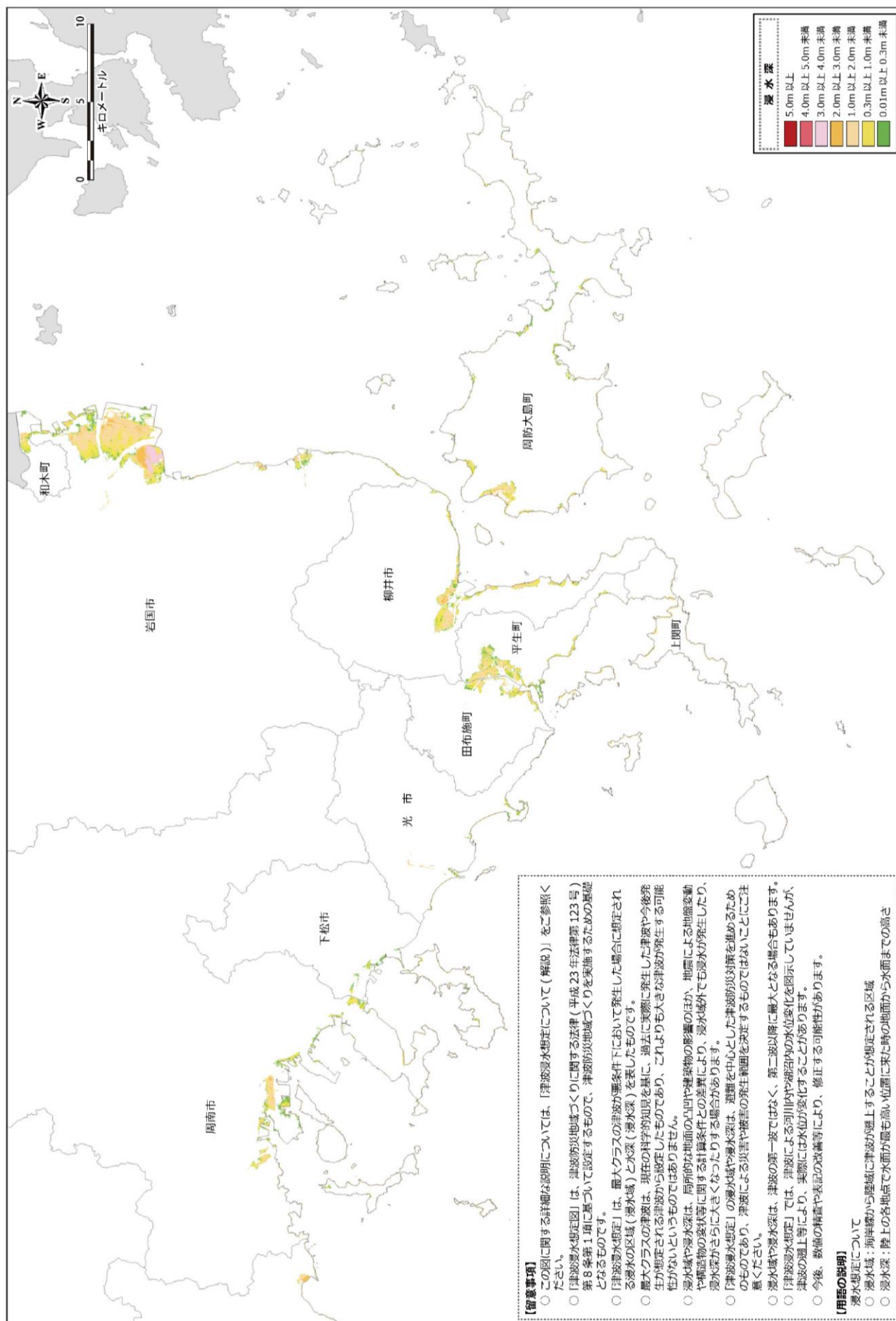
- 1 南海トラフ巨大地震※ 規模： M_w (モーメントマグニチュード) = 9.1
- 2 周防灘断層群主部 規模： M_w (モーメントマグニチュード) = 7.22

※ 国が示した 11 ケースの断層モデルのうち、山口県沿岸に対して津波の影響が大きい 5 ケースを対象とした。

第3項 津波浸水想定図（浸水域・浸水深）

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合、津波別に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）の中で最も大きい値を示したもの。





第4項 浸水面積

市町	浸水深	県推計結果（単位：ha）					
		1cm 以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
下 関 市		637	554	445	243	4	－
宇 部 市		610	536	309	61	－	－
山 口 市		1,666	1,491	1,101	489	－	－
防 府 市		1,030	912	701	323	－	－
下 松 市		90	52	24	11	－	－
岩 国 市		1,573	1,377	876	252	－	－
光 市		82	59	35	16	－	－
柳 井 市		747	406	217	45	－	－
周 南 市		494	364	169	34	－	－
山 陽 小 野 田 市		830	768	612	405	*	－
周 防 大 島 町		455	367	204	68	－	－
和 木 町		71	56	20	3	－	－
上 関 町		117	105	75	30	－	－
田 布 施 町		157	128	50	7	－	－
平 生 町		373	291	133	19	－	－
計		8,659	7,466	4,971	2,006	4	－

※南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最大の場合

※「*」は1ha未満、「－」は浸水なし

第5項 南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間

南海トラフ巨大地震・周防灘断層群主部の地震による最高津波水位等

市町	代表地点	南海トラフ巨大地震					周防灘断層群主部			
		最高津波水位 (T. P. m)	うち (m) 津波波高	最高津波 水位到達 時間 (分)	海面変動 影響開始 時間 (分)	上 昇 下	最高津波水位 (T. P. m)	うち (m) 津波波高	最高津波 水位到達 時間 (分)	海面変動 影響開始 時間 (分)
下 関 市	下関漁港	1.5	0.5	652	273	上昇	1.2	0.2	95	－
	下関港 (岬之町)	2.4	1.3	251	126	下降	1.5	0.4	66	63
	下関港 (長府)	3.8	1.9	245	105	下降	2.4	0.5	57	54
宇 部 市	宇部港	2.9	1.0	389	82	下降	3.1	1.3	35	26
	丸尾港	3.2	1.6	306	66	下降	3.0	1.4	61	12
山 口 市	相原漁港	2.5	0.9	337	75	下降	2.0	0.4	77	0
	秋穂漁港 (秋穂地区)	3.1	1.5	367	63	下降	2.6	1.0	24	13
	秋穂漁港 (大海地区)	3.2	1.6	308	59	下降	2.8	1.2	20	11
防 府 市	西浦漁港	2.7	1.1	142	50	下降	2.3	0.7	49	0
	三田尻中関港 (中関地区)	3.0	1.4	307	48	下降	2.9	1.3	49	0
	三田尻中関港 (三田尻地区)	2.8	1.2	126	51	下降	2.9	1.3	26	0
	富海漁港	3.1	1.5	133	43	下降	2.8	1.2	53	8
下 松 市	徳山下松港 (下松地区)	3.2	1.5	130	44	下降	2.9	1.3	50	20
岩 国 市	由宇港	2.8	0.9	418	33	下降	1.9	0.1	156	－
	岩国港	3.0	1.2	223	32	下降	1.9	0.1	159	－
光 市	徳山下松港 (光地区)	3.5	1.8	123	35	下降	2.4	0.8	76	23
	光漁港	3.6	2.0	116	34	下降	2.5	0.9	65	26
柳 井 市	柳井港	3.8	2.2	174	18	下降	2.0	0.4	150	65
周 南 市	福川漁港	3.5	1.9	139	45	下降	2.1	0.5	40	14
	徳山下松港 (徳山地区)	3.5	1.9	143	47	下降	2.4	0.8	51	18
山 陽 小野田市	埴生漁港	3.7	1.8	251	107	下降	2.4	0.5	93	55
	小野田港	3.4	1.6	245	100	上昇	2.3	0.5	84	16
周 大 島 防 町	久賀港	2.8	1.2	417	40	下降	1.8	0.2	121	－
	白木港	2.8	1.2	426	24	上昇	1.8	0.2	176	－
	伊保田港	2.6	1.0	197	105	下降	1.8	0.2	119	－
	安下庄港	3.3	1.7	169	46	下降	2.1	0.5	128	97
	小松港	3.7	2.1	173	25	下降	1.9	0.3	152	147
和 木 町	小瀬川河口	3.0	1.2	218	31	下降	1.9	0.1	163	－
上 関 町	室津港	3.6	2.0	128	32	下降	2.1	0.5	63	35

※「最高津波水位」は、主要な港湾・漁港等（代表地点）の海岸線から沖合約 30m 地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第 2 位を切り上げ。

※「津波波高」は、津波水位から初期潮位を引いたもので、地震による水位変化の値。

※「海面変動影響開始時間」の欄の「－」は±20cm の水位変化が生じる津波が到達していないことを示し、0 分は地震発生直後に±20cm の水位変化があることを示す。

第3節 津波浸水想定（日本海沿岸）

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行）に基づき、国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に沿って、堤防条件等の設定や日本海沿岸における最大クラスの津波の選定を行った。

第1項 堤防の条件等

- 1 海岸構造物のうち護岸や防波堤などのコンクリート構造物は、地震による震度4以上の揺れで全て破壊され、機能しないものとした。
- 2 盛土構造物の海岸堤防等は、地震による震度4以上の揺れで地震前の25%の高さまで沈下するものとし、津波が越流した場合は、全て破壊され機能しないものとした。
- 3 初期潮位は満潮位とした。

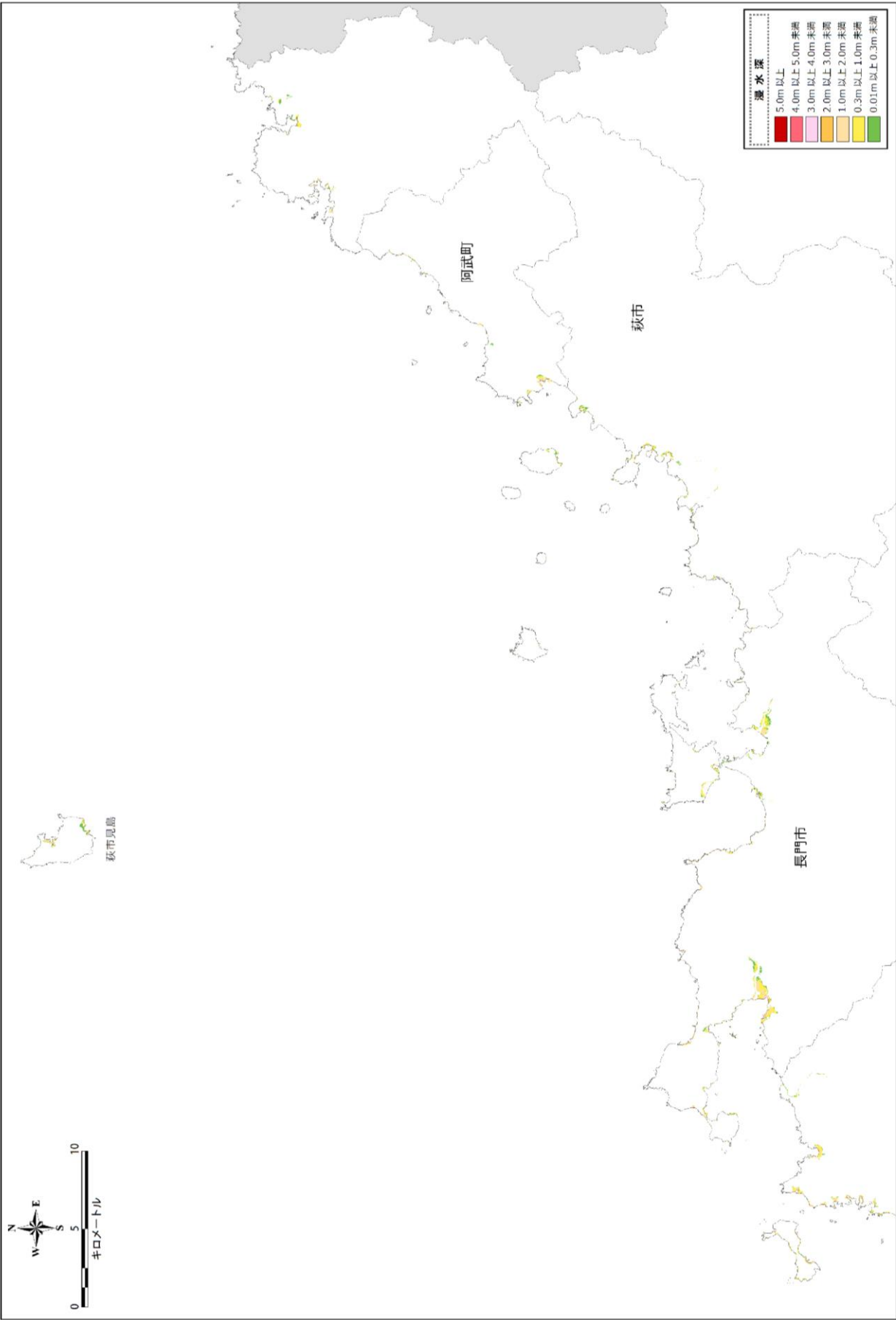
第2項 最大クラスの津波（発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）をもたらすと想定される地震

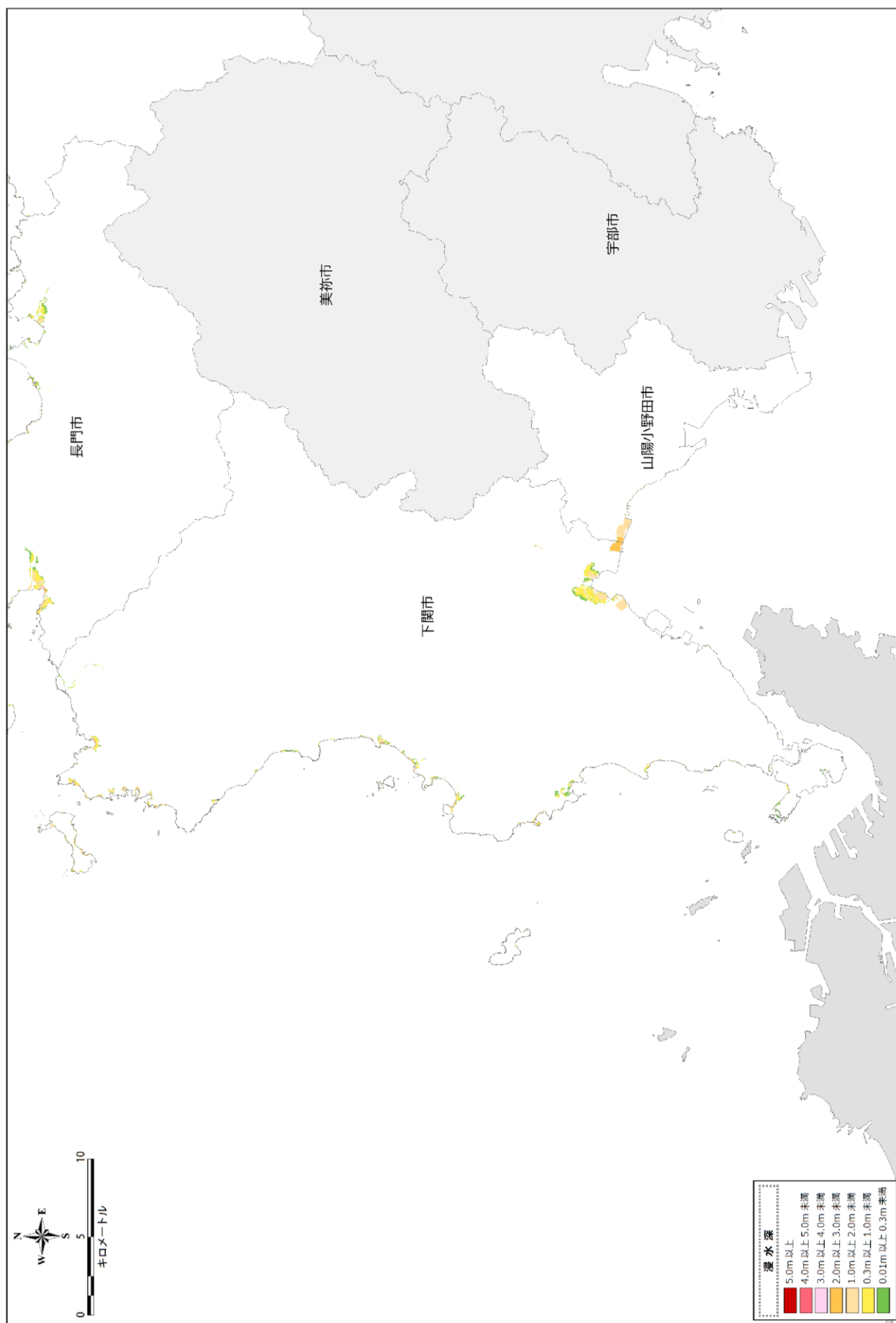
- 1 見島付近西部断層 規模： M_w （モーメントマグニチュード）＝7.16
- 2 見島北方沖西部断層 規模： M_w （モーメントマグニチュード）＝7.13
- 3 F60断層（西山断層及び北方延長部の断層）※ 規模： M_w （モーメントマグニチュード）＝7.59

※ 国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設定した津波断層モデル

第3項 津波浸水想定図（浸水域・浸水深）

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合、津波別に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）の中で最も大きい値を示したものの。





第4項 浸水面積

市町	県推計結果（単位：ha）					
	1cm 以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
下関市	669	531	268	76	*	－
萩市	210	146	58	14	－	－
長門市	384	293	132	36	*	－
阿武町	58	47	25	2	－	－
山陽小野田市	75	73	70	15	－	－
計	1,396	1,090	553	143	*	－

※見島付近西部断層、見島北方沖西部断層及びF60断層の地震による最大の場合

※「*」は1ha未満、「－」は浸水なし

第5項 見島付近西部断層、見島北方沖西部断層及びF60断層の地震による最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間

各港湾・漁港区域内の代表地点（背後に家屋等の多い地点）における最高津波水位等

市町	区域名	見島付近西部断層					見島北方沖西部断層					F60断層				
		最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響		最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響		最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響	
		(T.P.m)	うち(m) 津波波高		開始時間(分)	上昇 下降	(T.P.m)	うち(m) 津波波高		開始時間(分)	上昇 下降	(T.P.m)	うち(m) 津波波高		開始時間(分)	上昇 下降
下関市	下関漁港	1.3	0.2	82	81	上昇	1.3	0.2	105	103	上昇	1.5	0.4	67	52	下降
	安岡漁港	1.8	0.7	62	51	下降	1.6	0.5	127	95	上昇	2.1	1.0	71	33	下降
	小串漁港	2.0	1.0	48	44	下降	1.8	0.7	94	81	上昇	3.7	2.6	50	30	下降
	特牛港	2.1	1.2	39	36	下降	1.7	0.8	92	71	上昇	2.7	1.8	43	30	下降
	角島港	1.7	0.8	37	34	下降	1.7	0.8	89	70	上昇	2.7	1.8	49	30	下降
	阿川漁港	2.4	1.5	35	33	下降	1.7	0.7	126	66	上昇	3.2	2.3	52	39	下降
長門市	掛淵漁港	2.1	1.2	48	44	下降	1.6	0.6	95	76	上昇	3.4	2.5	65	47	下降
	川尻漁港	2.9	2.0	30	28	下降	1.8	0.9	75	60	上昇	1.8	0.9	53	45	下降
	黄波戸漁港	2.4	1.5	45	35	下降	2.1	1.1	97	65	上昇	1.7	0.8	64	56	下降
	湊漁港	2.8	1.9	43	39	下降	1.4	0.5	94	70	上昇	2.3	1.4	70	57	下降
	仙崎漁港	1.7	0.8	55	53	下降	1.8	0.9	119	75	上昇	1.5	0.6	86	72	下降
	野波瀬漁港	1.7	0.8	69	50	下降	2.0	1.0	110	74	上昇	1.5	0.6	98	68	下降
萩市	三見漁港	2.4	1.5	42	41	下降	2.3	1.4	84	70	上昇	1.6	0.7	73	65	下降
	萩港(浜崎)	2.1	1.1	47	43	下降	1.8	0.9	75	71	上昇	2.0	1.0	77	67	下降
	大井漁港	2.0	1.1	46	43	下降	1.5	0.6	73	69	上昇	2.0	1.1	78	72	下降
	見島漁港	1.4	0.8	18	17	下降	1.9	1.3	59	47	上昇	1.6	1.0	60	55	下降
	須佐漁港	2.1	1.2	84	44	下降	1.7	0.8	110	62	上昇	1.9	1.0	83	78	下降
	江崎漁港	2.0	1.0	75	49	下降	1.7	0.8	103	64	上昇	1.7	0.7	91	84	下降
阿武町	奈古漁港	3.0	2.0	45	43	下降	2.4	1.5	89	68	上昇	2.7	1.7	79	70	下降
	宇田郷漁港	2.2	1.3	44	41	下降	2.1	1.2	87	63	上昇	2.6	1.6	79	72	下降

※「最高津波水位」は、海岸線から沖合約30m地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第2位を切り上げ。

※「津波波高」は、津波水位から初期水位を引いたもので、地震による水位変化の値。

※ 到達時間、海面変動影響開始時間の値は小数点以下第1位を切り捨て。

第4章 被害想定

本県の地震防災対策を効果的かつ効率的に実施する上での基礎資料とするため、平成20年3月、県内に被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響を推計し、被害想定調査報告書を取りまとめた。

この取りまとめにあたっては、本県における地域特性を踏まえた被害想定を実施する上で、学識経験者、民間企業、NPO法人及び行政機関から構成する「山口県地震防災対策推進検討委員会」を設置し、専門的な立場からの意見等を得ながら検討を進めた。

その後、平成23年3月11日に震源域の長さが約400km以上、幅は約200kmで、最大の滑り量が20m以上であったと推定されるマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、死者・行方不明者は1万8千人を超えるなど未曾有の災害となったことから、本県の防災対策を改めて検証・検討することを目的に、同年6月、山口県防災会議の下に「大規模災害対策検討委員会」を設置し、本県で想定される地震を類型別に再検証した。

この再検証をもとに、平成24年4月に「山口県地震・津波防災対策検討委員会」を設置し、東北地方太平洋沖地震の甚大な被害による国の検討も踏まえ、新たに南海トラフ巨大地震や日本海側で最大クラスの津波を引き起こすと想定される地震の被害想定を実施した。

第1節 被害想定的前提条件

第1項 想定地震

1 主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%程度の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層のうち、大竹断層（岩国一五日市断層帯（岩国断層区間）を構成する断層の1つ）、菊川断層帯、大原湖断層と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。

2 日本海で想定される地震

本県の日本海側において、住民等の生命を守ることを最優先として、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を発生させる地震を想定し、被害想定を行った。

3 その他の断層による地震

◆想定地震の概要

1 主要な断層による地震

(1) 南海トラフ巨大地震（海溝型）

南海トラフに震源を有する地震は過去に100年～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。この地域に起こる地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。

国の地震調査研究推進本部によれば、令和2年1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%と予想されており、地震規模はM（マグニチュード）8～9クラスとされている。

南海トラフ地震については、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波断層モデルが設定されており、本県では、このモデルのうち本県で被害が最も大きくなるケースを対象に被害想定を実施した。想定地震の諸元は、中央防災会議と同様に設定するものとし、M9.0とする。

この地震は大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化被害や、高層ビル、石油タンク、長大橋梁など長周期の揺れに反応しやすい構造物への影響が大きいと考えられる。また、海底下の浅いところを震源とするため大規模な津波の発生を伴う。

○ 巨大地震の想定（南海トラフの巨大地震モデル検討会）

想定する震源断層域は、最新の研究成果を踏まえて作成したフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界面において、東側（駿河湾側）は駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯の領域を含む。）から、南西側（日向灘側）は九州・パラオ海嶺の北側付近でフィリピン海プレートが厚くなる領域までとされ、深さ方向には、トラフ軸からプレート境界面の深さ約 30km からそれよりもやや深い深部低周波地震が発生している領域まで（日向灘の領域はプレート境界面の深さ約 40km まで）とされている。

震源断層域の中で、強震断層モデルを検討する強震断層域は、プレート境界面の深さ 10km より深い領域とし、津波断層モデルを検討する津波断層域は、トラフ軸からプレート境界面の深さ 10km までの領域も含めることとされている。

○ 想定される災害の姿（大規模災害対策検討委員会）

ア 関連地震の発生

東北地方太平洋沖地震では、海溝型（本震および余震）、活断層地震（H23. 4. 11、福島県浜通りの地震、M7. 0、深さ 6 km、湯ノ岳断層と井戸沢断層）、スラブ内地震（H23. 4. 7、宮城県沖の地震、M7. 2、深さ 6 6 km）という 3 種類の地震がすべて発生している。

南海地震が発生すると、山口県の地殻は南東方向に伸長することが考えられるため、県内活断層のうち北東－南西方向の大原湖断層系、大竹断層（岩国－五日市断層帯）等では断層面に垂直に作用している圧縮応力が低下することに伴い摩擦強度が低下し、断層が滑りやすくなる。一方、北西－南東方向の菊川断層帯等では断層面に平行な方向のせん断応力が加わることから、この活断層も滑りやすくなる。また、スラブ内地震である安芸灘～伊予灘での地震の発生の可能性も高くなる。

事実、宝永地震（1707 年、東海・東南海・南海地震の 3 連動地震（M8. 6））の時、発生 23 日後に山口県徳地で大きな誘発地震（M5. 5）が発生している。これによって倒壊家屋 289 軒、死者 3 名の被害が発生した。

イ 液状化

(ア) 広範囲での液状化

東北地方太平洋沖地震でも発生したように、非常に長い継続時間の震動が起こり、揺れの繰り返し回数が多くなる。これにより、震源域から遠く離れたところまで大きな液状化被害を発生させる可能性がある。東北地方太平洋沖地震では、それまで液状化は発生しないと考えられていた震度 5 弱以下の地域でも液状化が発生している。

(イ) 液状化による被害

広範囲にわたる液状化の発生により、住宅の不同沈下をはじめ、上下水道、ガス、電気、通信などの埋設管路、ケーブル網などライフラインの麻痺を引き起こすなど、大きな被害を生じる可能性がある。

(ウ) 沿岸部・埋立地の液状化

継続時間が長い震動のため、沿岸工業地帯（大半が埋め立て地盤）の液状化の危険性がある。関係法令に基づき、一定の危険物貯蔵タンクや高圧ガスタンク等については、基礎及び地盤の液状化対策が講じられているが、例えばパイプなどの付帯設備との接合部や、現行法令が適用されない既設タンクの損傷等に注意が必要である。

液状化の発生によって、護岸構造物がその強度を失い、大規模の津波でなくても被害を免れない場合も考えられ、これを原因とする広範囲の浸水により、交通網の広域的な遮断、救助・救援活動への支障、帰宅難民の発生などが想定される。

(エ) 内陸部の液状化や盛土地盤の崩壊

沿岸部だけでなく、内陸部における湖沼・旧河道の若年埋立て地盤の液状化や丘陵地谷埋め盛土の滑り破壊などにも十分注意する必要がある。

ウ その他

(ア) 地震による土砂災害

中山間地域については、がけ崩れや土石流（山津波）など土砂災害の発生により、道路の被害による孤立化、河道閉塞、ダム湖への土砂流入、丘陵地の宅地造成地の被害などについても考慮が必要である。

(イ) スロッシング現象

2003 年十勝沖地震（M8. 0）において震央から 230 km 離れている苫小牧港の石油タンク 2 基で火災、7 基で浮屋根沈没の被害が生じたが、これはスロッシング現象（揺れの周期によって波が大きくなる現象）が原因と考えられる。本県は震源域から離れているが、沿岸部のコンビナートでもスロッシング現象による被害の発生も考慮する必要がある。

(2) 安芸灘～伊予灘の地震（スラブ内）

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約 50 km 以深で発生するスラブ内（プレート内）地震と考えられており、これまで 50～100 年の周期で M7 クラスの地震が発生している。平成 13 年（2001 年）芸予地震（M6.7）もこの地域で発生した地震である。

想定地震としては明治 38 年（1905 年）芸予地震規模の地震が再来するケースを想定するものとし、M7.25 と設定する。

○ 想定される災害の姿（大規模災害対策検討委員会）

ア 地震動・津波

(ア) 震源域の検討

震源域については現在想定的位置だけでなく、山口県寄りで発生する場合も念頭に置いておく必要がある。高知県は、南海地震について国よりもより厳しい想定、すなわち震源域を高知県側にずらして最悪の場合を想定している。

(イ) 地震の想定規模

現在想定では M7.25 としているが、過去の例から M7.4 程度の可能性もあり、その場合の県内震度の変化を考慮する必要がある。

(ウ) 津波の有無

この地震の震源の深さは 40～80 km と想定されるので、津波の発生は考えにくい。

イ 埋立地の液状化

沿岸工業地帯（大半が埋め立て地盤）の液状化の可能性が考えられ、その場合、県の東部を中心に、東南海・南海地震と同様の被害を念頭に置く必要がある。

(3) 県内活断層による地震

○ 想定される災害の姿（大規模災害対策検討委員会）

ア 地震動・津波

(ア) 海溝型地震との関連

県内で確認されている主な活断層による地震は、東海・東南海・南海地震の前後で発生する確率は高くなる。特に地震の後には地殻の応力（活断層の動きを拘束する力）が低下するため、地震は発生しやすくなることが考えられる。

(イ) 県央部での地震の影響

大原湖断層系の活断層が活動した場合、揺れの強さは兵庫県南部地震相当の非常に激しい揺れになるものと考えられる。その場合、山口市、宇部市東部に極めて大きな被害を生じ、県の中央部で交通網をはじめ様々なものが東西に分断されることになる。

(ウ) 津波の有無

山口県内の内陸部にある活断層による地震では津波は発生しない。

(エ) 大原湖断層系

主な活断層のうち、大竹断層及び菊川断層については、既に国や県によって現地調査が行われ、断層の活動状況等について評価されているところであり、将来的には、大原湖断層系についても、活動を評価し、被害想定を確かなものにする必要がある。その際、宇部南方沖断層帯（*1）との連動の可能性も調査する必要がある。

(注) *1 宇部南方沖断層

周防灘断層群を構成する断層帯の 1 つであり、ほぼ南北方向の活断層から構成され、長さは約 22 km である。横ずれを主体として西側隆起の成分を伴う。想定地震規模は M7.1 程度である。この断層帯については、その北方延長上の陸域にある宇部東部断層との関連性を検討する必要がある。

① 大竹断層（小方～小瀬断層）

県東部を北東～南西方向に走る『岩国～五日市断層帯』は、「大竹断層（小方～小瀬断層）」と「岩国断層」及びその間に存在する「甘木峠断層」から構成される。このうち、最も長さの長い「大竹断層（小方～小瀬断層）」を対象として、平成 4 年～平成 8 年末に詳細な調査が実施され、その結果は地質調査所（現（独）産業技術総合研究所地質調査総合センター）によって断層の長さは 20km 程度とするのが妥当であると報告されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、『岩国～五日市断層帯』としてそのはるか西方に位置する「徳山市北の断層」と「大河内断層」を含めたことにより、断層帯の長さを約 44km と評価している。しかし、本県の防災対策専門部会の意見に基づき、「徳山市北の断層」は『岩国～五日市断層帯』の走向と異なる点、「大河内断層」は『岩国～五日市断層帯』と確実度や調査精度の異なる断層である点から、本調査では「大竹断層（小方～小瀬断層）」のみを主要な断層による地震として設定し、「大河内断層」はその他の断層による地震として、別に設定する。したがって、断層諸元は新編日本の活断層を

参考に、「大竹断層（小方－小瀬断層）」の断層長さ 26 k m、M7.2 と設定する。

② 菊川断層

県西部では北西－南東方向に走る『菊川断層帯』は、「菊川断層」と「神田岬沖断層」から構成される。このうち、「菊川断層」の活動性を調査するため、山口県防災対策専門部会などによってトレンチ調査が実施されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、「菊川断層」と「神田岬沖断層」を一連の断層として『菊川断層帯』として断層帯の長さを約 114 k mとしている。しかし、「菊川断層」と「神田岬沖断層」は確実度や調査精度の異なる断層である点、本県の防災対策専門部会の調査に基づき「菊川断層」は3つに分けられる可能性がある点等を考え、本調査では「菊川断層」のみを主要な断層による地震として設定する。したがって、断層諸元は「新編日本の活断層」を参考に、「菊川断層」の断層長さ 21 k m、M7.0 と設定する。

③ 大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）

『大原湖断層系』は、雁行状に配列する7本の断層から構成されている。これらの活断層の性状と最新活動時期を下表に示す。

『大原湖断層系』を構成する断層

断層名	走向	長さ (k m)	平均鉛直 変位速度 (m/千年)	横ずれ 変位 (M)	最新活動時期	活動間隔
大原湖	ENE	22	—	—	約3,200年以前	
木戸山西方	NE～NNE	4.5+	0.01	90	約3,500年以降	24,000年以上
山口盆地北西	ENE	12	0.075	—	後期更新世以降	
吉敷川	N-S	4	—	—	高位段丘堆積物堆積後	
下郷	NNE	9	—	50～100	3,500年～4,500年	21,000年程度
宇部東部	NNE	11	—	—	11,500年～400年前	
仁保川	NE	10	—	—	不明	

*出典 金折 裕司，山口県の活断層，2005

このうち、県中央部の山口盆地に位置し、山口市の中心市街地において多くの被害が想定される「山口盆地北西縁断層」を主要な断層による地震として設定する。断層諸元は「山口県の活断層」を参考に、断層長さ 12 k m、M6.6 と設定する。

④ 大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）

同じ方向で「山口盆地北西縁断層」の南部に位置し、『大原湖断層系』を構成する「宇部東部断層」と「下郷断層」について、山口市から宇部市にかけて多くの被害が想定される二つの断層が同時に活動する場合を設定した。

したがって、断層諸元は「山口県の活断層」を参考に、断層長さ 20 k m、M7.0 と設定する。

⑤ 中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）

国が長期評価を行っている中央構造線断層帯を構成する5区間の活断層の一つであり、今後30年以内の発生確率はほぼ0～0.4%（M8.0程度若しくはそれ以上）とされ、日本の活断層の中では発生確率がやや高いグループに属している。

本活断層による地震が発生した場合には周防大島町などの県東部沿岸地域での影響が大きいと考えられる。

断層諸元は国の長期評価を参考に、断層長さ 130 k m、M8.0 と設定する。

2 日本海で想定する地震

本県の日本海沿岸で最大クラスの津波を引き起こす断層として、科学的知見に基づき、「山口県地震・津波防災対策検討委員会」が設定した「見島付近西部断層」及び「見島北方沖西部断層」に加え、国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設定した「F60断層（西山断層及び北方延長部の断層）」のいずれも活断層型の地震を想定する。

① 見島付近西部断層

地質調査所「海洋地質図」においては、見島付近に伏在断層及び推定断層が掲載されている。山口県地震・津波防災対策検討委員会においては、地質調査所の音波探査記録等をもとに、独自に断層モデル

を設定し、断層諸元は断層長さ 40 km、M7.5 と設定する。

② 見島北方沖西部断層

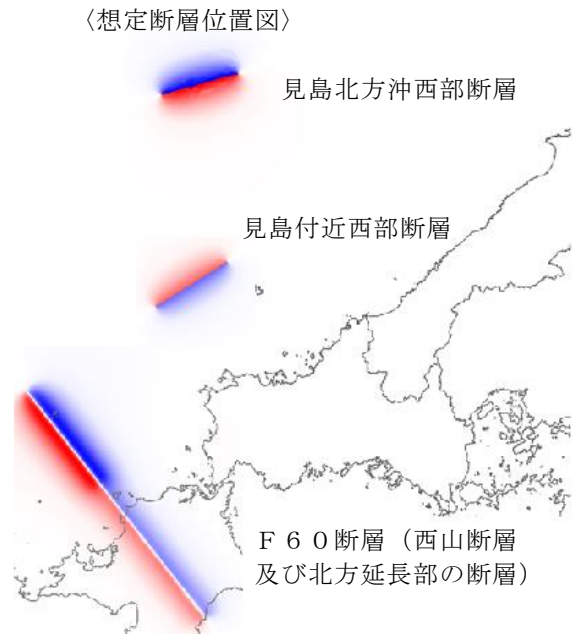
活断層研究会の「新編 日本の活断層」では、見島北方沖に推定断層とされる断層が掲載されている。山口県地震・津波防災対策検討委員会においては、地質調査所の音波探査記録等をもとに、独自に断層モデルを設定し、断層諸元は断層長さ 38 km、M7.5 と設定する。

③ F60断層（西山断層及び北方延長部の断層）

国（国土交通省、内閣府、文部科学省）が設置した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」においてF60断層（西山断層及び北方延長部の断層）が設定されている。

西山断層帯は、地震調査研究推進本部の評価では、福岡県宗像市沖ノ島付近から朝倉市にかけて分布する活断層帯で、その形態などから、長さ約 38km の大島沖区間、長さ約 43km の西山区間及び長さ約 29km の嘉麻峠区間に区分され、全体としては約 110km の長さとなっている。

国の検討会では、海域と陸域を接続した上で北西方向に延長した、断層長さ 137 km、Mw7.59 の断層モデルが設定されている。



3 その他の断層による地震

主な活断層以外の活断層についても、活動した場合には、局所的に大きな揺れと被害を生じる。

① 洪水断層

「新編日本の活断層」(1991)に記載されている断層で、長門市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は「新編日本の活断層」を参考に、断層長さ 15 km、M6.8 と設定する。

② 厚狭東方断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、山陽小野田市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 9.4 km、M6.5 と設定する。

③ 萩北断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、萩市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 14.6 km、M6.8 と設定する。

④ オヶ峠断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、美東町、秋芳町において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 16.8 km、M6.9 と設定する。

⑤ 徳佐一地福断層

「山口県の活断層」に記載されている断層で、『大原湖断層系』の北東延長部に位置する断層であり、島根県と山口県の県境に位置する野坂峠から南西に延び、阿東町徳地と地福を経て木戸山西方に至る。阿東町において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は「山口県の活断層」と「山口県地質図」を参考に、断層長さ 25.1 km、M7.2 と設定する。

⑥ 周防灘断層帯

平成 28 年 7 月に国の地震調査研究推進本部により長期評価が公表されている断層で、今後 30 年間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属するとされており、周南市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 44.1 km、M7.6 と設定する。

⑦ 佐波川断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、防府市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 34.4 km、M7.4 と設定する。

⑧ 大河内断層

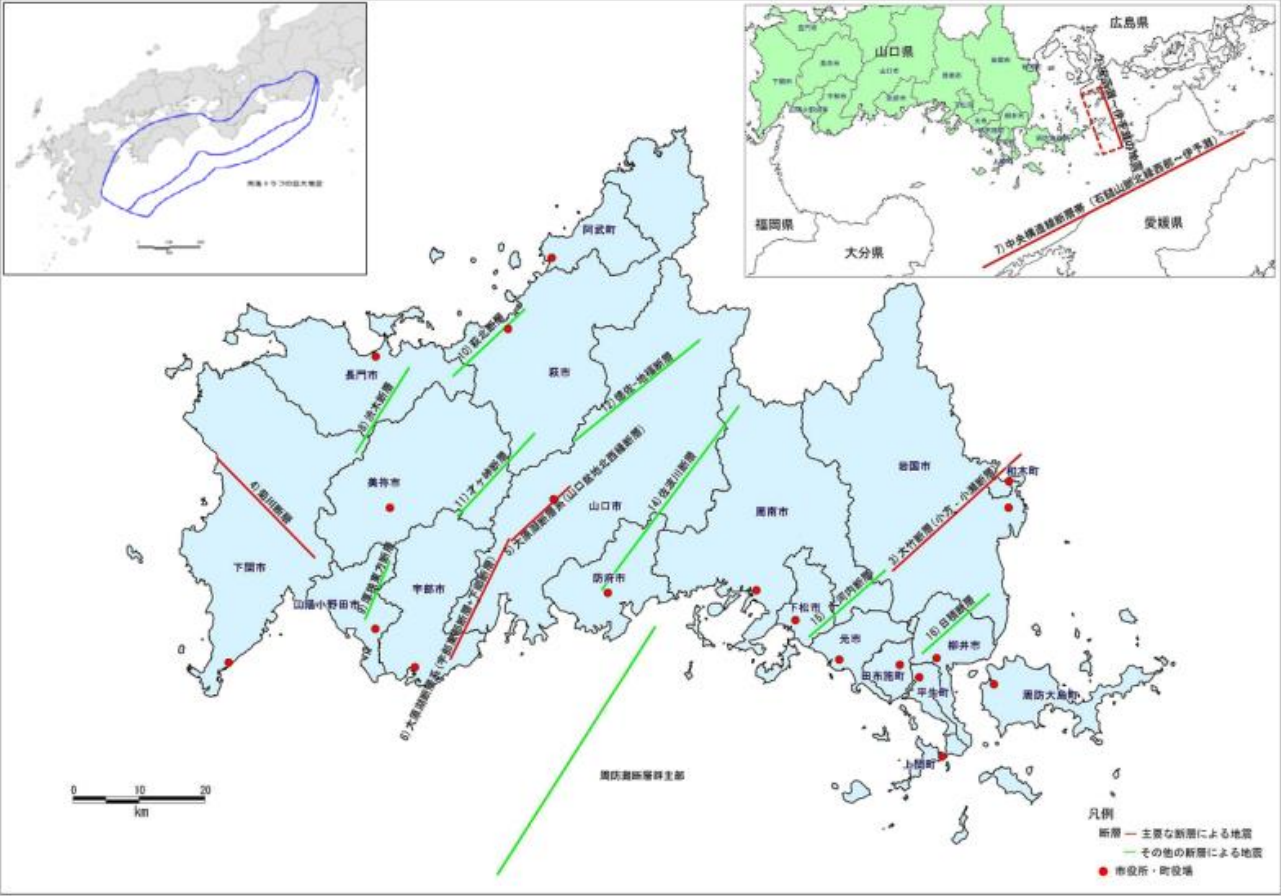
国の地震調査研究推進本部で、『岩国－五日市断層帯』を構成する断層の一つとして「大河内断層」を含めている。本調査では、「大河内断層」は『岩国－五日市断層帯』と確実度や調査精度の異なる断

層である点から、別に設定する。下松市、光市において地震動最大となる断層として設定する。したがって、断層諸元は新編日本の活断層を参考に、断層長さ 15.1 km、M6.8 と設定する。

⑨ 日積断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、柳井市、田布施町、平生町において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 13.4 km、M6.7 と設定する。

＜想定地震位置図＞



第2項 発災季節と発災時刻

1 南海トラフ巨大地震及び日本海で想定する地震

地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する想定とする。火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の2ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の深夜 風速 3m/s 風速15m/s	・ 阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 ・ 建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。 ・ また、津波からの避難が遅れることにもなる。	夜間人口
②	夏の昼12時 風速 3m/s 風速15m/s	・ オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する人が多い。 ・ 海水浴をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。 ・ 木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。	昼間人口

③	冬の夕方 18 時 風速 3m/s 風速15m/s	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。	$(0.6 \times \text{昼間人口})$ $+$ $(0.4 \times \text{夜間人口})$

2 その他の地震

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は県民の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の3ケースを想定した。

風速については、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の2ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の早朝 5 時 風速 3m/s 風速15m/s	・阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 ・建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。	夜間人口
②	冬の昼 12 時 風速 3m/s 風速15m/s	・家事や暖房で最も火気の頻度が高く、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。 ・外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。	昼間人口
③	冬の夕方 18 時 風速 3m/s 風速15m/s	・屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。	$(0.6 \times \text{昼間人口})$ $+$ $(0.4 \times \text{夜間人口})$

第2節 被害想定結果

各想定地震による被害の概要は以下のとおりである。

1 南海トラフ巨大地震

想定項目		想定地震	南海トラフ巨大地震
		地震規模	M9.0
		地震タイプ	プレート間
地震動・液状化	最大震度	6 強	
	震度 6 弱以上のエリア位置	岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町	
	震度 6 弱以上のエリア面積	県全面積の 1.9%	
	震度 5 弱及び強のエリア面積	県全面積の 44.7%	
	液状化危険度がかなり高い面積 (PL>15)	県全面積の 1.6%	
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	402箇所
		地すべり	31箇所
		山腹崩壊	91箇所
津波	最高津波水位（重ね合わせ） 最高津波の到達時間（重ね合わせ） 1 cm以上の浸水面積	T. P. + 3.8m(下関市、柳井市、平生町) 最短で約 2 時間 8,069ha	
建物被害 （被害が最大）	全壊の主な原因（割合）		津波 (59%)、液状化 (30%)
	全壊棟数・焼失棟数（うち津波が原因）＊		5,926棟 (3,454棟)
	【焼失棟数】		31棟
	半壊棟数（うち津波が原因）		43,021棟 (32,968棟)
人的被害 （被害が最大）	死者の主な原因（割合）		津波 (95%)
	死者数（うち津波が原因）＊＊		614人 (582人)
	負傷者数（うち建物倒壊、津波が原因）＊＊＊		1,477人 (1,353人、118人)
	重傷者数（うち建物倒壊、津波が原因）＊		98人 (55人、40人)
	避難行動要支援者 ＊＊＊		17人
	自力脱出困難者 ＊＊＊		85人
	津波被害に伴う要救助者 ＊＊		1,438人
ライフイン施設被害	上水道（直後の断水人口）		210,612人
	下水道（直後の機能支障人口）		6,275人
	電力（直後の停電軒数）＊		14,432軒
	通信（直後の固定電話不通回線数）＊		9,381回線
	ガス（直後の供給停止戸数）		0戸
交通施設被害	緊急輸送道路（被害箇所数）		41箇所
	道 路 （被害箇所数）	津波浸水域外	344箇所
		津波浸水域	115箇所
	鉄 道 （被害箇所数）	津波浸水域外	188箇所
		津波浸水域	52箇所
	港湾（被害度がかなり高い岸壁数）		4岸壁
生活支障	避難者（１日後の避難者数）＊		167,643人
	帰宅困難者数（平日の昼間）		57,154人
	物資不足量（１日後の食糧不足量）＊		不足しない
	仮設トイレ不足量（１日後の必要基数）＊		不足しない
	医療機能支障（医療需要過不足数）		不足しない
その他施設等被害	石油コンビナート（被害箇所数）		60箇所
	孤立集落（孤立世帯数）		1,818世帯
	重要施設（機能支障可能性がある施設数）＊		27箇所
	ため池（破堤による災害発生の危険性が高い箇所数）		6箇所
	災害廃棄物 発生量＊	災害廃棄物	61万トン
		津波堆積物	222～471万トン
	道路閉塞（道路リンク閉塞率）の多い市町		山口市、岩国市、周防大島町、和木町
経済被害	直接被害 ＊		約 1.2 兆円

※ 被害は山口県全域での集計値

※ ＊ : 冬の夕方 18 時かつ風速 15 m/s の場合の被害量

※ ＊ ＊ : 夏の昼 12 時かつ風速 15 m/s の場合の被害量

※ ＊ ＊ ＊ : 冬の深夜かつ風速 15 m/s の場合の被害量

2 日本海で想定される地震

想定項目		想定地震	見島付近西部断層	見島北方沖西部断層	F60断層(西山断層及び北方延長部の断層)
		地震規模	M7.5	M7.5	Mw7.6
		地震タイプ	活断層型地震 (内陸(地殻内)地震)	活断層型地震 (内陸(地殻内)地震)	活断層型地震 (内陸(地殻内)地震)
地震動・液状化	最大震度		6弱	4	5強
	震度6弱以上のエリア位置		萩市見島	—	—
	震度6弱以上のエリア面積		県全面積の0%	県全面積の0%	県全面積の0%
	震度5弱及び強のエリア面積		県全面積の2.1%	県全面積の0%	県全面積の1.9%
	液状化危険度がかなり高い面積(PL>15)		県全面積の0%	県全面積の0%	県全面積の0%
土砂災害	発生危険度が 高い箇所	急傾斜地崩壊	0箇所	0箇所	7箇所
		地すべり	2箇所	0箇所	3箇所
		山腹崩壊	0箇所	0箇所	0箇所
津波	最高津波水位(代表地点)		T. P. +3.0m(阿武町)	T. P. +2.4m(阿武町)	T. P. +3.7m(下関市)
	最高津波の到達時間		最短で約20分	最短で約60分	最短で約40分
	1cm以上の浸水面積(重ね合わせ)		1,396ha	1,396ha	1,396ha
建物被害 (被害が最大)	全壊の主な原因(割合)		津波(83%)	津波(100%)	津波(83%)
	全壊棟数・焼失棟数(うち津波が原因)		69棟(57棟)	26棟(26棟)	352棟(293棟)
	【焼失棟数】		0棟	0棟	0棟
	半壊棟数(うち津波が原因)		1,576棟(1,516棟)	876棟(876棟)	3,379棟(3,192棟)
人的被害 (被害が最大)	死者の主な原因(割合)		津波(97%)	津波(100%)	津波(95%)
	死者数(うち津波が原因)**		29人(28人)	14人(14人)	81人(77人)
	負傷者数(うち建物倒壊、津波が原因)**		23人(5人、17人)	11人(0人、11人)	14人(7人、2人)
	重傷者数(うち建物倒壊、津波が原因)**		7人(0人、6人)	4人(0人、4人)	4人(0人、1人)
	避難行動要支援者**		0人	0人	2人
	自力脱出困難者*		0人	0人	0人
	津波被害に伴う要救助者***		2人	0人	18人
ライフライン施設被害	上水道(直後の断水人口)		236人	0人	1,007人
	下水道(直後の機能支障人口)		185人	0人	1,193人
	電力(直後の停電軒数)*		231軒	32軒	897軒
	通信(直後の固定電話不通回線数)*		134回線	24回線	476回線
	ガス(直後の供給停止戸数)		0戸	0戸	0戸
交通施設被害	緊急輸送道路(被害箇所数)		3箇所	0箇所	7箇所
	道 路 (被害箇所数)	津波浸水域外	14箇所	0箇所	19箇所
		津波浸水域	14箇所	8箇所	19箇所
	鉄 道 (被害箇所数)	津波浸水域外	9箇所	0箇所	14箇所
		津波浸水域	3箇所	1箇所	7箇所
	港湾(被害度がかなり高い岸壁数)		0岸壁	0岸壁	3岸壁
生活支障	避難者(1日後の避難者数)*		24,648人	19,594人	34,816人
	帰宅困難者数(平日の昼間)		7,613人	0人	16,080人
	物資不足量(1日後の食糧不足量)*		不足しない	不足しない	不足しない
	仮設トイレ不足量(1日後の必要基数)*		不足しない	不足しない	不足しない
	医療機能支障(医療需要過不足数)		不足しない	不足しない	不足しない
その他施設等被害	石油コンビナート(被害箇所数)		0箇所	0箇所	0箇所
	孤立集落(孤立世帯数)		0世帯	0世帯	0世帯
	重要施設(機能支障可能性がある施設数)*		0箇所	0箇所	0箇所
	ため池(破堤による災害発生の危険性が高い箇所数)		0箇所	0箇所	0箇所
	災害廃棄物 発生量*	災害廃棄物	0万トン	0万トン	4万トン
		津波堆積物	23~50万トン	11~22万トン	31~66万トン
	道路閉塞(道路リンク閉塞率)の多い市町		—	—	—
経済被害	直接被害*		297億円	148億円	766億円

※ 被害は山口県全域での集計値

※ * : 何れの条件でも同じ被害量

※ ** : 冬の深夜かつ風速15m/sの場合の被害量

※ *** : 夏の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

※ **** : 冬の夕方18時かつ風速15m/sの場合の被害量

3 その他地震

想定項目	想定手法	被害量	想定地震	安芸灘～伊予灘 の地震
			地震規模	M7.25
			地震タイプ	スラブ内（プレート内）
地震動・液状化	①地震タイプ、地震規模、震源からの距離により硬質地盤での地震動を算定 ②硬質地盤～地表面の地盤状況に応じた地震動の増幅を考慮し、地表面での震度を算定 ③震度と地盤の土質状況から液状化危険度を判定	最大震度		6弱
		震度6弱以上のエリア位置		周防大島町、岩国市、柳井市
		震度6弱以上のエリア面積		県全面積の0.1%
		震度5弱及び強のエリア面積		県全面積の44.1%
		液状化危険度がかなり高い面積(PL>15)		県全面積の0.2%
土砂災害	①急傾斜地崩壊、地すべり、山腹崩壊の各危険箇所の耐震性と震度分布から、発生危険度を判定	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	160箇所
			地すべり	30箇所
			山腹崩壊	72箇所
津波	①中央防災会議の公開データを参照	津波高さ、到達時間、浸水深		—
建物被害	①揺れ、液状化、土砂災害、火災、津波の原因による被害を木造・非木造ごとに算定 ②火災による被害は、揺れによる全壊棟数から出火箇所を想定し、消防力運用による消火を考慮して焼失棟数を算定	全壊の主な原因（割合）		液状化(64%)
		全壊棟数		902棟
		半壊棟数		4,540棟
		焼失棟数 *		—
人的被害	建物倒壊（屋内収容物移動・転倒を含む）、土砂災害、火災、津波、ブロック塀等の倒壊、自動販売機の転倒、屋外落下物を原因とする死者、負傷者、重傷者を市町ごとに算定	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の早朝5時
		上記ケースの死者の主な原因（割合）		土砂災害(71%)
		上記ケースの死者数		31人
		上記ケースの負傷者数		339人
		上記ケースの重傷者数（負傷者の内数）		45人
		災害時要援護者数 **		10人
		自力脱出困難者（冬の早朝5時）		3人
ライフライン施設被害	上水道、下水道、電力、通信、ガス施設の現況を把握し、地震動、液状化危険度の想定結果から被害を想定	上水道（1日後の断水人口）		65,584人
		下水道（機能支障人口）		72,177人
		電力（停電軒数）（1日後）*		2,831軒
		通信（固定電話不通回線数）*		2回線
		ガス（供給停止世帯数）		—
交通施設被害	道路、鉄道、港湾、空港施設の現況を把握し、地震動、液状化危険度の想定結果から被害を想定	緊急輸送道路（被害箇所数）		21箇所
		道路（橋梁・高架橋の被害箇所数）		—
		鉄道（橋梁・高架橋の被害箇所数）		—
		港湾（被害度がかなり高い岸壁数）		7岸壁
		空港（山口宇部空港位置の震度）		5弱
生活支障	①住宅・ライフライン被害から避難者を想定 ②震度5以上となる市町を対象に自宅までの距離10km以上の滞留者を帰宅困難者数と想定 ③避難所で生活する避難者数から物資・仮設トイレの需要・不足量を想定 ④医療施設被害と、想定される人的被害から医療機能の過不足について想定	避難者（1日後の避難所生活者数）*		約18,000人
		帰宅困難者数（平日の昼間）		67,490人
		物資不足量（1日後の食糧需要）*		約4.8万食/日
		仮設トイレ不足量（1日後の必要基数）*		178基
		医療機能支障（医療需要過不足数）*		不足しない
その他施設等被害	①震度6弱以上となる石油コンビナート地区の危険物施設数から被害箇所を算定 ②震災時の7次経路の寸断によって孤立する可能性のある集落を想定 ③重要施設（災害対策拠点、避難拠点、医療拠点）の建物耐震性に地震動、液状化危険度、火災の想定結果を考慮して地震時の使用性を判定 ④ため池の堤体・基礎地盤の耐震性と地震動の想定結果から危険度を判定 ⑤建物被害棟数と原単位から廃棄物発生量を想定	石油コンビナート（被害箇所数）		—
		孤立集落（孤立世帯数）		1,217世帯
		重要施設（機能支障可能性がある施設）*	災害対策拠点	1箇所
			避難拠点	3箇所
			医療拠点	—
		ため池（破堤による被害影響人口）		—
経済被害	①物的被害の被害量×復旧費用原単位により直接被被害額を推計 ②地震による生産活動の低下がもたらす生産の減少額（間接被害）を推計	直接被被害 *		約0.2兆円
		間接被害 *		約0.2兆円
		合計 *		約0.4兆円
		震災廃棄物発生量 *		49万m ³

* : 冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

** : 冬の早朝5時かつ風速15m/sの場合の被害量

大竹断層 (小方ー小瀬断層)	菊川断層	大原湖断層系 (山口盆地北西縁断層)	大原湖断層系 (宇部東部断層＋下郷断層)	中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部～伊予灘)
M7. 2	M7. 0	M6. 6	M7. 0	M8. 0
内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）
7	7	6 強	7	6 強
和木町、光市、岩国市など 9 市町	下関市、山陽小野田市、美祢市など 5 市	山口市、宇部市、美祢市、萩市	宇部市、山口市、美祢市など 6 市	上関町、周防大島町、平生町など 10 市町
県全面積の 15. 7%	県全面積の 10. 8%	県全面積の 3. 8%	県全面積の 10. 5%	県全面積の 3. 8%
県全面積の 45. 2%	県全面積の 36. 8%	県全面積の 39. 8%	県全面積の 61. 3%	県全面積の 88. 2%
県全面積の 0. 9%	県全面積の 0. 5%	県全面積の 0. 3%	県全面積の 0. 8%	県全面積の 0. 6%
1, 801箇所	1, 248箇所	341箇所	758箇所	480箇所
69箇所	63箇所	11箇所	22箇所	48箇所
309箇所	158箇所	63箇所	172箇所	177箇所
—	—	—	—	—
揺れ (83%)	揺れ (57%)	揺れ (86%)	揺れ (85%)	液状化 (52%)
21, 454棟	4, 620棟	6, 545棟	15, 303棟	2, 470棟
41, 568棟	16, 705棟	18, 091棟	42, 305棟	12, 116棟
5, 030棟	553棟	2, 227棟	3, 944棟	402棟
冬の早朝 5 時	冬の早朝 5 時	冬の昼 1 2 時	冬の早朝 5 時	冬の早朝 5 時
建物倒壊 (76%)	建物倒壊 (72%)	建物倒壊 (65%)	建物倒壊 (84%)	土砂災害 (54%)
1, 507人	245人	506人	1, 000人	97人
4, 789人	2, 076人	2, 543人	6, 557人	922人
931人	211人	322人	755人	106人
479人	76人	119人	304人	34人
2, 920人	540人	968人	2, 451人	61人
280, 122人	229, 220人	112, 962人	349, 990人	139, 572人
120, 151人	122, 591人	87, 221人	170, 071人	158, 467人
81, 584軒	22, 329軒	64, 630軒	60, 795軒	9, 234軒
3, 902回線	397回線	1, 602回線	3, 126回線	219回線
—	—	26, 303世帯	14, 198世帯	—
44箇所	31箇所	25箇所	35箇所	34箇所
465箇所	50箇所	160箇所	204箇所	2箇所
237箇所	1箇所	—	109箇所	—
35岸壁	14岸壁	4岸壁	17岸壁	25岸壁
5 弱	5 強	5 強	6 強	5 強
約 91, 000人	約 65, 000人	約 39, 000人	約 107, 000人	約 38, 000人
79, 543人	65, 014人	65, 014人	81, 409人	82, 610人
約 25. 4 万食/日	約 17. 4 万食/日	約 10. 8 万食/日	約 29. 5 万食/日	約 10. 3 万食/日
909基	645基	388基	1, 069基	384基
838人分不足	不足しない	133人分不足	245人分不足	不足しない
197箇所	—	—	2箇所	—
1, 854世帯	533世帯	116世帯	309世帯	1, 800世帯
12箇所	18箇所	8箇所	18箇所	8箇所
113箇所	32箇所	15箇所	48箇所	32箇所
4箇所	7箇所	—	1箇所	3箇所
820人	1, 849人	1, 407人	10, 794人	150人
629万m ³	188万m ³	236万m ³	538万m ³	128万m ³
約 2. 2 兆円	約 0. 8 兆円	約 0. 6 兆円	約 1. 5 兆円	約 0. 6 兆円
約 1. 3 兆円	約 0. 8 兆円	約 0. 5 兆円	約 1. 1 兆円	約 0. 7 兆円
約 3. 5 兆円	約 1. 6 兆円	約 1. 2 兆円	約 2. 6 兆円	約 1. 3 兆円

* : 冬の昼 1 2 時かつ風速 1 5 m/s の場合の被害量

** : 冬の早朝 5 時かつ風速 1 5 m/s の場合の被害量

想定 項目	被害量		想定地震	洪水断層	厚狭東方断層	萩北断層
			地震規模	M6.8	M6.5	M6.8
			地震タイプ	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）
地震動・ 液状化	最大震度		6 弱		6 弱	6 強
	震度 6 弱以上のエリア位置		長門市、美祢市、下関市、萩市		山陽小野田市、宇部市、美祢市	萩市、美祢市、長門市、阿武町
	震度 6 弱以上のエリア面積		県全面積の5.2%		県全面積の1.2%	県全面積の4.4%
	震度 5 弱及び強のエリア面積		県全面積の46.8%		県全面積の24.7%	県全面積の52.1%
	液状化危険度がかなり高い面積 (PL>15)		県全面積のわずか		県全面積の0.1%	県全面積の0.1%
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	546箇所		75箇所	437箇所
		地すべり	27箇所		7箇所	10箇所
		山腹崩壊	93箇所		55箇所	106箇所
津波	津波高さ、到達時間、浸水深		—		—	—
建物被害	全壊の主な原因（割合）		液状化 (41%)		液状化 (74%)	揺れ (60%)
	全壊棟数		911棟		672棟	2,323棟
	半壊棟数		4,769棟		3,858棟	7,777棟
	焼失棟数 *		—		—	743棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の早朝 5 時		冬の早朝 5 時	冬の早朝 5 時
	上記ケースの死者の主な原因（割合）		土砂災害 (58%)		建物倒壊 (69%)	建物倒壊 (79%)
	上記ケースの死者数		43人		16人	119人
	上記ケースの負傷者数		418人		358人	781人
	上記ケースの重傷者数（負傷者の内数）		50人		30人	89人
	災害時要援護者数 **		13人		5人	37人
	自力脱出困難者（冬の早朝5時）		28人		18人	204人
ライフライン施設被害	上水道（1日後の断水人口）		36,395人		50,442人	46,373人
	下水道（機能支障人口）		81,594人		66,302人	53,957人
	電力（停電軒数）（1日後）*		4,507軒		3,732軒	28,637軒
	通信（固定電話不通回線数）*		12回線		9回線	510回線
	ガス（供給停止世帯数）		—		—	—
交通施設被害	緊急輸送道路（被害箇所数）		29箇所		13箇所	28箇所
	道路（橋梁・高架橋の被害箇所数）		—		—	105箇所
	鉄道（橋梁・高架橋の被害箇所数）		—		—	1箇所
	港湾（被害度がかなり高い岸壁数）		1岸壁		9岸壁	3岸壁
	空港（山口宇部空港位置の震度）		5 強		5 強	5 弱
生活支障	避難者（1日後の避難所生活者数）*		約11,000人		約14,000人	約15,000人
	帰宅困難者数（平日の昼間）		63,002人		51,233人	63,002人
	物資不足量（1日後の食糧需要）*		約3.0万食/日		約3.8万食/日	約4.1万食/日
	仮設トイレ不足量（1日後の必要基数）*		112基		141基	148基
	医療機能支障（医療需要過不足数）*		不足しない		不足しない	29人分不足
その他施設等被害	石油コンビナート（被害箇所数）		—		—	—
	孤立集落（孤立世帯数）		984世帯		60世帯	1,150世帯
	重要施設（機能支障可能性がある施設）*	災害対策拠点	5箇所		2箇所	17箇所
		避難拠点	19箇所		12箇所	23箇所
		医療拠点	—		1箇所	4箇所
	ため池（破堤による被害影響人口）		1,030人		122人	—
	震災廃棄物発生量 *		50万m3		38万m3	94万m3

オケ峠断層	徳佐一地福断層	周防灘断層群主部	佐波川断層	大河内断層	日積断層
M6.9	M7.2	M7.6	M7.4	M6.8	M6.7
内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）
6弱	7	6強	6強	6強	6強
美祢市、宇部市、 萩市、山口市	山口市、萩市、阿 武町など6市町	防府市、山口市、 周南市など9市町	防府市、山口市、 周南市など8市町	下松市、光市、周 南市など6市町	柳井市、田布施町、 平生町など7市町
県全面積の8.7%	県全面積の19.6%	県全面積の13.6%	県全面積の24.9%	県全面積の6.0%	県全面積の3.7%
県全面積の62.9%	県全面積の75.9%	県全面積の86.2%	県全面積の74.3%	県全面積の35.4%	県全面積の22.4%
県全面積の0.3%	県全面積の0.8%	県全面積の1.1%	県全面積の1.1%	県全面積の0.4%	県全面積の0.3%
667箇所	1,326箇所	1,144箇所	1,603箇所	951箇所	537箇所
18箇所	32箇所	61箇所	57箇所	30箇所	34箇所
161箇所	266箇所	357箇所	363箇所	221箇所	118箇所
—	—	—	—	—	—
液状化(53%)	揺れ(72%)	揺れ(65%)	揺れ(72%)	揺れ(73%)	揺れ(37%)
1,341棟	6,876棟	9,225棟	11,415棟	5,966棟	2,146棟
8,893棟	19,827棟	41,098棟	42,700棟	19,303棟	10,497棟
—	1,076棟	2,199棟	2,582棟	1,303棟	436棟
冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時
土砂災害(54%)	建物倒壊(85%)	建物倒壊(80%)	建物倒壊(85%)	建物倒壊(83%)	建物倒壊(55%)
48人	392人	471人	630人	334人	96人
745人	1,698人	5,149人	5,689人	2,639人	855人
67人	223人	437人	569人	277人	70人
15人	119人	144人	192人	104人	30人
40人	528人	1,275人	1,708人	854人	121人
82,127人	122,429人	421,542人	340,423人	165,808人	128,309人
126,677人	162,255人	215,168人	211,328人	91,599人	54,485人
6,867軒	15,967軒	71,327軒	58,324軒	24,348軒	8,122軒
17回線	711回線	1,727回線	1,794回線	890回線	345回線
—	—	—	44,776世帯	7,863世帯	—
36箇所	60箇所	51箇所	63箇所	25箇所	16箇所
—	106箇所	146箇所	289箇所	93箇所	8箇所
—	1箇所	4箇所	46箇所	102箇所	—
6岸壁	12岸壁	43岸壁	39岸壁	21岸壁	7岸壁
5強	5強	6弱	6弱	5弱	4
約24,000人	約40,000人	約121,000人	約104,000人	約52,000人	約35,000人
80,397人	82,399人	82,610人	82,610人	67,490人	30,554人
約6.5万食/日	約11.0万食/日	約33.1万食/日	約28.7万食/日	約14.3万食/日	約9.3万食/日
240基	399基	1,215基	1,043基	520基	347基
不足しない	不足しない	40人分不足	273人分不足	不足しない	不足しない
—	—	478箇所	5箇所	21箇所	—
469世帯	1,369世帯	1,364世帯	1,132世帯	688世帯	439世帯
5箇所	23箇所	34箇所	34箇所	6箇所	6箇所
18箇所	51箇所	187箇所	178箇所	43箇所	49箇所
—	—	2箇所	1箇所	1箇所	—
—	1,643人	6,815人	13,167人	2,168人	820人
86万m3	245万m3	440万m3	483万m3	234万m3	111万m3

* : 冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

** : 冬の早朝5時かつ風速15m/sの場合の被害量

第 2 編

災 害 予 防 計 画

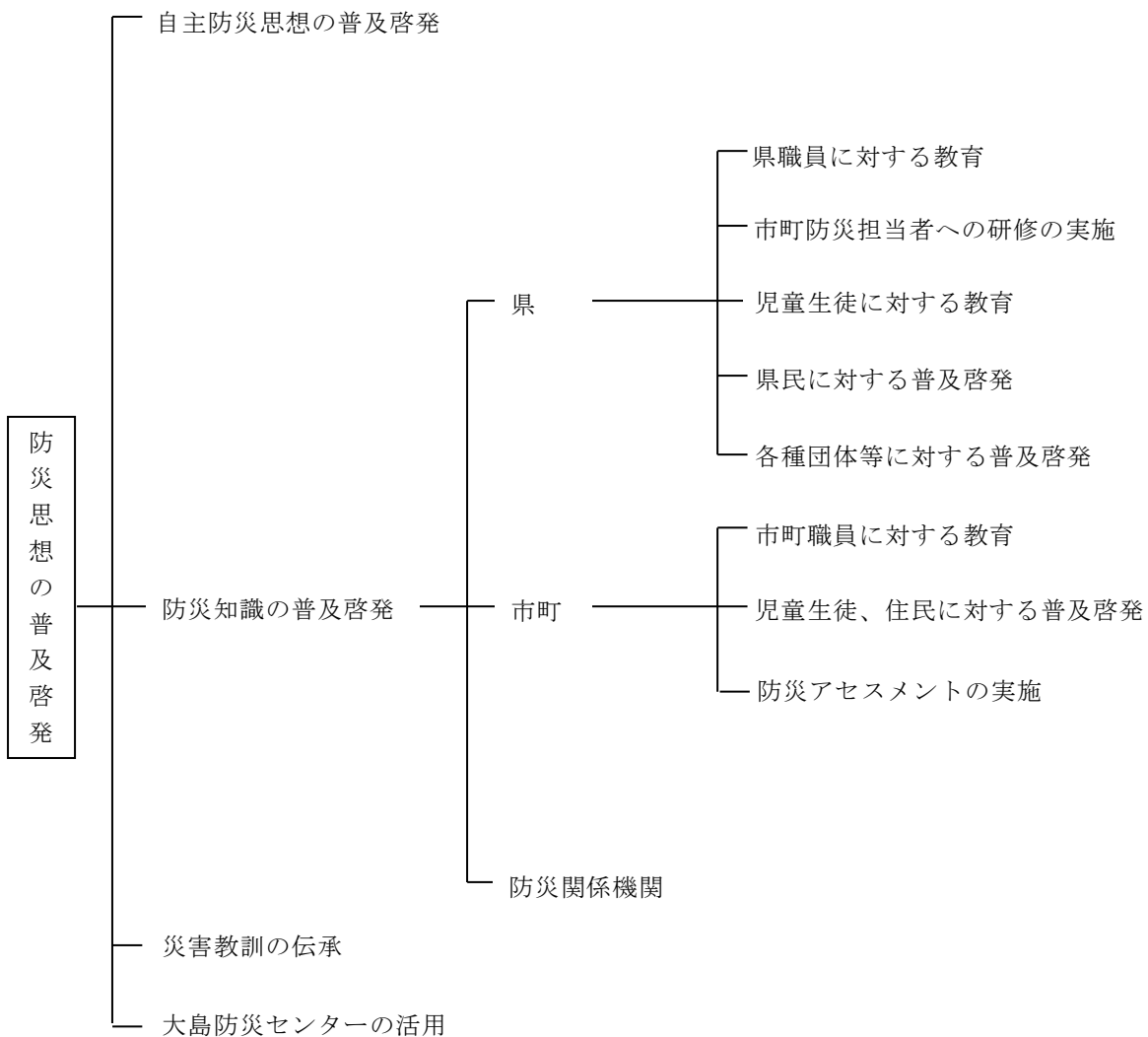
第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

基本的な考え方

地震による被害を最小限に止めるためには、県、市町及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と、同時に、県民一人一人が自らの生命と財産を自分で守る心構え、行動が求められる。

このため、県、市町及び防災関係機関は、県民に対し、地震に関する防災知識を啓発指導する必要がある。防災の日を設定するなど、普及啓発を推進するとともに、県は市町及び防災関係機関等と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る。



第1節 自主防災思想の普及啓発

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは国、県、市町及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、県及び市町等は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行っていく。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

第2節 防災知識の普及啓発

第1項 県

地震対策を円滑に実施するため、県職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般住民に対しては、地震に対する正しい知識の普及啓発を図る。

1 県職員に対する教育

県職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、概ね次の事項が考えられる。

- (1) 地震に対する基礎知識
- (2) 県防災計画に示す地震対策
- (3) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 地震対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。

また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

2 市町防災担当者に対する研修会の実施

震災対策の推進に当たり、中心となる市町の防災担当職員を対象に必要な知識や心構えについて研修を行うとともに、県や防災機関との連携について確認する。

実施する内容は、概ね次の事項が考えられる。

- (1) 震災に対する基礎知識
- (2) 県防災計画と市町防災計画との関係
- (3) 津波警報・津波注意報発表時及び地震発生時に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（県への情報伝達等）
- (5) 家庭における震災対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 震災対策の課題その他必要な事項

3 児童生徒に対する教育

県教育委員会は、各学校に対し、児童生徒に対する地震を含む防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

また、県は私立学校に対し、公立学校の取組を参考に、適切な防災教育を実施するよう指導助言するものとする。

(1) 児童生徒に対する指導

ア ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて地震災害の基礎的な知識、地震発生時の対策等の指導を行う。

イ 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。

ウ 中・高等学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

4 県民に対する普及啓発

発災時に、県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、県・市町広報紙、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール、インターネット及び報道媒体を活用し、市町と協力して次のようなことを普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、映像、動画及び疑似体験装置等の活用も図る。

(1) 家庭での予防・安全対策

- ア ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認
- イ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認
- ウ 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄
- エ 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- オ 家具等の転倒防止対策
- カ 消火器、感震ブレーカーの普及
- キ 保険・共済等への加入（地震保険等）

(2) 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動

(3) 避難場所での行動

(4) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(5) 災害時の地域内の避難体制の確保

(6) その他

- ア 地震の基礎的知識、山口県の地震活動
- イ 県の震災対策
- ウ 津波、山・がけ崩れ危険予想地域の現況
- エ 避難地、避難路その他避難対策
- オ 住宅の耐震診断と補強
- カ 応急手当等看護の知識
- キ 要配慮者対応
- ク 緊急地震速報についての知識

5 各種団体等に対する普及啓発

(1) 県及び県教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。

(2) 各種団体が開催する研修会、講習会において、地震防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

第2項 市町

1 市町職員に対する教育

県に準じて各市町において実施する。

2 児童生徒、住民に対する普及啓発

県と協力して、児童生徒、住民に対する防災思想の普及啓発を実施する。

実施に当たっては、地域の特性とマッチするよう配慮すること。

3 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアルを作成するなど、住民の安全確保に努めるものとする。

第3項 防災関係機関

防災関係機関においては、県に準じて職員に対する防災教育を実施する。

資料編[11-12]……防災教育、防災思想普及計画

第3節 災害教訓の伝承

県及び市町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町はその取組を支援するものとする。

第4節 大島防災センターの活用

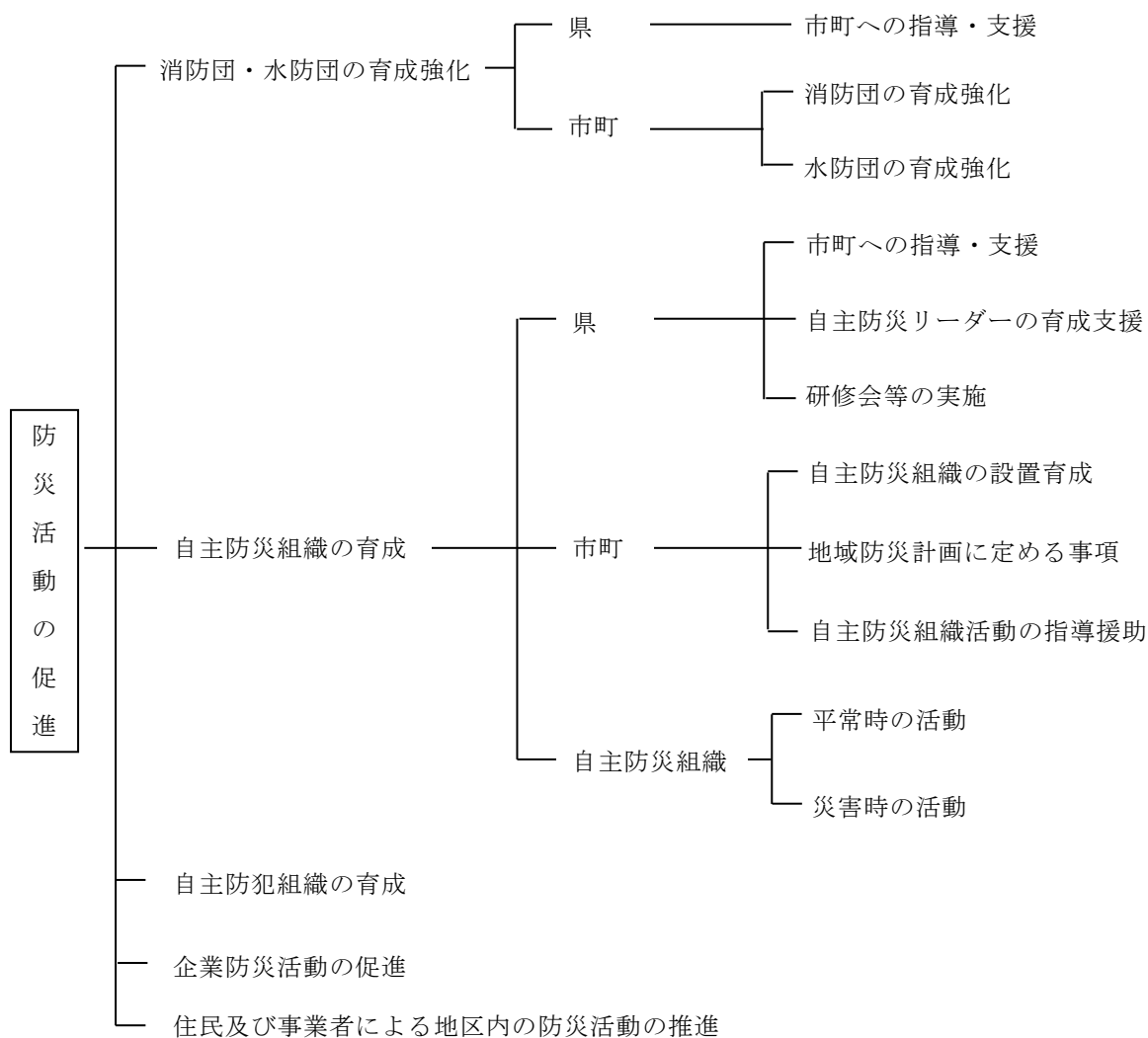
県民が、防災に対する正しい知識を得るために、目で見、耳で聴き、実体験できる機能を備え、県民の防災に関する学習拠点施設として、また、防災資機材を備蓄し、発災時における災害対策活動の拠点となる施設としての機能を有する、大島防災センターを活用する。

第2章 防災活動の促進

基本的な考え方

地域社会の安全確保は、県、市町及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、大規模地震発生時には、これらの消防組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導、避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。



第1節 消防団・水防団の育成強化

第1項 県

消防団・水防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。

このため、市町が行う消防団・水防団の活性化等その育成強化について指導・支援し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに努める。

また、消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。

第2項 市町

1 消防団の育成強化

- (1) 消防団の活性化等その育成強化については市町が行う。
- (2) 消防団活性化総合計画を全市町において策定する。
- (3) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- (4) 大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実を推進する。

2 水防団の育成強化

- (1) 水防団の活性化等その育成強化については市町が行う。
- (2) 水防団の拠点となる施設、水防資機材の充実を図る。
- (3) 国と協同して、水防団員の技術指導を行う。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、県民の相互助け合いの精神に基づく、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 県

- 1 市町が行う自主防災組織の設置推進活動等について、指導・支援に努める。
- 2 消防学校の教育訓練機能を活用して、自主防災リーダーの育成の支援に努める。
- 3 県民に対する県域レベルでの研修会や情報交換の場を設けるなど自主防災リーダーの育成支援に努める。
- 4 市町職員に対する自主防災組織についての研修会等の実施に努める。

第2項 市町

- 1 自主防災組織の設置育成は、災害対策基本法の規定に基づき、市町が推進する。
- 2 自主防災組織の設置推進を図るため、おおむね次の事項について市町地域防災計画に定めるものとする。
 - (1) 自主防災組織の意義
 - (2) 自主防災組織の規模
 - (3) 自主防災組織の育成
 - (4) 自主防災組織の編成
 - (5) 自主防災組織の防災計画
 - (6) 関係団体との協調

3 自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行う。

(1) 自主防災組織の設置推進

ア 地域住民を対象とする自主防災組織の育成

(ア) 地域住民を対象とする自主防災組織については、自治会単位、学区単位等が考えられるが、住民が無理なく活動できる規模とすることが望ましい。

a 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織する。

b 地理的状况、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。

(イ) 住民が自主的、積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うために、住民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。

(ウ) 消防団員の積極的な協力を得て、自主防災組織を育成する。

イ 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自主防災組織の育成

(ア) 学校、病院及び百貨店等多数の者が利用する施設を対象とした、自主防災組織の育成を図る。

(イ) 危険物施設及び高圧ガス施設等を対象として、自主防災組織の育成を図る。

(ウ) 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした、自主防災組織の育成を図る。

(2) 防災資機材等の整備促進

自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。

(3) 防災資機材の操作方法の講習等

防災資機材の操作方法の講習会、応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。

(4) 防災知識の普及啓発

防災講演会等を実施し、地域住民の防災に対する関心を維持していく。

(5) 自主防災リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、この育成に努める。

資料編[1-18]……自主防災組織規約準則

消防防災年報……自主防災組織の現況

第3項 自主防災組織

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

(2) 防災訓練の実施

(3) 火気使用設備器具等の点検

(4) 防災用資機材等の整備

2 災害時の活動

(1) 災害情報の収集及び伝達

(2) 率先避難や避難の呼びかけの実施

(3) 初期消火等の実施

(4) 救出・救護の実施及び協力

(5) 避難誘導の実施

(6) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

第3節 自主防犯組織の育成

地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

第4節 企業防災活動の促進

企業は、震災時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

- 1 県及び市町は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また、災害時においては、県及び市町、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

- 2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。

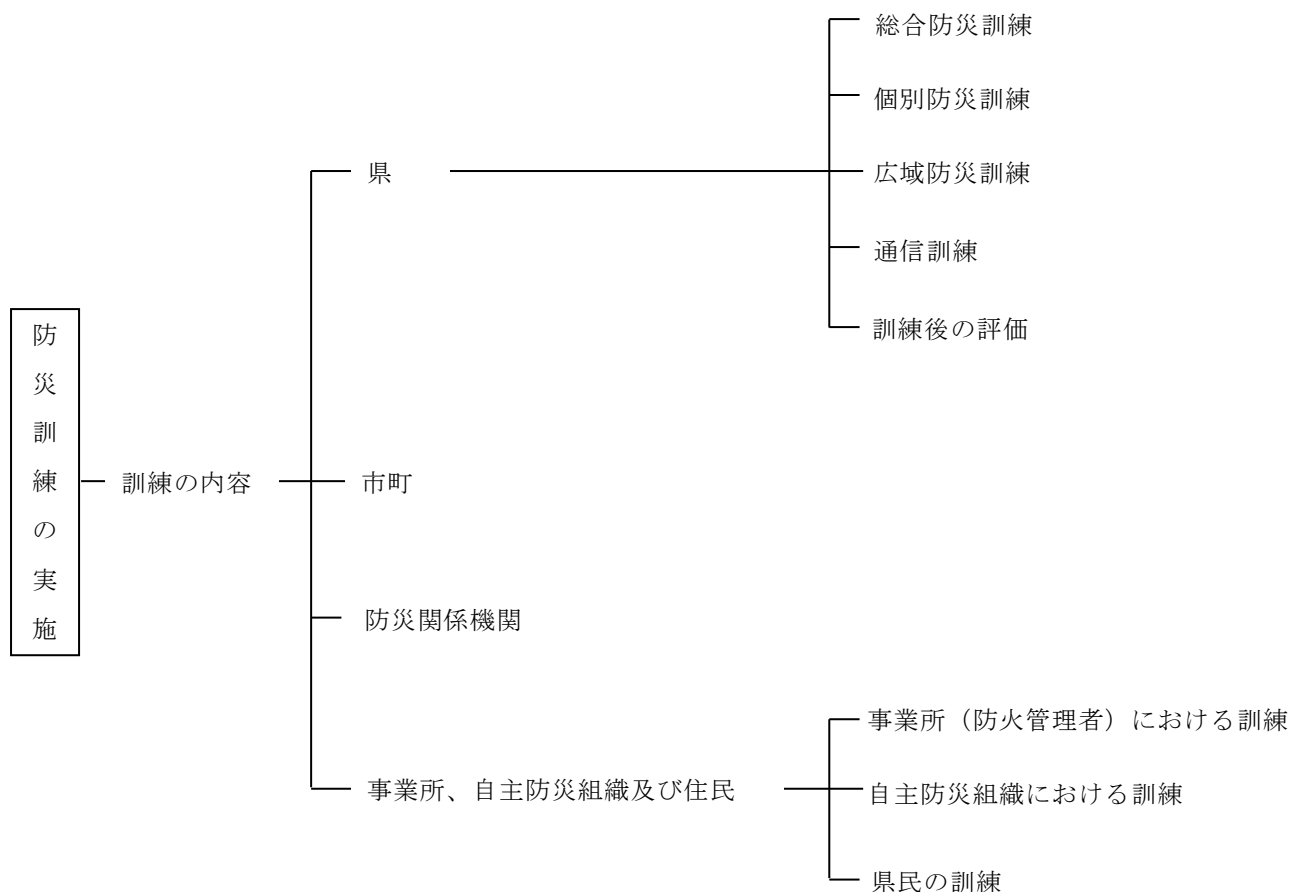
市町防災会議は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施

基本的な考え方

地震発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時に取るべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。



第1節 訓練の内容

第1項 県

県は国、他県、市町及び防災関係機関と共同して又は単独で、次の訓練を実施する。

1 総合防災訓練

- (1) 大規模地震の発生を想定し、地震発生後における県、市町及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- (2) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

県及び市町	防災関係機関	自主防災組織・住民
・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達・広報 ・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援） ・避難所・救護所設置運営 ・応援受入 ・緊急交通路の確保（道路啓開、交通規制） ・自主防災組織等の活動支援 ・広域応援協定に基づく広域合同訓練等	・情報伝達・広報等 ・消火活動 ・救助・救急 ・医療救護 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送	・初期消火 ・応急救護 ・炊き出し ・避難・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援）

- (3) 訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫すること。また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るように努めること。

2 個別防災訓練

(1) 情報の収集、伝達訓練

大規模地震発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、市町及び防災関係機関等と協力して実施する。

(2) 職員の参集訓練

大規模地震を想定した徒歩、自転車及びバイクによる参集訓練を定期的実施する。

(3) その他個別防災訓練

大規模災害を想定した個別防災訓練（物資輸送訓練など）について、市町、防災関係機関及び民間団体等と協力し実施する。

3 広域防災訓練

広域応援協定をより実行あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施に努める。

4 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

5 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

第2項 市町

防災訓練については市町防災計画に定め、その実施に当たっては、国、県、他の市町及び自衛隊等防災関係機関と連携して行うこと。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とすること。

訓練の内容（事例）

- ・災害発生時の広報
- ・避難誘導、避難指示等の発令及び警戒区域の設定
- ・要配慮者の安全確保等（避難支援）
- ・消防、水防活動
- ・救助・救急活動
- ・ボランティアの活動体制の確立
- ・食料・飲料水、医療その他の救援活動
- ・被災者に対する生活情報の提供

第3項 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施するうえで円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第4項 事業所、自主防災組織及び住民

大規模地震が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、県民の協力が必要不可欠である。

このため、県民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、興行所、デパート及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として当該市町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

2 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市町及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保、避難所運営等について実施する。

3 一般県民の訓練

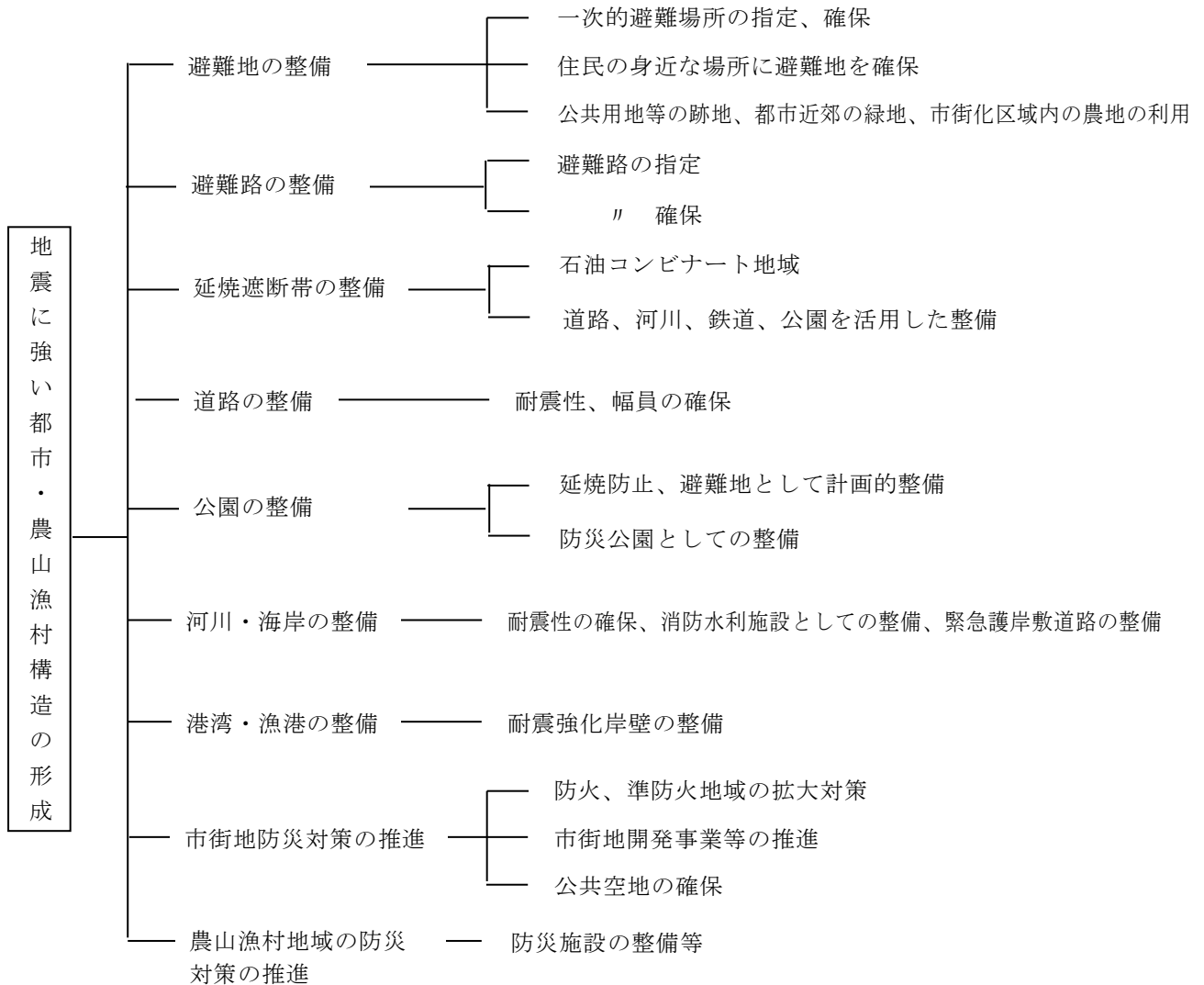
県民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、県、市町及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

資料編[11-11]……防災訓練計画表

第4章 地震に強い都市・農山漁村構造の形成

基本的な考え方

県及び市町は、避難地、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、市街地開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。また、農山漁村地域においても、避難地、避難路、消防用施設等の整備を促進し、災害に強い安全な生活環境の確保を図るものとする。



第1節 避難地の整備

- 1 震災時の一次的避難場所として、広場、公園及び学校運動場等を避難地として指定、確保する。
- 2 避難地は、避難距離が長くないようできるだけ住民の身近な場所に確保する。
- 3 避難地を確保するため、公共用地等の跡地、都市近郊の緑地、市街化区域等の農地の利用について検討する。

第2節 避難路の整備

- 1 住民が安全に、短時間に避難できる避難路を指定する。
- 2 避難路の安全を確保するため指定に当たっては、震災時に障害物件の発生のおそれが少なく、幅員の確保できる道路を選定する。
- 3 安全な避難路を確保するために必要な対策をとる。

第3節 延焼遮断帯の整備

- 1 一般市街地に災害が波及するのを防止するため、石油コンビナート地域の延焼遮断帯の整備に努める。
- 2 災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第4節 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

第5節 公園の整備

- 1 公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。
- 2 防災機能を確保するため、一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園として整備や、避難地や避難路となる緑地を整備するよう努める。

第6節 河川・海岸の整備

河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の適切な維持管理や、耐震性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

第7節 港湾・漁港の整備

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備及びその適切な維持管理などを進める。

第8節 市街地防災対策の推進

1 防火、準防火地域の拡大対策

市街地における大規模火災を防止するため、防火、準防火地域等の指定、既指定地域の拡大を系統的に行い地域内の建築物の耐火性を促進する。

2 市街地開発事業等の推進

市街地開発事業等の実施や地区計画の策定等により、都市環境の安全性を確保する。

3 公共空地の確保

都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

第9節 農山漁村地域の防災対策の推進

農山村地域においては、地すべり地域、山地災害危険地区等危険地域が数多く存在しており、また、漁村地域においては、湾入や急傾斜地が多く人家が密集するとともに、交通が遮断されるなど、災害の危険度の高い地域が多いことから、災害に強い県土づくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。

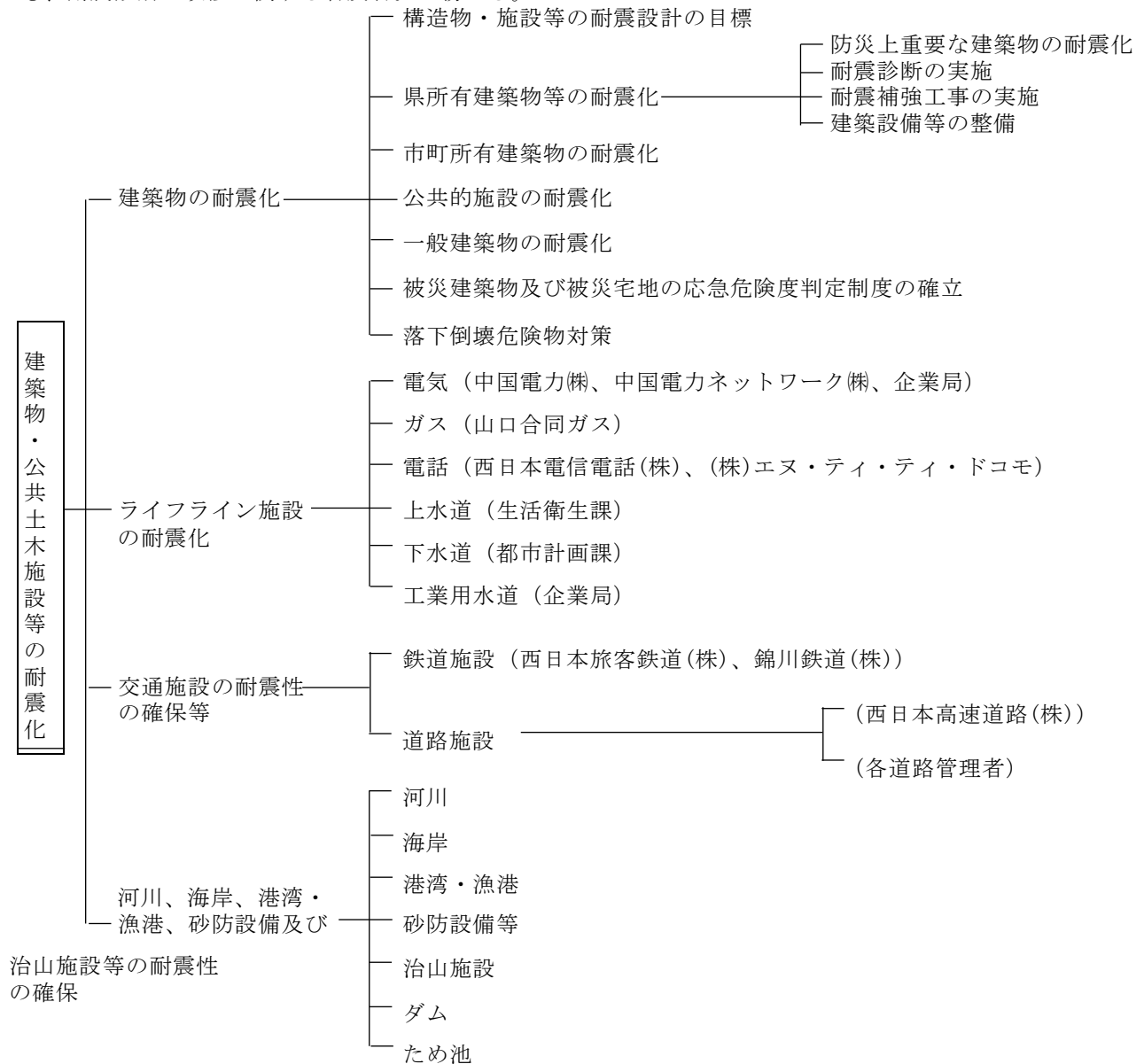
第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

基本的な考え方

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、鉄道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、県民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、各施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、山口県耐震改修促進計画（以下、「耐震改修促進計画」という。）等をもとに、耐震性の強化を図っていく。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、店舗や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物及び危険物の貯蔵等に供する大規模建築物をはじめ、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に務める。



第1節 建築物の耐震化

第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- 2 発生する確率は低い、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- 3 さらに、構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
 - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
- 4 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第2項 県所有建築物等の耐震化

- 1 防災上重要な建築物の耐震化
震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ重点的に耐震性の確保を図る。
防災上重要な建築物
 - (1) 災害対策本部組織が設置される施設（県庁舎、総合庁舎等）
 - (2) 医療救護活動施設（健康福祉センター（環境保健所）等）
 - (3) 応急対策活動施設（警察署、土木建築事務所、健康福祉センター（福祉事務所）等）
 - (4) 避難収容施設（県立学校等）
 - (5) 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等）
 - (6) 不特定多数の者が利用する施設・ライフライン関係施設・危険物取扱い施設（社会教育施設、発電所等）
- 2 耐震補強工事の実施
各施設管理者は、耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。
- 3 建築設備等の整備
ライフライン施設の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等（貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

第3項 市町所有建築物の耐震化

市町は、防災上重要な建築物及びその他の市町有建築物について、計画的に耐震診断を実施し、県の耐震化対策に準じて、市町所有建築物等の耐震性の確保についての対策を講じ、県は市町に対して必要な情報提供・助言・指導を行う。

第4項 公共的施設の耐震化

県及び市町は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

第5項 一般建築物の耐震化

既存建築物（住宅を含む）のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないと推測されることから、耐震改修促進計画に基づき県民に対して、耐震診断・改修に要する費用に対する補助、普及啓発、相談窓口の開設、耐震、診断講習会の開催等を実施するなどして、既存建築物の耐震化の促進を図る。特に耐震改修促進法に規定する要緊急安全確認大規模建築物をはじめとする特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、耐震診断の指導・助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

第6項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定制度の確立

県及び市町は、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う地震被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度を確立する。

- 1 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する普及、啓発
- 2 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録
- 3 県、市町及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

第7項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物等の点検、補修、補強等を行う。

県及び市町は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

物 件 名	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
道路標識、 交通信号機等	管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した 街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講ずるように努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設置者、	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等	管理者	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所 有 者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者、	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所 有 者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。
外 壁	所 有 者	落下により通行人に危害を及ぼさないように措置する。
大規模空間に おける天井	所 有 者	落下により使用者等に危害が出ないように措置する。
エレベーター	所 有 者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。

第2節 ライフライン施設の耐震化

電気、ガス、電話、上下水道及び工業用水道等のライフライン施設が被災した場合、県民生活に与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとする。

県及び市町は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進するものとする。

また、ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するものとする。

第1項 電気（中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱、県（企業局））

1 中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱

(1) 水力発電設備

ダムについては発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 送電設備

架空電線路 …… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動を上回るため、同基準に基づき設計する。

地中電線路 …… 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮し設計する。

(4) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて、設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(5) 配電設備

架空電線路 …… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

地中電線路 …… 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど配慮し設計する。

(6) 通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔軟構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮した設計とする。

2 県（企業局）

水力発電設備

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。

電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

第2項 ガス（山口合同ガス(株)）

今後の構造物、設備等の耐震設計に当たっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障を生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。この考えに基づき耐震性を確保するものとする。

1 製造関係

- (1) 新設設備については、耐震設計指針に基づく設計、施工を行い、耐震性の維持管理に努める。
- (2) 既設設備については、可能な限り耐震性の検証を行い対応する。

2 供給関係

- (1) 導管のブロック化を推進し、二次災害の防止、復旧時の早期対応を容易にする。
- (2) 耐震性、耐腐食性に優れた導管材料の使用。（ポリエチレン管の積極的な敷設）
- (3) 耐震性に問題のある経年管の計画的な取替え、更生修理を推進する。
- (4) マイコンメーターへの取替計画の一層の推進を図る。

第3項 電話（西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ）

システムとしての信頼性向上

- 1 設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルのとう道への収容、通信ケーブルの地中化を推進する。
- 2 冗長化による信頼性向上として、市外交換機の分散、市外伝送路（長距離伝送路）の多ルート化、及びループ化、通信衛星の利用拡大、市内中継線のループ化を推進する。

第4項 上水道施設（県（生活衛生課））

水道事業者は、水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

- ・ 緊急を要する弱点対策に努めること。
- ・ 重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- ・ 広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

第5項 下水道（県（都市計画課））

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、

- ・ 下水道施設の構造面での対策
 - ・ 下水道システム面での対策
- を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

第6項 工業用水道（県（企業局））

工業用水道の建設、改良に当たっては、受水者の理解と協力を得ながら耐震性を考慮した施設整備を図るとともに、工業用水道事業の運営に当たっては、地震等大規模な災害を想定した緊急時対応の体制についての充実強化を図るものとする。

第3節 交通施設の耐震性の確保等

鉄道、道路等は社会経済活動、県民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めるものとする。

第1項 鉄道施設（西日本旅客鉄道(株)、錦川鉄道(株)）

1 西日本旅客鉄道(株)

鉄道施設のうち橋梁、高架橋等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

(1) 橋梁及び高架橋の整備

新幹線の橋梁及び高架橋の調査点検を実施し、その結果に基づいて橋梁の落橋防止工及び高架橋柱補強等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。

(2) その他

落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

2 錦川鉄道(株)

列車運転に直接関係する鉄道施設（軌道、路盤、橋梁、法面、建築物等）の点検整備を行い、災害防止に努めるとともに、施設の改築、改造等耐震強化を図る。

第2項 道路施設

1 西日本高速道路(株)

震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう点検を実施し、補強等を実施する。

2 各道路管理者

国道、県道、市町道及び農道・林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう点検を実施し、補強等を推進する。

(1) 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

(2) 橋梁の整備

各道路管理者は、橋梁の点検を行い、その結果に基づいて、補強工事を実施し、耐震強化を図る。

(3) トンネルの整備

各道路管理者は、トンネルの点検を行い、その結果に基づいて、補修工事等を実施し、危険箇所の解消を図る。

第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保

第1項 河川

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

第2項 海岸

人家等が集中しているゼロメートル地帯において、海岸保全施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第3項 港湾・漁港

緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、耐震強化岸壁の整備を進める。

第4項 砂防設備等

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設は、平常時においても定期的に点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第5項 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃溪流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

第6項 ダム

老朽施設の改築、機器の更新等により耐震性の強化を図るとともに、未設置ダムに地震計を整備し、地震発生後の初動対応における被害予測、初動体制の確立、迅速かつ効率的な構造物の点検が可能となるよう万全の管理予防体制を講じる。

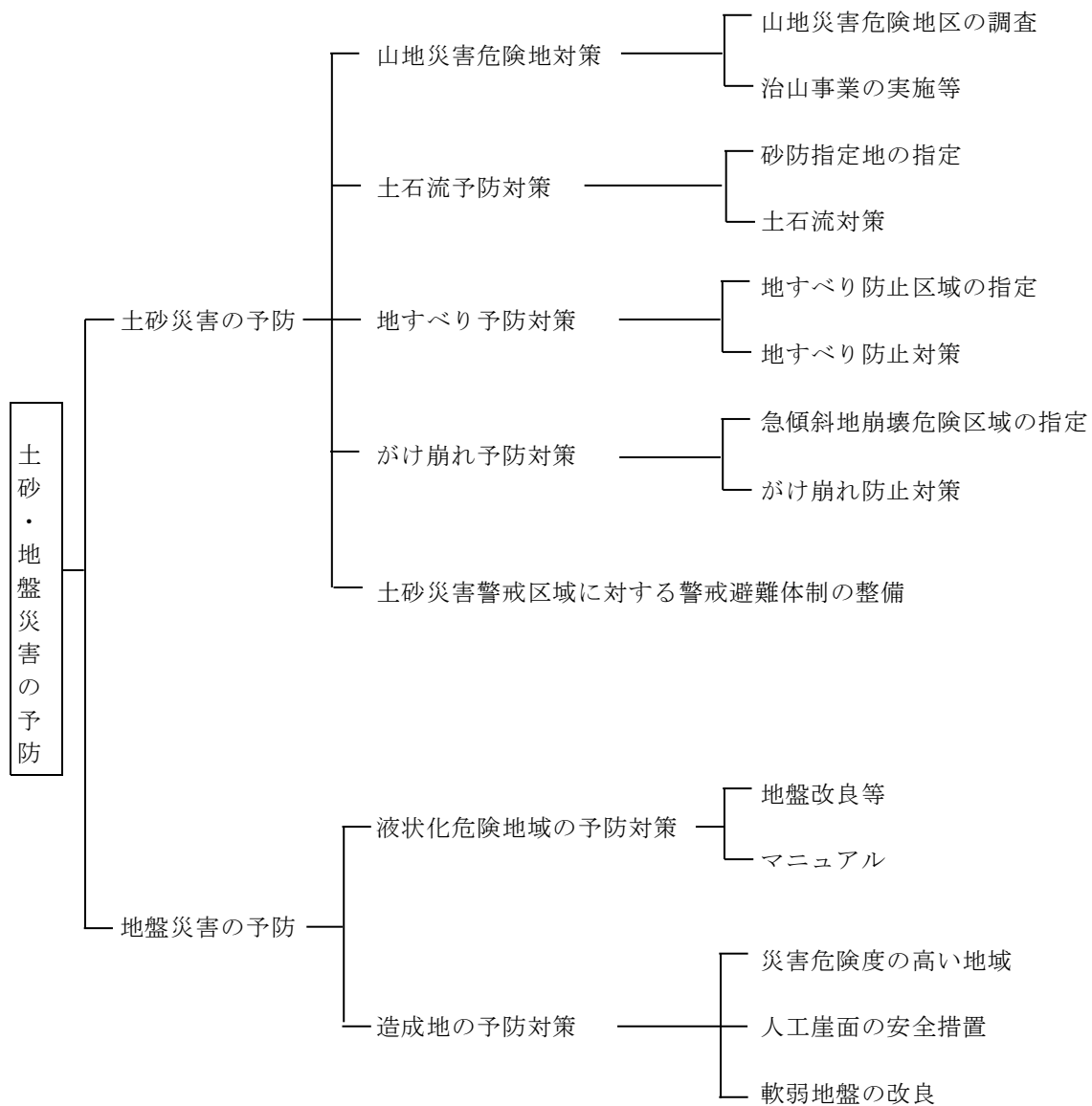
第7項 ため池

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいことから、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第6章 土砂・地盤災害の予防

基本的な考え方

地震による山腹崩壊、土石流、地すべり、がけ崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。また、液状化等地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。



第 1 節 土砂災害の予防

第 1 項 山地災害危険地対策

- 1 山地災害危険地区の調査
山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。
- 2 治山事業の実施等
山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講ずる。

第 2 項 土石流予防対策

- 1 砂防指定地の指定
土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域を砂防指定地に指定する。
- 2 土石流対策
砂防指定地内における土地の掘削、立竹木の伐採等治水上砂防に有害な行為を制限するとともに、荒廃溪流における砂防えん堤・溪流保全工等の砂防設備の整備を推進する。

第 3 項 地すべり予防対策

- 1 地すべり防止区域の指定
地すべりしている地域及びその隣接地域のうち地すべりの発生を助長する地域で公共の利害に密接に関連を有するものを地すべり防止区域に指定する。
- 2 地すべり防止対策
地すべり防止区域内では、切土・盛土等の行為を制限するとともに、地下水排除工等の地すべり防止施設の整備を推進する。

第 4 項 がけ崩れ予防対策

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の指定
崩壊のおそれのある急傾斜地及びその隣接地域のうち急傾斜地の崩壊を助長する区域で相当数の居住者に危害が生じる区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
- 2 がけ崩れ防止対策
急傾斜地崩壊危険区域では、急傾斜地の崩壊を助長するような行為を制限するとともに、擁壁等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

第 5 項 土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域・避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

また、土砂災害警戒区域に指定された場合は、市町に対して当該警戒区域における警戒避難体制の整備に関する情報の提供に努める。

第2節 地盤災害の予防

第1項 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

- 1 県、市町及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

第2項 造成地等の予防対策

造成地等に発生する災害の防止については、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

災害防止に関する指導基準

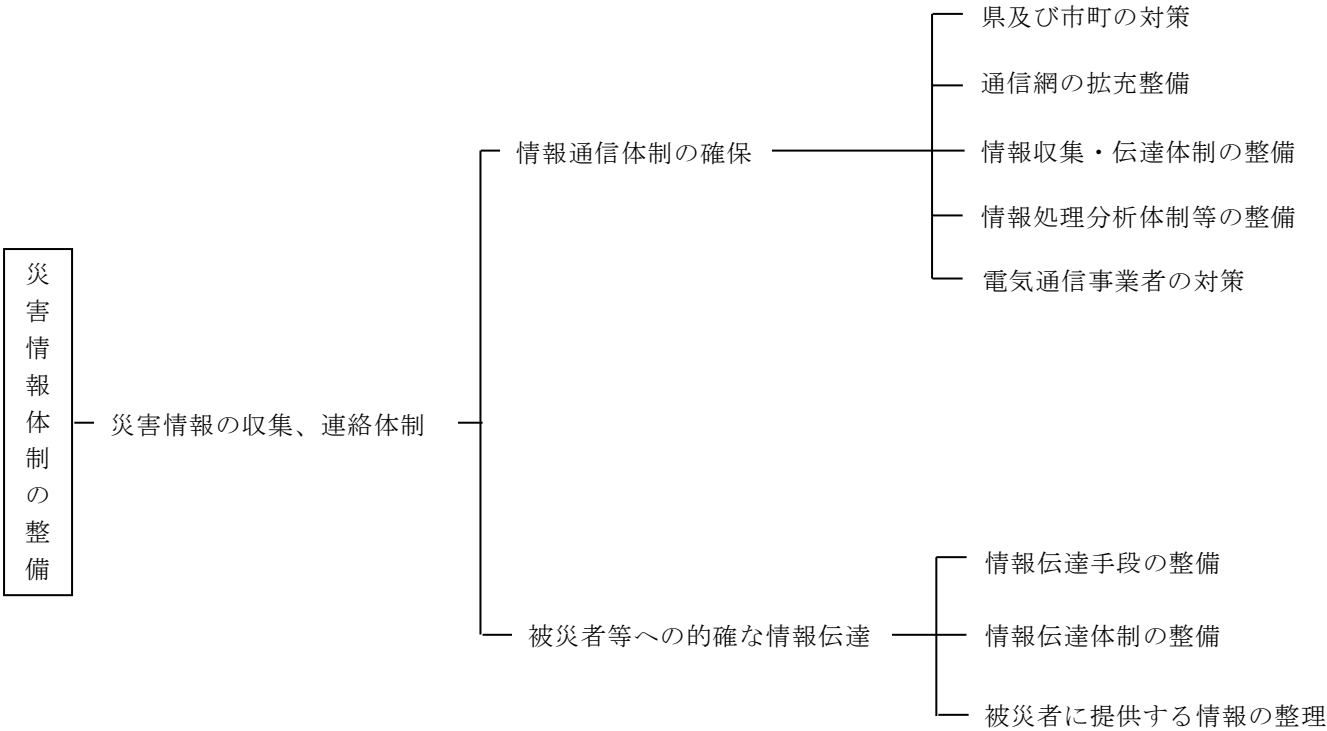
- 1 災害危険度の高い区域
地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導等を図る。
- 2 人工崖面の安全措置
宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
- 3 軟弱地盤の改良
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。
- 4 宅地耐震化推進事業の促進
大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模制盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。

第7章 災害情報体制の整備

基本的な考え方

大規模地震が発生した場合には、同時多発の災害により、混乱をきたし、的確な情報の収集が困難となるおそれがある。県、市町及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施し、対処するためには、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。



第 1 節 災害情報の収集、連絡体制

第 1 項 情報通信体制の確保

1 県及び市町の対策

(1) 通信機器の安全対策

地震時の災害情報の収集、伝達機能に支障を来さないように県、市町及び防災関係機関は、次のような安全対策を講じるものとする。

ア 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、通信施設のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したもの及び断水時への備えに配慮したものに整備していくものとする。

イ 地震動対策

(ア) 各種機器には転倒防止措置を講じるものとする。

(イ) 気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は、振動を緩和する免震床等とすることについても検討を行っていく。

(2) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(3) 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

(1) 県

県は、県全域の広域的な被害状況の把握、防災関係機関との間の情報連絡等に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に次のような対策を講じるものとする。

ア 国との間における通信回線の整備

国と県との間の通信回線は、現在、地上系と衛星系による無線回線がある。

今後は、国の整備に合わせ整備を図っていく。

イ 防災行政無線の再整備

(ア) 衛星系

日本全国の地方公共団体等において導入されている「地域衛星通信ネットワーク」に加入しており、音声（電話）・ファクシミリ伝送・IP型データ伝送・デジタル動画伝送等に利用している。

今後、多様な通信手段を含め計画的な更新を図っていくものとする。

(イ) 地上系

国の周波数割り当て方針に沿って、市町局・消防局・移動局の260MHz帯MCA無線回線を整備している。

ウ 県庁と出先機関及び防災関係機関との間における通信回線の整備

県庁と出先機関の間はIP型データ転送に対応した多重無線回線を整備している。

エ 職員参集システム

防災担当職員が迅速に参集できるよう、携帯電話のメール機能を活用した情報連絡体制を整備した。

オ 総合防災情報ネットワークシステムの整備

やまぐち情報スーパーネットワーク（YSN）、インターネット及び防災行政無線を活用して、地図・画像等の情報を取り入れた各種の災害情報を集約し伝達する総合的なネットワークシステムを整備した。

(2) 市町

市町は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から、次のような対策を講じるものとする。

ア 市町防災行政無線の整備

管内防災機関、応急対策実施機関等との間における防災行政無線の整備

地域住民に対する災害情報伝達手段である同報系（無線系）の整備促進（個別受信機を含む）及び携帯電話を含めた多様な通信手段の確保

移動系の整備拡充

イ 職員参集システムの整備促進

ウ 防災相互通信用無線の整備

(3) 消防本部

消防は、消防活動、救急活動を効果的に行うため、従来から消防救急無線のデジタル化等の整備充実を図ってきたところであり、今後も、消防活動等を行うために必要な消防救急無線の整備更新を行っていく。

(4) 民間企業等の通信設備の活用

多様な情報収集ルートを確認する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

県、市町及び防災関係機関は、大規模地震の発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来たさないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにするものとする。

(1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の予め指定

(2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の予め指定、情報収集資機材の確保対策等

(3) 通信機器の運用計画（移動系の通信輻輳等に関連して）

(4) 航空機、車両等による機動的な収集活動ができるよう関係防災機関で事前に調整するなど、体制を整備

4 地震観測機器等の整備

(1) 地震観測機器等の整備

県は、震度情報ネットワークシステムを構築し、地震情報の収集、伝達に努めているところであるが、今後とも国の機関等と協力し、システムの充実を図るものとする。

市町は、国及び県が機器等を設置する場合、用地のあっせん等について積極的に協力するものとする。

資料編[3-4]……地震観測施設一覧表

(2) 情報処理分析体制等の整備

ア 災害情報データベースシステムの整備

県及び市町は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

イ 情報の分析整理

県及び市町は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

資料編[3-4]……地震観測施設一覧表

5 電気通信事業者の対策

【西日本電信電話㈱】

(1) 電気通信設備の防災計画

ア 被災地に対する通信の途絶防止対策

(ア) 伝送路のループ化を推進する。

(イ) 孤立防止対策用衛星電話を設置する。

(ウ) 特設公衆電話の設置を行う。

イ 異常輻輳対策

(ア) 災害時優先電話の通信確保を行う。

(イ) ネットワークの効率的なコントロールを行う。

(2) 災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。

(3) 社員等の動員体制

1次動員体制、2次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講ずる。

(4) 部外機関に対する応援又は協力の要請方法等

災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

(5) 防災に関する訓練

ア 防災を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧及び通信疎通訓練を県域支店内の各事業所及びN T Tグループ各社と協力して、定期又は随時に実施する。

イ 防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

(6) 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の運用

被災者等の安否連絡が多発したり電話のふくそうが想定される場合に運用する。

【㈱NTTドコモ】

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して通信施設の優先的な使用を図る。
- (3) 防災応急措置を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災時に備えた災害応急対策用資機材・人員の配置を行う。

第2項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、県及び市町においては、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

1 情報伝達手段の整備

市町は、避難地、避難場所等への防災行政無線（同報系、移動系）の整備を推進する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、県及び市町の対応だけでは十分でなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

また、市町は、地域に密着したコミュニティFM放送局と緊急時の放送協定を締結し、各種災害情報や被災者支援のための生活関連情報の発信に努める必要がある。

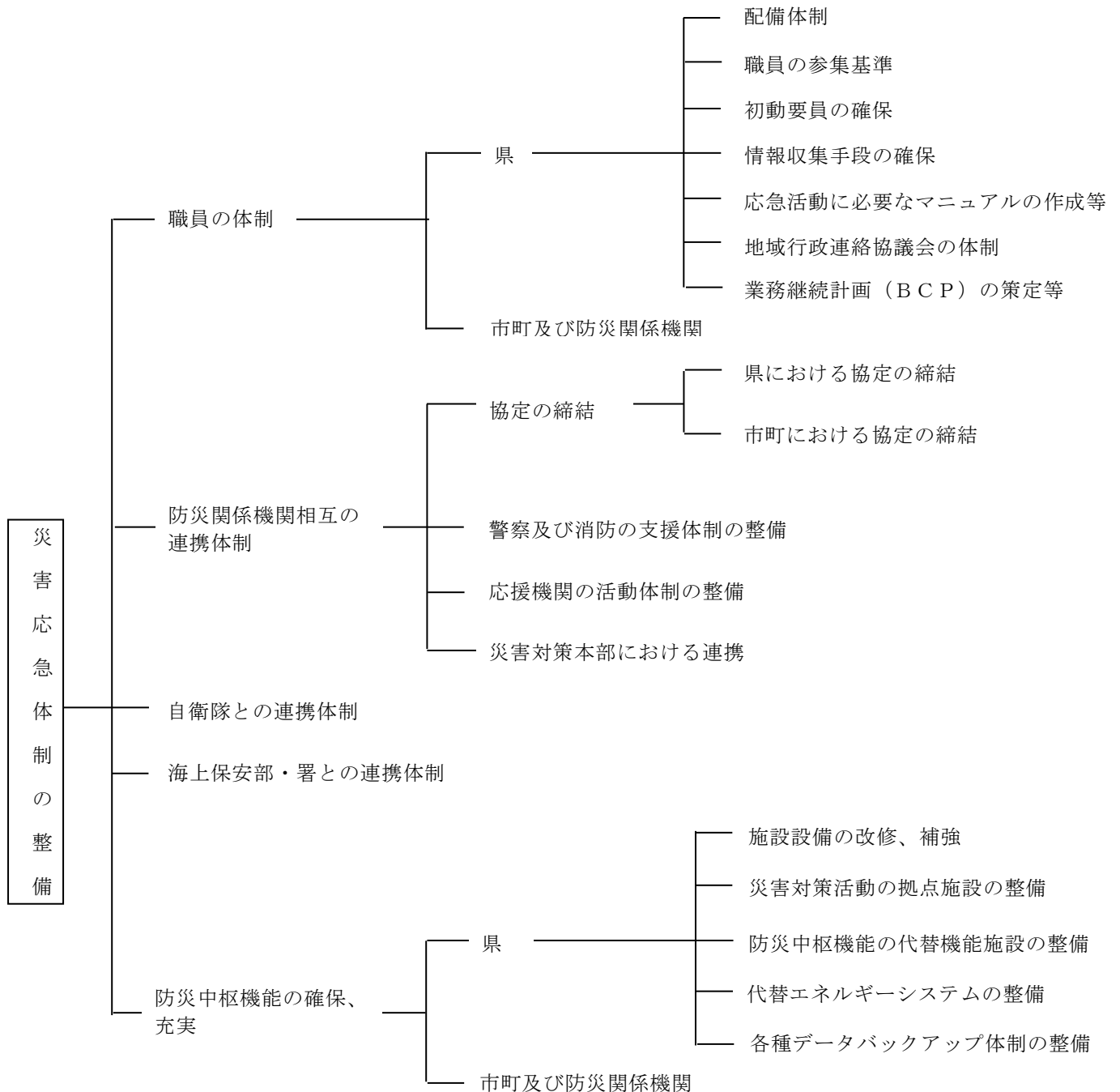
3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について県及び市町は、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

第8章 災害応急体制の整備

基本的な考え方

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。



第 1 節 職員の体制

第1項 県

県は、災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員配備体制の整備を図る。

1 配備体制

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について次のように定める。

(1) 災害対策本部未設置

[illegible]

配 備 基 準	配備体制	本 庁		出先機関及び市町	職 員 配 備 基 準
		配備課	人数		
津 波 警 報	特別警戒体制	農村整備課	2		
		漁港漁場整備課	2		
		監 理 課	2		
		技術管理課	2		
		道路整備課	2		
		砂 防 課	2		
		河 川 課	2		
		港 湾 課	2		
		教育政策課・ 学校運営・施設整備室	2		
		* 人事課	2		
		* 政策企画課	2		
		* 観光政策課	2		
		* 会計課	2		
		* 企業局総務課	2		
南海トラフ地震臨時 情報（巨大地震警戒 ／巨大地震注意）の 発表		人事課	2	関係市町またはダムを所管 する関係出先機関） ・健康福祉センター ・農林水産事務所 ・下関農林事務所 ・下関水産振興局 ・土木建築事務所 ・港湾管理事務所 ・ダム管理事務所 ・山口宇部空港事務所 ・西部利水事務所 ・東部発電事務所 ・工業用水道事務所 （関係市町）	あらかじめ所属 長が指名した 職員
		防災危機管理課	6		
		・消防保安課			
		政策企画課	2		
		広報広聴課	2		
		県民生活課	2		
		生活衛生課	2		
		廃物・リサイクル対策課	2		
		厚政課	2		
		医療政策課	2		
		・医務保険課			
		産業政策課	2		
		観光政策課	2		
		交通政策課	2		
		農林水産政策課	2		
		農村整備課	2		
		森林整備課	2		
		水産振興課	2		
		漁港漁場整備課	2		
		監理課	2		
		技術管理課	2		
		道路整備課	2		
		都市計画課	2		
		砂防課	2		
		河川課	2		
		港湾課	2		
		住宅課	2		
		会計課	2		
		物品管理課	2		
		企業局総務課	2		
		電気工水課	2		
		教育政策課・ 学校運営・施設整備室	2		

(2) 災害対策本部設置

配 備 基 準	配 備 体 制	職 員 参 集 基 準
震度 5 強以上の地震発生	山口県災害対策本部設置運営要綱による	役付職員全員及び30分以内で出勤可能な職員 ※本庁は、全所属が、出先機関は所管する市町が震度 5 強以上を関知した場合に参集
大 津 波 警 報		
震度 6 強以上の地震発生		全 職 員

(注) *は、主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

資料編[1-6]……山口県災害対策本部設置運営要綱

2 職員の参集基準

- (1) 警戒・特別警戒体制については、輪番によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。
- (2) 震度 5 強以上の地震の発生及び大津波警報については、役付職員及び30分以内（徒歩、自転車及びバイク）で出勤可能な職員の自主参集をもって配備に当たる。
- (3) 震度 6 強以上の地震の発生については、全職員の自主参集をもって配備に当たる。
- (4) 震度の判断については、報道機関の放送、揺れなどから職員自ら判断することになる。
- (5) 交通途絶等のため所定の課・所に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに、あらかじめ定められた課・所に参集する。
- (6) 30分以内で出勤可能な職員のうちから、あらかじめ所属長から指名された職員をもって〔緊急初動対策班〕を編成する。

3 初動要員の確保

各課（出先機関）は、自家用車、バス、鉄道等を使用しない状態での「非常時出勤時間別職員一覧表」を年度当初に作成し、所属長はその実態をよく把握しておく。

4 情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集伝達手段（携帯電話等）の確保について、整備を進める。

5 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

6 地域行政連絡協議会の体制

地域行政連絡協議会は、勤務時間内及び勤務時間外の連絡体制の整備及び初動体制の確保を図るものとする。

- (1) 各所属長の連絡体制（所属長等管理職員が在勤地外にいる場合の体制も含む。）
- (2) 各所属の防災担当者
- (3) 各所属の職員の連絡体制
- (4) 管内市町との連絡体制
- (5) 県庁本庁との連絡体制
- (6) 災害対策地方本部設置等の活動従事職員の指名
- (7) 災害対策地方本部の立ち上げ準備（設置場所、参集者等）
- (8) 災害応急活動体制の整備
- (9) 初動要員の確保（30分以内で出勤可能な職員の把握）

7 業務継続計画（BCP）の策定等

県は、大規模災害が発生し、県庁が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、県防災計画と連動した業務継続計画（BCP）や、受援計画・応援計画を策定する。

また、町に業務継続計画（BCP）や受援計画、応援計画を作成するよう助言する。

第2項 市町及び防災関係機関

市町及び防災関係機関においても、大規模災害が発生し、本庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画や受援計画、応援計画の作成に努めるものとする。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、県、市町及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第1項 協定の締結

1 県における協定の締結

各対策部は、それぞれの応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を締結しておき、災害発生時において積極的な協力が得られるようにしておく。

(1) 他都道府県との相互応援協定

(2) 医療救護活動に関する協定

ア 県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会及び日本赤十字社山口県支部との協定

イ 災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院との協定

ウ 災害支援ナースの所属する医療機関との協定

(3) 要配慮者支援に関する協定

ア 関係福祉団体との協定

イ 県旅館生活衛生同業組合との協定

ウ (公財) 山口県国際交流協会との協定

(4) 報道機関との協定

(5) 災害応急対策用車両の確保に関する協定

ア 県トラック協会との協定(車両の確保、物流の専門家派遣等)

イ 県バス協会との協定

ウ 県乗用自動車協会との協定

エ 県レンタカー協会との協定

(6) 災害応急対策用船舶の確保に関する協定

ア 県旅客船協会との協定

イ 県内航海運組合との協定

(7) 緊急支援物資等保管先の確保に関する協定

ア 県倉庫協会との協定

イ 県冷蔵庫協会との協定

(8) 物資配送等に関する協定

大手運送業者との協定

(9) 応急対策業務に関する協定

ア 県建設業協会及び同協会支部との協定

イ (一社) 山口県測量設計業協会との協定

ウ (一社) プレハブ建築協会との協定

エ (一社) 全国木造建設事業協会との協定

オ 警備業者との協定

カ 山口県衛生仮設資材事業協同組合との協定

キ (一社) 山口県LPガス協会との協定

ク (一社) 山口県産業廃棄物協会との協定

ケ 中国地方整備局及び海洋土木関係団体との協定

コ (一社) 日本建設業連合会中国支部との協定

サ (一社) 全国クレーン建設業協会山口支部との協定

シ 県電気工事工業組合との協定

ス (一社) 山口県電業協会との協定

セ 県管工事工業協同組合との協定

ソ (一社) 山口県ビルダーズネットワークとの協定

タ 山口県建設労働組合との協定

チ 西瀬戸ビルダーズサロンとの協定

ツ (一社) 山口県建築協会との協定

テ (一社) JBN・全国工務店協会

ト 全国建設労働組合総連合

ナ 山口県瓦工事業協同組合

- ニ 山口県鷹工業連合会
- ヌ (一社) 日本鷹工業連合会
- ネ (一社) 災害復旧職人派遣協会
- (10) 通信設備の利用に関する協定
 - ア 警察通信設備の使用に関する協定
 - イ J R西日本通信設備の使用に関する協定
 - ウ (一社) 日本アマチュア無線連盟山口県支部との協定
- (11) 食料・飲料水及び生活必需品の供給に関する協定
 - 大手流通業者等との協定
- (12) 医薬品、血液製剤等の供給に関する協定
 - ア 山口県薬業卸協会との協定
 - イ 山口県製薬工業協会との協定
 - ウ 山口県医療機器販売業協会との協定
 - エ 日本産業・医療ガス協会中国地域本部との協定
- (13) 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定
 - 独立行政法人住宅金融支援機構との協定
- (14) 災害情報の収集に関する協定
 - ア 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)・国立大学法人山口大学との協定
 - イ 国土地理院との協定
 - ウ 山口県産業ドローン協会との協定
- (15) 災害時における避難者支援に関する協定
 - 公益社団法人隊友会 山口県隊友会との協定
- (16) その他災害応急対策上必要な事項に関する協定
- 2 市町における協定の締結
 - (1) 県内全市町による広域消防相互応援協定
 - (2) 災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

第2項 応援機関の活動体制の整備

- 1 県及び市町は、国や近隣市町（消防本部）、隣接県、他の地方公共団体等からの応援職員等を受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- 2 市町は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。
- 3 県は、応援機関の円滑な活動を支援するため、資機材、防災機関が活用する共通地図等の整備に努めるものとする。
また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- 4 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。

第3項 災害対策本部における連携

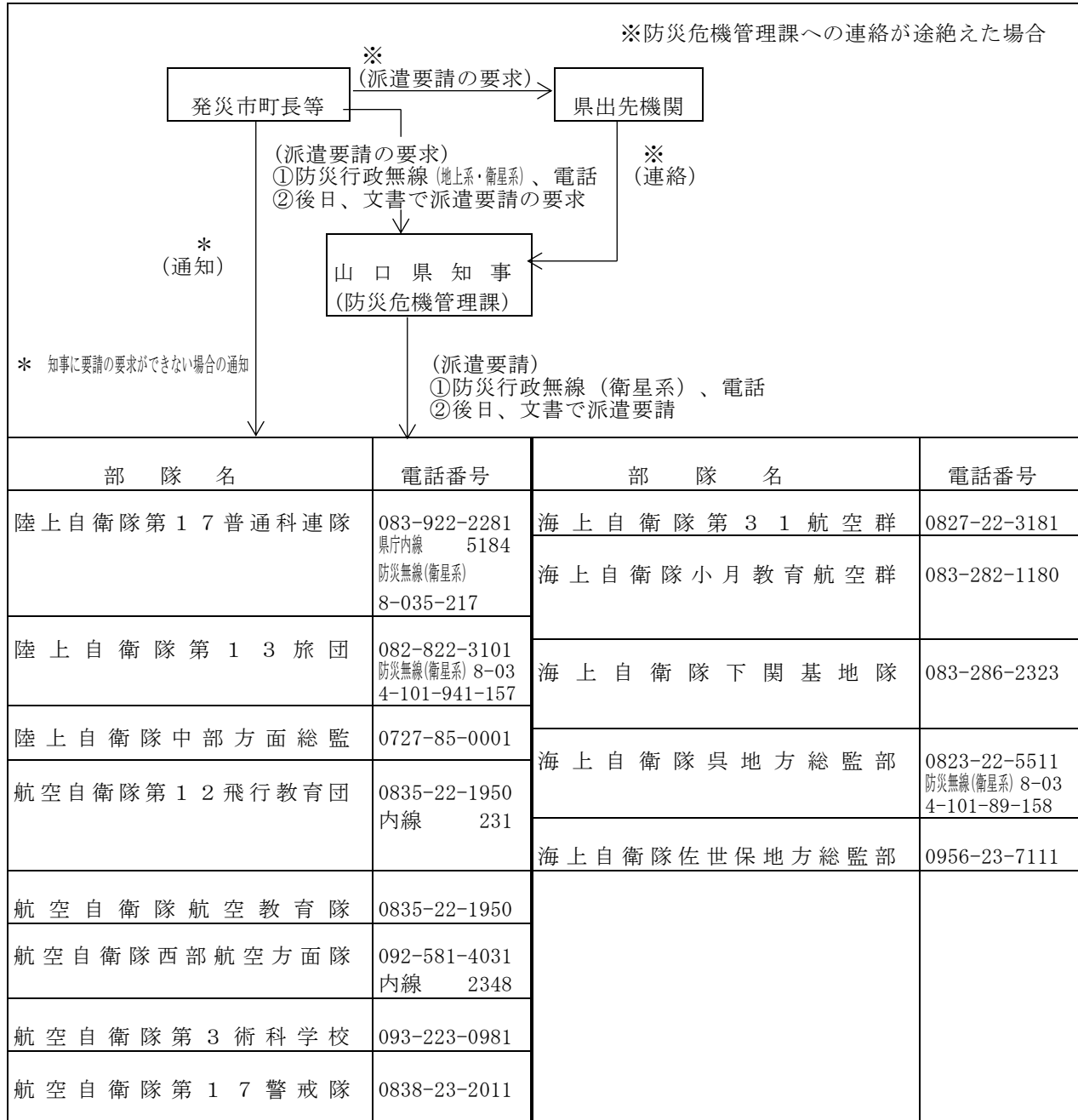
- 1 救出・救助機関
大規模災害が発生した場合、各機関は必要に応じて職員を県災害対策本部等に派遣し、災害現場における連携方法の調整、迅速な意思決定等を支援する。また、県は、災害現場において、各部隊の現場責任者による現地活動連絡本部を設置し、関係機関が一元的に活動できるよう、情報の共有に努める。
- 2 ライフライン事業者
大規模災害が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者は必要に応じて県災害対策本部等に連絡員を派遣し、被害情報等の共有化を図り、迅速な復旧につなげるものとする。

第3節 自衛隊との連携体制

第1項 県

県は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整えておくものとする。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先



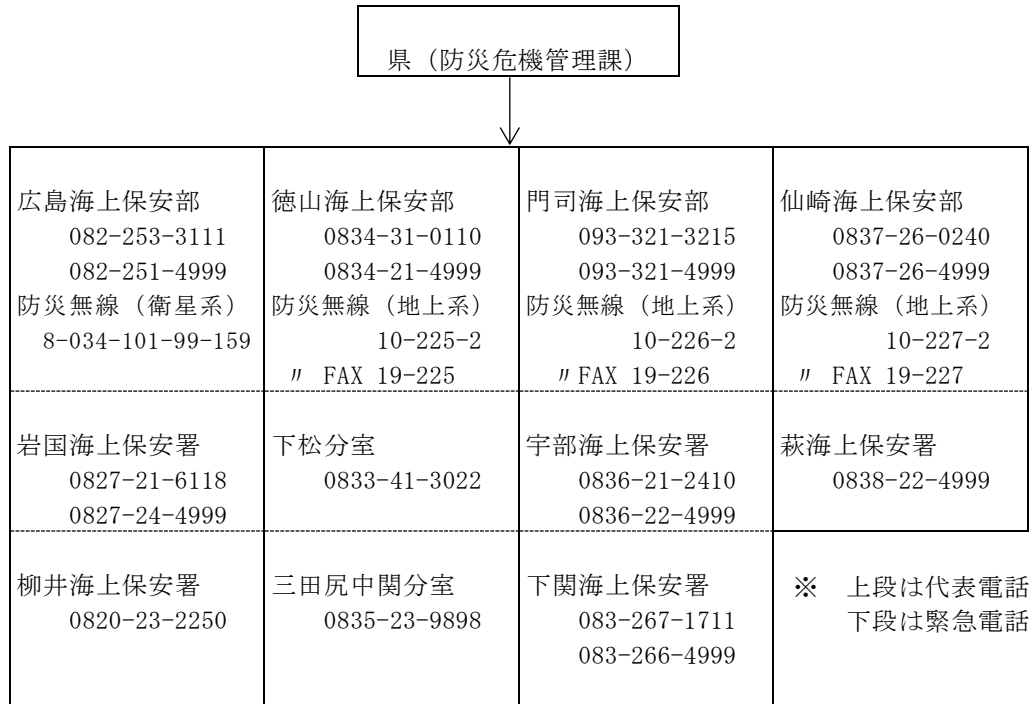
また、いかなる状況においてどのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておくものとする。

第2項 市町

市町は、自衛隊が災害派遣活動を迅速かつ的確に行うため、自衛隊集結地を、市町地域防災計画に記載するよう努める。

第4節 海上保安部（署）との連携体制

県は、震災時の海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、海上保安部署との間の連携体制を整備しておく。また、県及び市町は、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大型巡視船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。



第5節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において県、市町及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

第1項 県

- 1 既存の施設設備にあつては、安全点検、耐震診断を計画的に実施する。診断した施設については、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- 2 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（県庁舎、総合庁舎等）の整備に努める。
- 3 県庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
- 4 庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

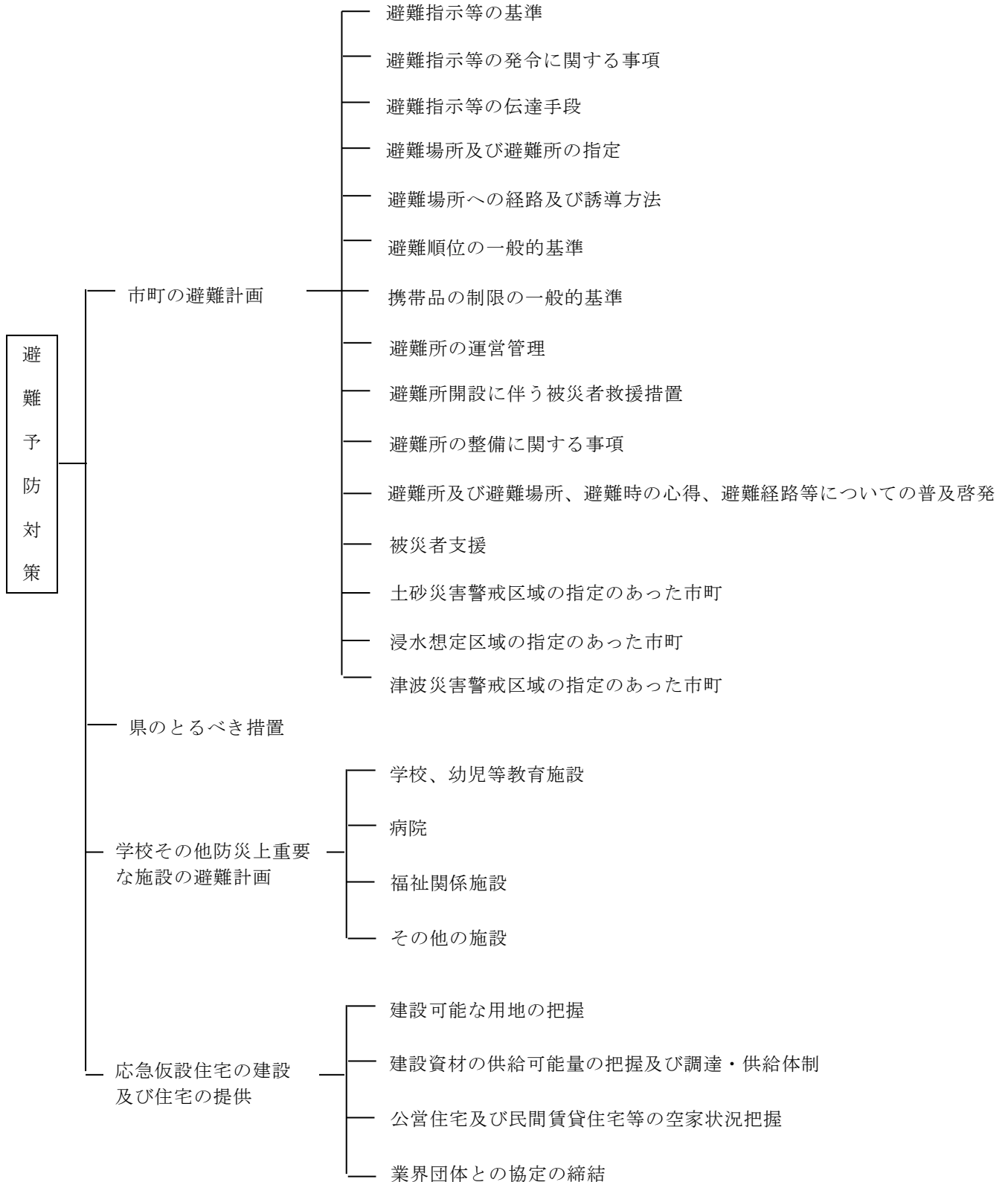
第2項 市町及び防災関係機関

市町及び防災関係機関は、県に準じて、防災中枢機能の確保、充実に努める。

第9章 避難予防対策

基本的な考え方

震災時において、住民の生命、身体的安全、保護を図るため、また、余震、火災等二次災害から住民を守るためには、避難場所、避難経路、誘導方法等について、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。



第 1 節 市町の避難計画

市町は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るとともに、離島や予め孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておく必要がある。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県は、市町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

第 1 項 避難指示等の基準

- 1 震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の二次災害等の発生又はそのおそれのあるとき。
- 2 気象庁から津波警報、津波警報又は津波注意報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- 3 強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた時で、避難を要すると判断されるとき。

第 2 項 避難指示等の発令に関する事項

避難の情報の発令に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難指示等の発令者
- 2 指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他
災害の状況により必要となる事項

第 3 項 避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、市町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部（署）、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。

- 1 信号による伝達
サイレン等の利用
- 2 無線、電話、メール及び放送等による伝達
防災無線、電話、FAX、メール、有線放送等
テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む）
- 3 広報車、伝達員による直接伝達
震災時における通信途絶を想定し、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体制を整備しておく。

第 4 項 避難場所及び避難所の指定

- 1 選定基準
(1) 指定緊急避難場所

ア 地震にあつては、地震に対して安全な構造を有する施設又は地震発生時に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所とし、津波にあつては被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される水位以上に避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設とすること。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

ウ 公園等のオープンスペースについては、大震火災の輻射熱及び液状化に対して安全な空間とすることに努めること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

(3) その他留意すべき事項

- ・火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。
- ・避難場所及び避難所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- ・各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- ・避難人口は、夜間人口による。

2 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておくものとする。

「避難所の利用一覧表」(例)

使用する 地域又は 地区名	避難所名	収容人員	炊き出し 能力	施設の 能力	経路・位置 ・所要時間	施設 管理者	管理 責任者	連絡員

3 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

- (1) 施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく必要がある。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を予定しておく。
- (4) 指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

第5項 避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導体制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市町職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市町職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

(2) 避難指示者（市町長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

(3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図ること。また、夜間照明、外国語表示の設置に努めること。

2 避難経路の選定

- (1) 避難経路を2箇所以上選定する。
- (2) 相互に交差しない。
- (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (4) 住民の理解と協力を得て選定する。

第6項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第7項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、震災の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

1 携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証（カード））、常備薬（処方箋も含む）、懐中電燈、携帯ラジオ

2 余裕がある場合

上記の他若干の食料品、日用品等

第8項 避難所の運営管理

市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。

1 管理運営体制の確立

管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておくものとする。

2 避難者名簿（様式の作成）

3 避難収容中の秩序保持（管理要領）

集団生活に最低限必要な規律等

4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）

5 各種相談業務

第9項 避難所開設に伴う被災者救援措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第10項 避難所の整備に関する事項

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）
- 2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）
- 4 避難所での備蓄
食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第 11 項 避難所及び避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の作成及び配布
 - (2) 住民に対する巡回指導
 - (3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
 - (1) 広報車による周知
 - (2) 避難誘導員による現地広報
 - (3) 自治会等自主防災組織を通じた広報

第 12 項 被災者支援

住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第 13 項 土砂災害警戒区域の指定のあった市町

- 1 次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。
 - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 災害対策基本法第 4 8 条第 1 項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該施設の名称及び所在地
 - (5) 救助に関する事項
 - (6) 上記に掲げるもののほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 2 市町防災会議は、上記 1 の規定により市町地域防災計画において上記 1 (4) に掲げる事項を定めるときは、当該市町地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記 1 (1) に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- 3 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- 4 市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。
- 5 上記 4 の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記 4 の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町長に報告する。これを変更したときも、同様とする。
- 6 市町長は、上記 4 の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記 4 の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町長は、上記 6 の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 上記 4 の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記 4 の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記 4 の要配慮者利用施設を利用している者の円

滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

第 14 項 浸水想定区域の指定のあった市町

- 1 次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。
 - (1) 洪水予報等の伝達方法。
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項。
 - (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項。
 - (4) 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地
 - (5) (4)において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法。
 - (6) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項。
- 2 上記 1 に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

第 15 項 津波災害警戒区域の指定のあった市町

- 1 次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。
 - (1) 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
 - (2) 津波災害警戒区域内に地下街や、社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- 2 市町地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

第 2 節 県のとるべき措置

- 1 震災時における避難誘導、避難所の運用等は、原則として市町が実施することとなるが、県はこれを支援・補完する立場から、避難場所又は避難所として指定された県有施設の必要な整備に努める。
- 2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行うとともに、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、広域調整を行う。
- 3 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の避難体制の点検を行う。
- 4 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制点検の指導を行う。
- 5 津波による浸水が想定される区域を明示するため、県は浸水想定を設定したときは、浸水想定を公表する。

第 3 節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、市町、関係機関等と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

- 1 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- 2 病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方

法、保健衛生等に関する事項

- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

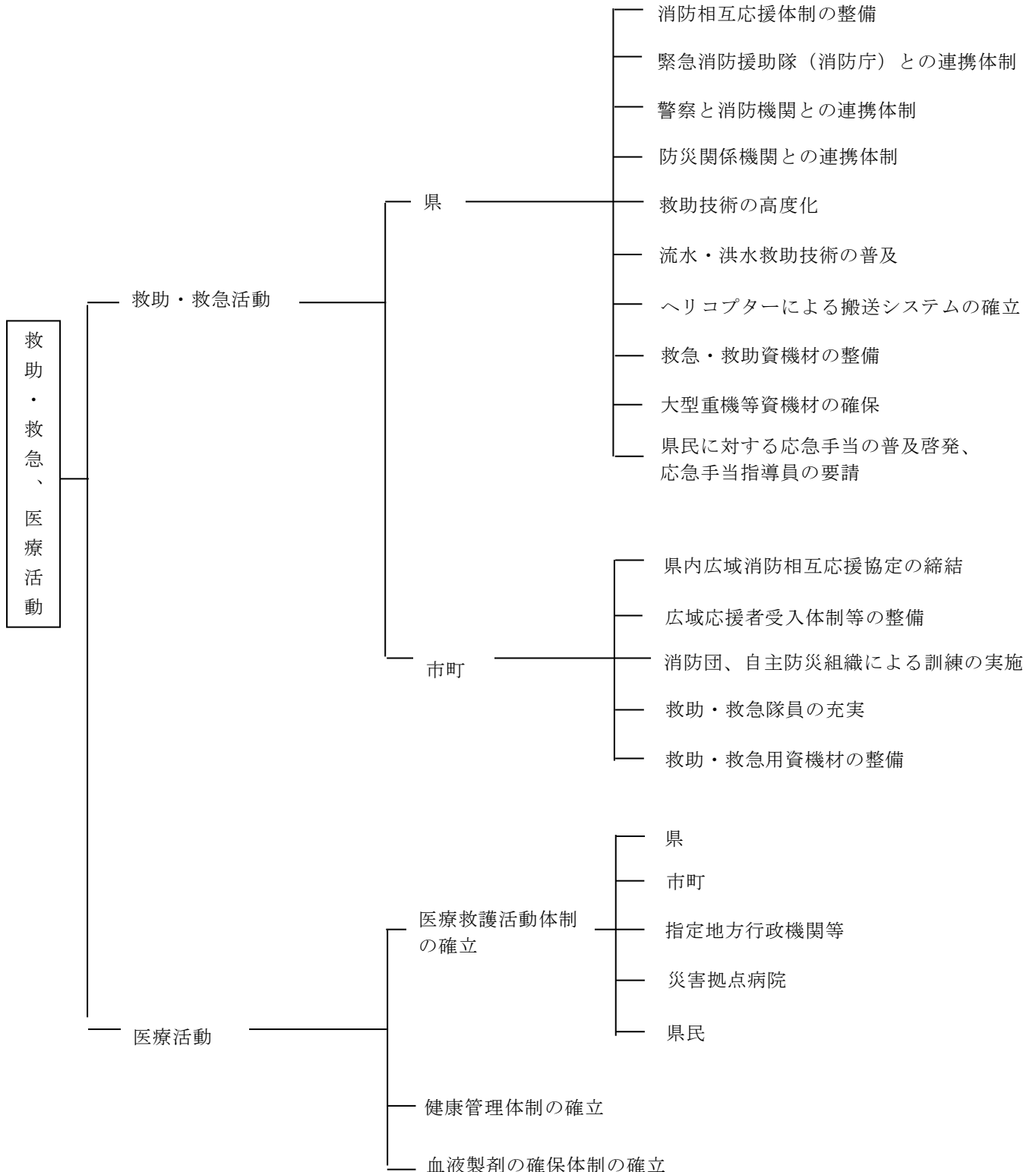
県及び市町は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、被害想定調査結果を踏まえて、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。

第10章 救助・救急、医療活動

基本的な考え方

大規模地震発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災当初における県、市町及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。このため、県、市町及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図ることが求められる。



第 1 節 救助・救急活動

第 1 項 県

- 1 緊急かつ広域的な救助・救急活動が円滑に実施できるよう、県内全市町等による消防相互応援体制の整備を推進する。
- 2 緊急消防援助隊（消防庁）との連携体制の確保を図る。
- 3 県警察と消防機関との連携体制の確立を図る。
- 4 定期的な連絡会議等の開催や連絡調整窓口の設置、医療関係者も加え、共同で実践的な防災訓練を実施するなど、平常時からの防災関係機関との連携体制を確立する。
- 5 都市型救助等の高度な救助技術訓練を実施するための体制の整備を推進する。
- 6 津波災害に備え、急流などにおける救助に有効な流水・洪水救助技術（スイフトウォーターレスキュー）の普及を図る。
- 7 ヘリコプターによる患者の搬送システムを確立しておく。
- 8 エンジンカッター、チェーンソー等の救助・救急用資機材の整備充実、関係機関が保有する資機材情報の共有化を図る。
- 9 救助・救急に必要な大型重機等の資機材について、緊急時に確保できるよう体制を整備しておく。
- 10 県民に対し応急手当の方法等について啓発指導するため、消防職員を応急手当指導員として養成する。他に、日赤山口県支部も、赤十字救急法指導員を養成する。

第 2 項 市町

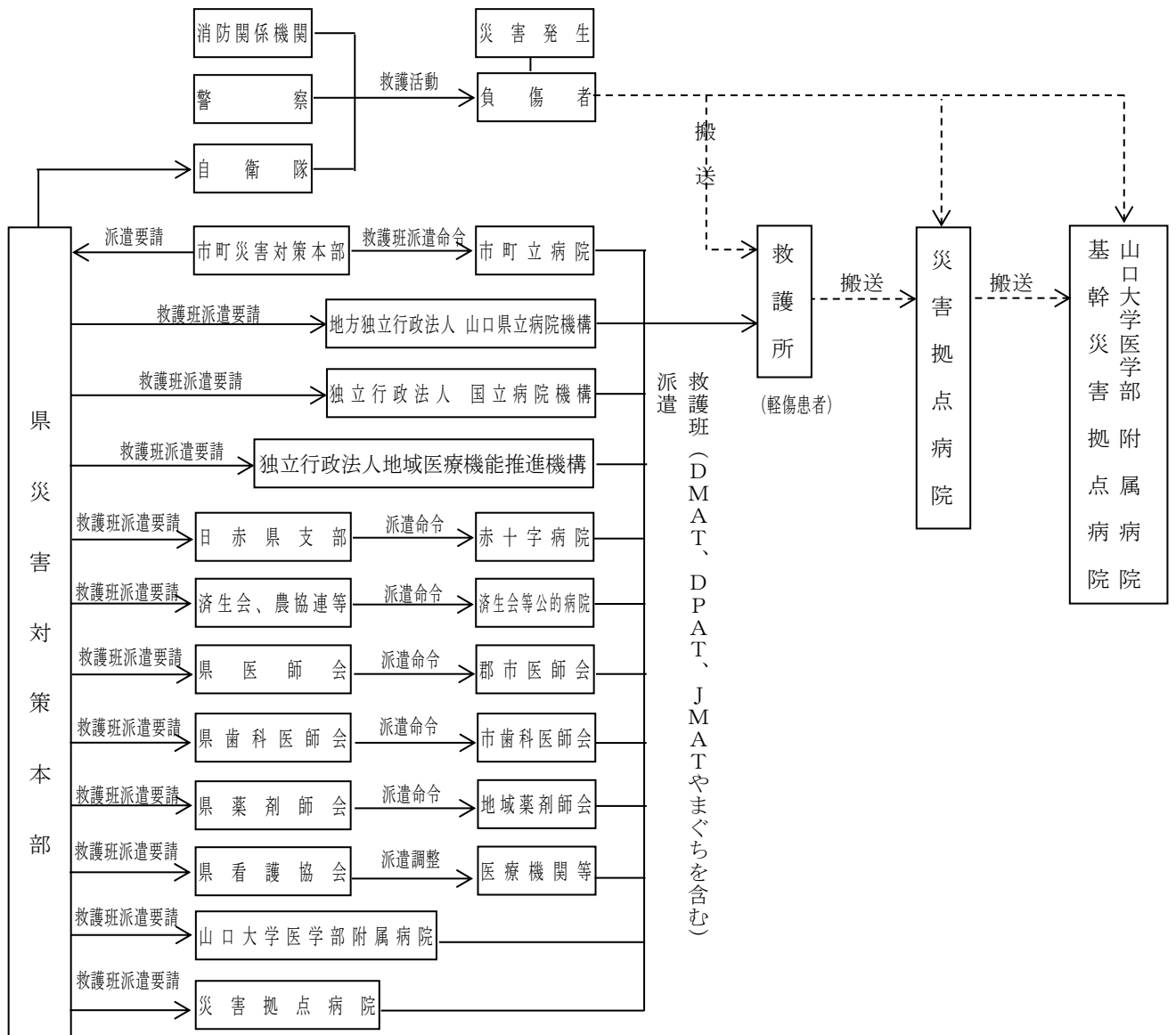
- 1 県内広域消防相互応援協定を締結する。
 - 2 県内広域消防相互応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。
 - 3 消防団、自主防災組織等に対する訓練を実施する。
 - 4 高度な救助・救急業務に対応するため、救助・救急隊員の充実に努める。
 - 5 救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努める。
- 資料編 [2(1)-9] 山口県内広域消防相互応援協定

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

県及び市町は、被害想定調査結果を踏まえ、震災時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。

[医療救護活動体系図]



1 県

県は、市町が行う医療救護体制の確立について応援、補完するとともに、次の事項を実施又は指導する。

- (1) 災害派遣医療チーム(DMAT)の増強を図るとともに、運用に係る体制を整備する。
- (2) 災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、JMATやまぐちや日赤救護班、医療関係団体による医療チームとの連携を推進する。
- (3) 災害時にDMATやDPAT、JMATやまぐち、日赤救護班、医療関係団体の医療チームの派遣要請を迅速に行えるよう、平時から連絡窓口や要請手順等を定めておく。
- (4) 災害時に拠点となる災害拠点病院を、各2次医療圏に1箇所以上整備する。
- (5) 医薬品及び医療資機材等の緊急調達を円滑に行うため、関係団体との間で供給体制を整備する。
また、災害時に被災地の医薬品等の円滑な需要供給の調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害薬事コーディネーターを配置する。
- (6) 傷病者の搬送や災害医療活動に必要な緊急輸送ルートや搬送手段の確保に努める。
- (7) 広域後方医療施設への傷病者の搬送のため、航空搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)を整備するとともに、災害時のドクターヘリの運用体制を整備する等、救急医療体制の整備に努める。
- (8) 災害医療関係者間で情報を共有できるよう、行政や医療機関、医療関係団体による広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の活用を促進するとともに、操作等の研修や訓練を実施する。また、災害時にシステムへ接続できるよう、非常用通信手段の確保に努める。
- (9) 健康福祉センターは地域医療活動の拠点として、医療情報の収集が図られるよう、医療機関、医療関係団体、市町、消防本部との情報収集体制を整備する。
- (10) 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置し、全県単位で災害時小児周産期リエゾンを配置する。また、コーディネーター及びリエゾンの養成等を行うとともに、関係機関・関係団体との連携強化を推進する。その際、コーディネーター及びリエゾンは県に対して適宜助言を行う。
- (11) 災害時に精神科医療の提供と精神保健活動を継続するために災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制を整備する。
- (12) 被災地で効率的な保健医療福祉活動が行えるよう、保健医療活動チーム、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の派遣調整や情報連携等の保健医療福祉活動の総合調整を行う体制を構築する。また、被災都道府県等の求めに応じて県からDHEATの応援派遣ができるよう、人材の育成等に努める。
- (13) 医師ができるだけ治療に専念できるよう、救急救命士等の消防職員等に対し、DMATに準じた災害医療に係る知識等の習得と連携活動システムを構築する。
- (14) 迅速・的確な医療救護活動を行う体制を構築できるよう、訓練を実施する。
- (15) 災害医療関係者が本県の災害医療対策を検討する場を設け、平時からの関係構築を推進する。
- (16) 大規模・広域災害に対応するため、相互応援協定を締結している他都道府県との連携の強化に取り組む。

2 市町

- (1) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。
設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- (2) 災害時に医療救護班の編成を迅速に行えるよう、平時から市町立医療機関や地域の医療関係団体等との連絡窓口や要請手順等を定めておく。
- (3) 平時から派遣可能な医療救護班数を把握するとともに、市町防災計画等に記載する。
- (4) 救護所として市町保健センター及び休日夜間急患センターを整備する。
- (5) 災害医療関係者間で情報を共有できるよう、EMISを活用するとともに、災害時にシステムへ接続できるよう、非常用電信手段の確保に努める。

3 指定地方行政機関等

- (1) 中国四国厚生局は、独立行政法人国立病院機構と情報共有を行う。
- (2) 独立行政法人国立病院機構は、県からの救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。)の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する体制を整備する。
- (3) 日赤山口県支部は、医療救護班の編成、出動体制の整備や災害医療拠点病院としての整備をする。
- (4) 県医師会、県看護協会及び県歯科医師会等は、県からの応援要請に備えて医療救護班やJMATやまぐちの編成、出動体制の整備に努める。
- (5) 県薬剤師会は、県からの派遣要請や県医師会等の行う医療救護活動を支援するため、薬剤管理班の編成、救護活動に必要な医薬品等の確保、調剤体制の整備に努める。

4 災害拠点病院

- (1) 県内や全国各地から参集するDMAT等の活動拠点としての機能が十分に発揮できるよう、医療機関相互の連絡体制を整備する。
- (2) 災害急性期における機能の充実を図るため、通信設備や応急資機材を整備する。
- (3) 大規模災害時の医療救護活動の長期化に対応できるよう、県や市町、関係団体と連携した食料、水、燃料等のライフラインを維持する体制を整備する。
- (4) 自院がDMATの活動拠点本部となる場合には、統括DMATを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMATの支援の下で医療救護活動を実施する。
- (5) 災害時に病院の機能維持・早期回復を行うことができるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。
- (6) 2次医療圏での連携体制を構築するため、2次救急医療機関や医療関係団体等と訓練を実施する。

5 県民

- (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- (2) 県、市町、日赤山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
- (3) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

第2項 健康管理体制の確立

- 1 県及び市町の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。
- 2 県は、必要と認めるときは、県看護協会を通して、災害支援ナース等の派遣を要請する。
- 3 精神保健福祉センター、健康福祉センターは、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

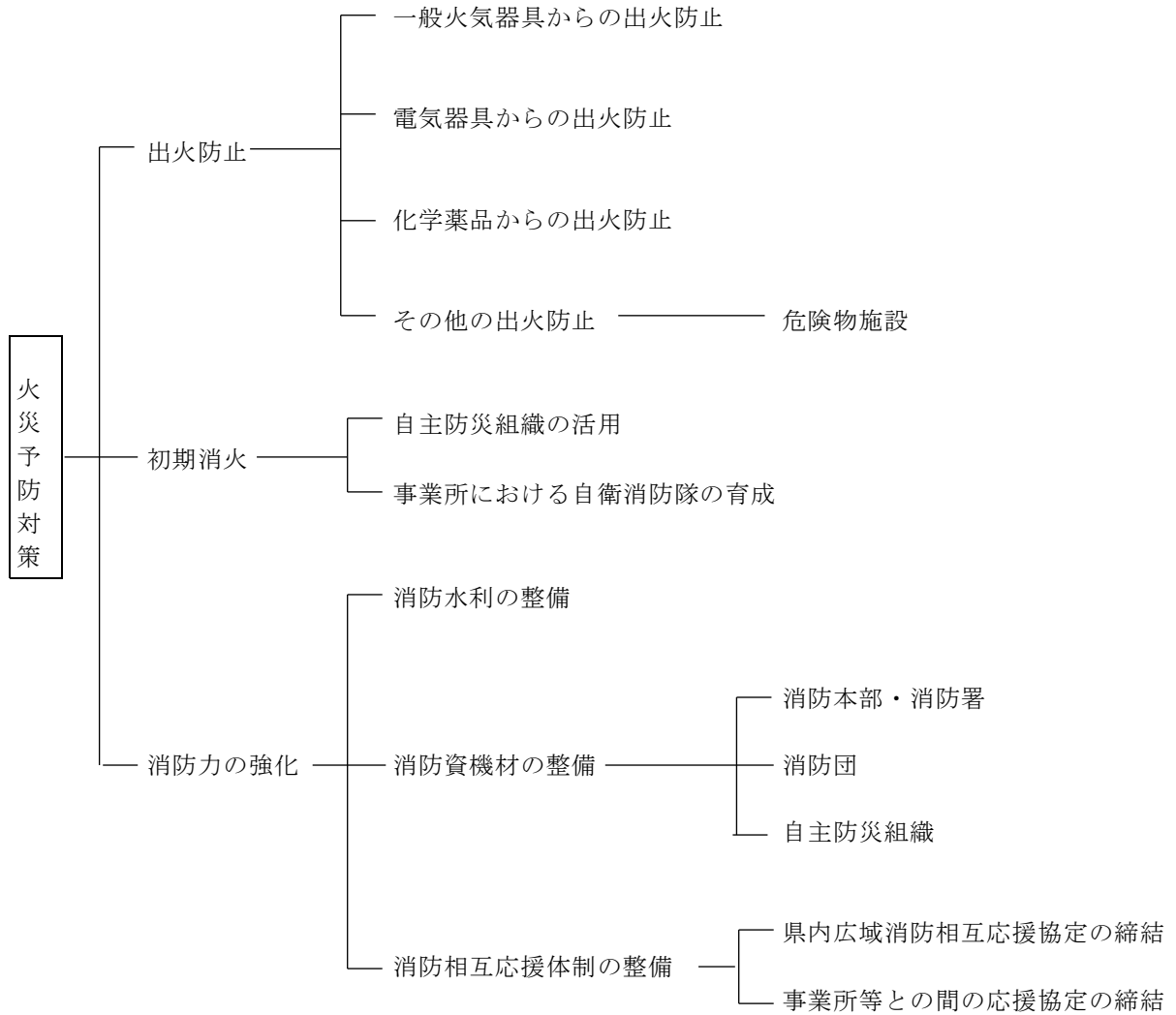
第3項 血液製剤の確保体制の確立

- 1 県赤十字血液センターの耐震性の確保を図る。
- 2 県赤十字血液センターは、震災時における医療機関からの血液の要請に応えられるよう、常時血液製剤を備蓄しておくとともに、他県血液センターからの支援が受けられるよう、あらかじめ体制の整備を図っておくものとする。
- 3 震災時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 4 県及び市町は、震災時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第 1 1 章 火災予防対策

基本的な考え方

大規模地震は、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから県及び市町は、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。



第1節 出火防止

近年の地震においては、地震から数時間を経過しての電気器具による出火という過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となってきた。

第1項 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止は重要である。

地震が発生した場合には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置（マイコンメーター含む）等の普及促進を図る。

第2項 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に、電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかったと考えられる事例、観賞魚用ヒータが空气中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかったと考えられる事例等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを住民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図っていく。

第3項 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

第4項 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第2節 初期消火

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、住民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう住民、自主防災組織等を指導する。

- 1 震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。

- 2 震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

消防防災年報 …… 自主防災組織の現況

〃 …… 幼年・少年・女性防火クラブの現況

〃 …… 事業所の自衛消防組織等の現況

第3節 消防力の強化

市町は、大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図っていく必要がある。

第1項 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性を有する防火水槽の整備、河川水、海水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール、ダム、ため池等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進していく。

第2項 消防資機材の整備

1 消防本部・消防署

通常火災に対応する資機材は整備してきているが、今後、地震火災に有効な消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご付ポンプ車、小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進していく。

2 消防団

火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進していく。

3 自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

第3項 消防相互応援体制の整備

1 県内広域消防相互応援協定の締結

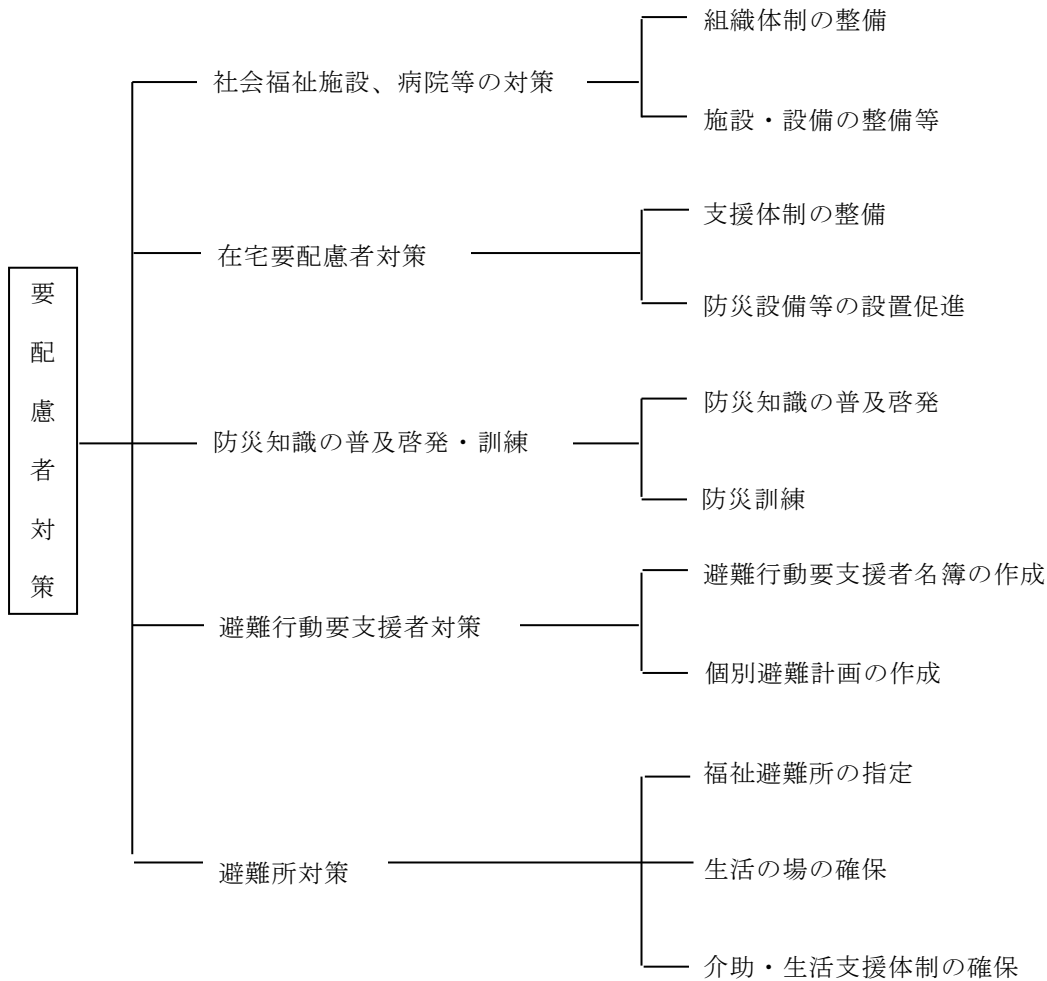
2 事業所等との間の応援協定の締結

第 1 2 章 要配慮者対策

基本的な考え方

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、震災時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。



第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備

- 1 県及び市町は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。
また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
 - (2) 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 震災時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画を作成するなど、組織体制を整備する。
特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。
また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
 - (2) 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町長に報告しなければならない。
 - (3) 市町、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。

第2項 施設・設備等の整備

- 1 県及び市町は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、震災時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。
 - (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の耐震性を確保するとともに、震災時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
 - (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策

第1項 支援体制の整備

- 1 県及び市町は、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、市町は要配慮者の迅速な避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- 2 市町は、次の事項に留意し、要配慮者の事前把握に努める。
 - (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。
 - (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
 - (3) 把握した個人情報、取扱いに十分留意した上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。
- 3 県及び市町は、要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。
また、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得て、災害情報の伝達、避難誘導の実施、救出・救護の実施及び協力等が行える体制の整備に努める。

- 4 市町は、迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、メール、FAX、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。
- 5 市町は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っていくとともに、健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。
- 6 県は、災害時に地域の実情に応じて災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など被災者支援の取組を実施できるよう、市町の体制整備を支援する。

第2項 防災設備等の設置促進

市町は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、震災時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、震災時における出火を防止するため、火災警報機、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため文字放送受信装置の普及にも努める。

第3節 避難行動要支援者対策

第1項 避難行動要支援者名簿の作成

- 1 市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- 2 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- 3 避難行動要支援者名簿の作成にあたり、市町防災計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 避難支援等関係者となる者及びその安全確保
 - (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
 - (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - (4) 名簿の更新に関する事項
 - (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町が求める措置及び市町が講ずる措置
 - (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 4 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、県警、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

第2項 個別避難計画

- 1 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町長が必要と認める事項

第4節 防災知識等の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発

- 1 県及び市町は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、地震災害に対する基礎的知識、家具の転倒防止措置等の家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するように努める。
- 2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。
- 3 県及び市町は、地域における要配慮者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練

県及び市町は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第5節 避難所対策

県及び市町は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

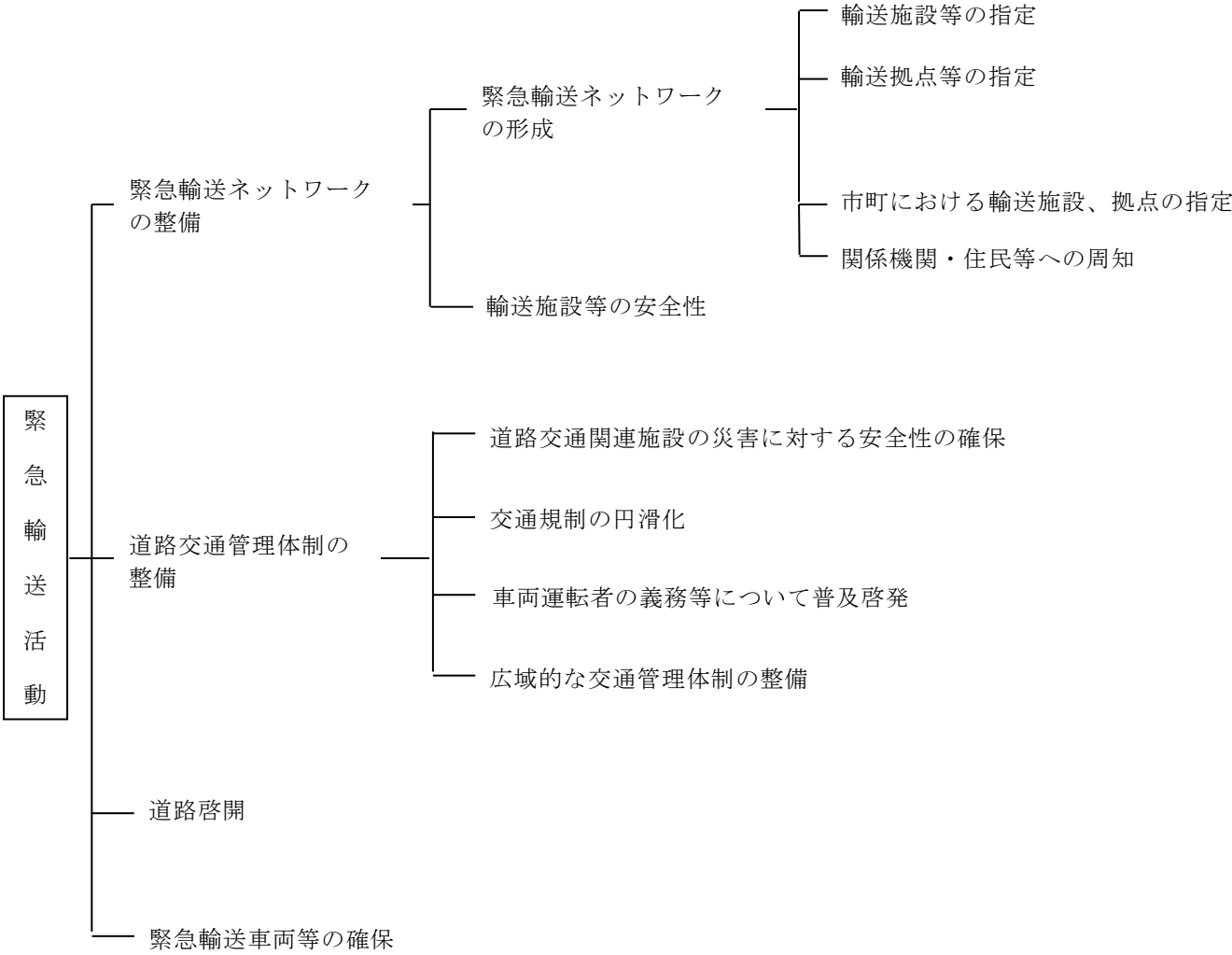
また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

- 1 市町は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。
- 2 避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。
- 3 避難所における高齢者、障害者等の食事や排泄の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。
- 4 県は、避難者の福祉ニーズの把握や支援の振り分けなど、避難所において福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の運用にかかる体制の充実に努める。

第 13 章 緊急輸送活動

基本的な考え方

災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送道路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

(1) 道路

ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定

イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定

(2) 港湾

ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定

(3) 漁港

ア 海上緊急輸送基地となる主要な漁港の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定

(4) 飛行場等

ア 航空輸送の拠点となる飛行場等の指定

イ 臨時ヘリポートの指定

2 輸送拠点等の指定

ア 他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設の指定

イ 他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点施設の指定

3 市町における輸送施設、拠点の指定

市町は、各地域の実情に応じた輸送施設、拠点を指定する。

4 上記により、指定した施設については、防災計画に掲載するとともに、広報誌等を活用して関係機関、住民等への周知を図る。

第2項 輸送施設等の耐震性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、特に耐震性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

1 県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性の確保を図る。

2 県警察は、災害時の情報収集、交通規制及び誘導等を円滑に行うため、警備業者等との間に応急対策業務に関する協定等の締結をする。

3 県警察は、交通規制を実施した場合における車両運転者の義務等について、普及啓発を図る。

4 県警察は、広域的な交通管理体制を整備するものとする。

第3節 道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

第4節 緊急輸送車両等の確保

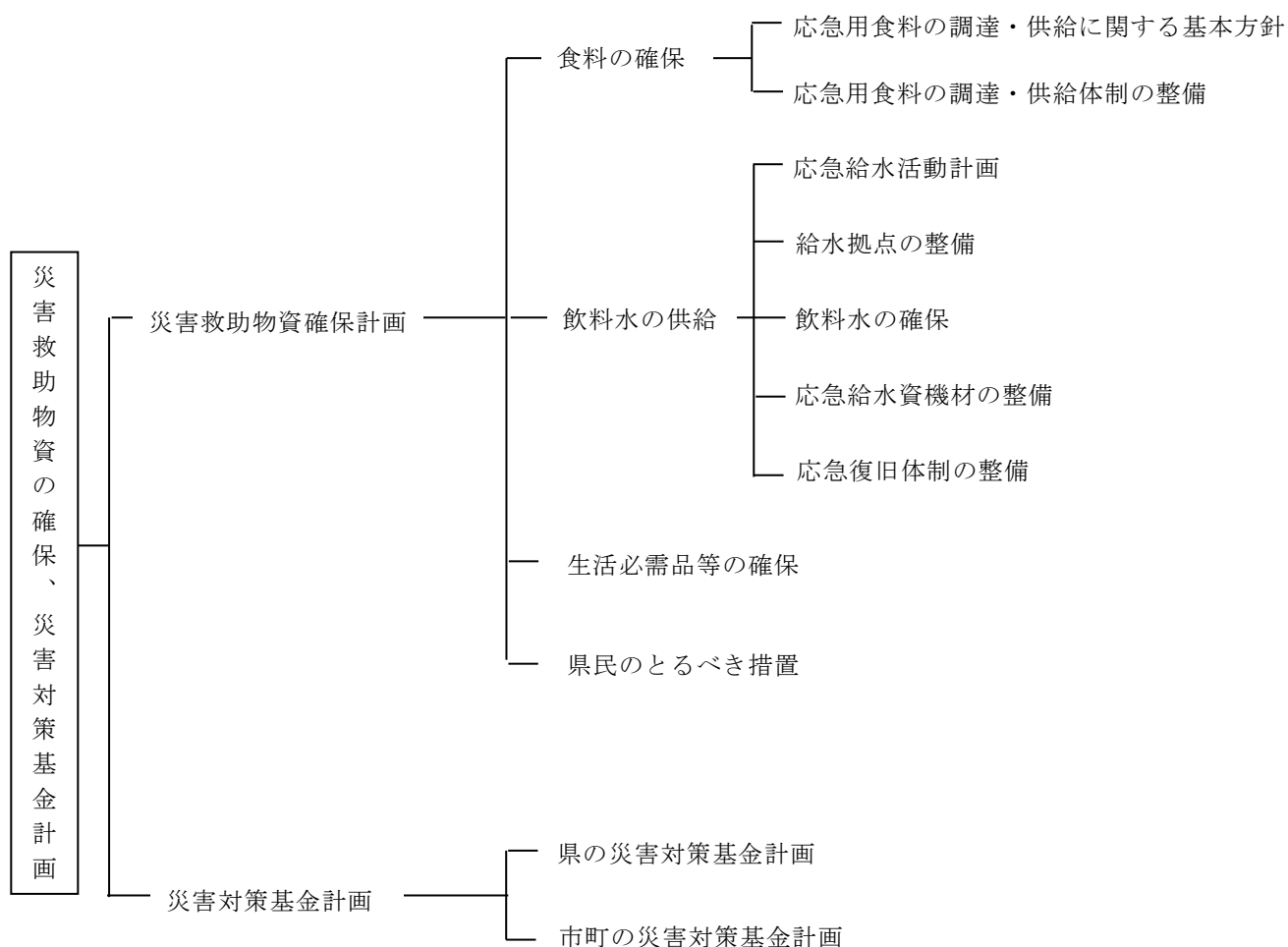
緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

第 1 4 章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

基本的な考え方

県及び市町は、大規模地震が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

また、県は災害救助法に基づく災害救助基金を、市町は山口県市町災害基金組合規約に基づく基金を積み立てるものとする。



第 1 節 災害救助物資確保計画

第 1 項 食料の確保

県及び市町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、被害想定調査結果を踏まえ、調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

災害時における応急用食料の調達・供給については、次により、県及び市町が、それぞれの立場から不測の事態に備えた体制を図るものとする。

(1) 県

県は、複数の市町にまたがる広範囲な災害が発生した場合、市町が想定していないような極めて甚大な被害が生じた場合等において、市町が行う応急用食料の調達・供給活動を支援することを基本とし、そのために必要な体制を整備するものとする。

(2) 市町

市町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

県及び市町は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

(1) 主食系として、米について、農林水産省等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備するものとする。

(2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努めるものとする。

・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等

第 2 項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

市町及び水道企業団は、被害想定調査結果を踏まえ、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

市町及び水道企業団は、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。（1人1日3ℓ）

(2) 井戸水の活用

市町は、地域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、健康福祉センターとの連携体制を整備する。

4 応急給水資機材の整備

(1) 市町及び水道企業団は、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

(2) 県は、市町等における資機材の備蓄について調整、指導する。

5 応急復旧体制の整備

市町及び水道企業団は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第 3 項 生活必需品の確保

県及び市町は、被害想定調査結果を踏まえ、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ポンプ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努めるものとする。

第4項 県民のとるべき措置

県民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

第2節 災害対策基金計画

県及び市町は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金等の積立を行っている。

第1項 県の災害対策基金計画

1 基金の積立

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害対策基金の積立を行う。

2 基金の運用

災害対策基金の運用は、次の方法によることとなっている。

- (1) 資金運用部への預託又は確実な銀行への預金
- (2) 確実な債権の応募又は買入
- (3) 救助に必要な給与品の事前購入

第2項 市町の災害対策基金計画

1 災害基金組合

県内の全市町をもって、山口県市町災害基金組合が設立されている。

2 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付目標額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

3 基金の処分

- (1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものであること。

- ア 風害
- イ 水害
- ウ 雪害
- エ 地震
- オ 干害
- カ 火災
- キ その他議会の議決を経て定める災害

- (2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額を処分することができるものである。

- ア 災害による減収補てんを要するとき
- イ 災害対策事業費の支出を要するとき
- ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき

- (3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものである。

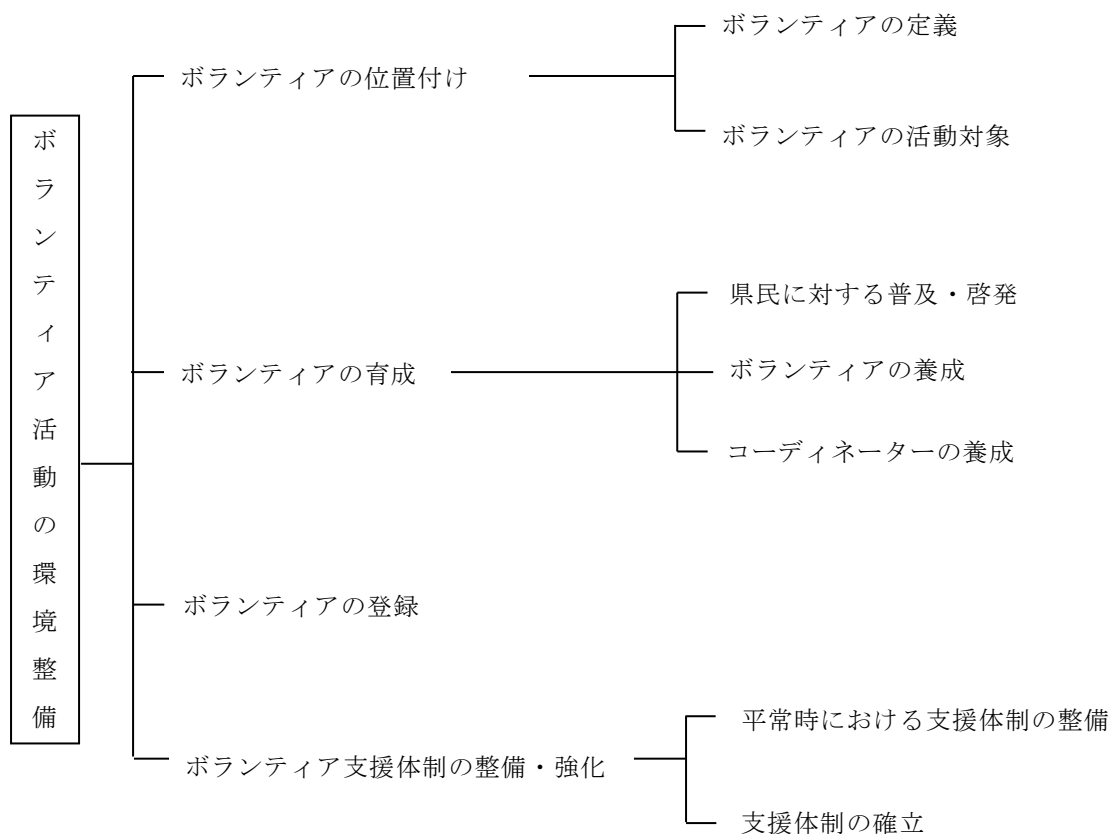
- ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
- イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
- ウ その他組合長が必要と認めた事業

第15章 ボランティア活動の環境整備

基本的な考え方

地震等による大規模災害時には、県、市町及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく県民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。



第1節 ボランティアの位置づけ

第1項 ボランティアの定義

県防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	・ 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・ 建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・ 土砂災害警戒区域等の調査（斜面判定士等） ・ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） ・ 福祉（手話通訳、介護等） ・ 無線（アマチュア無線技士） ・ 特殊車両操作（大型重機等） ・ 通訳（語学） ・ 災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） ・ その他特殊な技術を要する者 ・ 災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）
一般ボランティア	・ 救援物資の整理、仕分け、配分 ・ 避難所の運営補助 ・ 炊き出し、配送 ・ 清掃、防疫 ・ 要配慮者等への生活支援 ・ その他危険のない軽作業

第2節 ボランティアの育成

第1項 県民に対する普及・啓発

県及び市町は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの県民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

県、市町及び日赤山口県支部は、関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、県は、関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

県及び関係団体は、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第4節 ボランティア支援体制の整備・強化

第1項 平常時における支援体制の整備

県及び市町は、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。

また、県社会福祉協議会は災害時のボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、広域的な支援体制の整備を含めたガイドライン等を作成し、県内の社会福祉協議会のみによる対応が困難な大規模災害等に備え、近隣県との相互支援ネットワークの形成に努める。

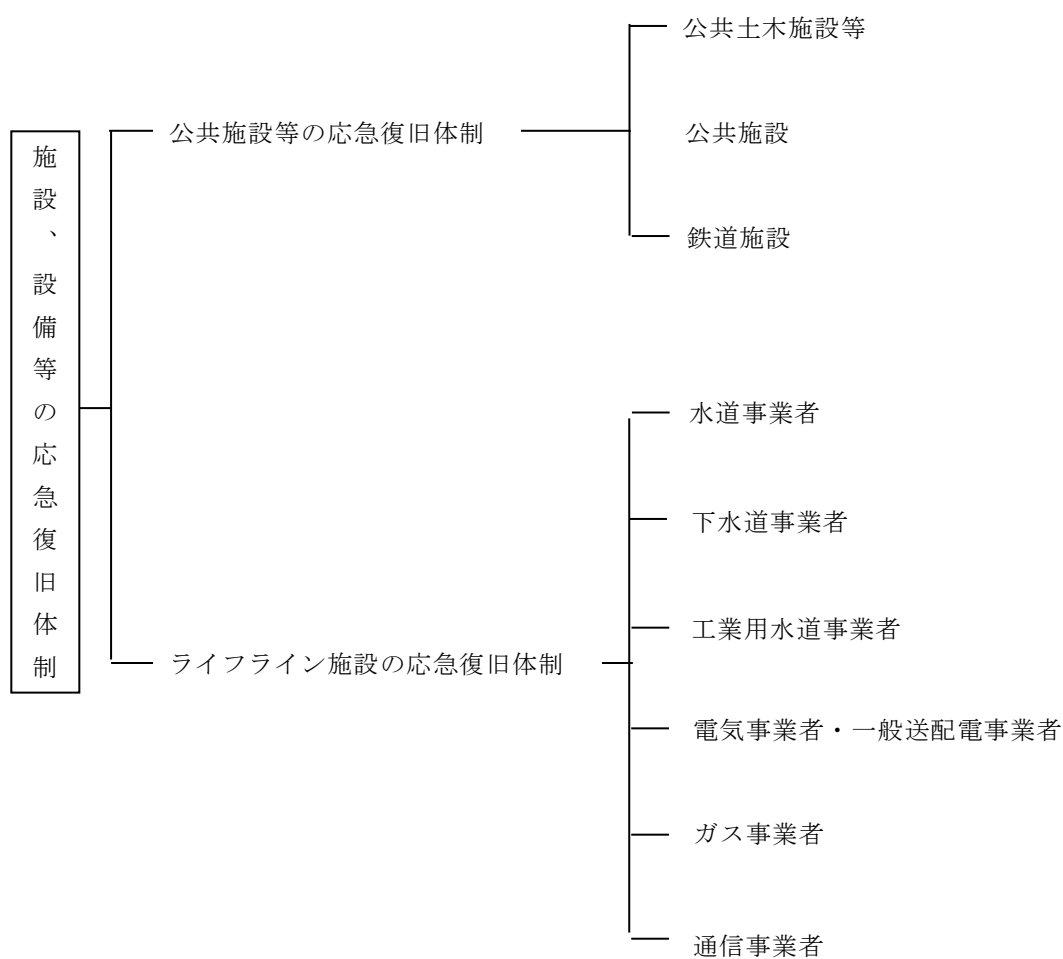
第2項 支援体制の確立

県及び県社会福祉協議会は、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合に備え、あらかじめ、適当なブロックごとに、ボランティア活動のコーディネートの支援拠点となる広域支援センターを定めるなど、必要な連携体制等についての検討を行う。

第 16 章 施設、設備等の応急復旧体制

基本的な考え方

県、市町、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、県民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講ずる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。



第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木施設等

- 1 被災施設の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講じるものとする。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設

地震発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者

震災時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 工業用水道事業者

震災時における工業用水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努めるとともに、応急復旧が速やかに行われるよう緊急施工業者をあらかじめ選定し、協力体制の確立に努める。

また、中国地域における工業用水道相互間に応援協定を締結するなどして、応急復旧の充実に努める。

第4項 電気事業者・一般送配電事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第5項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

第6項 通信事業者

- 1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

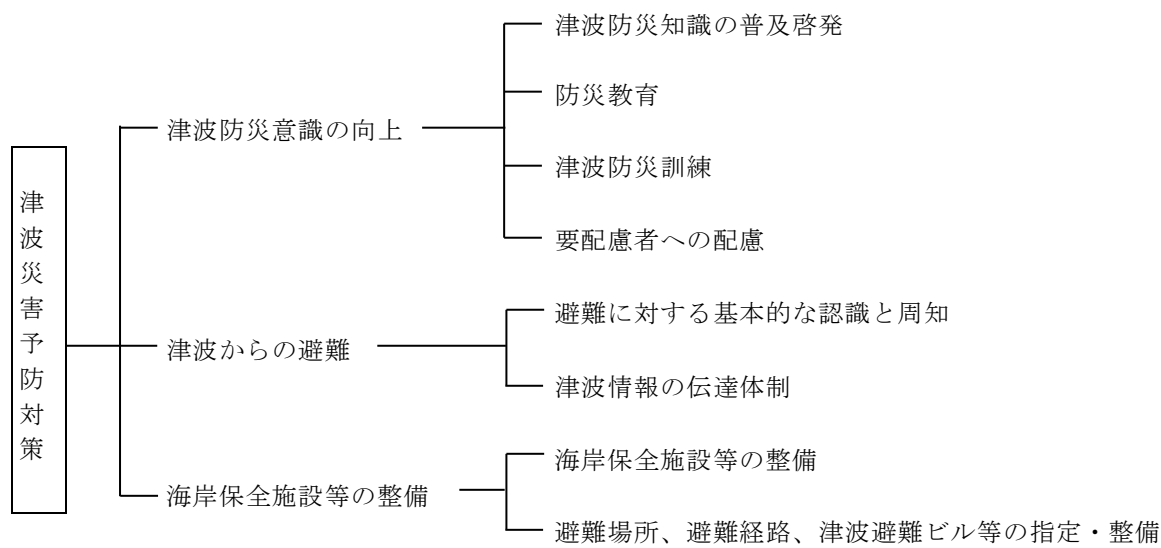
また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

- 2 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第 1 7 章 津波災害予防対策

基本的な考え方

- 1 本県は、本州の最西端に位置し、三方が海に開け、総延長約 1, 5 0 0 k m の長い海岸線を有していることから、日本海及び太平洋の海域等で津波が発生すれば、その影響を受けやすい地理的環境にある。このため、海辺で暮らす人はもちろんのこと、旅行や海水浴などで海岸沿いに出かける際にも、津波災害の特徴を理解し、的確な避難行動のとり方を身につけておくことが必要不可欠である。
- 2 津波災害対策の検討にあたっては、以下の 2 つのレベルの津波を想定することを基本とする。
- (1) 最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
〔対策〕 海岸堤防、河川堤防などの海岸保全施設の整備による人命、資産の保護
 - (2) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
〔対策〕 住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸としたハード・ソフト両面による総合的な津波対策



津波予報区の範囲

予 報 区	沿 岸 市 町
山口県日本海沿岸	下関市、萩市、長門市、阿武町
山口県瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

第 1 節 津波防災意識の向上

津波による人的被害を軽減するためには、防災関係機関による防災対策の推進と同時に、県民一人ひとりが自らの命は自分で守るという心構えをもち、発災時における冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要であり、そのような風土・文化を醸成する必要がある。

このため、県、市町及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、県民に対し、津波に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、防災教育の推進に努め、県民の防災意識の向上を図る。加えて、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等と連携して実践的な防災訓練を実施する。

第 1 項 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためには、住民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。

また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。

津波避難に関する次の内容の普及啓発を図る。

- 1 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこととなる。船舶については、時間的余裕がある場合には、港外（水深の深い広い海域）に待避すること。
- 2 地震による揺れを感じられない場合でも、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があること。海水浴等により海辺にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- 3 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から 1 日以上にわたり、津波が継続する可能性があること、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性があることから、警報等解除までは沿岸部に近づかないこと。
- 4 地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。
- 5 家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各家庭であらかじめ話をし、決めておく必要があること。

第 2 項 防災教育

県、市町及び防災関係機関は教育機関及び民間団体等と密接な連携を図り、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育を実施する。

- 1 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。
- 2 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 津波浸水想定を踏まえた避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、周知を図る。

第3項 津波防災訓練

防災週間等を通じ、市町、住民及び事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や住民の適切な避難措置等に努める。

- 1 夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- 2 津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第4項 要配慮者への配慮

県及び市町は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 津波からの避難

津波からの迅速かつ的確な避難のため、市町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた情報伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

第1項 避難に対する基本的な認識と周知

津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があり、さらに、自然現象であることから、大きな不確定要素を伴うため、想定やシナリオには一定の限界があることに留意すること。

1 避難方法

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界があることを踏まえ、各地域で合意形成を図ったうえで避難方法の検討をする必要がある。

2 津波ハザードマップの作成・周知

市町は、県の津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律第55条に基づく津波ハザードマップを作成し、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

3 市町の津波避難体制の確立

市町は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することできるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した具体的かつ実践的な津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1) 避難指示

市町は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示の発令ができる組織体制の整備を図る。

(2) 住民等の避難誘導体制

ア 津波発生時には、徒歩による避難を原則としつつ、各地域の実情や要配慮者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災

対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

ウ 避難場所の位置がわかるような案内・誘導板や標高（海拔）がわかる海拔表示板の整備に努めるとともに、避難場所の周知を図ること。

エ 多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海辺の観光地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織等と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、地震発生直後に津波発生の危険性が高い場合においては、日頃から過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

4 要配慮者及び外来者の避難

(1) 津波による被害のおそれのある地域の要配慮者施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

(2) 沿岸市町は、要配慮者施設等の避難対策について支援するとともに、在宅の要配慮者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

また、観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地におけるハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示・海拔表示板などにより、周知を図る。

5 市町の津波避難体制確立への県の支援

県は、津波が発生した際に、市町の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、市町に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した津波避難計画策定指針等を作成し、津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直しを支援する。

第2項 津波情報の伝達体制

1 津波警報等及び避難指示の伝達について関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。

2 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等及び避難指示の迅速かつ確かな伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

3 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、停電の影響やバッテリー切れ等のためその機能が失われないよう、非常用電源の確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

4 多様な伝達手段の確保

J－A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

5 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

6 港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

第3節 海岸保全施設等の整備

第1項 海岸保全施設等の整備

1 海岸保全施設の整備に係る基本的な考え方

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ決定することとする。また、施設整備については、過去の被災状況や背後の土地利用等を勘案し、緊急度の高い箇所から引き続き進める。

2 津波防災対策を策定するにあたって必要となる検討事項

(1) 性能水準

海岸保全施設の整備にあたって必要となる耐震性、液状化対策等の性能水準を検討する。

(2) 電動化・自動化等

水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時における作業員の安全確保の観点から、電動化や自動化等の必要性について検討する。

第2項 避難場所、避難経路、津波避難ビル等の指定・整備

- 1 避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- 2 沿岸市町は、津波浸水想定区域内において民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、確実に避難できるような体制の構築に努める。
- 3 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。
- 4 避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図るものとする。
- 5 避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示板等の整備に努める。

第 3 編

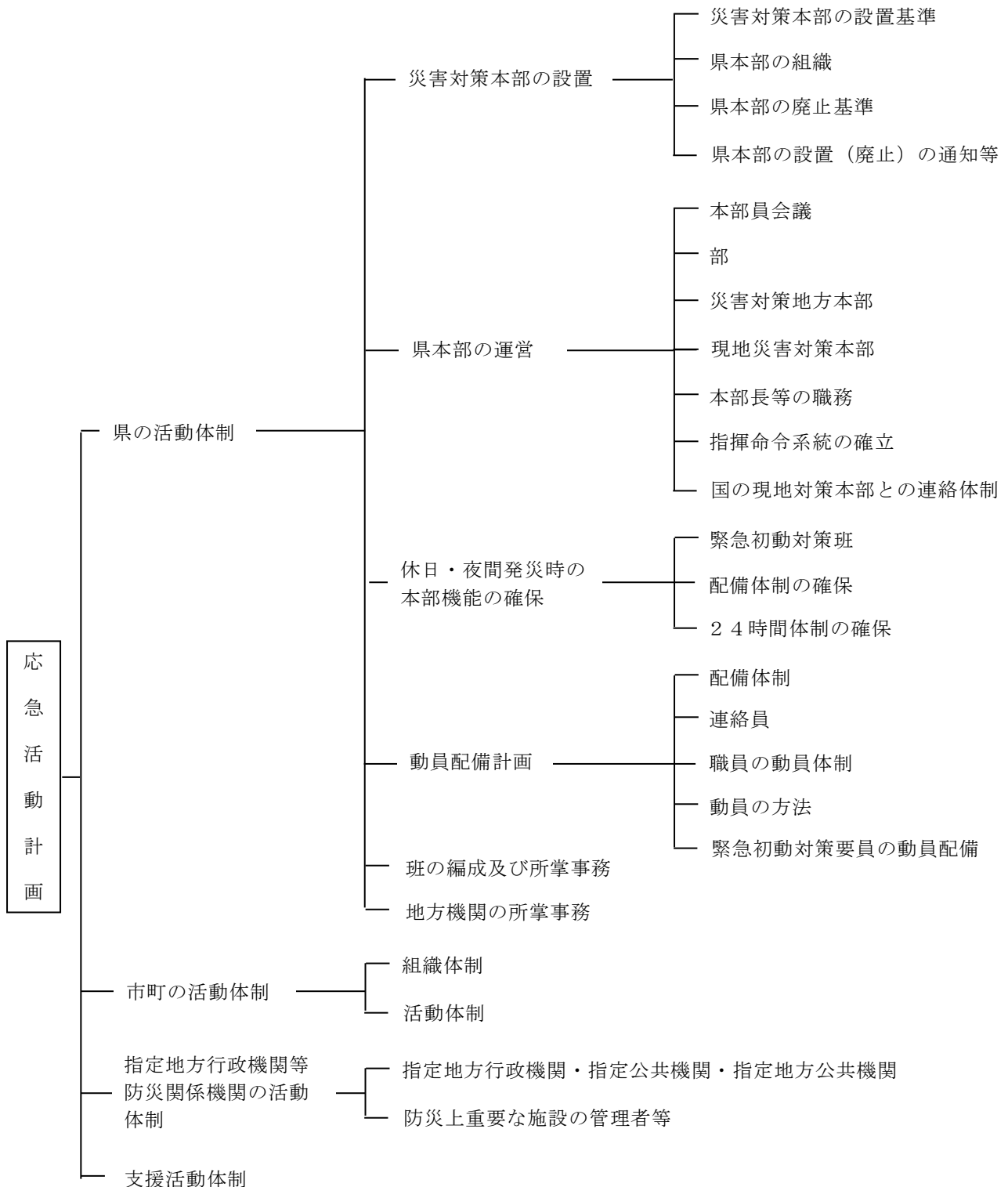
災 害 応 急 対 策 計 画

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 章 応急活動計画

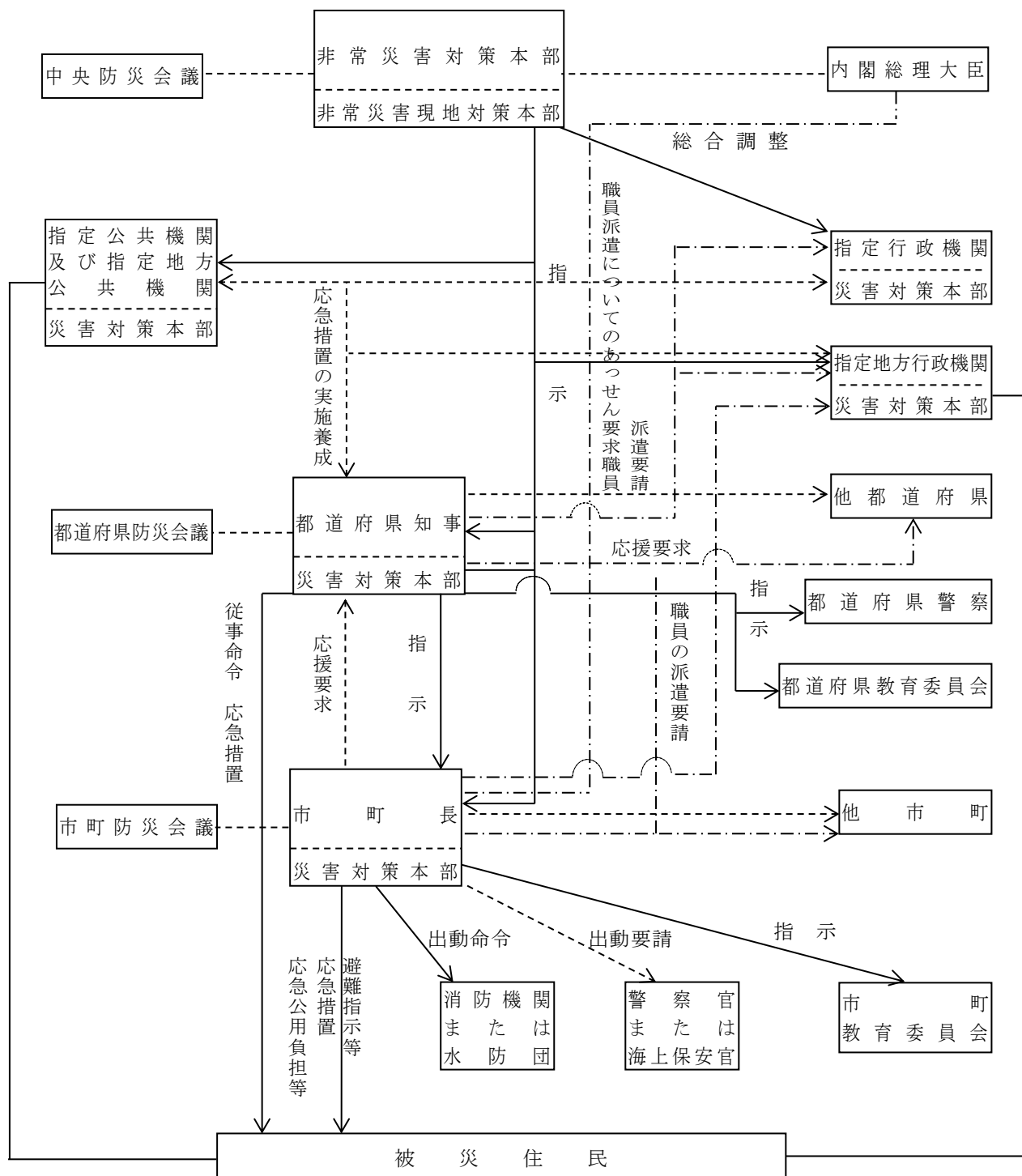
基本的な考え方

県の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、国、地方公共団体、防災関係機関及び住民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。



第1節 県の活動体制

知事は、県の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施するとともに、区域内の市町及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う。



第1項 災害対策本部の設置

知事は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、山口県災害対策本部（以下「県本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

資料編[1-5]……山口県災害対策本部条例

[1-7]……災害対策本部に係る標示板等

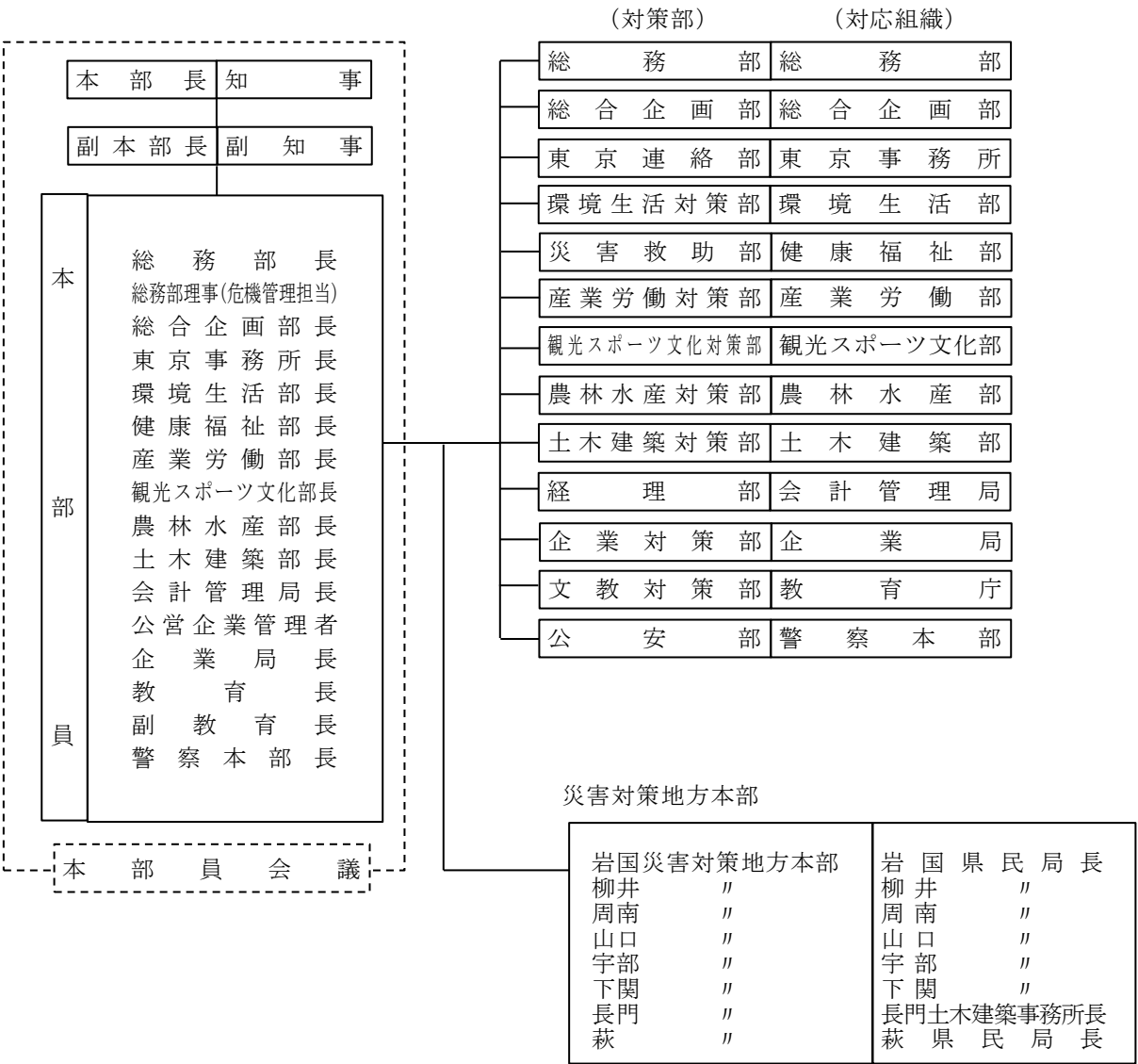
1 災害対策本部の設置基準

(1) 県の地域内で震度5強以上の地震が発生した場合。

(2) 「山口県日本海沿岸」、「山口県瀬戸内海沿岸」に大津波警報が発表され、数市町の地域について相当な災害が発生し、又は災害が予想されるとき。

2 県本部の組織

県本部の組織は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及びその下に設置される各対策部並びに本部長の指示を受け災害現地において災害対策業務に当たる災害対策地方本部（地域の出先機関）をもって構成する。



3 県本部の廃止基準

知事は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、県本部を廃止する。

4 県本部の設置（廃止）の通知等

総務部長は、県本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当者	備 考
消 防 庁	本部室班長	
市 町	〃	
下 関 地 方 気 象 台	〃	
重要な防災関係機関	〃	陸上自衛隊第17普通科連隊、 日赤山口県支部、隣接県知事等
山口県防災会議各機関	〃	陸上自衛隊第17普通科連隊及び日赤山口県支部を除く
報 道 機 関	広報広聴班長	
県 民	〃	

第2項 県本部の運営

1 本部員会議

本部長は、県の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。なお、必要に応じ意見聴取・連絡調整等のため関係機関の出席を求めるものとする。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (3) 市町長に対する災害対策の指示等に関すること。
- (4) 災害救助法の適用に関すること。
- (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (6) 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置等の実施要請及び他の県に対する応援要請に関すること。
- (7) 災害対策に要する経費に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

2 部

- (1) 部は本庁における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

県本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部 の 名 称	部 を 構 成 す る 組 織	部 長	副 部 長
総 務 部	総 務 部	総 務 部 長	総 務 部 次 長
総 合 企 画 部	総 合 企 画 部	総 合 企 画 部 長	総 合 企 画 部 次 長
東 京 連 絡 部	東 京 事 務 所	東 京 事 務 所 長	東 京 事 務 所 次 長
環 境 生 活 対 策 部	環 境 生 活 部	環 境 生 活 部 長	環 境 生 活 部 次 長
災 害 救 助 部	健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	健 康 福 祉 部 次 長
産 業 労 働 対 策 部	産 業 労 働 部	産 業 労 働 部 長	産 業 労 働 部 次 長
観 光 ス ポー ツ 文 化 対 策 部	観 光 ス ポー ツ 文 化 部	観 光 ス ポー ツ 文 化 部 長	観 光 ス ポー ツ 文 化 部 次 長
農 林 水 産 対 策 部	農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 次 長
土 木 建 築 対 策 部	土 木 建 築 部	土 木 建 築 部 長	土 木 建 築 部 次 長
経 理 部	会 計 管 理 局	会 計 管 理 局 長	会 計 課 長
企 業 対 策 部	企 業 局	公 営 企 業 管 理 者	企 業 局 長
文 教 対 策 部	教 育 庁	教 育 長	副 教 育 長
公 安 部	警 察 本 部	警 察 本 部 長	警 備 部 長

(注) 部を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

(2) 部局横断的チームの設置

大規模災害が発生し、県外から広域的な応援職員及び緊急支援物資の受入れが想定される場合には、災害対策本部内に部局横断的なチームを設置する。

ア 応援職員等調整チーム

総務部を中心に応援職員の派遣・受入れに係る県内市町、知事会等との調整、応援職員の宿泊場所の確保等を実施するチームを設置する。

イ 緊急支援物資対策チーム

総務部を中心に支援物資の調達・提供・輸送等に係る市町、知事会、協定事業者等との調整を実施するチームを設置する。

3 総務部本部室

本部長は、災害発生の初動対応から広域支援の受け入れまで対応できるよう、対策に応じた班の拡充や、応援職員の追加を行うとともに、必要なスペースを確保して、関係機関や各部局との総合調整機能が発揮できるよう、県本部の事務局となる総務部本部室の体制整備に努めるものとする。

4 災害対策地方本部

災害対策地方本部（以下「地方本部」と言う。）は、被災地域における災害対策実施組織として、本部長の命に基づき本部員会議の決定した災害対策業務の実施にあたる。

(1) 地方本部長

地域行政連絡協議会長

(2) 班長

各出先機関の長

(3) 班員

各班長の所属する機関の職員

資料編[1-8]……山口県災害対策地方本部設置運営要綱

[1-9]……災害対策地方本部一覧

災害対策地方本部の名称・担当区域及び設置場所

名 称	担 当 区 域	設 置 場 所
岩国災害対策地方本部	岩国市、玖珂郡	岩国県民局
柳井 〃	柳井市、大島郡、熊毛郡	柳井 〃
周南 〃	下松市、光市、周南市	周南 〃
山口 〃	山口市、防府市	山口 〃
宇部 〃	宇部市、美祢市、山陽小野田市	宇部 〃
下関 〃	下関市	下関 〃
長門 〃	長門市	長門土木建築事務所
萩 〃	萩市、阿武郡	萩県民局

5 現地災害対策本部

当該災害の規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると本部長が判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(1) 現地本部長

ア 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(2) 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。

(3) 現地本部と地方本部の関係

現地本部を設置した場合において、すでに地方本部を設置しているときは、当該地方本部の組織は、

現地本部に吸収されるものとする。

6 本部長等の職務

(1) 本部長（知事）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副知事）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員（本部を構成する部の部長・部次長）

本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

(4) 地方本部長（地域行政連絡協議会長）

本部長の命を受け、地方本部として実施する災害対策に従事する。

7 指揮命令系統の確立

(1) 災害対策本部 ……知事不在の場合は、副知事、知事・副知事がともに不在の場合は、総務部長が指揮を執る。

(2) 各 対 策 部 ……各対策部長、部次長、主管課長の順で指揮を執る。

(3) 地 方 本 部 ……所長、次長、総務課長の順で指揮を執る。

8 国の現地対策本部との連携体制

国が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講ずる。

第3項 休日・夜間発災時の本部機能の確保

大規模地震（震度5強以上）等の発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右する。

このため、夜間、休日を含め勤務時間外における本部機能確保を目的として、あらかじめ指名した職員をもって「緊急初動対策班」を編成し、初期における活動体制の確保を図る。

1 緊急初動対策班

(1) 所属官署に30分以内（徒歩、自転車及びバイク）に出勤できる者で、所属長よりあらかじめ指名された職員をもって編成する。

(2) 班員は、発災後直ちに登庁し、あらかじめ定められた職務を遂行、本部機能の確保に努める。

2 配備体制の確保

職員参集システム、震度情報ネットワークシステムを活用した非常時職員参集体制を整備する。

具体的には、自主参集が可能となるよう、初動要員及び各対策本部員、各班長（各課長）等に携帯電話を保有させ、初動時の配備体制の確保を図る。

3 24時間体制の実施

防災危機管理課内に連絡員室を設置し、県職員及び連絡員による24時間情報収集体制を実施し、迅速な対応を確保する。

第4項 動員配備計画

1 配備体制

(1) 地震

ア 災害対策本部未設置

配 備 の 時 期	種 別	体 制 の 概 要
震度4の地震が発生した場合	警戒体制	・災害の拡大を防止するため、必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制
震度5弱の地震が発生した場合	特別警戒体制	・局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施する体制 ・事態の推移によっては第1非常体制に切替える体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒／巨大地震注意）が発表された場合		

イ 災害対策本部設置

配 備 の 時 期	種 別	体 制 の 概 要
震度 5 強の地震が発生した場合	第 1 非常体制	山口県災害対策本部設置運営要綱に定める第 1 非常体制の配備による体制
震度 6 弱の地震が発生した場合	第 2 非常体制	同要綱に定める第 2 非常体制の配備による体制
震度 6 強以上の地震が発生した場合 ※速やかに業務継続計画を発動する。	緊急非常体制	(1) 同要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 (2) 県の総力をあげて災害対策に取り組む体制 (3) 全職員による体制

資料編[1-6]……山口県災害対策本部設置運営要綱

(2) 津波

ア 災害対策本部未設置

配 備 の 時 期	種 別	体 制 の 概 要
「山口県日本海沿岸」又は「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表された場合	警戒体制	・海面監視、関係機関等からの気象・水象現象等の情報収集活動体制
「山口県日本海沿岸」又は「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表された場合	特別警戒体制	・津波による災害の発生が予想されることから、住民への避難広報・誘導、災害の拡大防止のための必要な準備の開始及び発生後における災害情報、災害応急対策に必要な諸準備に取り組む体制
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合		

イ 災害対策本部設置

配 備 の 時 期	種 別	体 制 の 概 要
「山口県日本海沿岸」又は「山口県瀬戸内海沿岸」に大津波警報が発表され、数市町の地域について相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合	第 1 非常体制	同要綱に定める第 1 非常体制の配備による体制
「山口県日本海沿岸」又は「山口県瀬戸内海沿岸」に大津波警報が発表され、数市町の地域について大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	第 2 非常体制	同要綱に定める第 2 非常体制の配備による体制
津波により、県の組織を挙げて災害対応が必要な場合 ※速やかに業務継続計画を発動する。	緊急非常体制	(1) 同要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 (2) 県の総力をあげて災害対策に取り組む体制 (3) 全職員による体制

資料編[1-6]……山口県災害対策本部設置運営要綱

2 連絡員

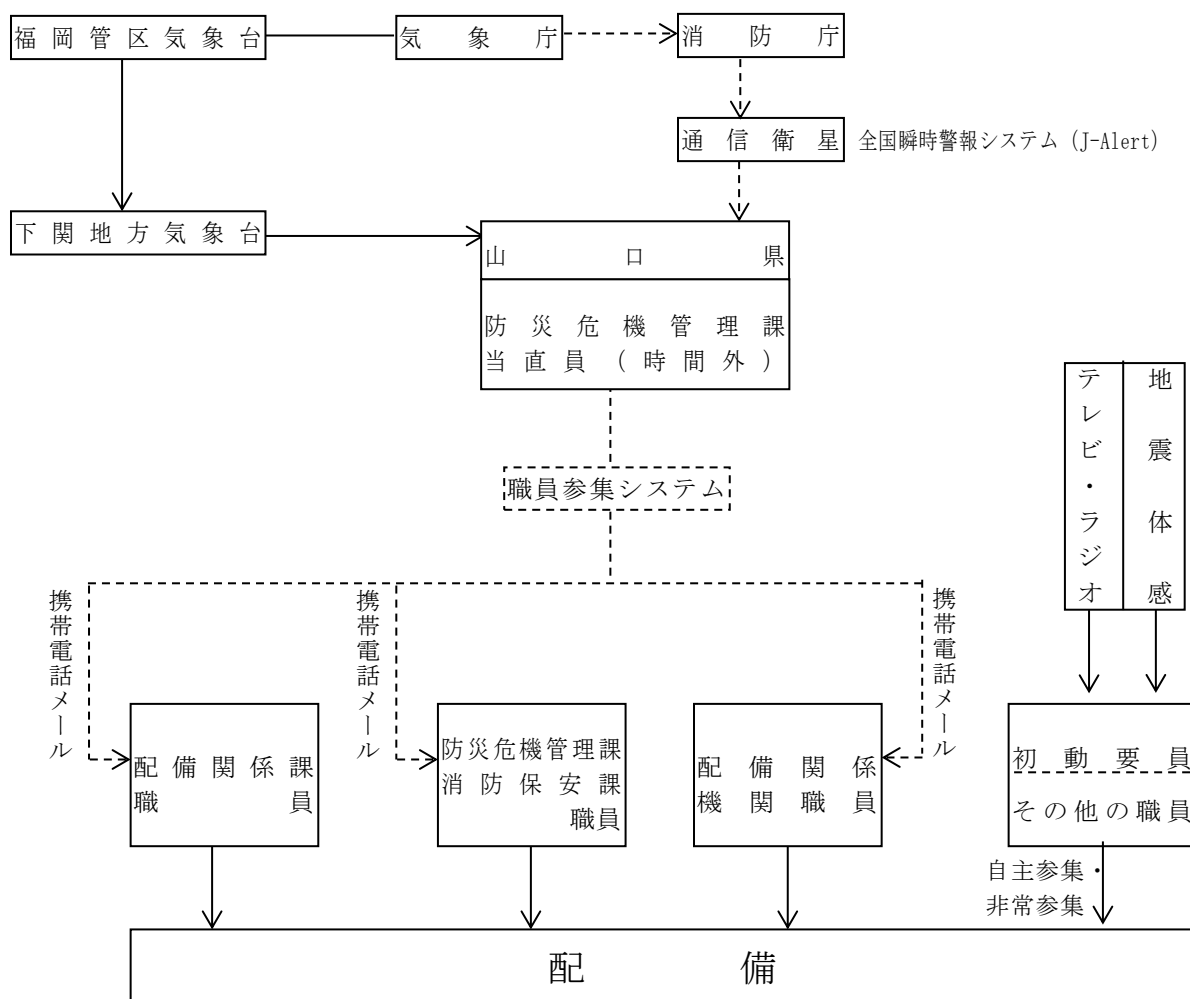
- (1) 部長は、本部と緊密な連絡を保持するため、あらかじめ部の連絡員を指名し、本部長の指示により連絡員を本部に派遣する。
- (2) 災害対策本部が設置され、地方本部が未設置の場合は、総務部長の指示により、地域行政連絡協議会（県民局、長門土木建築事務所）は、会長の指示した人員を連絡要員として配備する。

3 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

- ア 災害対策本部設置時の部長及び地方本部長に充てられる者は、それぞれの部（班）の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- イ 各所属長は発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。

(2) 動員系統図



4 動員の方法

(1) 勤務時間内にあつては、庁内放送、防災行政無線、電話で行う。

(2) 勤務時間外

警戒・特別警戒体制では、配備当番に対して非常連絡網による電話、携帯電話へのメール送信で行う。

(3) 自主参集

県の地域内に震度5強及び6弱の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合は、あらかじめ指名された職員は、配備連絡等を待たずに、直ちに所属の課(所)に参集するものとする。

(4) 非常参集

勤務時間外等において大規模な地震(震度6強以上)が発生した場合は全職員の自主参集となるが、交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの次に掲げる場所に参集し、各部長又は所属出先機関の長の指示に従うものとする。

- ・ 本庁
- ・ 災害対策地方本部の設置される事務所
- ・ その他の出先機関

5 緊急初動対策要員の動員配備

緊急初動対策要員として指名された職員は、警戒、特別警戒及び第1非常体制(震度5強以上の地震、大津波警報)がとられた場合は直ちに、県庁(出先機関)に参集し、あらかじめ定められた計画に従って業務(情報収集、県本部、地方本部の設置準備等)に従事する。

第5項 班の編成及び所掌事務

班の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施するものとする。

部	班	担当課	部の所掌事務
総務部	本部室	防災危機 管理課 消防保安課	1 県防災会議関係機関との連絡に関する事 2 各部の災害対策の連絡調整に関する事 3 本部員会議に関する事 4 地方本部との連絡調整に関する事 5 地域行政連絡協議会の調整連絡に関する事 6 気象に関する情報の収集に関する事 7 防災行政無線（地上系・衛星系）の確保、管理運営に関する事 8 市町の異常情報、報告事項の取りまとめに関する事 9 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事 10 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の所管事項に係る被害状況、応急対策その他の情報の収集に関する事 11 応援要求の調整に関する事 12 自衛隊の災害派遣要請に関する事 13 危険物、高圧ガスの保安対策に関する事 14 消防応援の調整に関する事 15 内閣府、消防庁等に対する災害報告に関する事 16 政府、国会等の災害視察者の対応に関する事 17 庁内電話の管理に関する事 18 各機関のヘリコプターの航空運用調整に関する事 19 大規模災害時における市町行政機能支援の総合調整に関する事 20 災害ボランティアの育成等に関する事 21 その他災害対策に関する事務で他部に属さない事項。
	職員	人事課 給与厚生課	22 職員の非常動員に関する事 23 職員の派遣要請に関する事 24 被災職員の救済に関する事 25 職員の食料等の確保に関する事
	税務	税務課	26 県税の減免、徴収猶予等の措置に関する事。
	財産管理	管財課	27 県有施設の総括的な管理等に関する事 28 県有財産（他に掲げる施設を除く）の被害調査に関する事 29 県庁来庁者の避難誘導、保護安全対策に関する事
	学事文書	学事文書課	30 山口県立大学及び私立学校等における災害予防、応急対策及び応急復旧に関する事 31 災害関係文書の処理に関する事
	財政	財政課	32 災害対策に必要な財政措置に関する事。
	秘書	秘書課	33 本部長及び副本部長の秘書に関する事 34 本部長及び副本部長の行動日程の作成及び関係部への連絡に関する事 35 知事の対外事務（見舞電報、書簡等）の総合的処理に関する事
	協力班	岩国基地対策室	36 当該室の災害対策関連事務の処理。 37 部内の各班、他部の応援に関する事。

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
総合 企画部	政策企画	政策企画課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 政府、国会等への要望に関する事。 3 知事会との連絡に関する事。 4 総合的事項について東京連絡部との連絡、中央方面の情報収集に関する事。
	広報広聴	広報広聴課	5 報道機関との連絡調整に関する事。 6 災害情報及び災害対策の発表に関する事。 7 災害広報に関する事。 8 災害時の広聴に関する事。 9 災害時の請願、陳情及び相談の総括的処理に関する事。
	情報通信	デジタル政策課 デジタル・ガバメント推進課	10 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関する事。 11 庁内情報システムの保安全管理に関する事。
	協 力 班	統計分析課 中山間地域づくり推進課 市 町 課	12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関する事。
東京 連絡部		東京事務所	1 政府、国会等中央関係機関に対する連絡等に関する事。 2 中央関係方面の情報収集に関する事。
環境生活 対策部	生活総務	県民生活課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 災害時の生活関連物資等の需給状況及び価格の動向の把握に関する事。 3 災害時の生活関連物資等に係る啓発、指導に関する事。 4 災害に関連しての消費生活相談に関する事。 5 県民活動(ボランティア活動、NPO活動等)全般に関する事。 6 その他応急環境生活対策に関する事。 7 災害時の交通安全に関する総合調整に関する事。
	交通安全 対策		
	環境政策	環境政策課	8 汚水、排水、有害物質、油濁等による公害の防止対策に関する事。 9 ばい煙、特定粉じん(アスベスト)、特定物質、騒音・振動、悪臭等による公害の防止対策に関する事。
	生活衛生	生活衛生課	10 被災地における食品衛生に関する事。 11 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関する事。 12 被災地における飲料水に関する事(民間企業等を通じた流通備蓄の確保を除く。) 13 市町等の水道施設に係る被害状況調査の取りまとめ及び応急復旧に関する事。 14 被災地における動物愛護管理に関する事。 15 その他被災地の生活衛生に関する事。
	廃棄物・ リサイクル対策	廃棄物・ リサイクル対策課	16 災害廃棄物等の処理及び清掃に関する事。
	協 力 班	人権対策室 男女共同参画課 自然保護課	17 当該課(室)の災害対策関連事務の処理。 18 部内の各班、他部の応援に関する事。

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
災害 救助部	救助総務	厚 政 課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関する こと。 2 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関するこ と。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 災害救助に関する計画の総括及び活用に関すること。 5 日赤救護班等、救助に関する防災関係機関との連絡調整に関 すること。 6 義援金品の配分に関すること。 7 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 8 一般被災関係の被害状況のとりまとめに関すること。 9 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 10 災害ボランティアの活動支援に関すること。 11 災害救助基金に関すること。 12 被災地における民生安定に関すること。 13 保健医療福祉活動の総合調整に関すること。 14 その他災害救助対策に関すること。
	医 務	医療政策課 医務保険課	15 医療及び助産に関すること。 16 医療機関との連絡等に関すること。 17 医療救護班の出動要請その他医師会等との連絡に関するこ と。 18 災害支援ナースの出動要請に関すること。 19 医療救護の支援について国等との連絡調整に関すること。 20 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 21 医療ボランティアに関すること。 22 ドクターヘリの運航に関すること。
	健康管理 ・防疫	健康増進課	23 健康管理活動に関すること。 24 健康管理班の出動要請に関すること。 25 関係機関との連絡調整に関すること。 26 防疫に関すること。
	薬 務	薬 務 課	27 医薬品、医療機器、衛生材料の確保、供給に関すること。 28 血液の確保に関すること。 29 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること。 30 関係団体等との連絡調整に関すること。
	協 力 班	長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課	31 当該課の災害対策関連事務の処理。 32 部内の各班、他部の応援に関すること。
産業労働 対策部	産業総務	産業政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 火薬類の保安対策に関すること。 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関すること。 5 電力の安定供給についての要請に関すること。 6 その他応急商工業対策に関すること。
	経営金融	経営金融課	7 中小企業の被害調査及び応急復旧に関すること。 8 中小企業の金融に関すること。

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
産業労働 対策部	労働対策	労働政策課	9 労働局・公共職業安定所との連絡調整等に関する事 10 被災による失業者の就職支援に関する事 11 災害応急対策、復興に必要な労務の確保に関する事
	協 力 班	産業脱炭素化推進室 企業立地推進課 イノベーション推進課 産業人材課	12 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関する事
観光スポーツ 文化対策部	観光スポーツ 文化 総 務	観光政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 観光客に対する安全確保等の情報提供に関する事。 3 その他応急観光対策に関する事。
	交通運輸 対策	交通政策課	4 鉄道の輸送確保等についての要請に関する事。
	外国人 対策	国 際 課	5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関する事。 6 外国人の安否情報に関する事。 7 山口県災害時多言語支援センターに関する事。
	協力班	観光イノベーション推進 室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課	8 被災文化財の保護、修復に関する事 9 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 10 部内の各班、他部の応援に関する事。
農林水産 対策部	農林水産 総務	農林水産政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 農林水産業関係の被害状況の取りまとめ及び応急復旧に 関すること。 3 応急農林業対策の総括に関する事。 4 農林水産事務所等との連絡、総合調整に関する事。 5 農林水産業金融の総括に関する事。 6 農林業関係団体等との連絡等に関する事。
	市場・金融	ぶちうまやまぐち 推進課	7 農林水産業の金融に関する事。 8 卸売市場施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
	農業振興	農業振興課	9 農林水産事務所等との連絡等に関する事。 10 農作物関係の被害状況調査に関する事。 11 防災用主食の調達に関する事。 12 種子、種苗の確保供給に関する事。 13 病虫害防除所との連絡等に関する事。 14 農作物の病虫害防除等応急技術対策に関する事。 15 応急復旧に必要な農業生産資材の確保に関する事。 16 技術対策等の指導に関する事。
	農村整備	農村整備課	17 農地・農業用施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 18 農業用施設の二次災害防止に関する事。 19 農林水産大臣所管に係る地すべり防止区域並びに海岸保全区 域の応急対策に関する事。
	畜 産	畜産振興課	20 農林水産事務所等(家畜保健衛生所)との連絡等に関する事。 21 家畜の管理（衛生を含む）、防疫及び飼料の確保に関する事。

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
農林水産 対策部	林 務	森林企画課 森林整備課	22 農林水産事務所等との連絡調整に関すること。 23 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な木材の確保に関すること。 24 治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復旧及び二次災害の防止に関すること。 25 貯木災害の対策に関すること。 26 盛土等に伴う防災に関すること（特定盛土等規制区域）。
	水 産	水産振興課	27 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 28 水産関係施設等の被害状況の取りまとめ及び応急復旧に関すること。 29 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の確保及び確保のあっせんに関すること。 30 増養殖関係の応急技術対策に関すること。
	漁港漁村	漁港漁場整備課	31 漁港関係施設及び水産庁所管の海岸に係る被害状況調査及び応急復旧に関すること。 32 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あっせんに関すること。 33 市町の漁港関係施設及び水産庁所管の海岸の応急復旧対策への支援に関すること。
土木建築 対策部	土木総務	監 理 課 技術管理課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 建設業者、関係団体等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。 3 資機（器）材の調達及び確保に関すること。 4 その他他班に属さない応急土木建築対策に関すること。
	砂 防	砂 防 課	5 公共土木施設（国土交通省関係）の被害状況及び土砂災害による被害状況の取りまとめに関すること。 6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設並びに土砂災害の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。
	河 川	河 川 課	7 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸に係る被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。 8 ダム施設の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。 9 ダムテレメーター設備の保全管理に関すること。
	港 湾	港 湾 課	10 港湾、空港及び国土交通省港湾局所管の海岸に係る被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。 11 救援物資の荷揚げ場所としての港湾及び空港施設の確保あっせんに関すること。
	道 路	道路整備課 道路建設課	12 緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関すること。 13 道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
土木建築 対策部	都市施設 対策	都市計画課	14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。 15 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関すること。 16 流域下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 17 被災地の復興対策計画の策定に関すること。
	住 宅	住 宅 課	18 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 19 応急仮設住宅の建設に関すること。 20 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 21 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
	建 築	建築指導課	22 盛土等及び宅地開発に伴う防災に関すること。 23 県有被災建築物の復旧工事に關すること。 24 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録に関すること。 25 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に係る判定支援本部の設置及び被災した地方自治体への判定士の派遣に関すること。
経 理 部	経理総務	会 計 課	1 部内及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 応急救助に要する経費及び義援金の出納に関すること。 3 災害救助基金の出納に関すること。
	物品管理	物品管理課	4 食料、飲料水、医薬品及び生活必需品を除く必要物資の調達に関すること。 5 県有車両（集中管理車両）の使用調整に関すること。 6 日本通運、その他の民間車両の借り上げに関すること。 7 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。
企業 対策部	企業総務	総 務 課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 企業局所管施設設備の被害状況の取りまとめに関すること。 3 その他企業対策部が活動する総合調整に関すること。
	企 業	電気工水課	4 電気工水課所管業務の防災に関すること。 5 県営発電所及び県営工業用水道の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6 企業局所管ダム施設の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 7 電力及び工業用水の供給安定対策に関すること。 8 応急復旧に必要な資機材の確保に関すること。
文教 対策部	学校総務	教育政策課 学校運営・ 施設整備室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関すること。 7 その他応急文教対策に関すること。

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務
文教 対策部	学校教育	教育情報化推進室 教 職 員 課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	8 ICT機器等を活用した応急教育の実施に関する事。 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関する事。
	学校保健	学校安全・体育課	10 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 11 児童生徒の避難措置に関する事。
	協 力 班	地域連携教育推進課 人権教育課	12 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関する事。
公 安 部	災 害 警 備 本 部		1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事。 2 被災者の救出救助に関する事。 3 避難の指示及び誘導に関する事。 4 緊急交通路の確保に関する事。 5 信号機等交通安全施設に関する事。 6 遺体の検視に関する事。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他社会秩序の維持等に関する事。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関する事。
応援 協力部	各 種 委 員 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局 県 議 会 事 務 局		1 各事務局の災害対策関連事務の処理。 2 他部の応援に関する事。

第6項 地方機関の所掌事務

- 1 地方本部未設置の場合においては、各出先機関は、地域行政連絡協議会の構成員であるとともに、それぞれ県本部各対策部の地方機関として、その管轄区域内における部の所掌事務の処理にあたる。
- 2 警察署、交番、駐在所等警察の地方機関は、災害警備本部の組織として、県本部公安部の所掌事務を処理する。
- 3 地方本部と地方機関の関係
 - (1) 地方機関は地方本部が設置された場合は、地方本部の構成機関として、各対策部が実施する応急対策業務に従事する。
 - (2) 指示系統
本部長 → 総務部長 → 本部室班長（防災危機管理課長） → 地方本部長 → 班 長 → 班 員
 - (3) 出先機関の長は、地方本部の各班長となり地方本部長（地域行政連絡協議会長）の指揮のもとに、活動することになる。

4 地方機関の所掌事務

対策部・班	関 係 機 関	所 掌 事 務
出 先 機 関 共 通 事 項		(1) 発災当初における被害情報の収集に関すること。 (2) 所属職員の安否確認に関すること。 (3) 庁舎の安全点検、応急復旧に関すること。 (4) 実施した災害応急対策及び被害状況等の本庁、地域行政連絡協議会及び関係機関への報告、通報に関すること。 (5) 所管区域内市町の実施する災害応急対策に関する指導、支援に関すること。 (6) 来庁者等（施設入所者、生徒等）の避難誘導措置に関すること。 (7) その他各部の地方機関としてその管轄区域内における部の所掌事務の処理に関すること。
総 務 部 総 務 班	県 民 局 長 門 土 木 建 築 事 務 所	(1) 県本部、地域行政連絡協議会構成機関、市町との連絡調整に関すること。 (2) 本庁への実施した災害応急対策及び収集した災害情報の伝達
税 務 班	県 税 事 務 所	(3) 総合庁舎の建物、付属施設設備等の被害状況の点検、応急復旧に関すること。 (4) 県税の減免措置に関すること。
	その他の出先機関	(5) 当該機関における災害対策関連業務の処理。 (6) 他機関の応援に関すること。
広報企画部 広 報 班	県 民 相 談 室	(1) 被災者相談窓口の設置並びに苦情、生活相談に関すること。
環境生活対策部 生活環境班	健康福祉センター （ 環 境 保 健 所 ）	(1) 環境衛生施設に係る被害状況の調査報告に関すること。 (2) 給水の確保、あっせんに関すること。 (3) 被災地における災害廃棄物等の処理に関すること。 (4) 被災地における食品衛生及び生活衛生に関すること。 (5) 被災地における動物愛護管理に関すること。
	その他の出先機関	(6) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。
災害救助部 救助総務班	健康福祉センター	(1) 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 現地における災害救助関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 (4) 市町の救助業務の指導及び連絡調整に関すること。 (5) 現地における保健医療福祉活動の総合調整に関すること。 (6) その他災害救助部長が指示する事務又は業務。 (7) 庁舎の被害状況の調査報告に関すること。
医 務 班	健康福祉センター （ 環 境 保 健 所 ）	(8) 医療施設に係る被害状況の調査報告に関すること。 (9) 被災者の救助、医療救護に関すること。 (10) 地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関すること。 (11) 医療に関して市町の指導及び応援に関すること。

対策部・班	関 係 機 関	所 掌 事 務
健康管理・ 防疫班	健康福祉センター （環境保健所）	(12)被災者の健康管理、保健相談に関すること。 (13)保健、防疫に関して市町の指導及び応援に関すること。
	精神保健福祉 センター	(14)健康福祉センター（環境保健所）が実施するメンタルヘルスケアの支援に関すること。
薬 務 班	健康福祉センター （環境保健所）	(15)医薬品及び衛生器材の確保に関すること。 (16)毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関すること。
	その他の出先機関	(17)総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。
産業労働対策部		(1) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。
観光スポーツ・ 文化対策部	県 民 局 その他の出先機関	(1) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。
農林水産対策部 農林水産総務班	農林水産事務所 下関農林事務所 （農 業 部）	(1) 農業金融に関すること。
	農林水産事務所 （水 産 部） 下関水産振興局	(2) 漁業協同組合との連絡調整及び、県本部との連絡調整に関すること。
農業振興班	農林水産事務所 下関農林事務所 （農 業 部） 農林総合技術センター （農林業技術部）	(3) 応急復旧に必要な農業生産資材の確保に関すること。 (4) 技術対策等の指導に関すること。 (5) 農作物関係被害状況調査に関すること。 (6) 防災用主食の調達及び副食の確保に関すること。 (7) 種子、種苗の確保、供給に関すること。 (8) 農作物の病虫害防除等応急技術対策に関すること。
農村整備班	農林水産事務所 下関農林事務所 （農村整備部）	(9) 農地・農業用施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 (10)農業用施設の二次災害防止に関すること。 (11)農林大臣所管に係る地すべり防止区域並びに海岸保全区域の応急対策に関すること。 (12)地すべり等防止法に基づく居住者への立退きの指示等に関すること。
畜 産 班	農林水産事務所 下関農林事務所 （家畜保健衛生所）	(13)畜産関係被害状況調査に関すること。 (14)家畜の管理（衛生を含む）、防疫及び飼料の確保に関すること。
林 務 班	農林水産事務所 下関農林事務所 （森 林 部）	(15)応急仮設住宅用木材及び一般住宅復旧に必要な木材の確保に関すること。 (16)治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復旧に関すること。 (17)貯木災害の対策に関すること。 (18)林業金融に関すること。 (19)地すべり等防止法に基づく居住者への立退きの指示等に関すること。
	その他の出先機関	(20)総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。
水産振興班	農林水産事務所 （水 産 部） 下関水産振興局	(21)水産関係施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (22)災害対策船舶（漁船）の確保のあつせんに係る県本部との連絡調整に関すること。 (23)水産金融に関すること。 (24)災害救助用物資（水産加工品）の確保に関すること。

対策部・班	関 係 機 関	所 掌 事 務
水産振興班	農 林 水 産 事 務 所 (水 産 部) 下 関 水 産 振 興 局	(25) 水産業施設の応急復旧、技術指導に関すること。 (26) 増養殖関係の応急技術指導に関すること。
	水産研究センター	(27) 災害対策船舶（調査船）の確保に関すること。
漁港漁場整備班	農 林 水 産 事 務 所 (水 産 部) 下 関 水 産 振 興 局	(28) 漁港関係施設及び水産庁所管の海岸に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (29) 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保、あっせんに関すること。 (30) 漁業関係施設及び水産庁所管の海岸の応急復旧、市町への技術指導、応援に関すること。
	その他の出先機関	(31) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。
土木対策部 土木総務班	土 木 建 築 事 務 所	(1) 土木関係出先機関、本部、警察等の防災関係機関及び業者等との調整に関すること。 (2) 応急対策用大型機材等の確保に関すること。 (3) 市町への技術支援に関すること。
砂 防 班		(4) 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設並びに土砂災害の被害状況調査及び応急復旧並びに二次被害の防止に関すること。 (5) 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関すること。 (6) 地すべり等防止法に基づく居住者への立退の指示等に関すること。
道 路 班		(7) 道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。 (8) 県管理道路の交通規制に関すること。 (9) 各道路管理者等（市町、国土交通省山口河川国道事務所、西日本高速道路株式会社）との連絡調整に関すること。 (10) 緊急輸送道路の道路啓開に関すること。
都市施設対策班		(11) 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。 (12) 都市公園等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び応急復旧に関すること。 (13) 関係市町との連絡調整に関すること。
河 川 班		(14) 河川、海岸等の被害調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。 (15) 水防法に基づく居住者等への立退の指示等に関すること。 (16) 水防対策に関すること。
	ダ ム 管 理 事 務 所	(17) ダム施設（堤体、付属機器設備等）の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 (18) ダム関係機関との連絡調整に関すること。
港 湾 班	港 務 所 港 湾 管 理 事 務 所	(19) 港湾及び国土交通省港湾局所管の海岸の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 (20) 海上輸送に係る救援物資等の荷揚げ場の確保措置に関すること。 (21) 海上保安部との連絡調整に関すること。
	山口宇部空港事務所	(22) 空港施設設備の安全点検、応急復旧に関すること。

対策部・班	関係機関	所掌事務
港湾班	山口宇部空港事務所	(23) 空港利用者の避難誘導等安全対策に関すること。 (24) 本部（港湾班及び交通運輸対策班）との連絡調整に関すること。 (25) 航空機事故発生時の応急対策の実施（３編２２章に記述する航空機災害対策）に関すること。
住宅班	土木建築事務所	(26) 応急仮設住宅の建設に関すること。 (27) 被災者への公営住宅等のあっせんに関すること。 (28) 公営住宅の安全点検、被害調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 (29) 被災者の住宅建設、修理のための災害復興住宅融資に関すること。 (30) 公営住宅の被害調査の取りまとめ、報告に関すること。 (31) 宅地開発に伴う防災応急措置に関すること。
	その他の出先機関	(32) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。
企業対策部	西部利水事務所 東部発電事務所 工業用水道事務所	(1) 発電所施設、工業用水道施設の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 工業用水使用者との連絡調整に関すること。
文教対策部	県立学校	(1) 文教対策部が実施する対策に準じる。
	その他の出先機関	(2) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる。

5 地方本部設置時の所掌事務

区 分	所 掌 事 務						
(1) 地方本部を置く機関 各県民局 長門土木 建築事務所	ア 所掌事務 前記 4 に掲げる災害対策事務に加え、次の事務を行う。 (ア) 地方本部の設置、運営 (イ) 構成機関が実施する各種災害応急対策の総合調整 (ウ) 構成機関に対する本部の指示・伝達及び情報の収集 (エ) 市町、消防及び関係行政機関（自衛隊・海上保安部署等）との連絡調整 (オ) 自衛隊等現地派遣部隊との現地での活動の調整・指示 (カ) 地域住民等への災害情報の提供及び相談 (キ) 災害対策本部への被害報告及び応急対策実施状況に係る報告 イ 班の設置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 置 班 名</th><th>班 を 構 成 す る 職 員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 班</td><td>1 地方本部長を置く機関の職員</td></tr> <tr> <td>情 報 連 絡 班</td><td>2 地方本部長があらかじめ指名する機関の職員</td></tr> </tbody> </table>	設 置 班 名	班 を 構 成 す る 職 員	総 務 班	1 地方本部長を置く機関の職員	情 報 連 絡 班	2 地方本部長があらかじめ指名する機関の職員
設 置 班 名	班 を 構 成 す る 職 員						
総 務 班	1 地方本部長を置く機関の職員						
情 報 連 絡 班	2 地方本部長があらかじめ指名する機関の職員						
(2) 地方本部を構成するその他の出先機関の所掌事務等	ア 所掌事務 (ア) 地方本部の班として前記 4 に掲げる災害対策事務 (イ) 地方本部への被害報告及び応急対策実施状況に係る報告 イ 災害応急対策活動に係る班内の組織については、必要に応じ班長（出先機関の長）が適宜定める。						

第 2 節 市町の活動体制

市町は、区域内に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び市町防災計画の定めるところにより、県、他の市町及び防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努めるものとする。

第 1 項 組織体制

1 組織、配備体制

市町は、あらかじめ地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。この場合における市町災害対策本部の設置基準、配備体制の基準は、県に準じるものとする。

なお、夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備えた初動体制、情報連絡体制を整備しておく。

2 災害救助法が適用された場合の体制

当該市町に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて法令に基づく救助事務を補助するものとする。

この場合における市町の救助活動体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

第2項 活動体制

- 1 市町の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「市町本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 2 市町本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市町本部が設置された場合に準じて処理する。
- 3 市町本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事（防災危機管理課）にその旨を報告するとともに、警察署、関係防災機関等に通報する。

第3節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 県の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、県の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、県防災計画、市町防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

第4節 支援活動体制

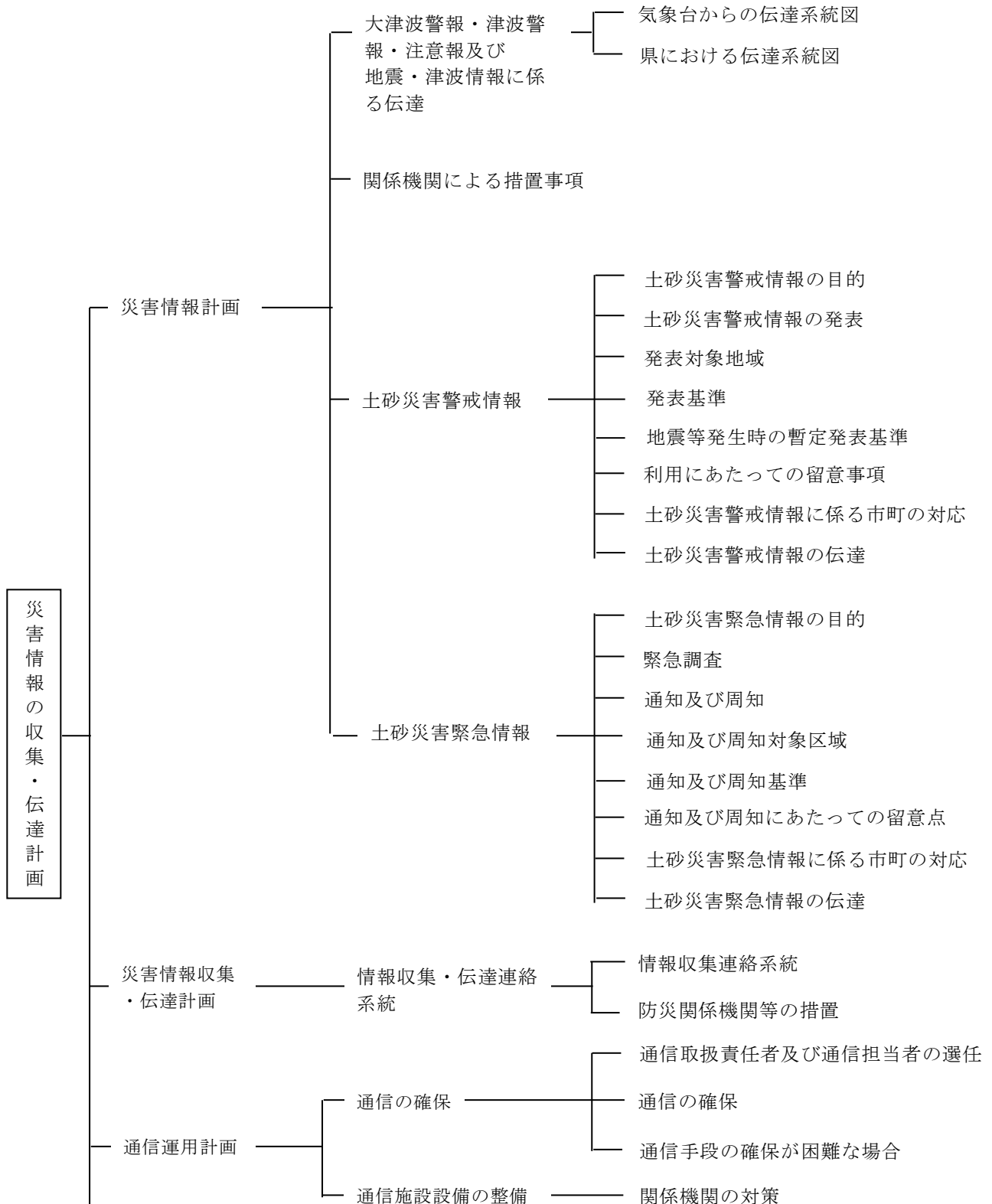
- 1 緊密な連携の確保
地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は、現地情報連絡員（リエゾン）の活用等により、相互に緊密な連携の確保及び緊密な情報交換に努めるものとする。
- 2 応援協力体制の確保
災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。
第3編 第6章 応援要請計画参照
- 3 防災業務関係者の安全確保
各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。
各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

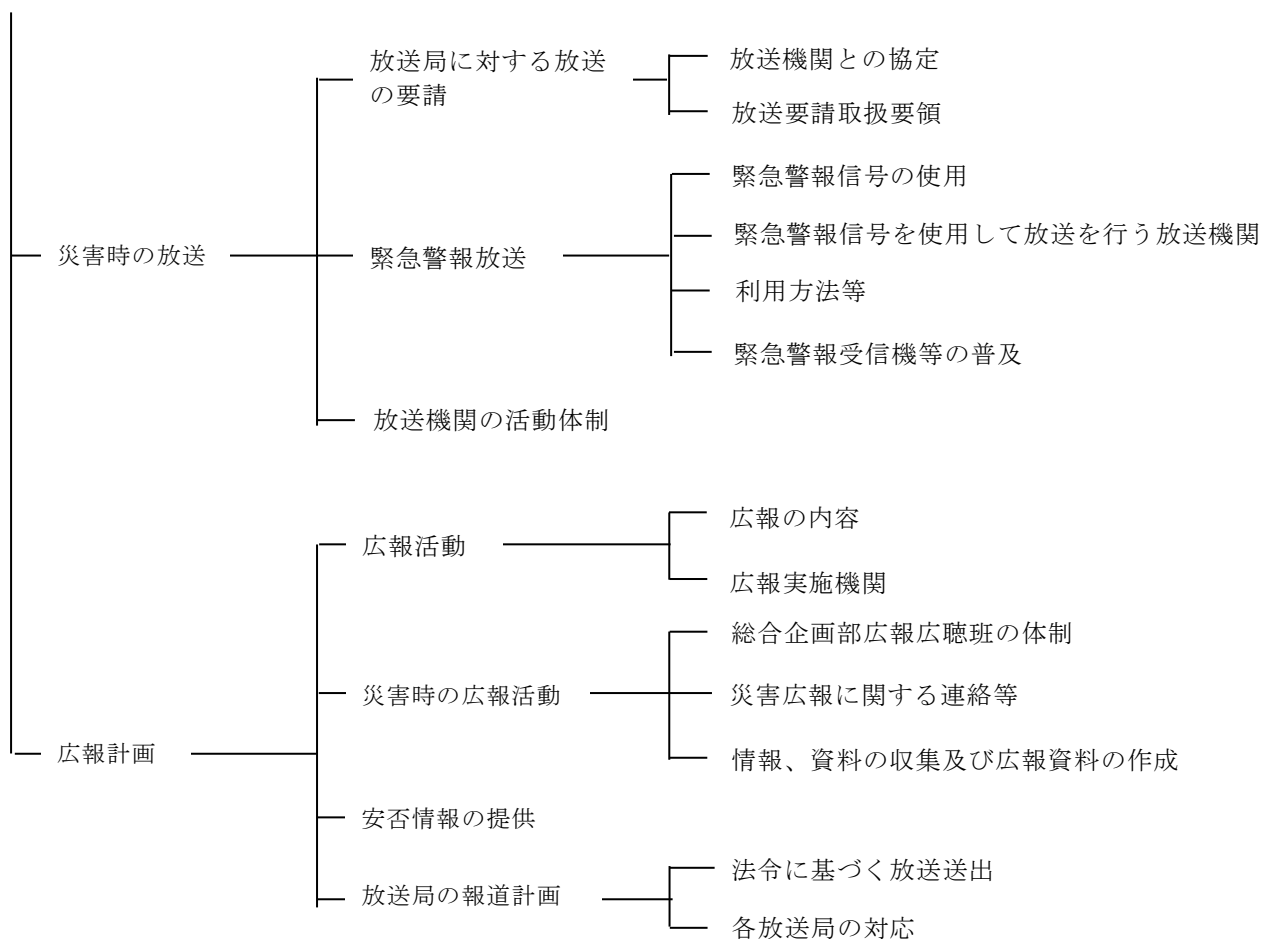
第2章 災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

地震等により災害が発生した場合において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講じるうえで災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなる。

また、県を始めとする防災機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ民心を安定させるうえで重要な役割を担う。





第 1 節 災害情報計画

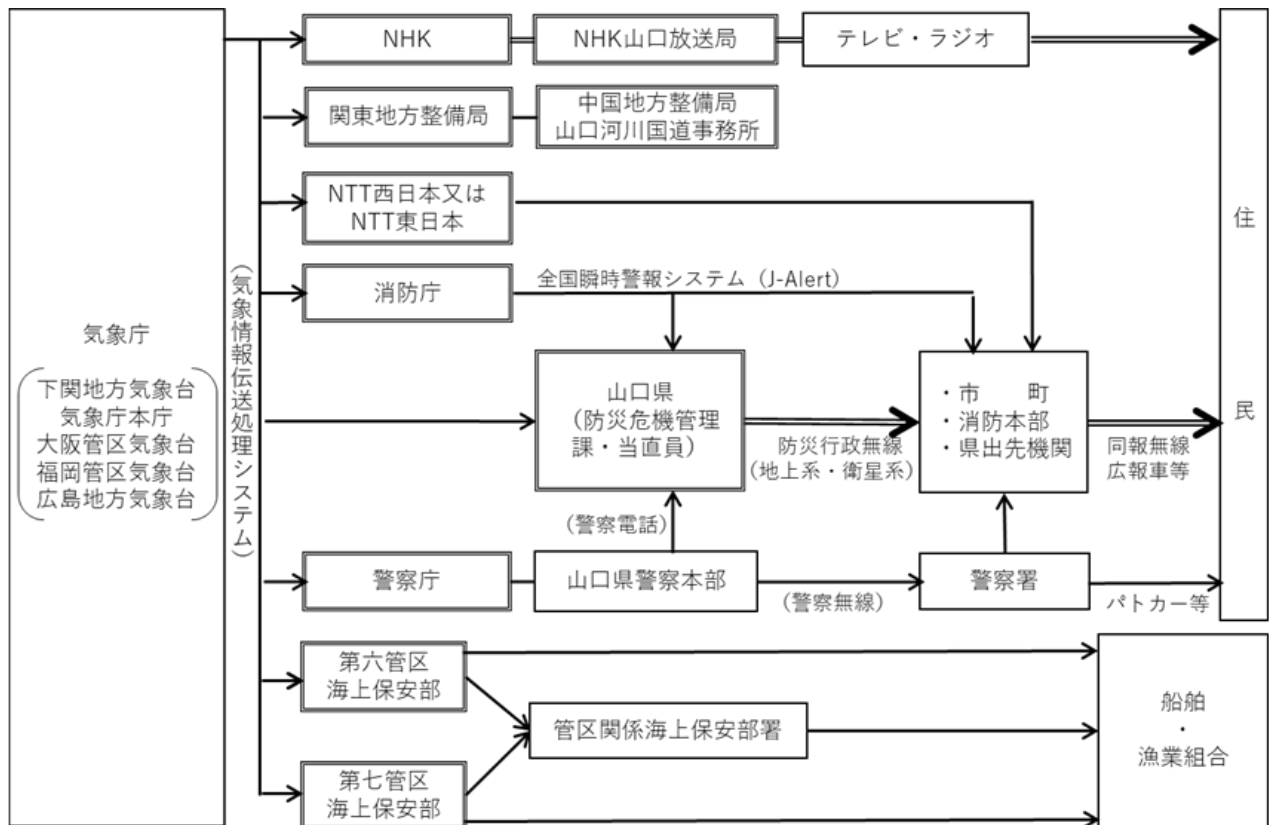
【県・国（気象台）・市町・警察・防災関係機関】

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、県、市町を始めとして防災関係機関が得た情報を住民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する予警報の発表・伝達について必要な事項を定める。

第 1 項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

1 気象台からの伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

The diagram illustrates the communication flow for disaster response, centered around the **防災危機管理課 当直員(時間外)** (Disaster Crisis Management Section, On-duty staff (out of hours)).

Key Components and Connections:

- 消防庁** (Ministry of Fire and Disaster Management) is connected to the central section via a dashed line labeled **(震度情報ネットワークシステム)**.
- 下関地方気象台** (Shimonoseki Local Meteorological Station) is connected to the central section via a dashed line labeled **(地震感知市町)**.
- 市町** (City/Town) is connected to the central section via a solid line labeled **(防災行政無線地上系・衛星系・YSN)**.
- 消防本部** (Fire Department) is connected to the central section via a solid line labeled **(防災行政無線地上系・衛星系)**.
- 関係港湾管理事務所** and **関係土木建築事務所** (Port Management and Civil Engineering/Construction Offices) are connected to the central section via a solid line labeled **(有線電話)**.
- 関係出先機関** (Related Organizations) and **関係課** (Related Divisions) are connected to the central section via a dashed line labeled **(職員参集システム)**.
- 警察本部 (警備課・総合当直)** (Police Department (Security Section, General On-duty)) is connected to the central section via a solid line labeled **(警察電話)**.
- 警察署** (Police Station) is connected to the central section via a solid line labeled **(警察無線)**.
- 住民** (Residents) are connected to the central section via a solid line labeled **(広報車等)**.
- 関係課** (Related Divisions) are connected to the central section via a solid line labeled **(パトカー等)**.

(注) 同報無線を有する沿岸市町

3 - 2 - 4

第2項 関係機関による措置事項

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

関係機関	措置内容																			
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	1 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達																			
	(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報																			
	ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等																			
	気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報・津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。																			
	※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震																			
	この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。																			
	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等																			
	<table><tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報＊</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>10m超 (10m＜予想高さ)</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td></tr><tr><td>10m (5m＜予想高さ≤10m)</td></tr><tr><td>5m (3m＜予想高さ≤5m)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>3m (1m＜予想高さ≤3m)</td><td>高い</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td></tr></table>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報＊	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m＜予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	10m (5m＜予想高さ≤10m)	5m (3m＜予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m＜予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
	種類			発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動													
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表																	
大津波警報＊	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m＜予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																
		10m (5m＜予想高さ≤10m)																		
		5m (3m＜予想高さ≤5m)																		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m＜予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																

関係機関	措置内容				
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

* 大津波警報は、特別警報に位置付けられる。

イ 津波警報・注意報と避難のポイント

震源が陸地に近いと大津波警報・津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。

津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。

津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。

津波は長い時間くり返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報が解除されるまでは避難を続け、注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

関係機関	措置内容		
気象台 (緊急地震速報 については気 象庁)	沿岸で観測された津波の最大波の発表内容		
	津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容
	大津波警報を發表中	1 m 超	数値で発表
		1 m 以下	「観測中」と発表
	津波警報を發表中	0.2m 以上	数値で発表
		0.2m 未満	「観測中」と発表
	津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高 さがごく小さい場合 は、「微弱」と表現)
	(※ 2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について		
	・ 沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点までに 観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、こ れら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値* (第 1 波の推定到達 時刻)、最大波の推定到達時刻と推定高さを津波予報区単位で発表する。		
	・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難 行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。 大津波警報または津波警報が發表中の津波予報区において、沿岸で推定 される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測 値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達 中であることを伝える。		
沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値*)の発表内容			
津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容	
大津波警報を發表中	3 m 超	沖合での観測値、沿 岸での推定値とも数 値で発表	
	3 m 以下	沖合での観測値を「 観測中」、沿岸での 推定値は「推定中」 と発表	
津波警報を發表中	1 m 超	沖合での観測値、沿 岸での推定値とも数 値で発表	
	1 m 以下	沖合での観測値を「 観測中」、沿岸での 推定値は「推定中」 と発表	
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿 岸での推定値とも数 値で発表	
* 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との 対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測 値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中である ことを伝える。			

関係機関	措 置 内 容											
気 象 台 (緊急地震速報 については気 象庁)	(3) 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。											
	<table><tr><th>発表される場合</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波が予想されないとき</td><td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表</td></tr><tr><td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</td><td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr><tr><td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr></table>	発表される場合	内容	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表			
	発表される場合	内容										
	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表										
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表										
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表										
	(4) 緊急地震速報 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。 下関地方気象台は、緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に努める。											
	注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。											
	(5) 地震情報の種類とその内容 地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。											
	<table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td></tr><tr><td>震源・震度情報</td><td>・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時
地震情報の種類	発表基準	内容										
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。										
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。										
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。										

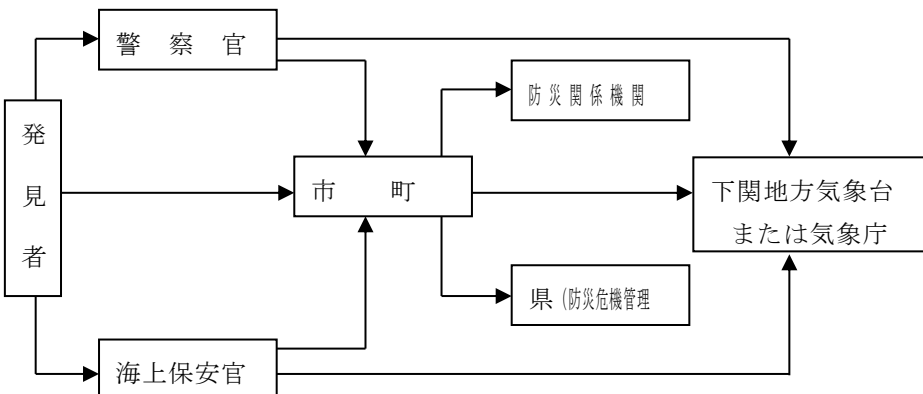
関係機関	措置内容		
気象台 (緊急地震速報 については気 象庁)	地震情報の 種類	発表基準	内容
	推計震度分 布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 250m四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
	長周期地震 動に関する 観測情報	・震度 1 以上を観測し た地震のうち長周期 地震動階級 1 以上を 観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階 級の最大値のほか、個別の観測点毎に、 長周期地震動階級や長周期地震動の周期 別階級等を発表（地震発生から10分後程 度で1回発表）。
	遠地地震に 関する情報	国外で発生した地震に ついて以下のいずれか を満たした場合等* ・マグニチュード7.0以 上 ・都市部等、著しい被 害が発生する可能性 がある地域で規模の 大きな地震を観測し た場合 ※国外で発生した大規 模噴火を覚知した場 合にも発表すること がある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やそ の規模（マグニチュード）を地震発生か ら概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記 述して発表*。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知し た場合は噴火発生から 1 時間半～2 時 間程度で発表
	その他の情 報	・顕著な地震の震源要 素を更新した場合や 地震が多発した場合 等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ や地震が多発した場合の震度 1 以上を 観測した地震回数情報等を発表
資料編 [3-5] 気象庁震度階級関連解説表			
(6) 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管 区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページな どでも発表している資料。			
解説資料等 の種類	発表基準	内容	
地震解説資 料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一 度だけ発表 ・（担当地域沿岸で）大津波 警報、津波警報、津波注意 報発表時 ・（担当地域で）震度 4 以上 を観測 （ただし、地震が頻発して いる場合は、その都度の発 表はしない。）	地震発生後 3 0 分程度を目途に 、地方公共団体が初動期の判断 のため、状況把握等に活用でき るように、地震の概要、当該都 道府県の情報等、及び津波や地 震の図情報を取りまとめた資料。	

関係機関	措置内容		
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	解説資料等の種類	発表基準	内容
	地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
	地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
(7) 南海トラフ地震に関連する情報			
○「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。			
○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。			
○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。			
詳細は下表のとおり。			
「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件			
情報名		情報発表条件	
南海トラフ地震臨時情報		○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	

関係機関	措置内容						
気象台 (緊急地震速報 については気象庁)	南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。					
	「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分程度</td><td>調査中</td><td> 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 </td></tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件					
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測					

関係機関	措置内容		
気象台 (緊急地震速報 については気 象庁)	地震発生等から最 短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、 モーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0以上の 地震が発生したと評価した場合
		巨大地震注意	○監視領域内※ ¹ において、モーメントマグ ニチュード※ ⁴ 7.0以上の地震※ ³ が発生し たと評価した場合（巨大地震警戒に該当 する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、 通常と異なるゆっくりすべりが発生した と評価した場合
		調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）の いずれにも当てはまらない現象と評価し た場合
	※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。 ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニ チュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニ チュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。 ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。 ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をも とにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグ ニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を 持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要 するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地 震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。		
2 津波予報区の範囲			
予 報 区		沿 岸 市 町	
山口県日本海沿岸		下関市、萩市、長門市、阿武町	
山口県瀬戸内海沿岸		下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光 市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、和木町	
資料編[3-7]……津波予報区分図			

関係機関	措置内容
県	1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）またはY S Nにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。 2 近地地震、津波等に係る情報の伝達 県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。 4 関係機関等における津波警報、注意報の受信様式 市町及び消防本部については、防災行政無線地上系又は衛星系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声となる。また、県出先機関については、地上系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。
警察本部	1 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。
市 町	1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 (1) 地震・津波の重要な情報等について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。 (2) 住民等への津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。 (3) 漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地など行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報等発令時等における避難誘導等への協力体制を確保しておくものとする。 2 近地地震、津波に対する自衛措置 (1) 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて沿岸部の市町長は、直ちに、次の措置を講じる。 ア 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう指示する。 イ 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。 (2) 市町に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも当該地方の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市町長は、直ちに、上記による措置をとるものとする。

関係機関	措置内容				
市町	(3) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった市町長は、気象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」をすることができる。 (4) 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、上記(1)に掲げる措置を速やかに実施するものとする。 3 異常現象の通報 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。 (1) 通報系統図  <pre> graph LR A[発見者] --> B[警察官] A --> C[海上保安官] A --> D[市町] A --> E[下関地方気象台または気象庁] B --> D B --> F[防災関係機関] B --> E C --> D C --> E D --> F D --> G[県 防災危機管理] D --> E </pre> (2) 通報を要する異常現象 <table border="1" data-bbox="443 1176 1412 1462"> <tr> <td data-bbox="451 1187 651 1265">異常潮位 異常波浪</td><td data-bbox="667 1187 1404 1294">天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の 気象状況から判断して異常に大きい場合</td></tr> <tr> <td data-bbox="451 1299 651 1400">地震動により 引き起こされる現象 その他地震に関するもの</td><td data-bbox="667 1299 1404 1440">地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等 群発地震、噴火現象</td></tr> </table> (3) 通報項目 ア 現象名 イ 発生場所 ウ 発見日時分 エ その他参考となる情報 4 一般的な災害原因に関する情報の通報 地象等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知する措置を講ずるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報するものとする。 5 県からの津波警報等の受信取り扱い 県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系によりFAXで送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信 用紙」により受信するものとする。	異常潮位 異常波浪	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の 気象状況から判断して異常に大きい場合	地震動により 引き起こされる現象 その他地震に関するもの	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等 群発地震、噴火現象
異常潮位 異常波浪	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の 気象状況から判断して異常に大きい場合				
地震動により 引き起こされる現象 その他地震に関するもの	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等 群発地震、噴火現象				

関係機関	措置内容
消 防 本 部	1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、県、警察署（交番等）、市町関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。 2 近地地震津波に対する情報の伝達 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の発生を考え、直ちに沿岸住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。 3 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市町関係部局、県（防災危機管理課又は守衛室）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。
管区海上保安本部・海上保安部署	1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、管区气象台（福岡、大阪）等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに船舶及び海上作業関係者等へ周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。 資料編[3-8]……津波注意報・警報標識
西日本電信電話株式会社 及び 東日本電信電話株式会社	1 警報の伝達 気象業務法に基づいて、気象庁本庁及び大阪管区气象台から伝達された警報をFAXにより関係市町に連絡する。 2 警報の取扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取扱う。
報 道 機 関	本章第4節「災害時の放送」に記述
その他の防災関係機関	气象台、県、警察、市町、海上保安部等から通報を受けた地震・津波の重要な情報等については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難指示等の発令等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条並びに災害対策基本法第40条及び第55条並びに土砂災害防止法第27条に基づき、下関地方气象台と県が共同で作成発表する。

県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が基準に達したときとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

(1) 対象となる事象

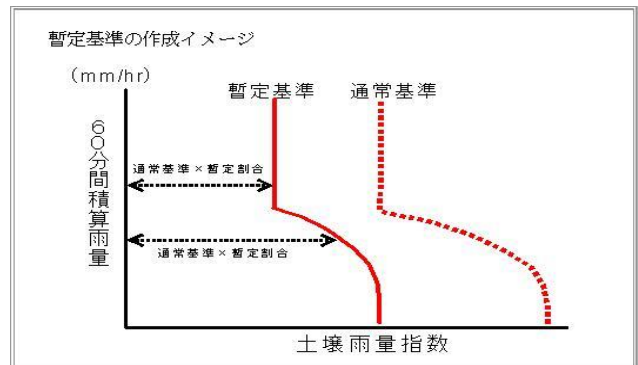
- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

[通常の基準に乗じる割合]

要素 \ 状況	状況	
	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
土壌雨量指数	8割	7割



6 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

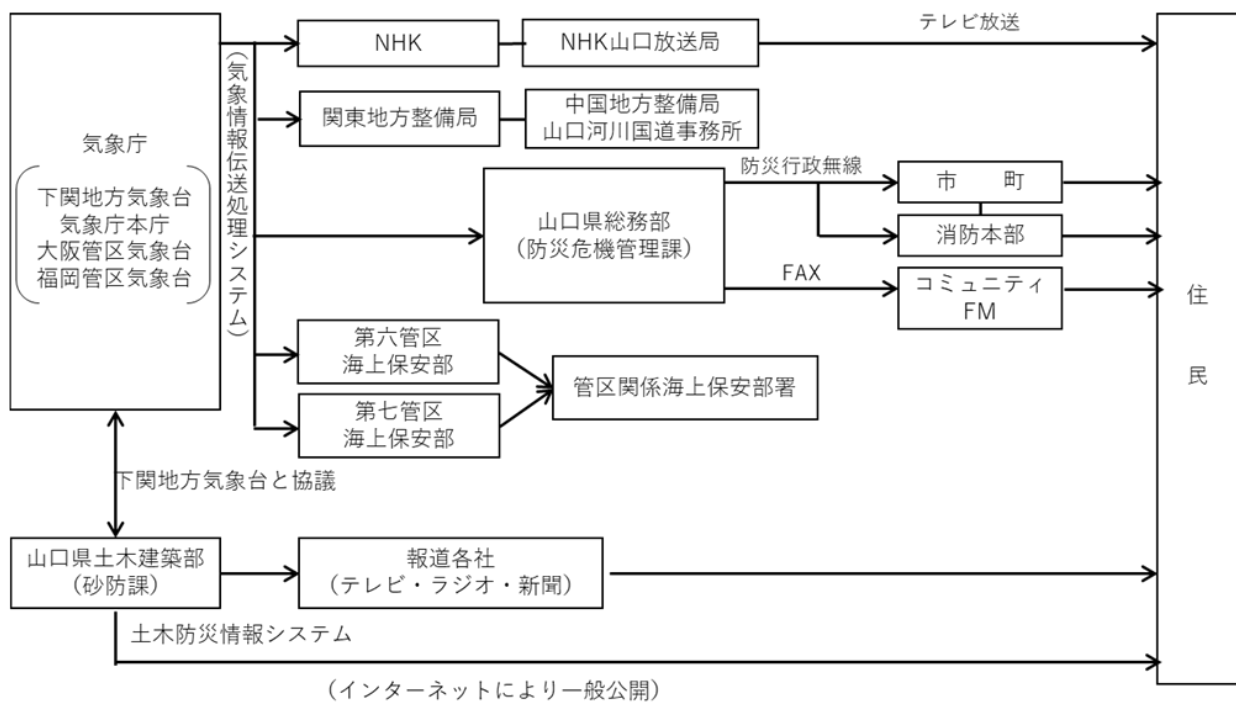
7 土砂災害警戒情報に係る市町の対応

市町長は直ちに避難指示を発令することを基本とする。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域対し的確に発令するよう努めるものとする。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第4項 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第28条、第31条）

1 土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

2 緊急調査

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の着手にあたっては、急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。

急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。

規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であること。

3 通知及び周知

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第31条の規定に基づき、市町長に通知するとともに、一般住民に周知する。

4 通知及び周知対象区域

地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

5 通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

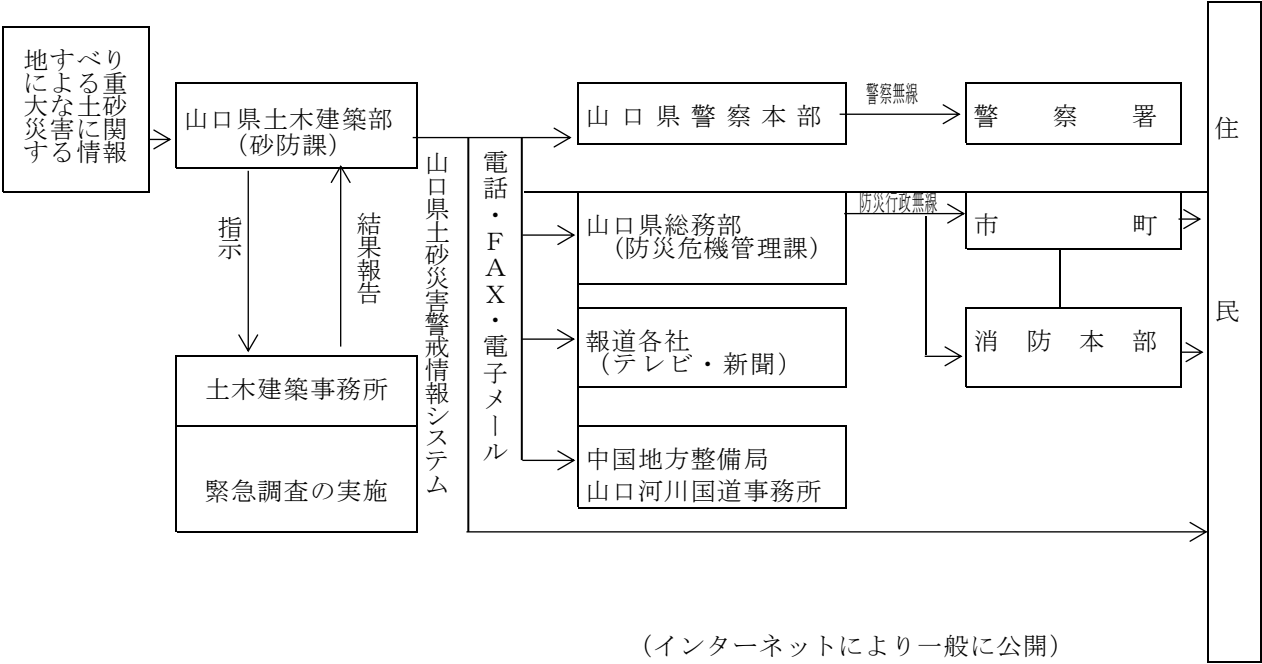
- ・緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）
- ・継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化すると認められた場合（継続情報）
- ・緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合（終了情報）

6 通知及び周知にあたっての留意点

土砂災害緊急情報は、市町や一般住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

このため、通知及び周知にあたっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

- 7 土砂災害緊急情報に係る市町の対応
市町長は、避難等の発令にあたり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。
- 8 土砂災害緊急情報の伝達
土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第2節 災害情報収集・伝達計画

【県・市町・警察・防災関係機関】

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、県、市町を始めとする防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内における所掌する業務に関して必要な情報を把握し、国等関係機関に報告することが求められる。

このため、震災時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第1項 情報収集・伝達連絡系統

県、市町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、関係機関に速やかに伝達する。

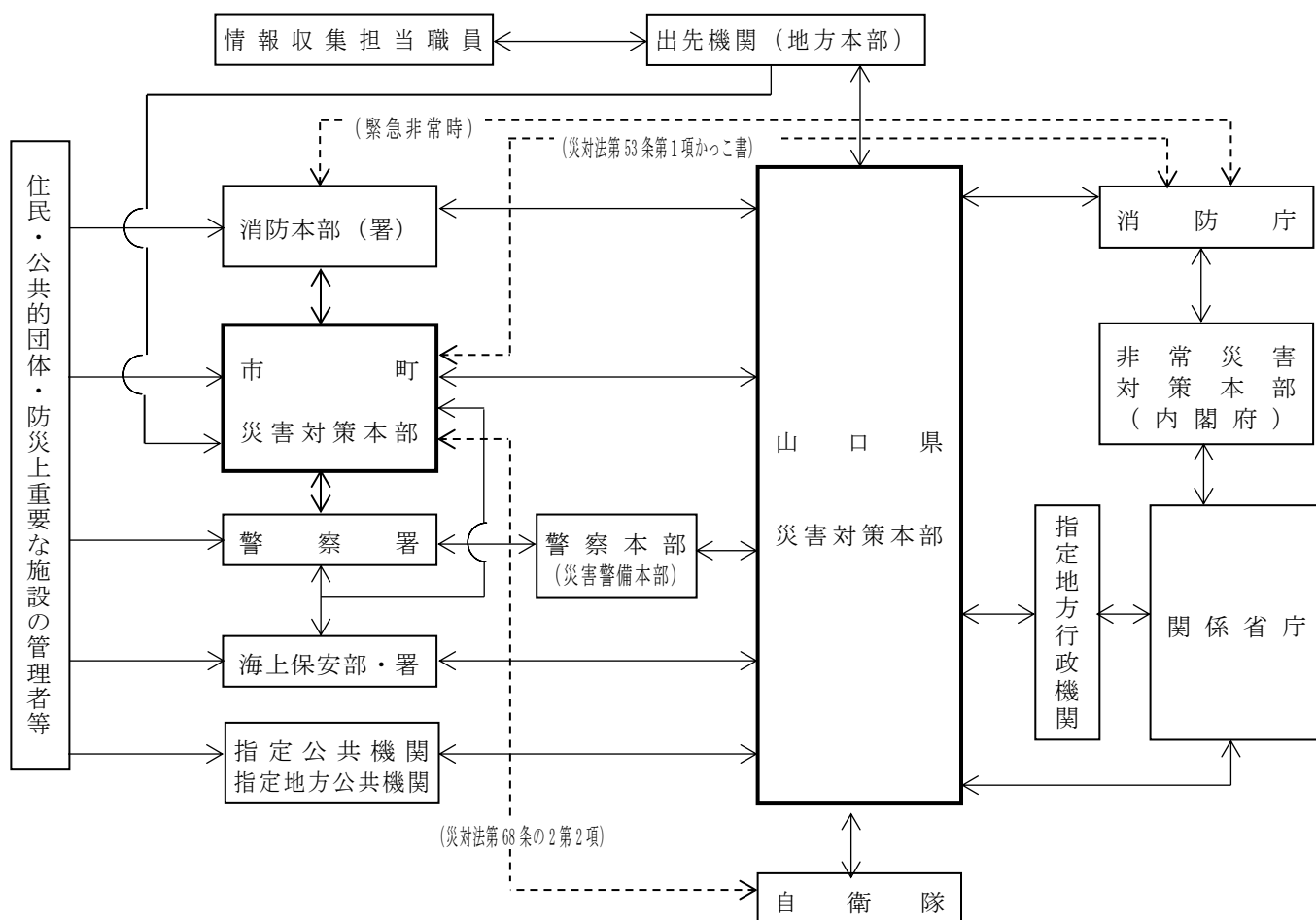
また、状況に応じて住民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に際しては、要配慮者に配慮するとともに、住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

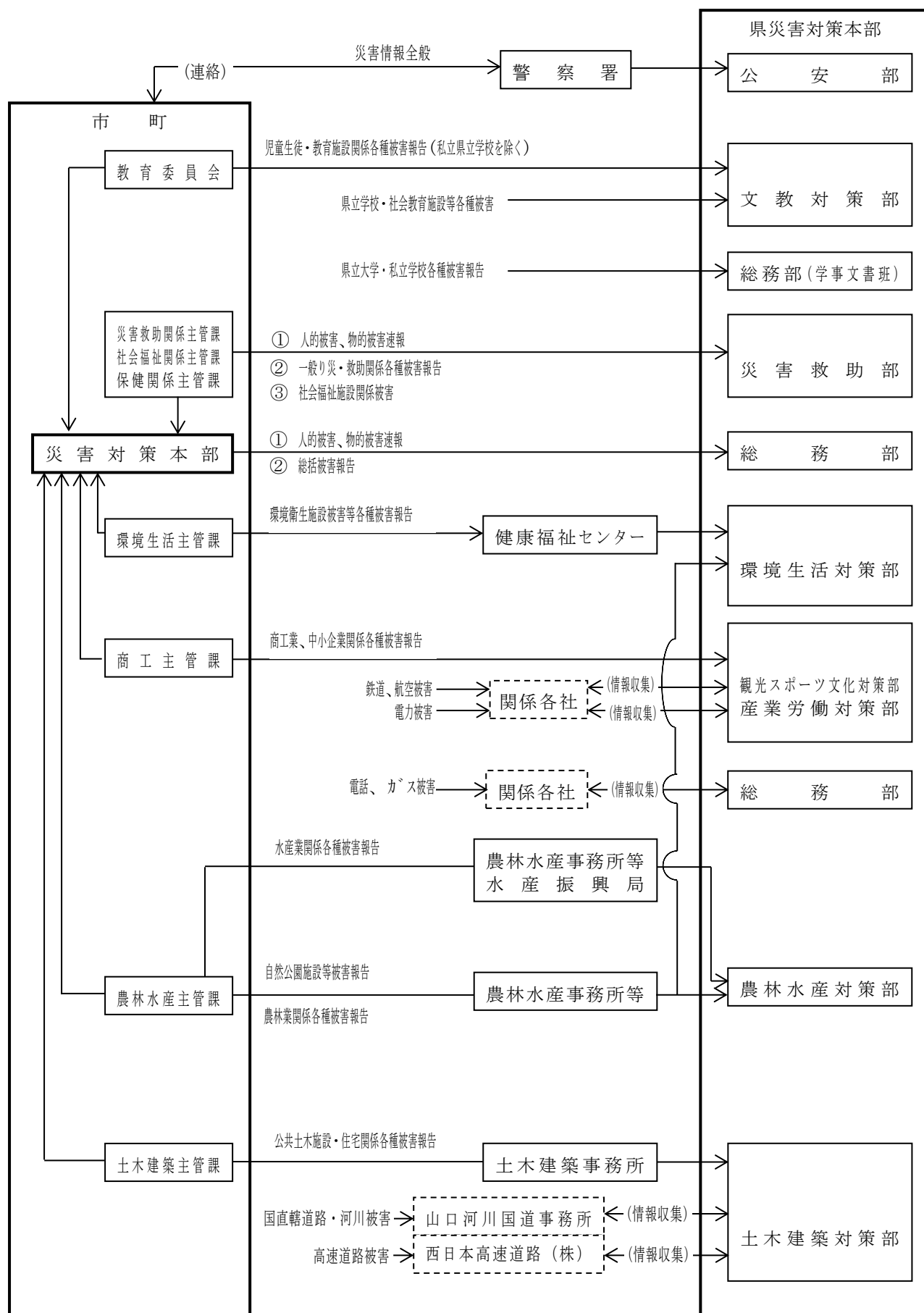
1 情報収集連絡系統

(1) 連絡系統図

地震、津波による災害情報の連絡の流れは、次のとおりである。



- (2) 市町から県への災害情報の報告
市町から県への被害報告は、次による。



2 防災関係機関等の措置

地震災害の発生時には、各防災機関は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区 分	内 容									
市 町	1 災害情報収集体制の確立 大規模地震発生時、震源地又は震源地に近い市町では、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがある。 このため、大規模地震発生時における災害情報収集体制に関して、防災計画に綿密・具体的に定めておくものとする。 (1) 情報収集及び報告責任者を定める。（地区別、災害種別毎） (2) 市町職員のみでは不足する場合も考えられるので、自主防災組織、関係機関等の協力確保体制を確立しておく。 (3) 調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等。 2 収集すべき情報の内容 (1) 収集すべき災害情報は、人命救助に必要な情報を第1とし、負傷者の救出救助消火活動を実施するうえで必要な情報（建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等）を収集する。 また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報殺到状況等）を積極的に収集するものとする。 以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集すること。 (2) 法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行うものとする。 3 被害調査要領 市町は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。 (1) 発災初期には、全部局を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制を執るものであること。 (2) 関係機関、諸団体、住民組織等の応援を求めて実施するものであること。特に、発災初期の状況は、住民組織等を通じて、直ちに市町に通報がなされるようにしておくものであること。 (3) 被害調査に当たっては、「被害程度の認定基準」に基づき、判定するものであること。 (4) 被害が甚大で、被災地市町による被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施する。 (5) 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとるものとする。 資料編[4-3]……被害程度の認定基準 4 被災状況等の報告 当該区域内に地震、津波が発生したときは、県（防災危機管理課）に災害発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報するものとする。 なお、県に報告ができない場合、消防庁に直接報告すること。（災対法第53条） (1) 報告の要領 …………… 被害程度の認定基準 ア 報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行うものとする。<table><tr><td>第1段階</td><td>発生速報（被害の概況）</td><td>・ 発生の都度 ・ 原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。</td></tr><tr><td>第2段階</td><td>被害速報</td><td>・ 被害状況調査の進展にともない、順次報告する。</td></tr><tr><td>第3段階</td><td>確定報告</td><td>・ 当該災害に係る応急措置完了後20日以内</td></tr></table> イ 報告は最終報告を除き、原則として防災行政無線（地上系・衛星系）によるものとする。 なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行うものとする。 資料編[4-1]……被害状況等報告様式（市町→県）	第1段階	発生速報（被害の概況）	・ 発生の都度 ・ 原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。	第2段階	被害速報	・ 被害状況調査の進展にともない、順次報告する。	第3段階	確定報告	・ 当該災害に係る応急措置完了後20日以内
第1段階	発生速報（被害の概況）	・ 発生の都度 ・ 原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。								
第2段階	被害速報	・ 被害状況調査の進展にともない、順次報告する。								
第3段階	確定報告	・ 当該災害に係る応急措置完了後20日以内								

区 分	内 容																		
市 町	5 直接即報 火災・災害即報要領（昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号）により、当該市町の区域内で震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後３０分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。 資料編[4-2]……火災・災害等即報要領 [消防庁報告先]																		
	<table><tr><th colspan="2">回 線 別</th><th>平日(9:30～18:15) ※応急対策室</th><th>左 記 以 外 ※宿直室</th></tr><tr><td rowspan="2">N T T回線</td><td>電話</td><td>0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7</td><td>0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7</td></tr><tr><td>FAX</td><td>0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7</td><td>0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3</td></tr><tr><td rowspan="2">防災無線（衛星系）</td><td>電話</td><td>回線選択-048-500-90-49013</td><td>回線選択-048-500-90-49102</td></tr><tr><td>FAX</td><td>回線選択-048-500-49033</td><td>回線選択-048-500-49036</td></tr></table>	回 線 別		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室	N T T回線	電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7	FAX	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3	防災無線（衛星系）	電話	回線選択-048-500-90-49013	回線選択-048-500-90-49102	FAX	回線選択-048-500-49033	回線選択-048-500-49036
	回 線 別		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室															
	N T T回線	電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7															
FAX		0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3																
防災無線（衛星系）	電話	回線選択-048-500-90-49013	回線選択-048-500-90-49102																
	FAX	回線選択-048-500-49033	回線選択-048-500-49036																
	6 各種被害報告 (1) 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによるものとする。 (2) 救助法に基づく報告 救助法に基づく報告については、第８章「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。 (3) １１９番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。																		
県	1 災害情報収集体制の確立 大規模地震発生時には、発災地の市町においては相当な混乱を生じていることが予想され、被害状況の把握等に支障が生じるおそれがある。 このため、発災当初の状況把握は、県出先機関で構成する「地域行政連絡協議会」が中心となって情報を収集するものとする。 (1) 発災当初の対応 ア 地区別、災害種別毎に情報収集責任者及び報告責任者を定め、直ちに、必要な班を編成し、情報収集活動を行う。 イ 情報収集の重複等を避けるため、被災市町との連絡調整責任者を定め、当該市町に派遣する。 ウ 情報収集に必要な人員は、第１に当該被災地を管轄する地域行政連絡協議会構成機関の所属職員で行い、不足する場合は、隣接する地域行政連絡協議会へ応援を依頼し、要員を確保する。 なお、不足する場合は、県庁の職員を派遣し、情報収集体制を確立する。 (2) 通常対応 ア 市町からの災害速報等により、災害の発生を覚知したときは、状況に応じて調査班を編成する等により、総合的な被害調査に努める。 イ 調査班の人数及び構成その他必要事項については、事態に応じ適宜定める。 (3) 市町からの応援要請への対応 市町から被害調査等について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力を行う。 (4) 市町が被害情報を報告できない場合の対応 市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。 2 収集する情報 収集する情報は、おおむね次のとおりであるが、発災当初においては、人命救助、消火活動に必要な情報（建物倒壊、出火、道路橋梁の損壊状況、負傷者発生状況等）を収集する。 要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り																		

区 分	内 容				
県	込みに努めるものとする。 なお、各種応急対策に必要な情報及び法令等に基づき必要とされる情報については、市町、関係機関からの報告によるほか、関係出先機関が適時適切に行うものとする。 (1) 主な収集事項は、次のとおりとする。 ア 初期における火災発生状況 イ 要救護情報及び医療活動情報 ウ 避難の必要の有無及び状況 エ 避難道路及び橋梁の被災状況 オ その他防災活動上必要な事項 (2) 情報収集実施要領 情報収集に当たっては、災害対策用車両及び通信連絡手段（移動無線・携帯電話）の有効的活用を図り、把握した情報を逐次「災害対策地方本部」又は県本部に連絡するものとする。 <pre> graph TD A[職員] -- "(情報収集)" --> B[市 町] B --> C[警察署等関係機関] C --> B B --> D[県災害対策本部] E[災害現地] -- "(情報収集)" --> F[県職員] F --> G[地方本部] G --> B G -- "(緊急対応必要情報)" --> D H[自衛隊] --> D </pre> (3) 防災関係機関等への要請 ア 航空機による情報収集 震度5強以上の地震が県内に発生した場合、消防防災ヘリコプターを活用し、又は警察及び自衛隊に対して、上空からの情報収集を要請し、被害状況等の把握に努める。 (ア) 被災地域（又は場所）及び様相 (イ) 建築物等の被害状況 (ウ) 道路、橋梁、鉄道、港湾、ダム等の被害及び交通の状況 (エ) 火災の発生の状況等 要請先 <table border="1"> <tr> <td>警察ヘリコプター</td><td>警備課(県庁内線5132、加入電話083-933-0110)</td></tr> <tr> <td>陸上自衛隊航空機</td><td>第17普通科連隊(県庁内線5184) 海上自衛隊及び航空自衛隊の航空機による偵察に係る連絡先については「応援要請計画」により対応。</td></tr> </table> イ その他防災関係機関等への要請 必要に応じて、協定締結関係団体（JAXA、国土地理院、県ドローン協会等）に対して、上空からの撮影等を要請し、被害状況等の把握に努める。 ウ 報道機関への情報提供の要請 報道機関が取材した被災地の各種情報について提供を要請する。 3 情報の取りまとめ 各対策部は、市町、所属出先機関及び関係機関から報告を受けた被害状況を取りまとめ、災対本部本部室班に報告する。 なお、発災当初においては、初期応急活動に必要な応援要請、要員の確保等に活用する情報が必要であることから、上がってきた情報を直ちに報告するものであること。	警察ヘリコプター	警備課(県庁内線5132、加入電話083-933-0110)	陸上自衛隊航空機	第17普通科連隊(県庁内線5184) 海上自衛隊及び航空自衛隊の航空機による偵察に係る連絡先については「応援要請計画」により対応。
警察ヘリコプター	警備課(県庁内線5132、加入電話083-933-0110)				
陸上自衛隊航空機	第17普通科連隊(県庁内線5184) 海上自衛隊及び航空自衛隊の航空機による偵察に係る連絡先については「応援要請計画」により対応。				

区 分

内 容

容 容

県

4 政府機関に対する報告

県の区域内に震度4以上の地震が発生した場合、災対法第53条及び消防組織法第22条に基づき、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を、内閣総理大臣及び関係省庁に報告する。

なお、状況に応じて、中央防災無線の活用を図る。

(1) 報告先

消防庁

知 事
(防災危機管理課)

(災対法53条による報告)

内閣総理大臣
(消防庁経由)

回 線 別		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (防災行政無線(地上系))	電話	27-90-49013	27-90-49012
	FAX	27-90-49033	27-90-49036
防災無線(衛 星系)	電話	8-048-500-90-49013	8-048-500-90-49102
	FAX	8-048-500-49033	8-048-500-49036

※ 国へ報告したときは、併せて東京事務所に通報するものとする。

(2) 報告の種別、時期、様式

報告の種別、時期、様式については、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)による。

5 中央関係情報の収集

(1) 本部室班は、東京事務所と常時連絡を保ち、中央関係の情報収集に努める。

(2) 各対策部は関係省庁の情報を収集し、災害対策に関する所要の情報については、本部室班に連絡するものとする。

6 各種被害報告

(1) 報告の種別、報告先、時期等

地震災害発生当初の報告、応急対策完了後の総括報告以外の各種被害報告は、各担当部課において、関係法令及びそれぞれの機関における報告の制度により対処するものとする。

資料編[4-4]…… 被害報告処理一覧

(2) 各対策部、班における事務処理

ア 各対策部、班は、市町又は関係出先機関から被害状況の報告を受理したとき又は指示のあったときは、当該部、課における所定の事務処理と同時にその報告書の写しを作成し、速やかに本部室班に提出するものとする。

イ 報告の様式は、各部、課所定の報告制度に基づく様式によるものとし、被害の程度が2以上の市町にわたる場合は、市町ごとの被害状況資料を添付するものとする。

(3) 報告の取りまとめ、報告、通報

本部室班は、災害状況の推移に応じて適宜被害の状況を取りまとめ、報告書を作成して、知事に報告するとともに、県防災会議関係機関及び関係省庁に配布する。

また、当該災害の応急対策終了後20日以内に最終報告書を作成して、内閣総理大臣及び消防庁長官あてに提出する。

区 分	内 容
警 察 本 部	震災時において警察本部（災害警備本部又は警備課）は各警察署から震災に関する情報を収集し、県災対本部に通報し、相互に密接な連携を図るものとする。 また、警察署においても、市町災対本部、県災対地方本部と緊密な連携のもと必要な情報を収集するものとする。 被災初期の情報収集は、次による。 ・被災市町を管轄する警察署からの情報収集 ・警察ヘリコプターによる上空からの情報収集 ・マスコミからの情報収集 ・関係機関からの情報収集
その他の防災関係機関	1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する被害、災害に対しておとった措置、震災に対しておとろうとする措置、その他必要事項について、速やかに県及び必要と認める関係機関等に通報伝達するものとする。 2 被害報告等 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告を求める事項等については、「被害報告処理一覧」によるものとする。 資料編[4-4]…… 被害報告処理一覧

3 人的被害、住家被害、火災に関する情報の収集・伝達（推定情報を含む。）

(1) 収集

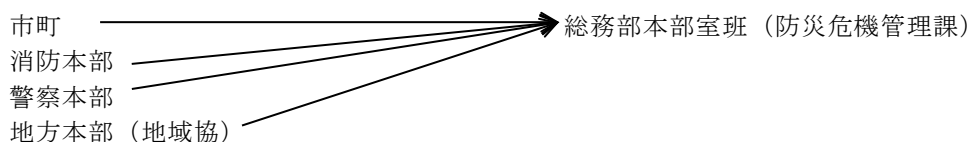
自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の派遣要請の判断基準となる情報であり、総務部本部室班（防災危機管理課）が次のルートから収集する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

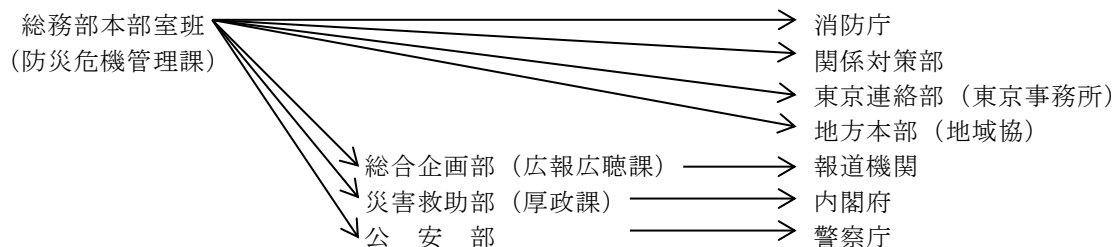
ウ 発信する情報を入手した時刻



(2) 伝達

総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。

なお、人的被害の数について広報を行う際には、市町と密接に連携しながら適切に行うものとする。



4 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集・伝達

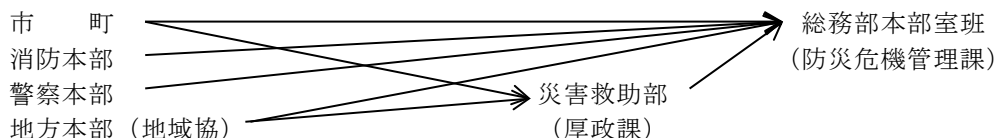
(1) 収集

食糧、水、物資の調達に関わる応援要請の判断基準となる情報であり、総務部本部室班（防災危機管理課）が次のルートから収集する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

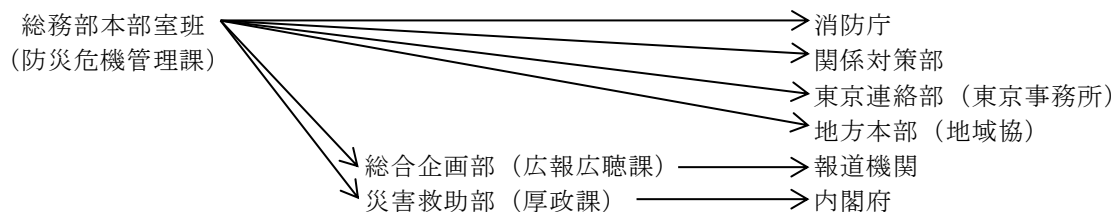
ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 発信する情報を入手した時刻



(2) 伝達

総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。



5 農林業関係の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集

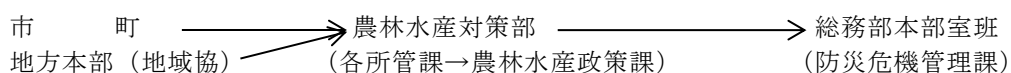
迅速な被災現場での活動、応急復旧措置等のために不可欠な情報であり、総務部本部室班（防災危機管理課）が次のルートから収集する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

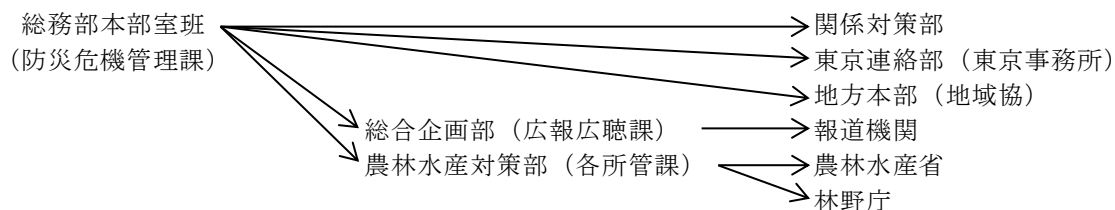
イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻



(2) 伝達

総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。



6 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集

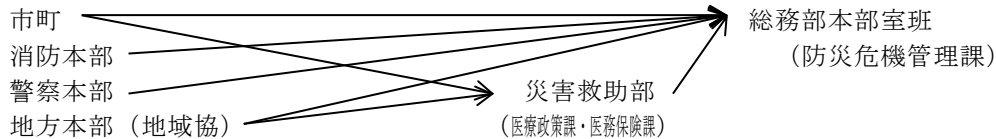
医療活動に関わる応援要請の判断基準となる情報であり、総務部本部室班（防災危機管理課）が次のルートから収集する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値、通常のルートにはこだわらないものとする。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

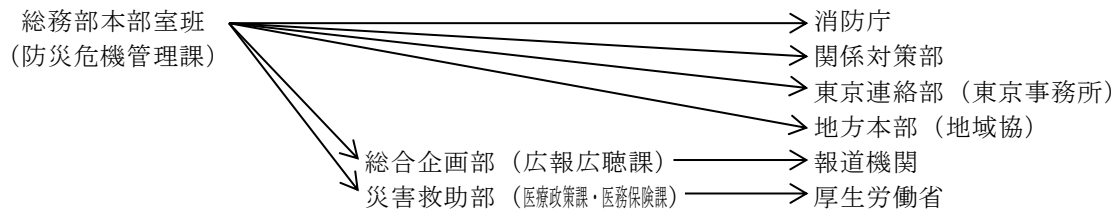
イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻



(2) 伝達

総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。



7 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集

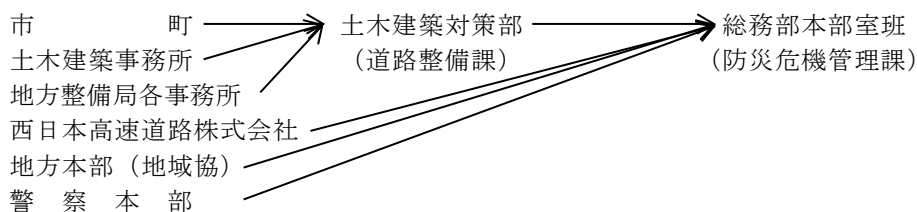
応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総務部本部室班（防災危機管理課）が次のルートから収集する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

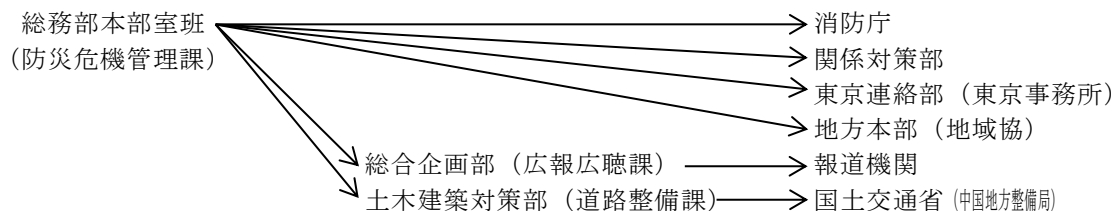
イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻



(2) 伝達

総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。



8 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集

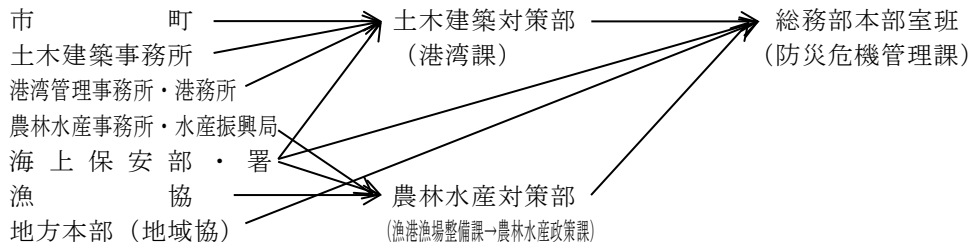
応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総務部本部室班（防災危機管理課）が次のルートから収集する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

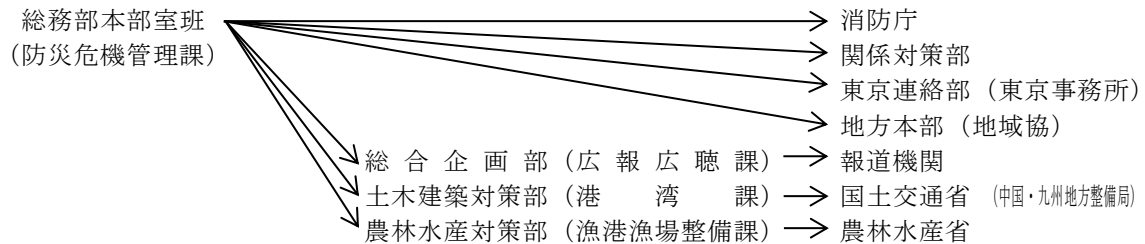
イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻



(2) 伝達

総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。



9 空港の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総務部本部室班（防災危機管理課）が次のルートから収集する。

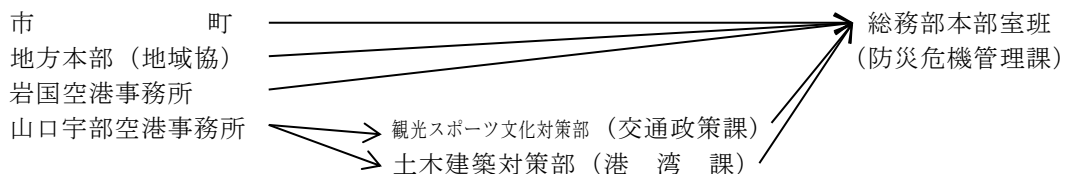
また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

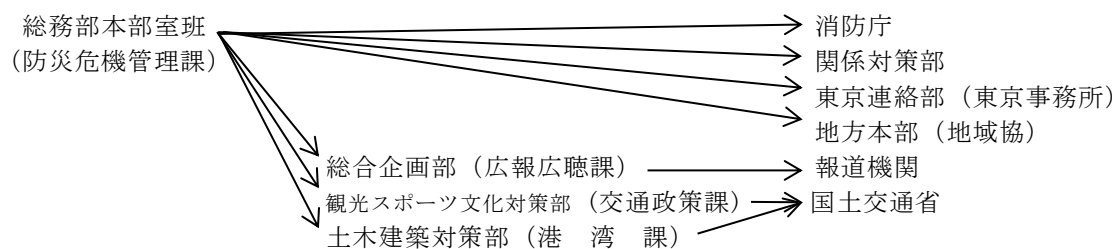
ウ 負傷者等の状況

エ 発信する情報を入手した時刻



(2) 伝達

総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。



1 0 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総務部本部室班（防災危機管理課）が次のルートから収集する。

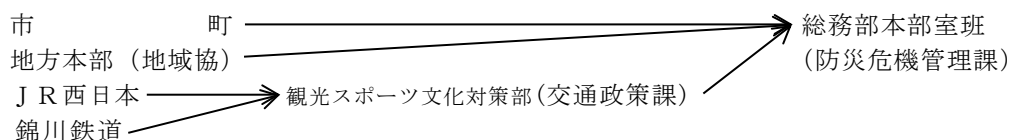
また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

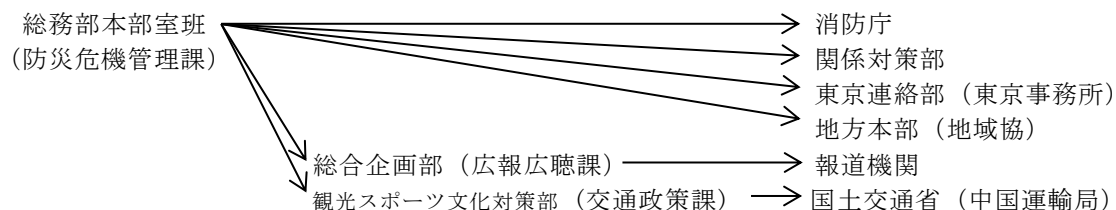
ウ 負傷者等の状況

エ 発信する情報を入手した時刻



(2) 伝達

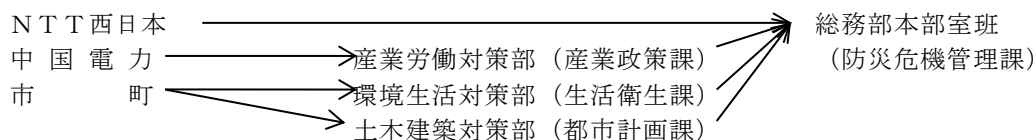
総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。



1 1 電気、上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達

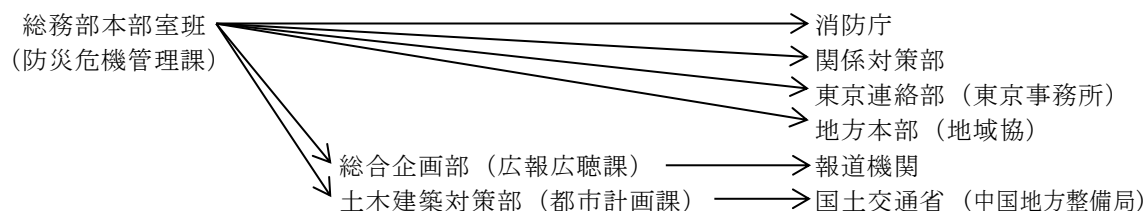
(1) 収集

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場での活動、応援の内容の決定のために不可欠な情報であり、総務部本部室班（防災危機管理課）が次のルートにより収集する。



(2) 伝達

総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。



第3節 通信運用計画

地震災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で県、市町及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

第1項 通信の確保

県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信を次により確保するものとする。

【県（防災危機管理課）・市町・防災関係機関】

1 通信取扱責任者及び通信担当者の選任

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておくものとする。
- (2) 通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努めるものであること。

2 通信の確保

県、市町及び防災関係機関は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信の確保に努めるものとする。

(1) 県

県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置している防災行政無線網（地上系・衛星系）を確保し、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、次の措置をとる。

ア 県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省に連絡するものとする。

イ (ア) 回線統制

全回線又は任意の回線について、その発着信を統制する。

(イ) 割込み及び強制切断

任意の話中回線に、割込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の措置を行う場合は、制限の内容その他必要事項について関係端末局の無線管理者（市町長、出先機関の長等）に事前に通知し、混乱を回避するものとする。

ウ 災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、衛星インターネット機器を使用して、通信の確保を図る。

(2) 市町及び防災関係機関

市町及び防災関係機関は、それぞれ所管する通信の確保に必要な措置を県の例に準じて講ずるものとする。

【県（防災危機管理課）・市町・防災関係機関・西日本電信電話㈱】

3 通信手段の確保が困難な場合

大規模地震等による災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(1) 電話・電報施設の優先利用

県、市町及び防災関係機関は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして通信の確保を図る。

ア 一般電話及び電報

事 項	対 策
1 非常緊急用電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。
2 非常・緊急扱い電報	「天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合」の電報については、「非常扱い電報」として、全ての電報に優先して取扱われる。また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする。

事 項	対 策
2 非常・緊急 扱い電報	電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（「非常扱い電報」を除く。）に先立って取扱われる。 (1) 電報の申し込み 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付番号 1 1 5 番に申し出る。その際発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。 (2) 電報の内容等 電報内容等については、資料編による。 資料編[5-10]……非常・緊急用電話、電報に係る内容及び実施機関
3 非常電報電話	地方公共団体における非常時の電報電話取扱機関については、資料編による。 資料編[5-9]……電報電話非常取扱機関表

イ 専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話があり、利用方法については下記による。

(ア) 一般的使用

有線電気通信法により防災関係機関は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図るものとする。

(イ) 災対法の規定に基づく使用

知事、市町長が、住民、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事、市町長が応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図るものとする。

なお、使用するに当たっての必要事項（使用者、通信内容、使用条件、事前協議等）については、資料編による。

資料編[5-11]……災対法に基づき使用する専用電話の利用に係る必要事項

(ウ) 使用手続き

知事、市町長は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備えて、あらかじめ、設置機関と協議して手続き等を定めておくものとする。

県は、下記の機関との間に協定を締結している。

資料編[2(7)サ-1]……災対法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

(警察本部長・西日本旅客鉄道)

(エ) 非常通話の発受人

下記「非常通信の利用」の項に記述

(オ) 非常通信の内容及び利用料金

下記「非常通信の利用」の項に記述

ウ 携帯電話の使用

各防災関係機関は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

県は、災害対策用として現在約 3 0 0 台を関係各課、出先機関に整備している。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

防災機関は、大規模地震により激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

事 項	措 置 事 項
1 代替設備の配備	(1) 県の措置 県は、市町及び県出先機関の防災行政無線局が被災し、通信が途絶したとき又は途絶のおそれがあるときは、直ちに、「260MHz帯可搬型無線局」、「移動多重系無線局（地上系）」又は「衛星通信可搬型地球局」を配備し、災害情報の収集伝達を行う。 (2) 市町及び防災関係機関 市町及び防災関係機関においても、県と同様に、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。
2 非常通信の利用	県、市町及び防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。 この場合の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。 (1) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。 また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。 (2) 非常通信協議会 非常通信（無線・有線）の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。 ア 中央非常通信協議会 （会長：総務省総合通信基盤局長） イ 中国地方非常通信協議会 （会長：中国総合通信局長） (3) 非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。 ア 非常通信用紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。 イ 本文は、カタカナ又は普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく200字以内にまとめること。 (4) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等 ア 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。

事 項	措 置 事 項
2 非常通信の利用	イ 陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。 ウ 船舶無線局の利用 陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合等には、入港中の漁船、商船等の船舶無線局に対して発信を依頼することができる。 (5) 非常無線・有線に共通する事項 ア 非常通報の伝送に要する料金 (ア) N T T以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 (イ) 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもN T T所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。 イ 非常通信として取扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。 (ア) 人命の救助に関するもの (イ) 天災の予警報（主要河川の水位を計）及び天災その他の災害に関するもの (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 (エ) 電波法（昭和25年法律第131号）第74条実施の指令及びその他の指令 (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの (ク) 遭難者救護に関するもの (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの (サ) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの (シ) 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
3 孤立防止対策用衛星電話の使用	(1) 災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、孤立地区の発生が予想される地域において自治体の防災無線など未設置で孤立防止対策が必要な地域に対し、衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。
4 防災相互通信用無線	(1) 石油コンビナート等の大量油流出事故等が発生した場合に、円滑かつ的確な応急対策を関係機関が実施するため、県、関係市町、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として、「防災相互通信用無線」をそれぞれが常置している。

事 項	措 置 事 項				
4 防災相互通信用無線	(2) この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡は、これを使用するなどして、通信の確保を図るものとする。 資料編[5-6]……防災相互通信用無線局一覧表				
5 災害対策用移動通信機器等の借用	(1) 総務省（中国総合通信局）では「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。 【総務省が所有する災害対策用移動通信機器】 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>貸 与 条 件 等</th></tr> <tr> <td>簡易無線、M C A 無線 衛星携帯電話</td><td>機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要</td></tr> </table> (2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。	種 類	貸 与 条 件 等	簡易無線、M C A 無線 衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
種 類	貸 与 条 件 等				
簡易無線、M C A 無線 衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要				
6 臨時災害放送用機器の借用	(1) 総務省（中国総合通信局）では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備している。 【中国総合通信局に配備されている臨時災害放送機器】 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>貸 与 条 件 等</th></tr> <tr> <td>臨時災害放送用機器 (FM送信機)</td><td>機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。</td></tr> </table> (2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。	種 類	貸 与 条 件 等	臨時災害放送用機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。
種 類	貸 与 条 件 等				
臨時災害放送用機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。				
7 災害対策用移動電源車の借用	(1) 総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に移動電源車を貸し出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保を行う体制を整備している。 【中国総合通信局に配備されている移動電源車】 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>貸 与 条 件 等</th></tr> <tr> <td>中型移動電源車 1 台 (発電容量 100kVA)</td><td>車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。</td></tr> </table> (2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。	種 類	貸 与 条 件 等	中型移動電源車 1 台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。
種 類	貸 与 条 件 等				
中型移動電源車 1 台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。				

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模な地震災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、発災初期における被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。

このため、市町及び県は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておくものとする。

ア アマチュア無線の活用

(ア) 市町は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。また、支援を受ける業務等について、あらかじめ十分検討しておくものとする。

(イ) 県は、日本アマチュア無線連盟山口県支部に協力要請を行い、災害時の協力体制を整えておくものとする。

(ウ) 日赤山口県支部においては、災害発生時における各種の救援活動を円滑に実施するため及び通信途絶時の非常通信活動に備え、山口県赤十字アマチュア無線奉仕団が結成されている。

資料編[2(7)サ-7]……アマチュア無線による災害時応援協定

イ タクシー用業務無線の活用

(ア) 市町は、地域内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援をうける業務等について十分検討協議しておくものとする。

(イ) 県は、山口県タクシー協会に協力要請を行い、災害時の協力体制を整えておくものとする。

第2項 通信施設の整備

県、市町及び防災関係機関は、災害時等の通信の確保を図るため従来から必要な通信施設設備の整備を行ってきているが、より充実した通信の確保が図られるよう今後とも整備促進を図っていく必要がある。

このため、災害情報の伝達、収集等に基本的な責任を有する県、市町等における通信施設の整備について必要な事項を定める。

【県（防災危機管理課・消防保安課）・市町・消防】

1 関係機関の対策

(1) 県

県においては、災害時の通信を確保するため出先機関、市町、防災関係機関との間に防災行政無線（衛星系・地上系）の整備を進め、通信連絡手段の多重性の確保を図っている。

今後も、大規模災害等発生時において迅速かつ的確な情報の収集、伝達に必要な画像伝達等の通信を確保するため、防災行政無線網の整備を計画的に図っていく。

ア 防災行政無線地上系の固定局及び移動局の回線容量の確保

イ 防災行政無線地上系固定局の防災関係機関（放送機関、基幹病院等）への配備

ウ 防災行政無線衛星系の地球局を災害対策地方本部（県総合庁舎等）及び主要防災機関等（自衛隊等）に配備

エ 可搬型携帯用無線設備（「移動多重系無線局」及び「衛星系通信可搬型地球局」）の充実

(2) 市町

市町においては、市町防災行政無線（同報系・移動系）の整備を進めてきている。また、一部の市町では、新たに、デジタル化についても導入を図るなど通信の確保に努めているが、今後とも整備の促進を図っていく。

県としては、地震津波情報等の一斉伝達に大きな効果がある同報系無線の整備促進について指導する。

(3) 消防無線

消防は、消防活動、救急活動を効果的に行うため、従来から消防救急無線のデジタル化等の整備充実を図ってきたところであり、今後も、消防活動等を行うために必要な消防救急無線の整備更新を図っていく。

消防通信無線は、消防業務に応じて多くの無線システムが取り入れられており、それぞれ使用する周波数や通信方式が異なる。

消防機関に割り当てられる周波数は、統制波（他の都道府県における消防・救急活動の支援のため全国の市町で使用する周波数）、主運用波（他の市町における消防・救急活動の支援のため県内の市町で使用する周波数）、活動波（各市町（消防）における消防活動及び救急活動を実施するために使用する周波数）がある。

(4) 県における通信施設の現況

県、市町及び防災関係機関における通信施設等の現況については資料編による

資料編[5-1]……山口県防災行政無線回線系統図
[5-2]……中央防災無線網通信系統図
[5-3]……国土交通省回線系統図
[5-4]……国土交通省回線系統図(山口県分)
[5-5]……防災関係機関無線通信の概況
消防防災年報……市町防災行政無線一覧表

第4節 災害時の放送

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により防災機関、住民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

防災機関は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報の迅速な伝達とともに、住民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、県・市町が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とするため、これに必要な事項について定める。

第1項 放送局に対する放送の要請

災害時において、知事又は市町長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、住民等へ必要な情報を提供する。

【県（防災危機管理課、広報広聴課、各部）・市町・指定地方公共機関等（NHK山口放送局、山口放送、テレビ山口、エフエム山口、山口朝日放送）】

1 放送機関との協定

県は、災害時における放送要請が円滑に行えるよう、放送要請手続き等について、あらかじめ放送機関との間に協定を締結している。

資料編[2(7)オ-1]……災害時における放送要請に関する協定

2 地震災害等発生時における放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害等

ア 地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

イ 放送対象地域の範囲

知事と放送機関がその都度協議して決める。

(2) 放送手続

ア 県における放送要請要領

(ア) 放送要請の指示

総務部長は、対策部長から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため、特に必要と認めた場合は、本部室班長（放送連絡責任者）に対して、放送要請手続きをとるよう指示する。

(イ) 放送要請文の作成

放送を必要とする対策部は、本部室班長と協議の上、要請文を作成する。

(ウ) 放送要請の決定

放送要請は、本部長（知事）が決定する。知事不在の場合は、副本部長が決定する。

(エ) 放送機関への要請

本部室班長は、要請文を総合企画部に持参し、ファクシミリ又は電話により各放送機関への伝達を要請する。

(オ) 災害放送連絡責任者

放送の要請に関する手続き等を円滑に実施するため、県及び放送機関に連絡責任者を定めている。

ア 県： 防災危機管理課長（本部室班長）

イ 放送機関

放 送 機 関	連 絡 責 任 者	連 絡 先
N H K 山 口 放 送 局	コンテンツセンター長	0 8 3 - 9 2 1 - 3 7 0 7 防災無線（地上系）1 0 - 2 1 9 - 3 〃 FAX 1 9 - 2 1 9
山 口 放 送 株 式 会 社	報道制作局長	0 8 3 4 - 3 2 - 1 1 1 0 防災無線（地上系）1 0 - 2 2 0 - 3 〃 FAX 1 9 - 2 2 0
テ レ ビ 山 口 株 式 会 社	報道制作局長	0 8 3 - 9 2 3 - 6 1 1 3 防災無線（地上系）1 0 - 2 2 1 - 3 〃 FAX 1 9 - 2 2 1
株式会社エフエム山口	編成制作部長	0 8 3 - 9 2 4 - 4 5 3 5 防災無線（地上系）1 0 - 2 2 3 - 2 〃 FAX 1 9 - 2 2 3
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	0 8 3 - 9 3 3 - 1 1 1 1 防災無線（地上系）1 0 - 2 2 2 - 3 〃 FAX 1 9 - 2 2 2

イ 放送報告

放送を行った放送機関は、知事に対し、放送内容を連絡する。

ウ 市町の放送要請

- (ア) 災対法第57条の規定に基づき、市町長が行う伝達、通知又は警告にかかる放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。

ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市町長は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。

この場合、市町長は、事後速やかに県に報告するものとする。

- (イ) 県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対して、要請するものとする。

- (ウ) 市町は、この要領に準じて、災害時の放送要請に必要な体制及び要請手順等を市町防災計画に定めておくものとする。

資料編[2(7)オ-1]……（放送要請に係る様式）

第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に住民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により住民に知らせるもので、知事も緊急時には、この緊急警報放送を使用して住民に災害情報の伝達ができる。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号の1に該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
- (2) 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合。
- (3) 災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合。

2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（NHK山口放送局）

3 利用方法等

知事（市町長は知事を通じて）は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。

第3項 放送機関の活動体制

大規模地震等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被災住民に適時的確な情報提供が困難となる。

ラジオ・テレビ等の公共放送は、住民が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災住民に与える影響は極めて大きい。

このため、各放送機関（NHK山口放送局・山口放送・テレビ山口・エフエム山口・山口朝日放送）は、

放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項を定め、大規模災害が発生した場合の円滑な対応に備えている。

第5節 広報計画

震災時における住民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

このため、市町、県をはじめとする各防災機関が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

【県（広報広聴課、各部）・市町・防災関係機関（応急対策実施機関、報道機関）】

第1項 広報活動

各防災機関が広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻輳、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

1 広報の内容

広報内容は、概ね、次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

(1) 発災直後

- ア 津波・余震に関する情報
- イ 災害発生状況
- ウ 避難の指示等
- エ 地域住民がとるべき措置
- オ 避難所・医療救護所設置情報
- カ 避難路情報
- キ 交通規制状況（陸上・海上）
- ク 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
- ケ その他必要事項

(2) 応急対策着手後（順次実施）

- ア 道路情報
- イ 公共交通機関の状況
- ウ 給食・給水実施状況
- エ 医療・救護実施状況
- オ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況
- カ 生活必需品等供給状況
- キ 応急対策実施の状況
- ク 安否情報
- ケ 河川・港湾・橋梁等土木施設状況
- コ 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
- サ その他必要事項（災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等）

2 広報実施機関

実 施 機 関	担 当 部 局	備 考
山 口 県	総 合 企 画 部	広 報 広 聴 班
防 災 機 関	広 報 主 管 部	

第2項 災害時の広報活動

各防災機関は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施するものとする。

各機関が実施する災害時の広報については、応急対策の中でそれぞれ示されていることから、以下、県が実施する広報活動に必要な事項について定める。

1 総合企画部広報広聴班の体制

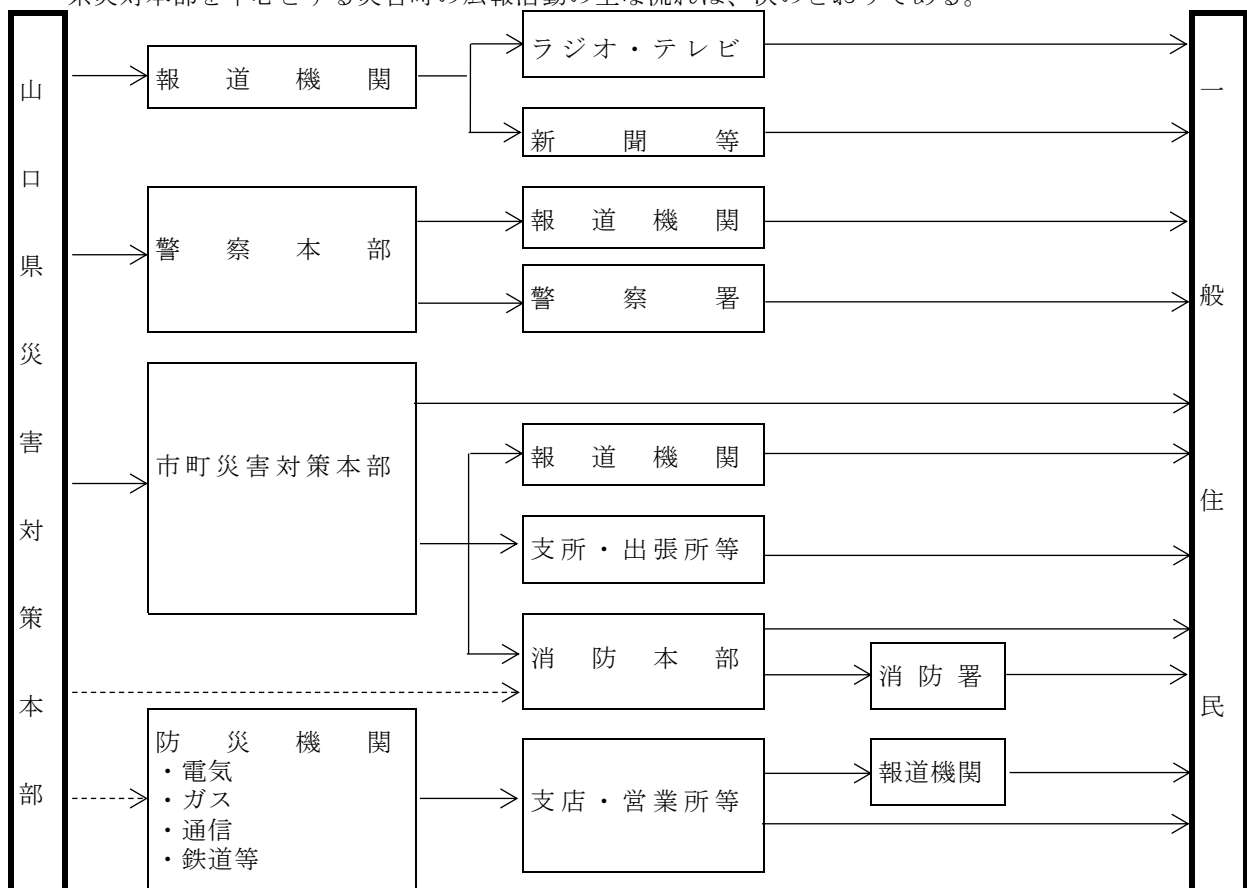
広報広聴班は、単独で又は他課の応援を受けて、必要な災害広報を実施するものとする。また、被災者の陳情、相談等の広聴を実施する。

担当係名	対応する事項
広報推進班	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関すること。（災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、国等の展示依頼に備えるものとする。） (2) 広報印刷物の編集、発行に関すること。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・有線放送等の活用に関すること。 (4) 情報の収集整理に関すること。
広聴企画班	(1) 報道機関への情報資料の発表に関すること。 (2) 記者会見に関すること。 (3) 報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関すること。
県民相談班	(1) 被災地における災害関係の陳情、相談に関すること。 (2) 文書による災害関係の陳情、相談の受理、処理に関すること。

2 災害広報に関する連絡等

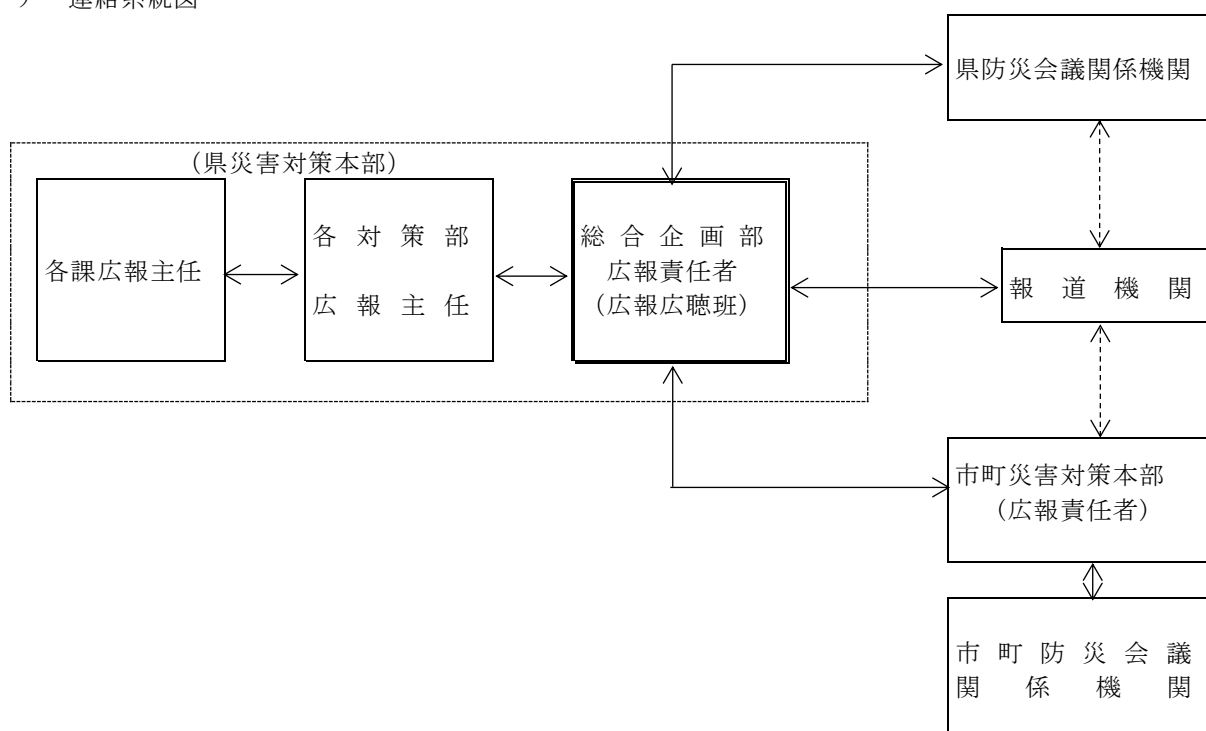
(1) 災害広報活動の流れ

県災対本部を中心とする災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



(2) 災害広報に関する連絡

ア 連絡系統図



イ 連絡手段

電話、ファクシミリ、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

ウ 関係機関に対する連絡事項

機 関 の 別	連 絡 の 内 容 と な る 事 項
市 町	(1) 災害広報資料の収集及び提供についての依頼 (2) 住民に対する広報事項についての広報の依頼 (3) 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 (4) 災害全般の情報提供についての依頼
県 (各対策部)	(1) 各対策部の災害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめについての依頼 (2) 被害状況の取りまとめ及び資料の提供 (本部室班＝防災危機管理課)
報 道 機 関	(1) 被害状況及び応急対策の状況の発表 (2) 住民への広報事項の周知についての協力依頼 (3) 情報提供についての依頼 (4) 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

前記第2項2(2)ア「連絡系統図」により処理する。この場合現地住民、市町、関係防災機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収 集 事 項	収 集 の 内 容	収集対象機関
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 住民の心構え及び対策	防災危機管理課
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生の経過	防災危機管理課 各対策部 対策関係機関
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過	厚政課 防災危機管理課 警察本部 市町
4 水防団・消防団・警察・自衛隊・消防等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等 (5) 経過	防災危機管理課 警察本部 自衛隊 河川課 消防本部 市町
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果	各対策部 対策実施関係機関 防災危機管理課 警察本部 市町（消防本部）
6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果	防災危機管理課 各対策部 対策実施関係機関 警察本部 市町 報道機関
7 美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先	同 上

(3) 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広 報 対 象	広 報 事 項	実 施 主 体	広 報 手 段	備 考
住民に対する 広報	(1) 気象情報等の周知及び 防災上の一般的注意事項 (2) 被害状況、応急対策の 状況及び住民の一般的 注意事項	気象台、 県、市町 防災関係機関	(1) 報道機関へ依頼 (2) 同報無線、有線 放送の活用 (3) 広報車巡回 (4) 広報紙（誌）へ の掲載 (5) チラシ、掲示に よる周知 (6) 組織を利用して の口伝 (7) アマチュア無線 局への依頼 (8) 臨時災害FM放 送局の活用 (9) コミュニティ放 送の活用 (10) パソコンネット ワークサービス会 社の活用 (11) Lアラートの活用 (12) ソーシャルネッ トワーキングサービ ス(SNS)の活用	(1) 必要に応 じ民間広報 車の借上を 行う (2) 自治会組 織を活用す る
国の関係省庁 への広報	(1) 被害の状況 (2) 応急対策、応急救助の 実施状況	県 指定地方行政 機関・指定地 方公共機関等	(1) ビデオ・映画等 (2) 写真・写真グラ フ (3) 広報紙(誌) (4) スライド (5) 新聞スクラップ	東京事務所 経由
県外への広報	(1) 災害全般の状況 (2) 応急対策活動支援要請	県	(1) 報道機関へ依頼 (2) 他県等への依頼	

(4) 報道機関に対する発表

ア 発表者

原則として、総合企画部広報広聴班が発表する。

イ 発表場所、時間

広報広聴班が関係者と協議して決める。

第3項 安否情報の提供

【県（防災危機管理課）・市町】

県及び市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4項 放送局の報道計画

放送局が実施する災害時の放送に関するもののうち、要請手続き、要請要領等については本章第4節に記述しており、ここでは、放送の具体的な取扱いについて、その概略を定める。

【指定地方公共機関等（NHK山口放送局・山口放送・テレビ山口・エフエム山口・山口朝日放送）】

1 法令に基づく放送送出（災対法第57条、気象業務法第15条、日本赤十字社法第34条）

要 請 者	放 送 機 関	要請受理窓口	措 置
知 事 市 町 長 日本赤十字社 等	N H K 山 口 放 送 局 山 口 放 送 株 式 会 社 （ K R Y ） テ レ ビ 山 口 株 式 会 社 （ T Y S ） 株 式 会 社 エ フ エ ム 山 口 （ F M Y ） 山 口 朝 日 放 送 株 式 会 社 （ Y A B ）	放送部長 報道制作局長 報道制作局長 編成制作部長 報道制作局長	NHK、KRY、TYS、FMY、YABは、緊急放送の要請を受けたときは、検討の上、次の事項等に留意してその都度決定し、放送を実施する。 ○ 放送送出内容 ○ 要請側の連絡責任者 ○ 優先順位 ○ その他必要な事項

2 各放送局の対応

(1) NHK山口放送局

種 類	放 送 要 領
臨時ニュース	(1) チャイムを鳴らす (2) 番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出。テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり
気 象 警 報 等	気象警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は、「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出

(2) 山口放送

- ア 定時ニュースの時間で放送
- イ 定時の天気予報の時間で放送
- ウ 番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 報道特別番組の制作、放送

(3) テレビ山口

- ア 定時ニュースの時間での放送
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道
- エ 緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

(4) エフエム山口

- ア JFNニュース
- イ 天気予報の利用による放送
- ウ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 緊急事態の際は特別報道番組を制作、放送

(5) 山口朝日放送

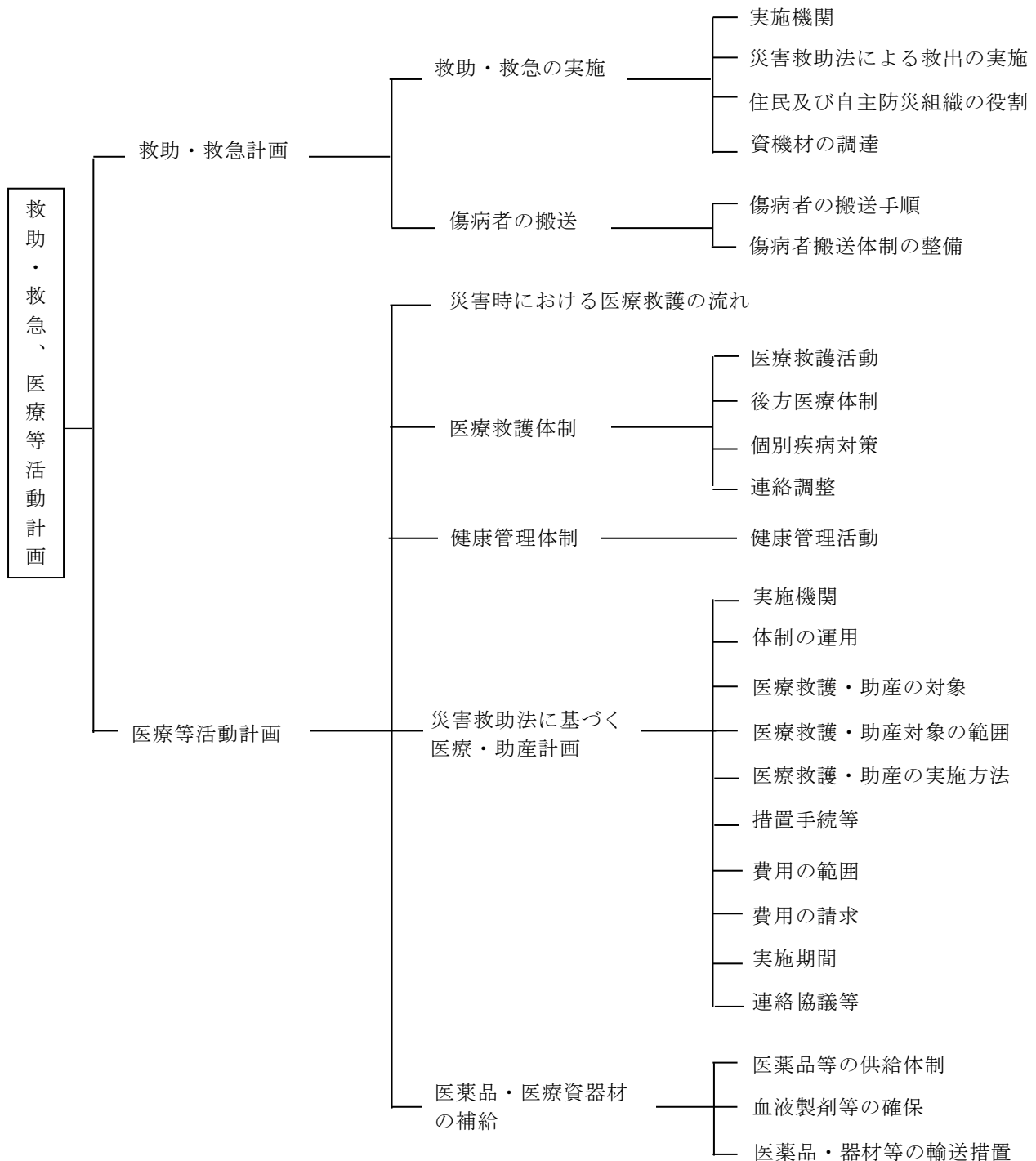
- ア ANNニュース、YABニュースによる定時のニュース報道
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
- エ 緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送

第3章 救助・救急、医療等活動計画

基本的な考え方

地震発生時には、建物・工作物の倒壊、火災の発生、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり同時多発することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予想される。

このため、震災時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動が必要になる。



第1節 救助・救急計画

救助・救急活動は、多様な災害により負傷した者、また、倒壊家屋、工作物等に関じこめられた者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

機 関 名	活 動 内 容
市 町 消 防 機 関	(1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重症者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
県 (防災危機管理課) (消防保安課) (厚 政 課)	(1) 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。 (2) 「現地活動連絡本部」における関係機関による連携活動は、「救助・救急機関連携マニュアル」を指針とする。 (3) 市町（消防）が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。 (4) 被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣又は応援要請を行う。 (5) 災害救助法が適用された場合、市町が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。
警 察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、市町（消防本部・消防団）、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
管区海上保安本部・海上保安部署	(1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。 (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。 (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。 (4) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする

	(5) 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。 (6) 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自衛隊	県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。

2 災害救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 救出の実施期間

ア 災害発生の日から3日以内。

イ 災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

ア 借上費又は購入費 船艇その他救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費

イ 修繕費 救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費

ウ 燃料費 機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、捜索、救出作業を行う場合の照明代又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

3 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 資機材の調達

救急・救助に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

第2項 傷病者の搬送

【県（健康福祉部）・市町・指定行政機関】

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、県、市町及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた県、市町及びその他の機関は、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 重症者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて、山口大学、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

エ 県内での対応が困難な場合は、必要に応じて、県から国に対し、広域医療搬送の実施を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県（健康福祉センター）は、広域災害・救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

ア あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

資料編[6-2]……災害拠点病院等一覧表

[6-4]……救急病院及び救急診療所

[6-5]……健康福祉センター（環境保健所）の管轄区域及び国・公立医療機関の状況
イ 震災時は、さらに医療機関の被災情報や搬送経路など、さまざまな情報を踏まえたうえで、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県関係対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。また、同様に市町道の確保についても必要なことから、これとの情報連絡体制を確保する。

(4) 航空搬送拠点の指定

傷病者を航空輸送するための航空搬送拠点として、次のとおり指定する。

飛行場	管理者	所在地
山口宇部空港	山口県	宇部市沖宇部

また、必要に応じて自衛隊に協力を求める。

航空搬送拠点内には、広域後方医療施設の傷病者の搬送に必要なトリアージ、救急措置等を行うための臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。

(5) トリアージ・タグの整備

大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（医療機関、消防機関等）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグの標準化を図る。

標準化するトリアージ・タグの様式等は、資料編に掲載

資料編[6-7]……標準トリアージ・タグ

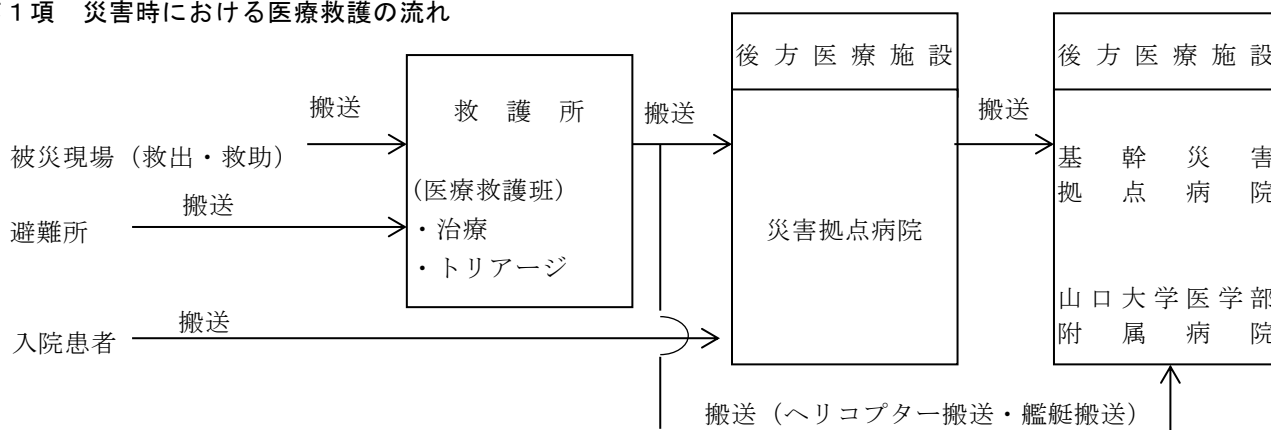
第２節 医療等活動計画

地震災害時には、家屋・工作物等の倒壊、窓ガラス等の落下、火災等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、県民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

【県（健康福祉部）・市町・独立行政法人国立病院機構・地方独立行政法人山口県立病院機構・日赤山口県支部・山口大学医学部・県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会、県看護協会等】

第１項 災害時における医療救護の流れ



※広域医療搬送を行う場合は、臨時医療施設（ＳＣＵ）で治療・トリアージを実施し、県外の後方医療施設へ搬送する。

第２項 医療救護体制

災害時における医療救護は、一次的には市町が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から医療実施関係機関に支援を要請する。

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

ア 市町は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、医療救護班を確保する。

イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から、県医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）、JMAT やまぐちを含む。）の編成を要請する。

資料編[6-2]……災害拠点病院一覧表

[6-3]……山口県DMAT指定病院一覧表

[6-4]……救急病院及び救急診療所

[6-5]……健康福祉センター（環境保健所）の管轄区域及び国・公立医療機関の状況

[6-6]……健康福祉センター（環境保健所）管内別医療関係者の人員調

ウ 医療救護班の編成基準

(ア) 一班の編成

医師、看護師、業務調整員（、必要に応じて薬剤師）で編成する。

(イ) 医療救護所の班編成

災害の規模により配置する班数は変動するが、概ね1救護所1班を目途に編成する。

エ 各機関は、災害時の医療施設の診療状況等の情報について、広域災害・救急医療情報システム等を活用し迅速に把握する。

(2) 機関別活動内容

ア 市町

(ア) 市町立医療機関による救護班を設置する。

(イ) 必要に応じ地区医師会の協力を得て、医療救護班を設置する。

(ウ) 市町の能力のみでは十分でないと判断した場合は、健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。

この場合、次の事項を示した文書により要請する。（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）

- ・医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- ・必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
- ・応援必要班数
- ・現地への進入経路、交通状況
- ・その他参考となる事項

(エ) 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後健康福祉センター所長（保健環境部長）にその状況を報告するものとする。

この場合の要請内容は、上記（ウ）掲げる事項とする。

イ 県

(ア) 必要に応じ災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを招集する。また、DMATを出動させる場合は、災害救助部内にDMAT県調整本部を設置する。

(イ) 健康福祉センター所長（保健環境部長）は、市町からの要請を受けた場合、直ちに、災害救助部医務班に報告するとともに、地域災害医療コーディネーターの助言を参考にし、管内の市町又は医療機関による応援措置について調整・指示を行う。

(ウ) 医務班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言を参考にしつつ、次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。

- ・地方独立行政法人山口県立病院機構
- ・日赤山口県支部
- ・独立行政法人国立病院機構
- ・独立行政法人地域医療機能推進機構
- ・山口大学医学部
- ・災害拠点病院、DMAT指定病院
- ・災害支援ナース派遣協定締結医療機関等
- ・市町立病院設置市町
- ・県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会

(エ) 知事、市町長から県医師会長等に応援要請する場合は、上記市町からの応援要請に掲げる内容を示した文書により要請する。（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）

(オ) 災害救助部長は、必要と認めるときは、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請する。

出動を要請する場合、災害救助部内にDPAT県調整本部を設置し、必要に応じて活動拠

点本部を設置するとともに、D P A T の指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

- (カ) 災害救助部長は、県の能力では十分でないとき、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン、県に対し適宜助言を行う。

- (キ) 災害救助部長は、県内D P A T での対応が困難な場合は、D P A T 統括者の判断を踏まえ、厚生労働省、D P A T 事務局又は他都道府県へD P A T の応援派遣を要請する。
- (ク) 災害救助部長は、保健医療福祉活動の総合調整が困難となった場合は、厚生労働省に対し、全国の都道府県及び指定都市からのD H E A T の応援派遣に関する調整を依頼する。
- (ケ) 必要に応じ、災対法第71条、救助法第7条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。
- (コ) 救助を行ううえで特に必要があると認める場合、救助法第9条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。
- (サ) 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。

ウ 中国四国厚生局

独立行政法人国立病院機構等関係機関と調整を行う。

エ 独立行政法人国立病院機構

県から救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する。

オ 地方独立行政法人山口県立病院機構

県から救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する。

カ 日赤山口県支部

- (ア) 県からの派遣要請、又は自らその必要を認めたときは、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）を出動させる。
- (イ) 救助法が適用された場合は、県と締結している「災害救助又はその実施に関する業務委託契約」に基づき、医療救護を行う。

キ 山口大学医学部附属病院

- (ア) 県の要請により、又は自らの判断により医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）を派遣して、医療救護活動を実施する。
- (イ) 県の要請により、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）の移動や患者の搬送を行うために、ドクターヘリを出動させる。

ク D M A T 指定病院

県から災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、D M A T を出動させ医療救護活動を実施する。

ケ 災害支援ナース派遣協定締結医療機関

県看護協会の調整により、県（災害救助部長）から災害支援ナースの派遣要請があったときは、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施する。

コ 県医師会等

人命尊重の観点から、県（災害救助部長）から「集団発生傷病者救急医療対策に関する協定」に基づく医療救護班やJ M A T やまぐちの派遣要請があったとき又は自らの判断により、救護班（J M A T やまぐちを含む。）を編成し、直ちに出动させるものとする。

サ 県看護協会

県（災害救助部長）から災害支援ナース等の派遣調整の要請があったとき又は自らの判断により看護職員の派遣が必要と認められたときは、医療機関に要請を行う。

(3) 医療救護班の緊急輸送

県は、医療救護班の緊急輸送について、必要に応じ緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。

(4) 救護所の設置

ア 医療救護班は、市町があらかじめ定めた救護所又は被害の状況に応じ県が設置する救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として、次のとおりとする。

- (ア) 避難場所

- (イ) 避難所

(ウ) 災害現場

イ 医療救護班の業務内容

救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、概ね次のとおりとする。

(ア) 傷病者に対する応急処置

(イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）

(ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

(エ) 助産救護

(オ) 死亡の確認、遺体の検案・処理

(5) 避難所救護センターの設置

ア 避難生活が長期にわたる場合、避難所救護センターを設置することとなるが、その設置、運営は、医療機関の稼働状況を勘案して行う。この場合、市町、郡市医師会と協議して設置する。

イ 避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後、精神科医等を含めた編成に切替える。

ウ 県は、必要に応じ歯科巡回診療車又は携帯用歯科診療機器の確保、整備に努める。

2 後方医療体制

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また、特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

(1) 災害拠点病院

県（医務班）は、2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2) 基幹災害拠点病院

県（医務班）は、基幹災害拠点病院を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護活動を行う。

(3) 山口大学医学部附属病院

山口大学医学部附属病院は、基幹災害拠点病院とともに、災害拠点病院等で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護を行う。

(4) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。

(5) 現場救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は、県（医務班）が実施する。

(6) 後方医療機関への傷病者の搬送について、県は必要に応じ、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。

(7) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

3 個別疾病対策

災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生ずるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

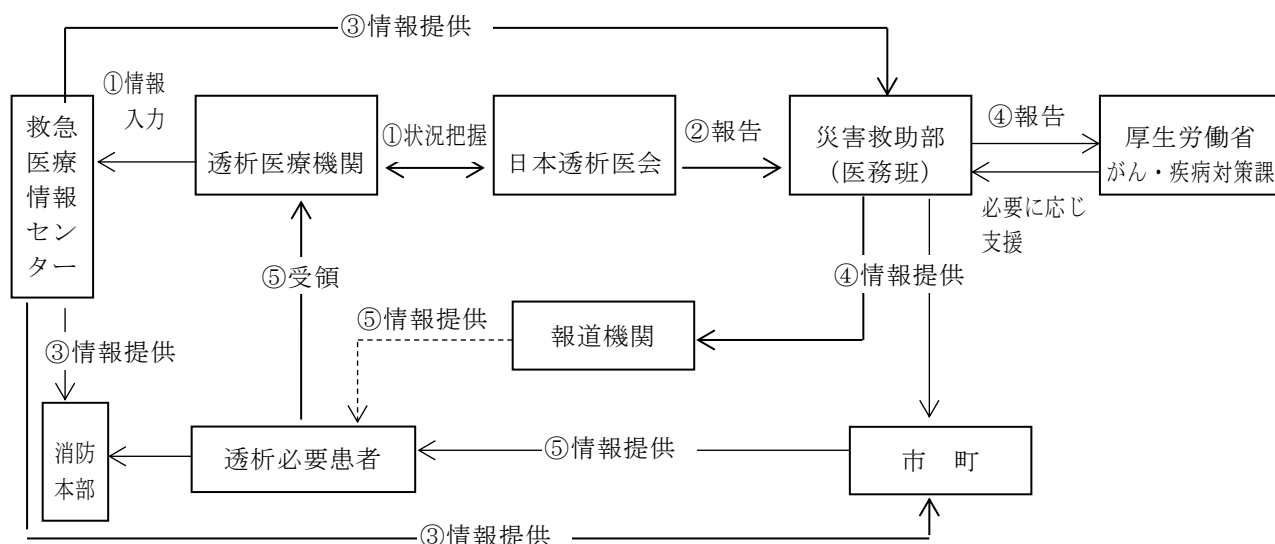
(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。

イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、市町、消防本部に提供する。



ウ これらの情報をもとに、県（医務班）及び市町は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、診療の確保を図る。

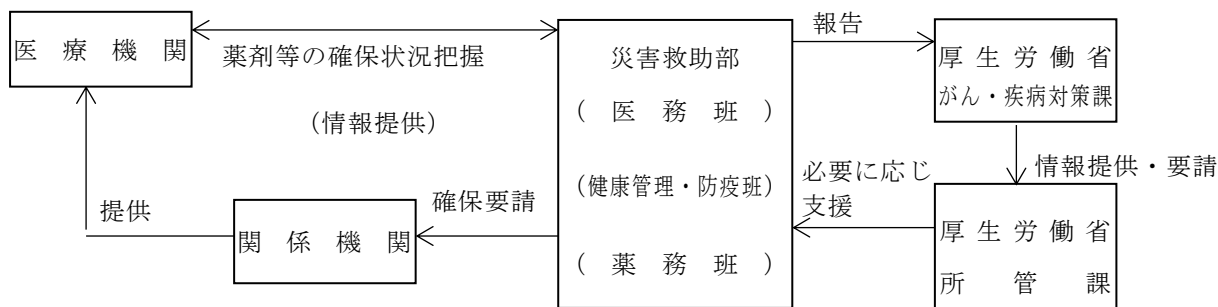
エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

オ 県（医務班）は、直ちに、関係機関に連絡し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 難 病

県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講ずる。

ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。



イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例 ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。

4 連絡調整

医療救護班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、災害救助部長が指定する者が行う。

第3項 健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的には市町が実施する。

県は、これに応援・補完する立場から直轄健康管理班を編成し、市町からの応援要請に基づき出動、又は自ら出動し、健康管理活動を実施するとともに、関係機関に支援を要請する。なお、被災市町から災対法第68条に基づく応援の要請があった場合、県は「山口県及び市町相互間の災害時応援協定書」の定めるところにより支援を行う。

1 健康管理活動

医療救護班との連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(1) 健康管理班の編成

1班当たりの構成は、保健師・栄養士を中心とし、状況に応じて医師・看護職員等を編入する。

(2) 健康管理班の業務内容

ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導

イ 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導

ウ メンタルヘルスケアの実施

エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言

オ 避難者（避難所外含む）に対する肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策

カ 関係機関との連絡調整

(3) 機関別活動内容

ア 市町

(ア) 医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

(イ) 市町だけでは十分対応できないと判断した場合は、健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。

(ウ) 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後健康福祉センター所長（保健環境部長）にその状況を報告するものとする。

(エ) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

イ 県（災害救助部）

(ア) 災害救助部長は、市町から健康管理班の派遣要請があった場合又は健康管理の必要を認めた場合は、直轄健康管理班を派遣する。

(イ) 健康福祉センター所長（保健環境部長）は、市町から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について調整指示を行う。

(ウ) 健康管理・防疫班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）から健康管理についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに、次の措置をとる。

- ・ 区域外の健康福祉センター（環境保健所）等で編成する県直轄健康管理班の派遣
- ・ 区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整

(エ) 災害救助部長は、必要と認めるときは、県看護協会に対し、災害支援ナース等の派遣調整を要請する。

(オ) 災害救助部長は、県だけでは十分な対応ができないと認めるときは、厚生労働省健康局長に対し、健康管理班の派遣を要請する。

(カ) 災害救助部長は、県の能力では対処できないと認めるときは、中国・四国・九州各県との相互応援協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。

(キ) 健康管理・防疫班は、市町が被災者等の健康管理のための実施計画を策定する場合、必要に応じ計画策定に協力する。

(ク) 健康福祉センター（環境保健所）は、被災者等及び救護活動に従事している者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、災害時地域精神保健医療活動ガイドライン（厚生労働省作成）に沿って、精神科医等との連携によりメンタルヘルスケアを実施し、精神保健福祉センターは、健康福祉センター（環境保健所）の活動を支援する。

ウ 国（厚生労働省）

厚生労働省健康局は、県からの要請に基づき、健康管理班の派遣に係る調整を行うとともに、必要な支援を行う。

第4項 災害救助法に基づく医療・助産計画

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が、医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、県及び市町は、これに必要な措置を講ずる。

【県（健康福祉部）・市町・日赤山口県支部】

1 実施機関

(1) 市町

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、市町長がその対策を実施する。

(2) 県

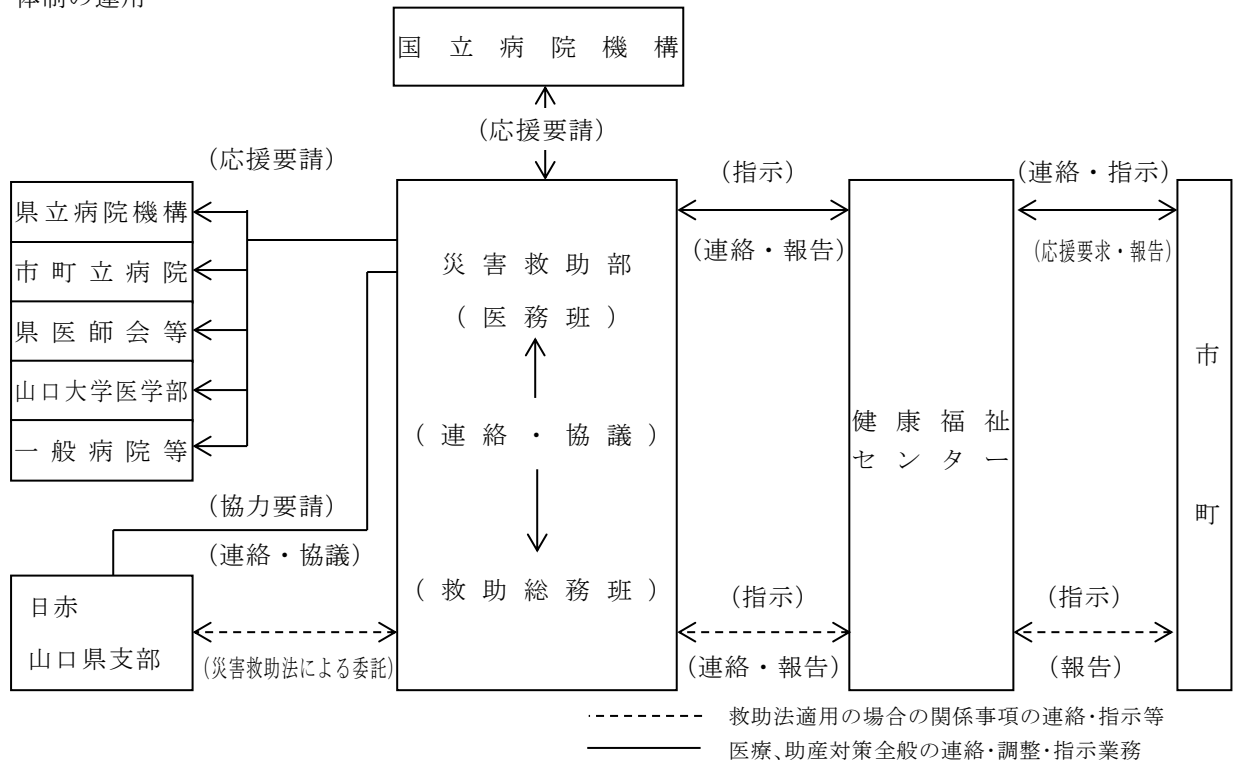
救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事はその職権を市町長に委任したとき又は緊

急に医療救護を実施する必要があるときは、市町長が着手することができる。

(3) 日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

2 体制の運用



3 医療救護・助産の対象

(1) 医療を受ける者

- ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。
- ウ 被災者のみに限定されない。

(2) 助産を受ける者

- ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べん（死産及び流産含む。）した者で、助産の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうかとも問わない。

4 医療救護・助産対象の範囲

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

5 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

- ア 原則として、救護班により実施する。
- イ 重症患者等で、救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。
- ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。
 - (ア) 災害の範囲が広範で、救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合。
 - (イ) 救護班の到着を待ついとまがないとき。

(2) 助産の実施方法

- ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。
- イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。

6 措置手続等

(1) 救護班による場合

救護班が直接対象者を受付け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

ア 市町長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。

イ 市町長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。

7 費用の範囲

(1) 医療のために支出できる費用の基準

ア 救護班の費用

(ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療機器破損等の実費

(イ) 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による救護班については、実費弁償として処理する。

日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第19条の定めによる補償費の中に含まれる。

(ウ) 救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする。）

イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用

医療保険制度の診療報酬の額以内

（注）救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。

ウ 施術者で措置した場合の費用

厚生労働大臣が定める協定料金の額以内

(2) 助産のため支出できる費用の基準

ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合

使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く。）等の実費

イ 助産師により措置した場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

8 費用の請求

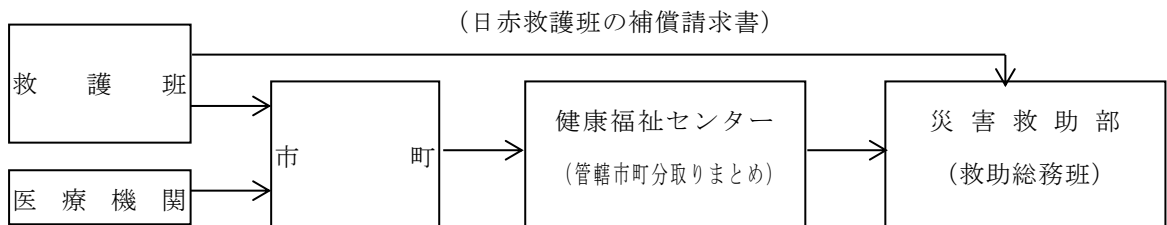
(1) 救護班の費用の請求

救護班又は医療、助産に要した経費請求書を知事（救助総務班）に提出する。

(2) 医療機関（助産を含む。）による場合の費用の請求

措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの。）に所要事項を記載して、知事（救助総務班）に提出する。

(3) 提出経路



(4) 日赤救護班又は従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

9 実施期間

(1) 医療の期間

ア 災害発生の日から14日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。

(2) 助産の期間

ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。

10 連絡協議等

- ## 第5項 医薬品・医療資機材の補給

県は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の確保に努める。また、県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに厚生労働省に対して報告し、中・四国、九州各県への協力要請及び山口県災害時医薬品等供給マニュアルにより医薬品業界、薬剤師会等と協力して医薬品の確保を図る。

必要に応じ、県薬剤師会に対し、災害薬事コーディネーター及び薬剤管理班の派遣を要請する。

- ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。

```

graph TD
    A[被災市町] -- 確保要請 --> B[健康福祉センター  
(環境保健所)]
    B -- (要請) --> C[災害救助部  
(連絡・調整)]
    C -- 協力要請 --> D[中国・四国・九州各県]
    C -- 協力要請 --> E[医薬品業界団体]
    C -- 協力要請 --> F[厚生労働省医薬・生活衛生局]
    C -- 協力要請 --> G[関連業界団体]
    C -- (報告) (連絡) --> H[薬務班]
    C -- (報告) (連絡) --> I[医務班]
    H <--> I
    H -- 配送 --> A
    I -- 配送 --> A
    
```

The flowchart illustrates the disaster relief procedures for pharmaceuticals. It begins with a request for assurance from disaster-stricken areas to the Health and Welfare Center (Environmental Health Center). This leads to a request to the Disaster Relief Department (Coordination and Adjustment), which then coordinates with various entities: China, Shikoku, and Kyushu Prefectures; Pharmaceutical Industry Association; Ministry of Health, Labour and Welfare (Pharmaceuticals and Life Hygiene Division); and Related Industry Association. The Disaster Relief Department also coordinates with the Pharmacy Class and Medical Class, which are connected by a bidirectional arrow. The Pharmacy Class and Medical Class then provide reports and communication to the Ministry of Health, Labour and Welfare (Pharmaceuticals and Life Hygiene Division). Finally, the Pharmacy Class and Medical Class provide distribution to the disaster-stricken areas.

$$3 - 3 - 12$$

ア 県

災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、山口県赤十字血液センターに供給を要請する。

イ 山口県赤十字血液センター

血液製剤の備蓄場所（県中央：山口県赤十字血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）の被災状況及び備蓄量を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

(ア) 被害のない地域に移動採血車を配備し、県民からの献血を受ける。

(イ) 血液製剤が不足する場合には、中四国ブロック血液センターに需給調整を要請し、県外からの確保を図る。

(ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。

なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、警察本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。

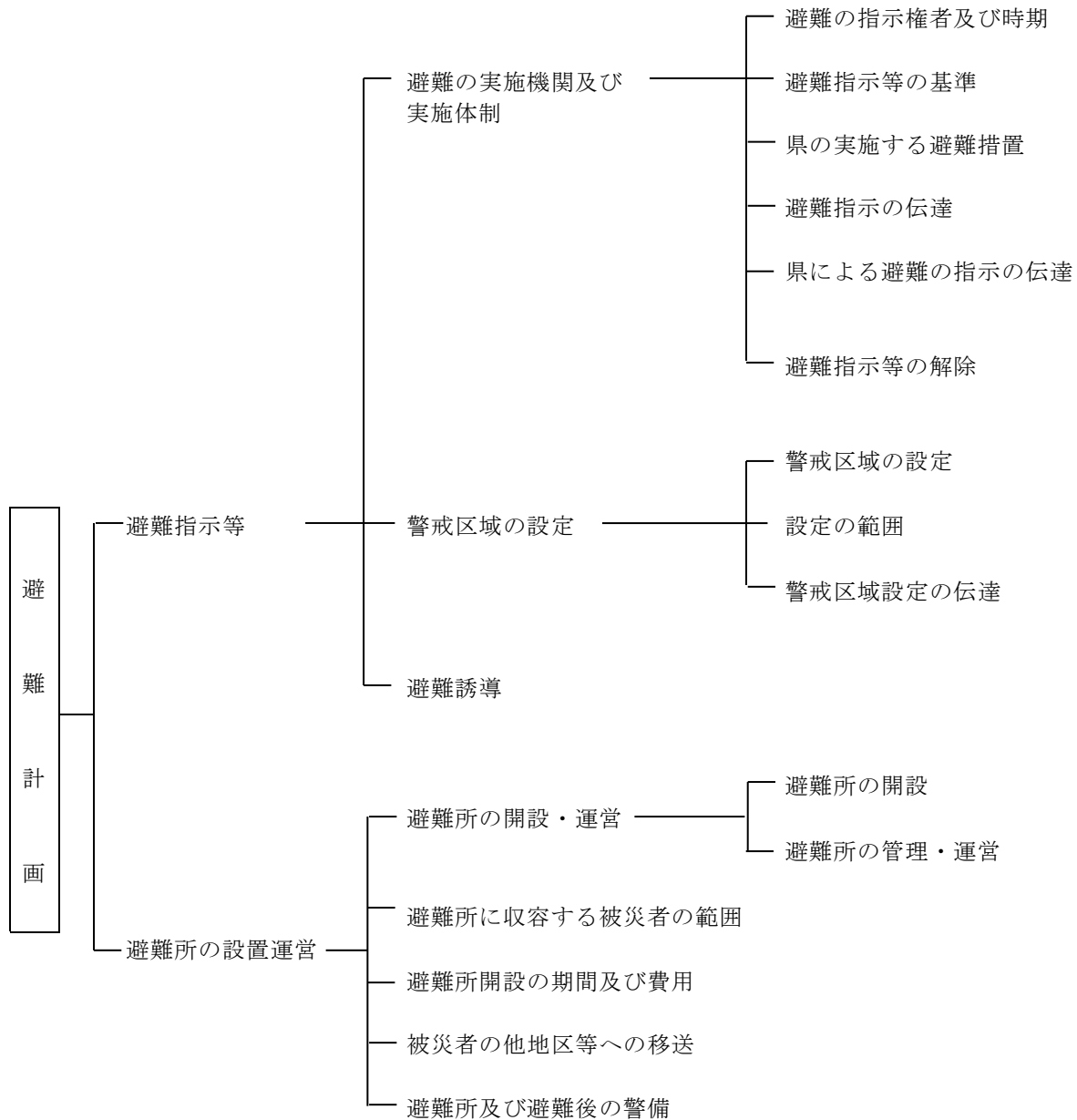
3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第4章 避難計画

基本的な考え方

地震発生時には、建物倒壊、延焼火災、がけ崩れ、津波等の発生による住民の避難が予想される。災害の拡大を防止するには、的確な避難対策が必要となることから、その対策について定める。



第 1 節 避難指示等

第 1 項 避難の実施機関及び実施体制

【市町長・警察官・海上保安官・自衛官・知事・水防管理者】

1 避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市町長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法 第60条 第 1 項 第 3 項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口防災危機管理課)
知 事 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第 6 項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同 上	同 上	事務代行の公示
警 察 官	災対法 第61条 警察官職務執行法 第 4 条	全災害 ・市町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同 上	立退き又は緊急安全確保措置の指示 警告を発すること 必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市町長に通知 (市町長は知事に報告)

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
海上保安官	災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・市町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等 船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	立退き又は緊急安全確保措置の指示 船舶の進行、停止、指定場所への移動、乗組員、旅客等の下船、下船の禁止その他、必要な措置	災対法第61条による場合は、市町長に通知 (市町長は知事に報告)
自衛官	自衛隊法第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同 上	避難について必要な措置(警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法第29条	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者、滞在者その他の者	同 上	同 上 (水防管理者による場合のみ)

2 避難指示等の基準

避難の指示等の基準は、あらかじめ市町長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関(警察署等)の協力を得て、市町防災計画に定める。

一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。なお、避難情報に関するガイドライン(内閣府)も参考に発令基準を設定するものとする。

- (1) 余震、地震後の降雨等により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断されるとき
- (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (3) 建物、擁壁等の倒壊、又は余震により、人的被害が発生するおそれがあるとき
- (4) ダム等の決壊、降雨により、河川が氾濫注意水位を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき
- (5) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発せられ、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (6) 近海地震で、緊急に避難を必要とするとき
- (7) 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (8) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき
- (9) 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (10) 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想されるとき

避難の指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住

民の積極的な協力を得て実施する。

なお、市町は、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

3 県の実施する避難措置

(1) 市町が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 管内市町の避難指示の発令状況を把握し、総務部本部室班（防災危機管理課）に報告する。

イ 市町から資機材、人員の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

ウ 市町から求めがあった場合、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。なお、県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。

(2) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退き又は緊急安全確保の指示に関する措置の全部又は一部を当該市町長に代わって実施するものとする。

(3) 水防区域及び地すべり防止区域における立退きの指示等

市町内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、二次災害を防止するため、水防区域及び地すべり防止区域の調査を行うとともに、市町長若しくはその委任を受けた市町職員の実施する避難のための立退きについて支援し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を総務部本部室班（防災危機管理課）に通報する。

(5) 避難状況等に関する広報

総合企画部（広報広聴課）は、避難状況等に関する情報を入手し、報道機関に対して広報を依頼し、一般住民に対して広報を行う。

4 避難指示等の伝達

避難指示等の発令は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

(1) 避難指示等の発令を行った市町長等は、速やかに、その内容を市町防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

(2) 避難指示等の伝達に当たっては、市町単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。

(3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

5 県による避難指示等の伝達

県は震災対策編第3編第2章第2節「災害情報収集・伝達計画」により放送機関に対する放送要請等の方法により広域的、緊急の避難の指示を伝達する。

6 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定

【市町長、警察官、海上保安官、自衛官、消防職員、水防職員】

1 警戒区域の設定

市町長若しくは委任を受けた吏員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

（災対法第63条）

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、市町長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市町長の職権を行った場合、その旨を市町長に通知するものとする。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、市町長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入り許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第3項 避難誘導

【市町・警察署・消防署・消防団・自主防災組織等】

避難指示等が出された場合、市町は、警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会（町内会）、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

- 1 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。

この場合、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者を優先して避難誘導する。

- 2 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 3 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。
- 4 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- 5 高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。
- 6 誘導中は、事故防止に努める。

第2節 避難所の設置運営

【市町・県・施設の管理者・自主防災組織、ボランティア】

避難所は、災害のため被害を受け又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に收容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は市町長であり、救助法適用時においては、市町長が、知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等（消防団、婦人会、青年団、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

第1項 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 避難所は、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、管内の学校、公共施設等において開設する。なお、開設に当たっては、建築物の安全を確認したうえで、開設すること。

利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等から、施設専用避難所の開設について依頼があった場合には、あらかじめ、指定されている避難先施設の管理者に開設（受入）の要請をし、施設専用避難所を開設する。

- (2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（健康福祉センター、警察署、消防署等）へ連絡する。

また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。

- (3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

2 避難所の管理・運営

- (1) 避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。

この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。

- (2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるので、正確かつ迅速な対応を行う。また、市町は避難者情報の早期把握に努める。
- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- (5) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- (6) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保等に配慮する。
- 特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。
- (7) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。
- 特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (8) 避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (9) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (10) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

- 1 災害によって現に被害を受けた者
- (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者
住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。
- (2) 現実に災害を受けた者
自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。
例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等。
- 2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
- (1) 避難指示等が発せられた場合
- (2) 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合
(注) ・ 被害を受けるおそれがある避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。（災害救助法の基準）
・ 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。

第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

- 1 期 間
災害発生の日から7日以内。災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。
- 2 費 用
- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金

- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場、便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

第4項 広域一時滞在

1 市町において行う事項

- (1) 市町長は、被災地区の市町の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。
- (2) 広域一時滞在のための要請をした市町長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。
- (3) 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに、避難所を開設し、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、受け入れ体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、被災者を受け入れた市町は、避難所の運営に協力するものとする。
- (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。
- (6) その他必要事項については、市町防災計画に定めておくとともに、隣接市町と平素から協議しておく。

2 県において行う事項

- (1) 被災市町等から被災者の移送の要請があった場合は、県（総務部本部室班）は、県及び市町相互間の応援協定に基づき他市町に、都道府県間の相互応援協定に基づき近隣県等へ照会するなどして被災者の移送先を決定する。また、被災市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする。

なお、市町及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代わって行うものとする。

- (2) 知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、被災者の受け入れ体制を整備させる。

3 移送方法

被災者の移送方法は、県が当該市町の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

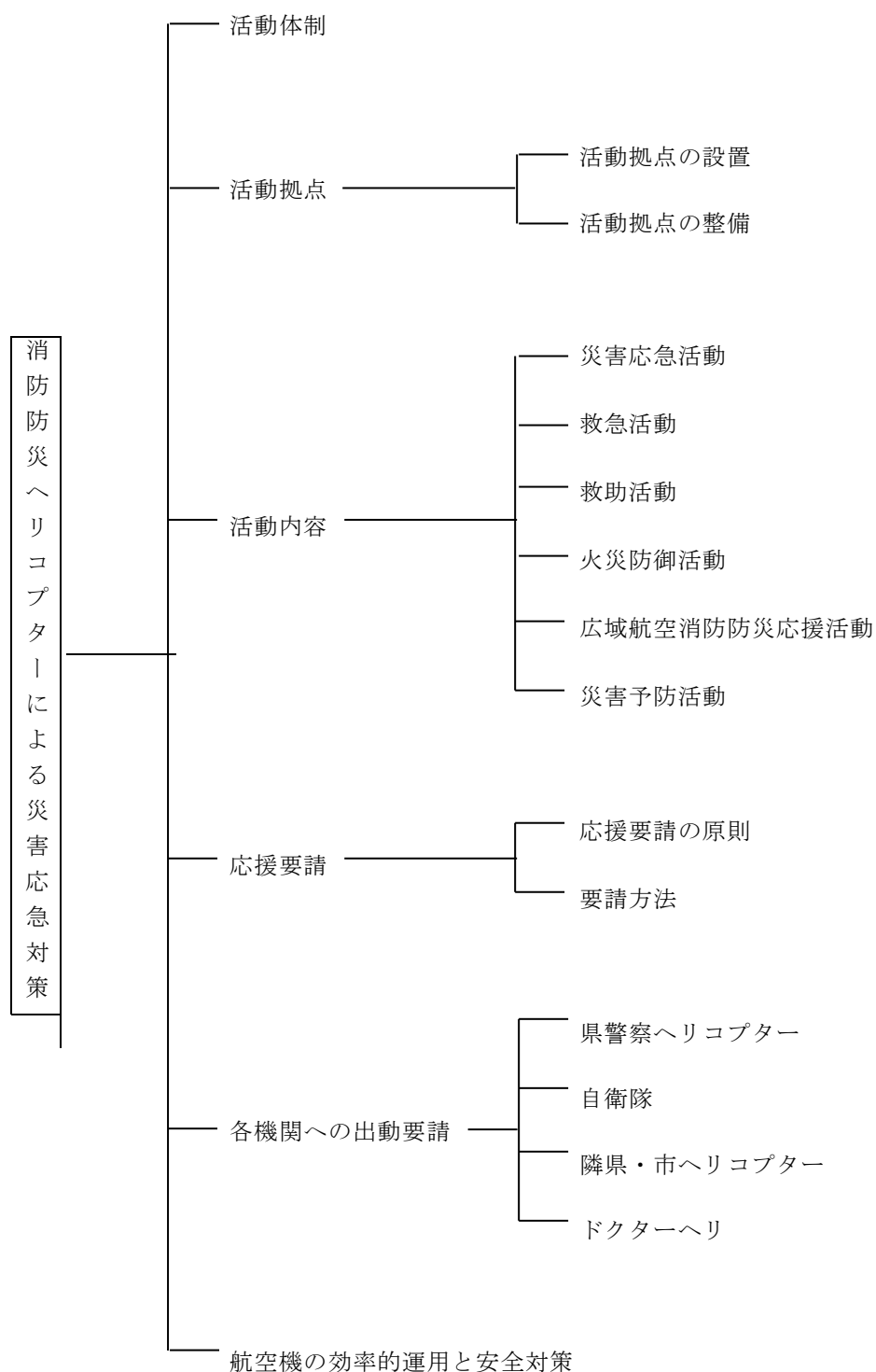
第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

基本的な考え方

大規模震災が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県はヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、消防防災ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。



第1節 活動体制

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

資料編[2(1)-15]……山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

[2(1)-16]……山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

第2節 活動拠点

1 活動拠点の設置

災害時に多数のヘリコプターが混乱することなく、安全かつ効率的に活動できるよう、発災後、直ちに、ヘリベース（ヘリ運用に関する調整や安全管理、機体整備等を行う拠点）及びフォワードベース（被災地近傍で燃料や装備、物資等の補給点となる前進基地）を設置するものとする。

2 活動拠点の整備

(1) 県は、ヘリベースである山口宇部空港の機能強化を図るとともに、高潮等の被災に備え、代替ヘリベースの確保、整備に努めるものとする。

(2) 県及び市町は、災害類型に応じたフォワードベースの確保、整備に努めるものとする。

第3節 活動内容

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

1 災害対策活動

被災状況の情報収集、住民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送

2 救急活動

傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転院搬送

3 救助活動

災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助

4 火災防御活動

林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、住民の避難誘導

5 広域航空応援活動

大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援

6 災害予防活動等

県民への災害予防等の広報等

第4節 応援要請

市町等（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を含む。）の長は、県知事に対して、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

1 応援要請の原則

被災市町長等は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

(1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

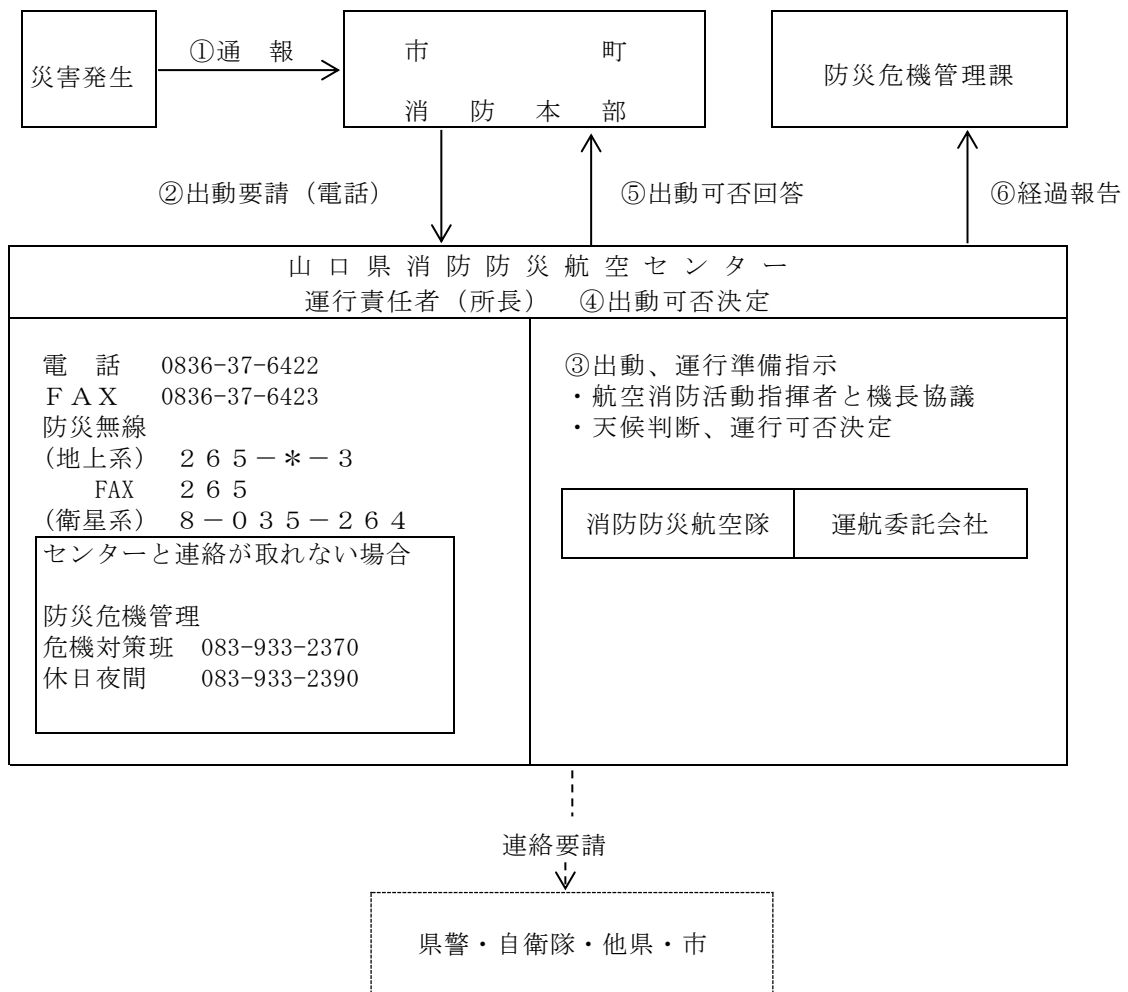
(2) 要請市町等の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

(3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

資料編[2(1)-14]……山口県消防防災ヘリコプター応援協定

2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。



第5節 各機関への出動要請

県は消防防災ヘリコプターが運航できない場合や複数機による活動が必要な場合、必要に応じ各機関へ出動要請を行う。

1 県警察ヘリコプター

県は、地上からの災害状況の把握が困難な場合には、ヘリコプターテレビ電送システムによる映像の配信を県警察へ要請する。

2 自衛隊

県は、「第3編第6章第2節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づき要請する。

3 隣県・市ヘリコプター

県及び市町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づいて応援要請する。

4 ドクターヘリ

県は医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の派遣や傷病者の搬送を山口大学医学部附属病院に要請する。

第6節 航空機の効率的運用と安全対策

1 航空運用調整班の設置

大規模災害が発生した場合、救援等のため多数のヘリコプターが現地で活動し、周辺空域が輻輳するため航空機の効率的な運用と安全確保が問題となる。このため、県は各機関のヘリ運用を一元的に調整する航空運用調整班を設置し、ヘリの性能等に応じた役割分担など、ヘリの効率的な運用を図る。また、県は自衛隊に災害派遣を要請し、資機材、人的支援など自衛隊の協力を得て、空港事務所と連携の上、救援機等の調整を実施する。

2 航空情報（ノータム）の発行

航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。

3 緊急用務空域の指定

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。

4 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請

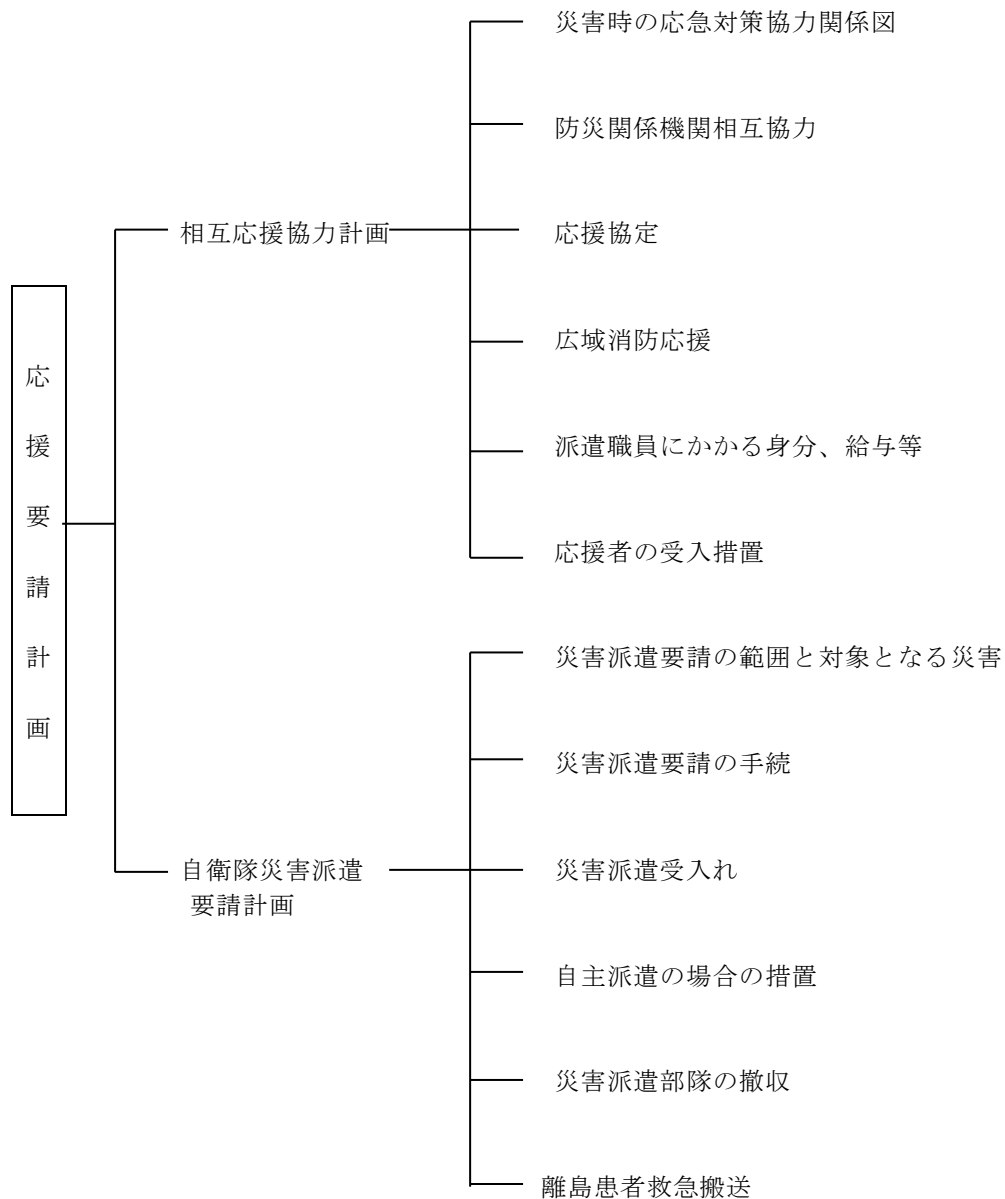
国土交通省から緊急用務空域において無人航空機の飛行を行おうとする者等からの申請内容の通知があった場合、災害状況や活動状況を踏まえ、無人航空機の飛行の可否を判断し、国土交通省へその結果を回答するものとする。

第6章 応援要請計画

基本的な考え方

地震により災害が発生した場合、県、市町及び防災関係機関は、あらかじめ定めてある地域防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、大規模地震発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから被災地市町のみでの対応では困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

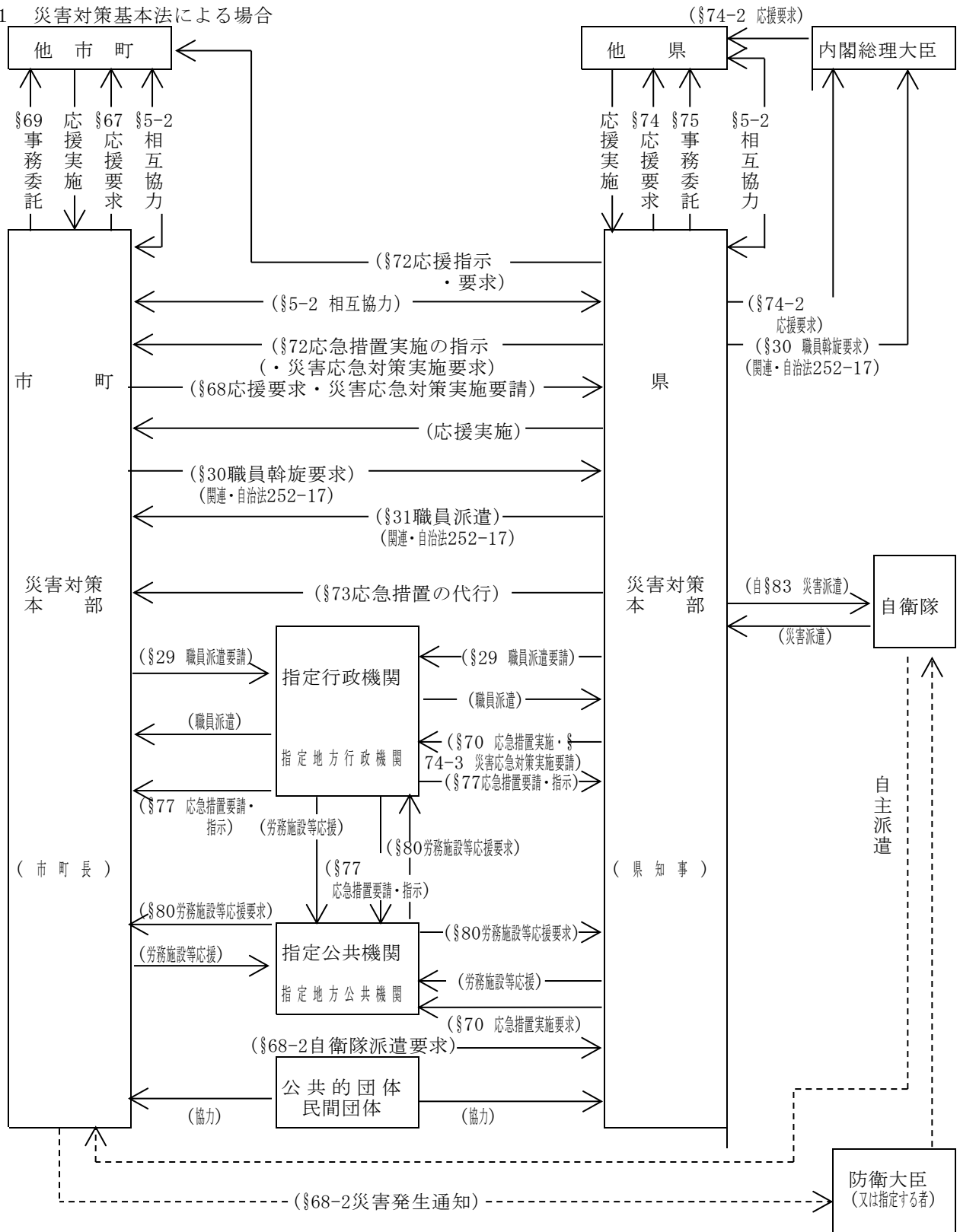
このような場合、被害を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施することとなり、山口県災害時広域受援計画等に基づき、全庁的な受援調整体制の下、全国からの支援をより効果的なものとして、迅速な被災者支援につなげるものとする。



第 1 節 相互応援協力計画

第1項 震災時の応急対策協力関係図

1 災害対策基本法による場合



2 消防組織法による場合
第19章 山口県広域消防応援・受援基本計画 参照

第2項 防災関係機関相互協力

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国（指定地方行政機関）、県、市町、及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

1 相互協力体制

【県（防災危機管理課）・市町・指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関】

(1) 市町が行う措置

ア 他の市町への応援要請

被災市町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町長に対し応援要請を行うものとする。

この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなど、充実を図っておくものとする。

イ 県への応援要請又はあっせんの要請

(ア) 被災市町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

(イ) 被災市町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

区 分	派 遣 の 相 手 方		
	他 市 町 村	県	指定地方行政機関
派 遣 要 請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣 あっせん (あっせん要請先)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第1項 (知事)

(ウ) 派遣要請者は、市町長、市町の委員会又は委員である。

(エ) 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請必要事項は、次のとおりである。

要 請 の 内 容	要 請 に 必 要 な 事 項	備 考
1 他の市町に対する 応援要請 2 県への応援要請又は 災害応急対策の実施要 請	(1) 災害の状況 (2) 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品 目及び数量 (4) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応 急対策） (6) その他必要な事項	災対法第67条 災対法第68条
自衛隊災害派遣要請（要求）	本章第2節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都 道府県の職員の派遣のあ っせんを求める場合	(1) 派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他参考となるべき事項	災対法第30条 自治法第252 条の17

要 請 の 内 容	要 請 に 必 要 な 事 項	備 考
他県消防の応援を求める場合	第19章 山口県広域消防応援・受援基本計画	消防組織法 第44条
放送機関への災害時放送要請	第2章 災害情報の収集・伝達計画参照 日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ山口(株)・(株)エフエム山口・山口朝日放送(株)	災対法第57条

ウ 自主防災組織との協力体制の確立

市町は、区域内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について市町地域防災計画の中に明確にしておくとともに、災害発生時に円滑な行動が取れるよう、日常から関係者等に周知を図っておくものとする。

自主防災組織の協力業務として考えられる主なものとして、「地震発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力」、「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」、「被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力」、「被災地域内の社会秩序維持への協力」、「その他の災害応急対策業務（地域、市町の体制等勘案して）への協力」、「要配慮者の保護」等がある。

エ 資料の整備

市町は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておくものとする。

(2) 県がとる相互協力措置

ア 知事は、市町から応援の要求があった場合、被災市町以外の市町長に対し応急措置の実施について応援を指示し、災害応急対策（応急措置を除く。）の実施について応援を求めるとともに、県として必要な応援措置を講じる。

イ 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。

また、内閣総理大臣に対し職員の派遣あつせんを求める。

なお、この場合の要請に必要な事項は、上記市町の場合と同様である。

区 分	派 遣 の 相 手 方			
	他 市 町 村	県	指定地方行政機関	指 定 行 政 機 関
派 遣 要 請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第1項	災対法第29条第1項
派遣あつせん (あつせん要請先)	—	災対法第30条第2項 (内閣総理大臣)	災対法第30条第1項 (内閣総理大臣)	災対法第30条第1項 (内閣総理大臣)

ウ 派遣要請者は、知事、県の委員会又は委員である。

エ 知事は、被災市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、被災市町が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、被災市町長に代わって実施することになる。

特に急を要する 応急処置	1 災対法第60条第6項（避難の指示等） 2 災対法第63条第1項（警戒区域の設定） 3 災対法第64条第1項・第2項（応急公用負担等） 4 災対法第65条第1項（人的公用負担）

オ 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求める。

この場合の応援要請に必要な事項は、上記市町長が行う場合に必要な事項に準じる。

カ 知事は、救助法に基づく救助を実施する場合において必要とするときは、他の都道府県知事に対して、救助の応援を要請することができる。

また、主務大臣に対しても、他の都道府県知事からの応援の措置を要請することができる。

キ 県は、被災市町、他県等の応援要請に迅速に対応できるよう、平素から職員及び資機材の状況を把握しておく。

ク 大規模災害時に、迅速かつ円滑に被災市町の業務支援が行えるよう、職員の勤務地等を考慮し、あらかじめ派遣する地域を定めておくなど、職員派遣の仕組みを整備する。

ケ 県は、被災市町における災害対策本部の円滑な運営、被災建築物応急危険度判定等の早期実施など、初動対応を支援するため、市町の要請があった場合又は県が支援の必要があると判断した場合、県職員被災市町支援チームを派遣する。

コ 知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町を応援することを求めるよう、要求するものとする。

なお、国は県の要求を待ついとまがないと認められるときは、県からの要求を待たないで、他都道府県に対し、県又は被災市町を応援するよう要求する。

サ 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に応援を求める。

なお、指定行政機関及び指定地方行政機関は、県及び市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、市町が災対法第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町に代わって行う。

(3) 指定行政機関、指定地方行政機関

指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌する応急措置を実施するため必要があると認めるときは、関係機関に対し応急措置の実施を要請し、又は指示するものとする。

(4) 指定公共機関、指定地方公共機関

ア 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌する災害応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、関係機関に対し労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

イ この場合に、県に対し応援を求めようとするときは、次の事項について県本部本部室班を窓口にとりあえず口頭又は電話により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(ア) 災害の状況及び応援を求める理由

(イ) 応援を希望する機関名

(ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) 応援を必要とする場所

(カ) 応援を必要とする活動内容

(キ) その他必要な事項

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

(ア) 派遣職員の旅費相当額

(イ) 応急措置に要した資材の経費

(ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

(エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費

(オ) 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

1 地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、被災市町及び県のみでの対応では十分な対応ができないことが予測される。このため、県及び市町は、他の市町、県との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講ずることとしている。

【県（防災危機管理課・消防保安課）・市町・消防機関・防災関係機関】

(1) 県の相互応援協定

県は、大規模な災害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施できない場合に、他県に応援要請するための相互応援協定を締結している。

資料編[2(1)-2~7]……災害時の相互応援協定（中国、九州・山口、関西広域連合、中国・四国、全国）

(2) 市町の相互応援協定

ア 消防相互応援

県内各市町及び消防本部は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

資料編[2(1)-9]……山口県内広域消防相互応援協定

イ 自動車専用道における消防相互応援

関係市町は、中国自動車道及び山陽自動車道において火災、救急及び救助事故等が発生した場合に、災害による被害を最小限に防止することを目的とした消防に関する相互応援協定を締結している。

資料編[2(4)-1]……中国自動車道及び山陽自動車道消防相互応援協定締結状況

[2(4)-2]……中国自動車道消防相互応援協定締結状況

[2(4)-3]……山陽自動車道消防相互応援協定締結状況

ウ 石油コンビナート等の消防活動に関する相互応援

石油コンビナート等特別防災区域に係る消防活動に関して、関係市町等は、関係企業と相互応援協定を締結している。

資料編[2(5)-1]……石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相互応援協定締結状況

エ 管区海上保安本部・海上保安部署との業務協定

海上災害発生時における応急対策活動に関して、関係市町等は、海上保安部・署との間に協定を締結している。

資料編[2(2)-1]……海上保安関係の協定

(3) 県及び市町相互応援協定

県内で災害が発生した場合、被災市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、山口県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

資料編[2(1)-1]……山口県及び市町相互間の災害時応援協定書

2 防災関係機関との協定

災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう県は、次のとおり協定を締結している。

【県（関係各課）】

資料編[2(2)-2]……北九州救助調整本部活動方針・広島救助調整本部活動方針

[2(7)ア-3]……災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括協定

[2(7)ア-5]……地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定

[2(7)オ-1]……災害時における放送要請に関する協定

[2(7)ク-1]……集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

[2(7)ク-2]……災害救助又はその実施に関する業務委託契約（医療等）

[2(7)ク-4]……山口県DMATに係る協定等

[2(7)ク-6]……災害時における医療救護活動及び健康管理活動に関する協定

[2(7)サ-1]……災対法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

（警察本部長・西日本旅客鉄道）

[2(7)サ-2]……道路の通行障害、損傷等の情報提供に関する協定

[2(7)サ-6]……大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書

3 民間団体との協定

県、市町及び関係防災機関は、災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

【県（関係各課）・市町】

(1) 県

県は、関係民間団体と次のとおり協定を締結している。

資料編[2(3)-3]……山口宇部空港消防救難隊についての業務協定

[2(7)ア-4]……災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括協定

[2(7)イ-1]……災害時における放置車両移動に関する覚書

[2(7)イ-2]……大規模災害時における応急対策業務に関する協定（建設業）

[2(7)イ-3]……大規模災害時における災害対応業務の支援に関する協定

[2(7)イ-4]……災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書
 [2(7)イ-5]……災害時における電気設備の応急対策に関する協定
 [2(7)イ-6]……災害時における応急対策業務に関する協定
 [2(7)イ-7]……災害時における機械設備の応急対策に関する協定
 [2(7)イ-9]……災害時における県有建築施設の応急対策に係る協定
 [2(7)ウ-1]……災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等支援に関する協定
 [2(7)エ-1]……災害時における交通誘導業務等に関する協定
 [2(7)エ-2]……災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書
 [2(7)エ-3]……災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書
 [2(7)エ-4]……災害発生時等の物資の保管等に関する協定書
 [2(7)オ-1]……災害時における放送要請に関する協定
 [2(7)カ-1] [2(7)カ-2]……災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定
 [2(7)カ-3]……災害時における宿泊施設等の提供に係る協定
 [2(7)カ-4] [2(7)カ-5]……災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定
 [2(7)カ-6]……災害時における住宅の応急修理に関する協定書
 [2(7)カ-7]……災害時における県営住宅等の機械設備の応急対策に関する協定
 [2(7)カ-8]……災害時における県営住宅等の電気設備の応急対策に関する協定
 [2(7)キ-1]……災害時における応急生活物資の供給に関する協定（ＬＰガス）
 [2(7)キ-2]……災害救助に必要な物資の調達に関する協定（食糧・水・生活必需品）
 [2(7)キ-3]……災害救助に必要な物資の調達に関する協定（飲料水）
 [2(7)キ-4]……災害時における物資調達に関する協定（県警）
 [2(7)ク-3]……災害時の医薬品等調達に関する協定書
 [2(7)ク-5]……災害時の医療ガス等調達に関する協定
 [2(7)ク-7]……災害時における福祉支援に関する協定
 [2(7)ケ-1]……災害時における仮設トイレの供給に関する協定
 [2(7)ケ-2]……災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
 [2(7)ケ-3]……災害時の衛生材料等調達に関する協定書
 [2(7)ケ-4]……消石灰の調達に関する協定
 [2(7)コ-1]……災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書
 [2(7)サ-3]……山口県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定
 [2(7)サ-7]……アマチュア無線による災害時応援協定
 [2(7)サ-9]……大規模災害時における相談会業務の応援に関する協定書
 [2(7)サ-11]……災害時におけるドローンによる応急・復旧対策業務に関する協定
 [2(7)サ-12]……災害時等における隊友会の協力に関する協定
 [2(7)サ-13]……山口県災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定

(2) 市町

市町は、当該区域内の企業と、消防活動に関して相互協力のための覚書を締結している。

資料編[2(6)-1]……市町と企業・団体等との業務協定等締結状況

4 指定行政機関の協力体制

(1) 指定行政機関相互の協力体制

ア 警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、総務省及び消防庁は、海上における捜索救助の実施について相互に協力するため、協定を締結している。

イ 海上保安庁と消防庁は、領海内における船舶の火災に係る消火活動について、それぞれの機関が協力しあうため、業務協定を締結している。

資料編[2(2)-3]……海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書

[2(2)-4]……海上における捜索活動に関する協定

ウ 海上保安庁（海上保安部・署）における他の協定の状況

資料編[2(2)-1]……海上保安関係の協定

(2) 指定地方行政機関と民間企業等との協力体制

管区海上保安本部・海上保安部署と関係企業の協定

火災、爆発、油の海上流出等に対する防災活動を迅速円滑に実施するため、相互協力に関して覚書を締結している。

資料編[2(2)-5]……船舶消防の相互応援に関する覚書

[2(2)-6]……海上災害の応援に関する覚書

第4項 広域消防応援

第19章 山口県広域消防応援・受援基本計画 参照

第5項 派遣職員に係る身分、給与等

【県（人事課）・市町】

応援に派遣された職員の身分取り扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条、第18条にその取り扱いが規定されている。

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に係る災害派遣手当については、「災害派遣手当に関する条例（昭和39年3月26日山口県条例第60号）」によるものとする。

第6項 応援者の受入措置

【市町・県（各部）】

1 応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入れについては、応援を求めた市町長又は知事（各対策部）において、受入れに必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市町長、又は知事（各対策部）の下に活動するものとする。

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

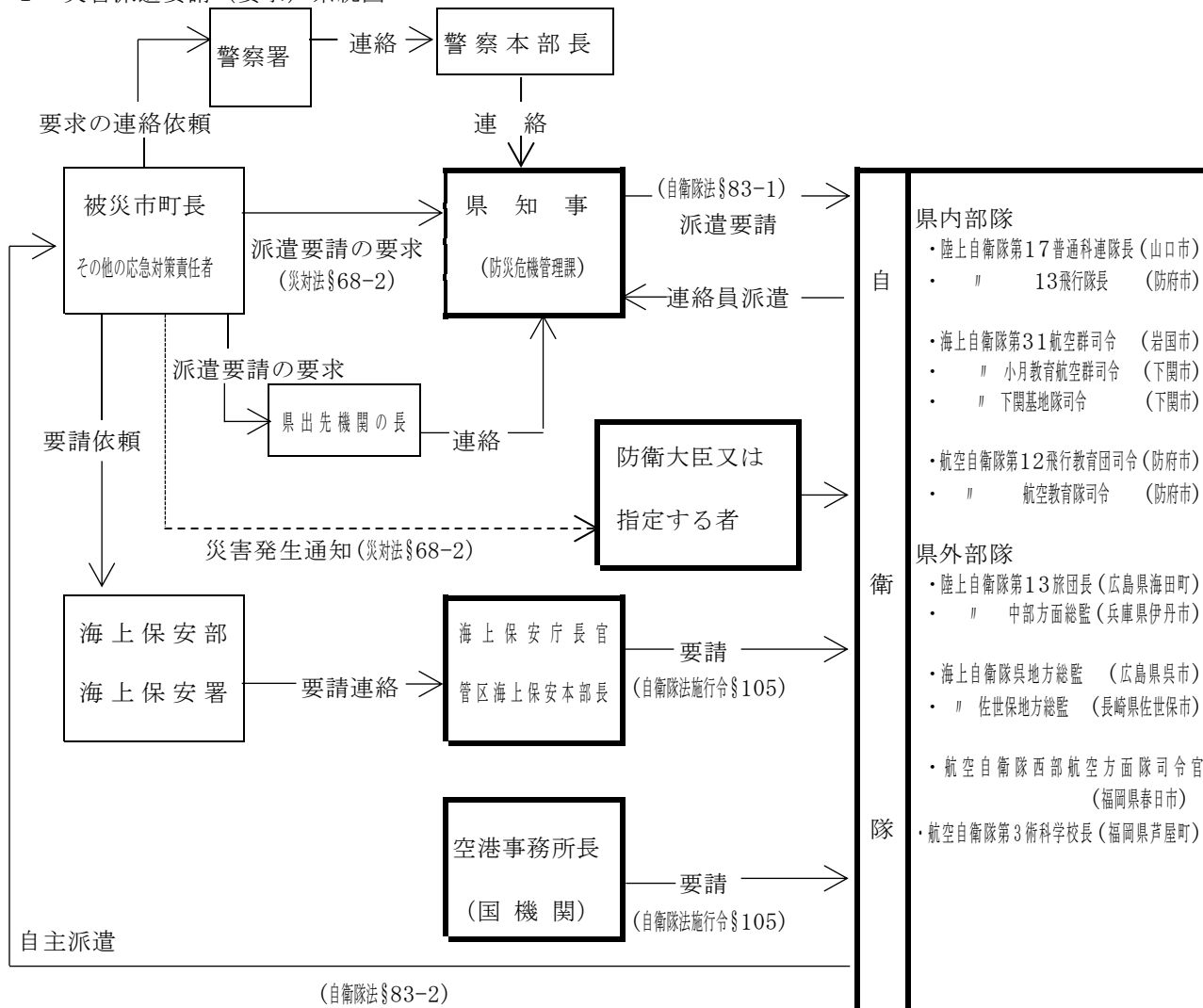
地震による大規模な災害が発生した場合、県、市町等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

【自衛隊・県・市町・防災関係機関】

1 災害派遣要請（要求）系統図



2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

ア 災害が発生し、知事が、人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合。

イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が、予防のため要請をし、事情止むを得ないと認めた場合。

ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は、次のとおりである。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

- (ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
- (エ) その他の災害に際し、上記(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

救 助 活 動 区 分	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避 難 の 援 助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動
消 防 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解として概ね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

ア 地震災害等により、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。

(ア) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められるさし迫った必要性（緊急性）があること。

(イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。

(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。

ウ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第2項 災害派遣要請の手続

1 要請権者

(1) 要請権者

- ア 知事(自衛隊法第83条第1項) ----- 主として陸上災害の場合
 イ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長(自衛隊法施行令第105条) ----- 主として海上災害の場合
 ウ 空港事務所長(国機関)(自衛隊法施行令第105条) ----- 主として航空機遭難の場合

(2) 要請依頼者の措置

- ア 市町長及びその他の応急対策責任者(指定行政機関の長、指定公共機関の長、県出先機関の長、警察署長等)は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1項1に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に要請(要求)依頼するものとする。
 イ 応急対策責任者において、事態が切迫し、速やかに派遣を要すると認めたときは、もよりの部隊等に直接要請することができる。

2 要請手続

(1) 県の要請事務処理窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県本部本部室班とする。

(2) 事務処理の方法

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、事態が切迫している場合は口頭又は電信、電話等により要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 イ 派遣を希望する期間
 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣連絡窓口一覧表

区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野令784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)8-035-217) 広島県安芸郡海田町寿町2-1 (082-822-3101) (防災無線(衛星系)8-034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (072-782-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系)8-034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
航空自衛隊に対するもの	第12飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令官 第3術科学校長	防府市田島 (0835-22-1950 内線231) 防府市中関 (0835-22-1950) 春日市原町3-1-1 (092-581-4031 内線2348) 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋144-1 (093-223-0981)	主として航空機による偵察、人員・物資の輸送、急患搬送等

3 市町長及び災害応急対策責任者の要請依頼

市町長及び災害応急対策責任者が行う県本部等への要請の要求は災害派遣要請依頼書(様式)によるものとする。緊急を要する場合には、電話等による要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、市町長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において市町長は、事後速やかにその旨を知事に通知すること(災対法第68条の2)。この場合の通知先については緊急事態に備え、市町防災計画等に記載するものとする。

資料編[11-3]……自衛隊災害派遣要請依頼書

4 自衛隊との連絡

(1) 情報連絡

ア 自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適時連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等にかかる情報収集に努めるものとする。

イ 震度5弱以上の地震等に際し、自衛隊が、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行った場合において、その情報を必要に応じ、県に伝達し、県も的確な災害情報の提供に努めること。

(2) 県との連絡

ア 陸上自衛隊第17普通科連隊は、県に災害対策本部が設置された場合、県本部室に連絡員を派遣するものとする。

イ 災害対策本部を設置しない場合でも、災害の発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて必要と認めるときは、防災危機管理課に連絡員を派遣するものとする。

ウ 派遣に際しては、必要に応じて無線機器を携行するものとする。

第3項 災害派遣受入れ

1 要請権者の措置

県災害対策本部は、自衛隊が要請の趣旨に沿って救援活動が円滑に実施できるよう、災害現地における災害応急対策責任者（市町長、県の出先機関等）相互間の業務の調整、その他必要な事項について所要の措置をとるものとする。

(1) 連絡所の設置

県庁内及び災害対策地方本部設置庁舎内に、自衛隊連絡所を設置する。

(2) 宿泊所のあつせん

派遣部隊の宿舎を必要とする場合は、本部室班が、市町長等災害応急対策責任者と協議してあつせんする。

(3) 使用資機材等のあつせん

派遣部隊が作業を実施するために必要な資機材等は、要請者が災害応急対策責任者と協議してあつせんする。

2 市町長の措置

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

(1) 部隊の受入準備

ア 市町の吏員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。

ウ 部隊が集結した後、直ちに指揮官とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置をとるものとする。

(2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

市町長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室班に報告するものとする。

3 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における災害派遣部隊の受入措置は、市町の場合に準じて行うものとする。

4 経費の負担区分

(1) 自衛隊が負担する経費

ア 部隊の輸送費

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食料費

エ その他部隊に直接必要な経費

(2) 派遣を受けた側が負担する経費

(1)に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

- 1 指定部隊の長は、できる限り早急に県知事等に自主派遣したことの連絡をするものとする。
この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行うものとする。
- 2 知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市町長等応急対策責任者に通知するものとする。
- 3 市町長等は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとるものとする。
- 4 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、前記第2項に定める措置をとるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収

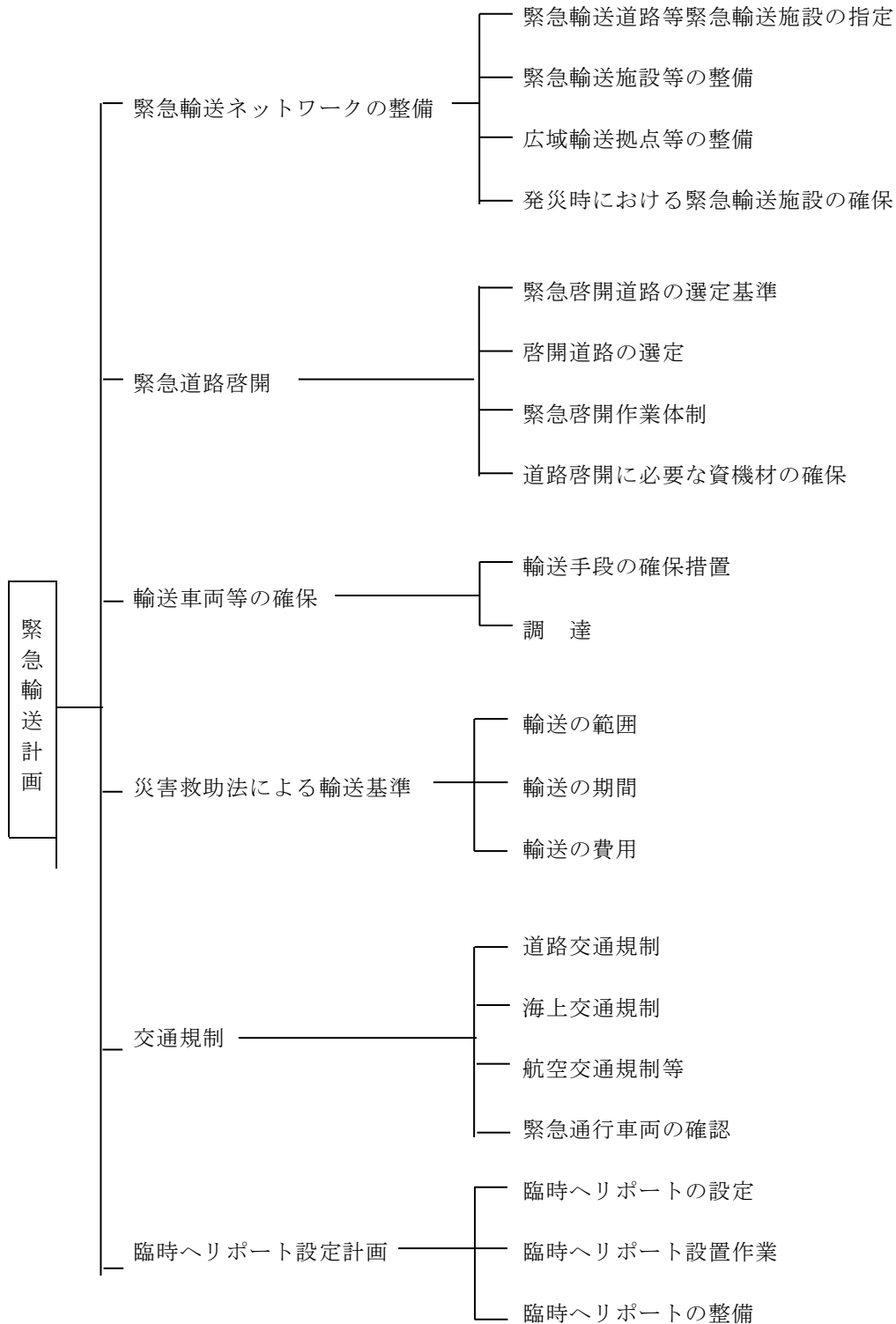
- 1 撤収要請の時期
 - (1) 要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるとき。
 - (2) 市町長、指定行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があつたとき。
 - (3) 知事は、市町長等災害応急対策責任者から撤収の依頼を受け又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。
- 2 撤収要請の手続き
撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書（様式）によるものとする。
資料編[11-4]……自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第7章 緊急輸送計画

基本的な考え方

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

【県（関係各課）・市町・施設管理者等】

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

県は、大規模地震時に物資の受入、被災地への輸送、被災者の避難先・拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸、海、空の交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

なお、県はこれに関連して、九州・山口9県災害時相互応援協定を締結しているところである。

1 緊急輸送施設等の指定

(1) 道 路

県は、県庁、広域輸送拠点、市町村庁舎及び隣接県並びに災害拠点病院等とを接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。

指定基準

ア 高速自動車国道及び一般国道とこれにアクセスする幹線的な道路

イ 県庁、出先機関及び市役所、町役場を結ぶ幹線的な道路

ウ 主要施設（港湾（漁港）、飛行場等、病院、血液センター、広域避難所等）、警察署、消防署、自衛隊基地（駐屯地）を結ぶ道路。

エ 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点や他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点を結ぶ道路

オ その他主要な道路

(2) 港湾（漁港）

海路による救援物資等の受入れ港として、また、それを補完する港として港湾（漁港）を指定する。

(3) 飛行場等

空路による救援物資等の受け入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、また、臨時ヘリポートとして、次のとおり指定する。

飛行場・臨時ヘリポート	管 理 者	所 在 地
山 口 宇 部 空 港	山 口 県	宇部市沖宇部
維 新 百 年 記 念 公 園	山 口 県	山口市維新公園
周 南 緑 地	周 南 市	周南市大字徳山
下 関 北 運 動 公 園	下 関 市	下関市富任
日 置 総 合 運 動 公 園	長 門 市	長門市日置中
消防学校（セミナーパーク）	山 口 県	山口市鑄銭司
山口きらら博記念公園	山 口 県	山口市阿知須

また、大規模地震時の災害応急対策活動を支援するために、必要に応じて県内自衛隊基地を活用する。

資料編[8-1]……山口県緊急輸送道路ネットワーク図

2 市町は、市町の区域内における物資輸送配送のための緊急輸送道路の指定を行うとともに、緊急の臨時ヘリポートの指定をしておくものとする。

第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の耐震性の確保等防災対策に努めるものとする。

第3項 広域輸送拠点等の整備

1 県は、他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点として、山口県広域受援計画において予め指定した民間倉庫の活用を検討し、民間倉庫が活用できない場合に活用する広域輸送拠点について、次のように定める。

また、高潮や液状化等による沿岸地域の広域輸送拠点の被災等に備え、バックアップのための施設・用地を県内内陸部を中心に確保し、拠点ヤードとして活用する。

なお、医療救護に係る後方医療機関については、別に定める計画による。

区 分	施 設 名 称	所 在 地	管 理 者
陸上輸送基地	(1) 維新百年記念公園	山口市維新公園	山 口 県
	(2) 周南緑地	周南市大字徳山	周 南 市
	(3) 下関北運動公園	下関市大字富任	下 関 市
	(4) 日置総合運動公園サブ拠点	長門市大字日置中	長 門 市
	(5) 消防学校(セミナーパーク)	山口市鑄銭司	山 口 県
	(6) 山口きらら博記念公園	山口市阿知須	山 口 県
海上輸送基地	(1) 岩国港新港北 2 号岸壁	岩国市新港町 3 丁目	山 口 県
	(2) 徳山下松港晴海埠頭岸壁	周南市晴海町	〃
	(3) 徳山下松港下松第 2 埠頭岸壁	下松市末武下	〃
	(4) 三田尻中関港築地 4 号岸壁	防府市新築地町	〃
	(5) 宇部港芝中西岸壁	宇部市大字沖宇部	〃
	(6) 小野田港東沖岸壁	山陽小野田市小野田	〃
	(7) 柳井港県営岸壁	柳井市大字柳井	〃
	(8) 萩港潟港岸壁	萩市大字椿東字後小畑	〃
	(9) 下関漁港伊崎耐震岸壁	下関市伊崎町	〃
	(10) 下関港新港 1 号岸壁	下関市長州出島	下 関 市

資料編[8-1]……山口県緊急輸送道路ネットワーク図

2 市町の拠点整備

市町は、県内他地域及び他県等からの緊急物資の受入れ、一時保管のための拠点を県に準じて定める。

3 輸送拠点の整備

輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

4 防災機能を有する施設（サービスエリア、道の駅等）の整備

被災地における他県等からの応援部隊の活動拠点を確保するまでの間などに、その集合地点や活動拠点として活用する施設を整備する。

施 設 名 称	所 在 地	管 理 者
道の駅「ソレーネ周南」	周南市大字戸田	国 土 交 通 省 周 南 市

5 県外拠点の確保

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合、あるいは被災市町を支援する上で必要な場合には、近隣県や関係運輸局に要請し、県外に物資の集積・輸送拠点を確保する。

第 4 項 発災時における緊急輸送施設の確保

- 大規模地震時には、民間倉庫又は緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。
- 県災害対策本部内に、総務部を中心とした「緊急支援物資対策チーム」を設置し、支援物資に係る対応を一元的に処理する。
- 支援物資等の円滑な調達・供給を図るため、同チーム及び広域輸送拠点に民間物流専門家等の派遣を要請するとともに、広域輸送拠点施設の運営に必要な人員を配置するための職員等を確保する。
- 広域輸送拠点施設の運営等については、別に定める支援物資物流マニュアルによるものとする。

第 2 節 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、地震発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

第 1 項 緊急道路啓開道路の選定基準

被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合は代替路線を詮索する。

第2項 啓開道路の選定

1 啓開道路の選定

県及び市町は、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

2 災対法に基づく車両の移動命令等

【各道路管理者等】

各道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- (1) 当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。
- (2) 所有者等が(1)の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者等自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。
- (4) (2)又は(3)の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

3 国土交通省大臣、県知事からの指示

国土交通省(中国地方整備局)は、道路管理者等である県又は市町又は港湾管理者に対し、県（土木建築部）は、道路管理者である市町に対し、広域的な見地から、必要に応じて、上記2の措置をとることについて指示をすることができる。

第3項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者が行う。

なお、道路啓開に当たっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者等及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

【県（土木建築部）】

- (1) 県は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め国土交通省に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の離合ができる退避所を設ける。
- (5) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会、高速道路株式会社等の支援を要請する。

【市町】

市町は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。

【国土交通省（中国地方整備局）】

国土交通省（中国地方整備局）は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握し、所管する道路について啓開作業を実施するとともに、県からの応援要請を受けた場合には、必要な措置をとるものとする。

【西日本高速道路株式会社】

西日本高速道路株式会社は、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、被害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

【各道路管理者】

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業協会、高速道路株式会社等を通じて、使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

県、市町及び防災関係機関は、震災時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

第1項 輸送手段の確保措置

【県・市町・関係機関】

- 1 輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。
- 2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。

このため県、市町及び関係機関は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図るものとする。

(1) 車両による輸送

実施機関が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講ずるものとする。

ア 公共的団体の車両

イ 営業所有者の車両

ウ その他の自家用車両

(2) 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、当該対策の実施機関は、ＪＲ西日本及びＪＲ貨物に要請して、列車輸送を行うものとする。

(3) 船艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、当該対策の実施機関は、適宜次の措置を講ずるものとする。

ア 海上保安部（署）所属船艇への支援要請

イ 運輸局に対する海上輸送措置のあつせん又は調整の要請

ウ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

(4) 上記輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。

ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請

イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請

ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

資料編[8-8]……大型船バースの標準寸法・漁船の諸元

(5) 他の輸送手段による輸送が困難な場合等は、ドローンを活用した輸送を検討するものとする。

第2項 調 達

【県（各部）】

- 1 各対策部が所管する車両・船舶については、それぞれの部局が車両・船舶の利用計画を定め、運用する。この場合、発災当初における車両・船舶の運用については、被災地の状況把握が重要かつ急務であり、迅速かつ的確な情報収集を実施する必要がある。
- 2 輸送手段の確保について、市町から県に要請、あつせん依頼があつた場合又は災害対策本部長が支援を必要と認めるときは、各対策部は、適宜次の措置を講ずるとともに、関係者に対して協力を要請するものとする。

(1) 隣接市町に対し応援の指示を行う。

(2) 他の公共機関による応援のあつせんを行う。

(3) 県保有車両により直接応援する。

(4) 救助法により県が直接他の輸送力を確保して応援する。

資料編[7-4]……県有車両の配置状況

- 3 県の輸送力では対応できないときは、指定公共機関、指定地方公共機関、民間業者等に対し協力要請を行うとともに、中国運輸局、九州運輸局に対し、輸送力確保のあつせん要請を行う。

県は、被災者の移送又は物資の輸送について指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のため特に必要があるときに限り、当該輸送等につい

て指示するものとする。

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社（人員）
- (2) 日本貨物鉄道株式会社（物資）
- (3) J Rバス中国株式会社（人員）
- (4) 日本通運株式会社（物資）
- (5) 防長交通株式会社及びサンデン交通株式会社（人員）

4 近隣県等への応援要請

中国、四国及び九州各県に対し、輸送力の確保について相互応援協定に基づく応援要請を行う。

5 山口県トラック協会等関係業界に対し、協力支援を要請する。

6 応急公用負担による輸送の確保

通常の方法では、車両、船舶による輸送を確保することが非常に困難であるときは、中国運輸局・九州運輸局と協議して、知事は、法令の定めるところにより従事命令を発し、緊急輸送に必要な輸送力を確保するものとする。

7 調達・配車

緊急輸送車両の確保及び配車については、経理部物品管理班が集中管理し、各対策部からの災害応急活動用車両配車請求書に基づき配車する。

資料編[7-5]……災害応急活動用車両配車請求書

8 燃料の確保

- (1) 災害時における自動車燃料の確保は、物品管理班が担当する。

- (2) 調達方法は、県庁入札業者の販売系統による。

資料編[8-4]……災害対応型給油所

【市町】

- 1 市町は、あらかじめ定める輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料の調達先、活用場所等を明確にし、必要人員及び物資等の輸送手段を確保するものとする。

- 2 市町が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあつてはを依頼するものとする。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び必要台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- (6) その他参考となる事項

【中国運輸局、九州運輸局】

災害発生に伴い、災害輸送の必要があるときは自動車運送事業者、船舶運航事業者及び港湾運送事業者に対して、輸送力確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により、船舶、車両等の調達あつてはを行う。

【管区海上保安本部・海上保安部署】

- 1 県又は市町から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があつた場合は、速やかにその要請に応じる。
- 2 飲料水、食料等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び震災応急対策の実施状況を考慮して、その要請に応じるものとする。

資料編[7-14]……第六・第七管区海上保安本部所属船艇の状況

【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】

災害発生時に、県又は市町等から輸送力確保に係る協力要請があつた場合、これの確保に協力する。

1 日本貨物鉄道株式会社

災害時における県又は市町からの物資輸送の協力要請は、本社営業部又は広島支店で対応し、輸送力の確保及び運賃減免等を行う。

2 日本通運株式会社

- (1) 災害の規模により、県内の日本通運保有車両による輸送力の確保を図るとともに、他県所在の車両の応援を求める等の措置を講ずる。

- (2) 県及び市町、その他の防災関係機関から輸送の協力要請があつた場合は、この計画の体制による。

ア 組織

県内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、下関特定支店に総括本部を、県内各支店（下関、防府）に防災本部を設ける。

イ 防災本部間の関連

下関特定支店総括本部は、各支店防災本部の総合的調整を行う。

ウ 災害時における県、市町、防災関係機関への協力体制

(ア) 県からの輸送協力要請にあつては、下関特定支店が受理する。

(イ) 市町等からの要請は、「災害時における日本通運株式会社系統図」による第1・第2連絡先（最寄りの支店、営業所等）又は各支店防災本部が受理する。

エ 各支店防災本部の連携措置

(ア) 輸送の要請……………関係支店防災本部において臨機の輸送措置を講じる。

(イ) 関係支店防災本部……………下関特定支店総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。

(ウ) 下関特定支店総括本部……………支店防災本部・下関特定支店総括本部を中心として総合対策を樹立する。

3 防長交通株式会社

(1) 災害時、県又は市町から人員輸送の協力依頼を受ける場合は、「防長交通株式会社災害時連絡系統図」による本社運行管理部又は営業所で要請に応じる。

(2) 協力依頼を受理したときの措置

ア 営業所長は、県又は市町から協力依頼を受理したときは、予備車をもって輸送力を確保する。

イ 受理営業所において協力要請に対応できる車両が不足したときは、隣接営業所に応援を求めて確保する。

ウ 上記の措置を講じてもなお輸送力が確保できないとき又は大規模な災害で、数営業所を統合してその対策を必要とするときは、本社運行管理部が全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。

4 サンデン交通株式会社

(1) 災害時、県又は市町から人員輸送の協力要請を受けたときは、「サンデン交通株式会社災害時連絡系統図」による本社自動車部又は営業所で要請に応じる。

(2) 営業所においては、予備車をもって輸送力を確保する。

(3) 営業所の予備車で輸送力を確保できないとき又は大災害により多数の輸送車両を必要とするときは、本社自動車部において全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。

5 J Rバス中国株式会社

(1) 災害時、県又は市町から人員輸送の協力要請を受けたときは、「J Rバス中国株式会社災害時連絡系統図」による本社又は営業所で要請に応じる。

(2) 営業所においては、予備車をもって輸送力を確保する。

(3) 営業所の予備車で輸送力を確保できないとき又は大災害により多数の輸送車両を必要とするときは、本社において全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。

第4節 災害救助法による輸送基準

第1項 輸送の範囲

【市町・県（厚政課・関係各課）】

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

1 被災者を避難させるための輸送

市町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送。

2 医療及び助産のための輸送

(1) 重症患者で救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送。

(2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送。

(3) 救護班の人員輸送。

3 被災者の救出のための輸送

救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送。

4 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送。

5 救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。

6 遺体の捜索のための輸送

(1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送。

(2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送。

7 輸送の特例

応急救助のため、輸送として上記1～6以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行うものとする。

第2項 輸送の期間

- 1 救助法による各救助の実施期間中とする。
- 2 各種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第3項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、本県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。
- 4 官公署及び公共的団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等）の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。
（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）

第5節 交通規制

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制

【警察・道路管理者・県（県民生活課）】

1 交通規制の内容

地震発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行（緊急輸送路）を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次交通規制、第二次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域を指定して、規制を実施する。

ア 第一次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため

- (ア) 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。
- (イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- (ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ 第二次交通規制

- (ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- (イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- (ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実 施 者	規制種別	規 制 理 由 等	規制対象	根 拠 法 令
公安委員会	通行の禁止又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条第1項
		県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長	同 上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1箇月を超えないものについて実施するとき	同 上	道路交通法第5条第1項
警察官	同 上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めたとき	同 上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同 上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同 上	道路法第46条第1項

2 交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1) 交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機（ヘリコプター等）、車両（パトカー、二輪等）、警察官等により、次の事項を調査する。

- ア 幹線道路の被害状況
- イ 交通規制の実施状況
- ウ 鉄道、駅等の被害状況
- エ 交通の流れの状況
- オ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

- ア 管制施設（交通情報板、路側通信等）
- イ ラジオ、テレビ等の放送施設（日本放送協会、民放各社等）
- ウ 日本道路交通情報センター
- エ その他

3 交通規制の実施要領

(1) 第一次交通規制

地震発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

ア 被災地域への流入交通の抑止

- (ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。
- (イ) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

イ 避難車両の流出誘導の実施

- (ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。
- (イ) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(2) 第二次交通規制

ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

- (ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。
- (イ) 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。
- (ウ) 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。
- イ その他の交通規制の実施
- (ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入りの交通路を確保する。
- (イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。
- (3) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用
- ア 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近隣県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては、別に定める。
- イ 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。
- ウ 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復措置を講ずる。

資料編[8-10]……車両通行止め標識

4 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材及び電力停止に対応した信号機装置の整備を計画的に行う。

5 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区 分	項 目	内 容	根 拠 条 文
警 察 官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命ずることができる。	災対法第76条の3第1項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法第76条の3第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の3第2項
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式（資料編）により、行うものとする。 イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式（資料編）により行うものとする。 (ア) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ること	災対法第76条の3第6項

		ができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 (イ) 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。	

(2) 車両運転者の義務

項 目	内 容	根 拠 条 文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、 第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、 第2項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法 第76条の2 第4項

(3) 公安委員会の規制内容等の周知措置

ア 公安委員会は、災対法に基づく規制を行った場合（又は行う場合）、県内の居住者等に対して規制内容等の周知措置を行うものとする。

イ 県（交通安全対策班）は、通行者の安全確保を図るため、警察、道路管理者との調整及び県民への災害時交通安全について、周知措置を行うものとする。

資料編[8-11]……措置命令（措置）通知書

6 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる（第2節第2項2参照）。

第2項 海上交通規制

【管区海上保安本部・海上保安部署（港長）・港湾管理者】

海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、情報の収集、航行規制等について必要な事項を定める。

1 情報の収集及び情報連絡

管区海上保安本部・海上保安部署は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものとし、特に地震災害等にあつては、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行うものとする。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。

(1) 海上及び沿岸部における被害状況

- ア 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- イ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- エ 石油コンビナートの被害状況
- オ 流出油等の状況
- カ 水路、航路標識の異常の有無
- キ 港湾等における避難者の状況

(2) 陸上における被害状況

2 規制措置

(1) 在港船舶に対する措置

ア 管区海上保安本部・海上保安部署長、港長は、在港船舶の安全を確保するため、海上保安庁法等に基づき、在港する船舶に対して移動（避難）を命ずる。

イ 港長は、港則法に基づき、危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。

(2) 入出港する船舶に対する措置

管区海上保安本部・海上保安部署は、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して、航行の制限、禁止、避難指示等所要の措置を講ずるとともに、船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。

第3項 航空交通規制等

【国土交通省広島空港事務所・北九州空港事務所】

広島空港事務所又は北九州空港事務所は、地震災害が発生した場合、航空機の安全を図る観点から以下の対策を講じる。

1 飛行規制措置

(1) 一定空域での飛行の注意喚起

(2) 救援機等の飛行経路の周知等による飛行空域の一般航空機との分離のための協力要請

(3) 救援機以外の航空機の一定空域での一定期間の飛行自粛の協力要請

(4) 関係機関から場外離着陸場について協議があった場合の必要な指導

2 その他の応急措置

(1) 情報の収集、伝達及び報告並びに関係行政機関、航空会社その他の機関との連絡調整を行う。

(2) 空港長及びその他の関係機関に対して、航空機とその輸送能力の報告を求め、常にその状況を把握する。

(3) 施設の点検、整備等必要な保安措置及び航空機による二次災害防止措置、その他の応急救護活動等の措置を行う。

(4) 航空会社と常に連絡調整を図り、人命救助及び緊急輸送等の協力を求める。

第4項 緊急通行車両の確認

【警察・県（物品管理課）】

災害発生時において県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認について次により行う。

1 確認実施機関

(1) 県が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については、知事が確認を行う。

(2) 県が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会が行う。

2 確認対象車両

災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両について、緊急度、重要度等を考慮し実施するものとする。

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて概ね以下のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

(1) 第1段階

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資

イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

カ 災害応急対策用車両

(2) 第2段階

ア 上記(1)の続行

イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

- オ 応急復旧対策用車両
- (3) 第3段階
- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品
- 3 緊急通行車両確認証明書等の交付
- 緊急通行車両確認証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）において
行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。
- 資料編[8-12]……緊急輸送車両確認標章
[8-13]……緊急通行車両確認証明書

第6節 臨時ヘリポート設定計画

地震等による大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。

このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

【市町・県（防災危機管理課）・自衛隊（第17普通科連隊）】

第1項 臨時ヘリポートの設定

- 1 臨時ヘリポートの確保
- (1) 市町は災害時の対応に備え、地域内に1箇所以上の臨時ヘリポート予定地を確保するものとする。
- (2) 県は、大規模災害時の物資輸送等に対応するため、市町が確保した予定地のうちから、広域市町圏域に1箇所の広域臨時ヘリポートを選定する。
- 資料編[8-9]……災害時におけるヘリコプター離着陸場の予定地
- 2 臨時ヘリポートの選定
- (1) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市町長が県（防災危機管理課）と協議し、定める。
- (2) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市町長が県経由（防災危機管理課）により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し、現地調査の上、定める。
- 3 臨時ヘリポートの選定条件
- 臨時ヘリポートの選定条件としては、概ね次の要件を満たすものであること。

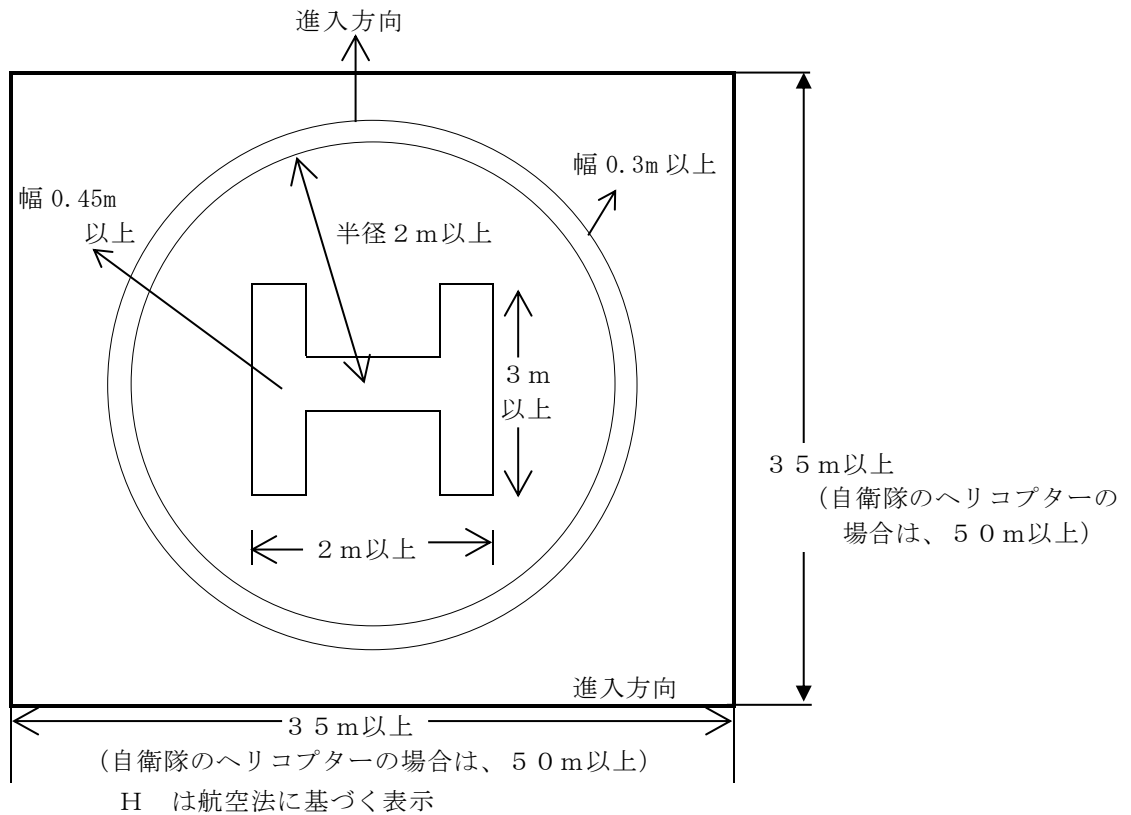
具 体 的 事 項	備 考
1 着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又はかれ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 - 消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約35m以内は平坦で、障害物がないこと。 - 自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 - 着陸地点中心から半径約100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 - 着陸地点中心から半径約150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識



(2) 標示方法

表示場所の区分	具 体 的 事 項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 (注) ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされやすいもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 (注) 原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（33m×33m）の雪を取り除き周囲を踏み固める。（自衛隊のヘリコプターの場合は50m×50m）
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別しやすい色）の吹流しを掲揚する。 (注) ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

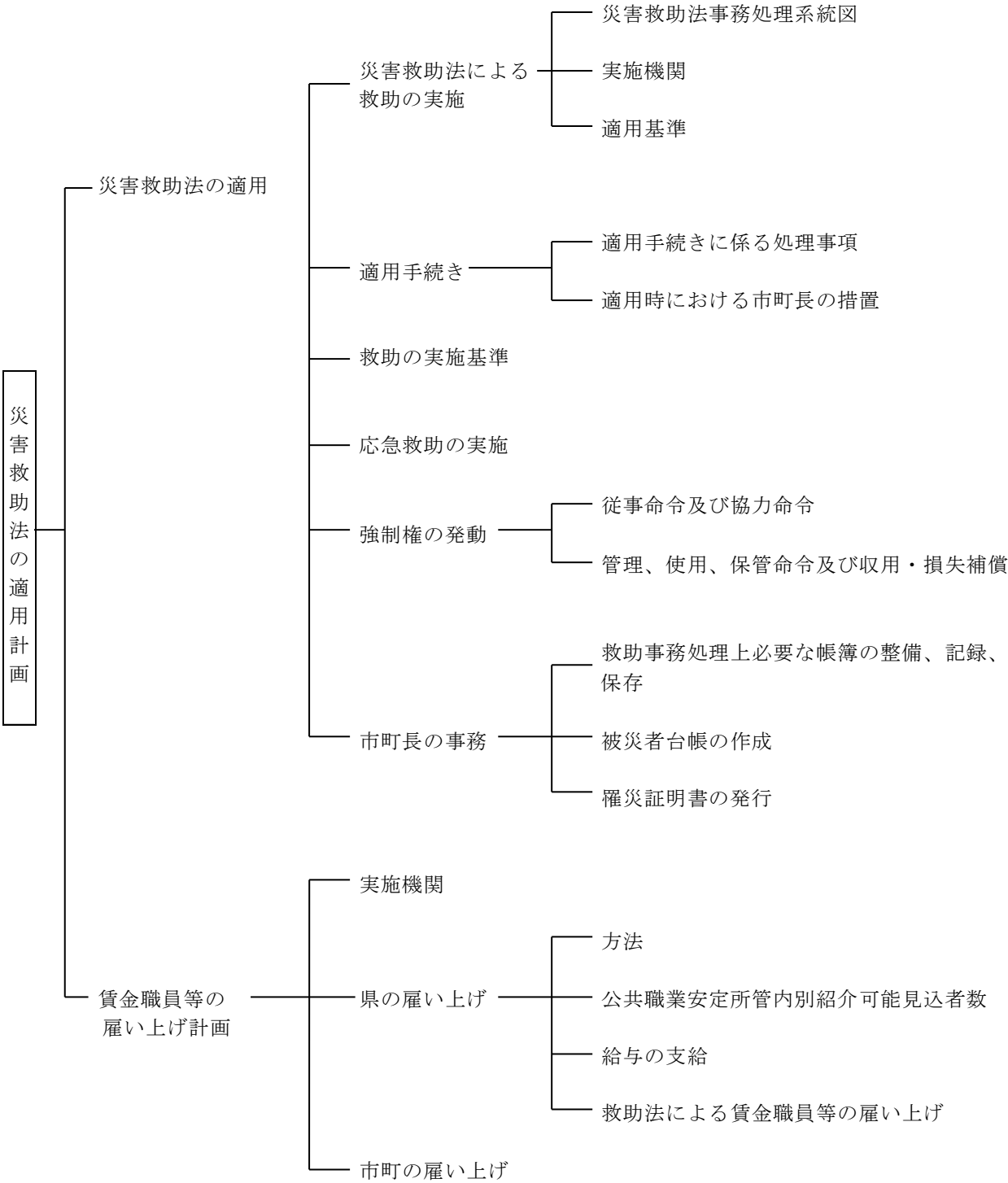
市町及び県は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、ヘリポートの確保整備に努めるものとする。

第8章 災害救助法の適用計画

基本的な考え方

地震等による大規模災害が発生した場合、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、県及び市町は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。



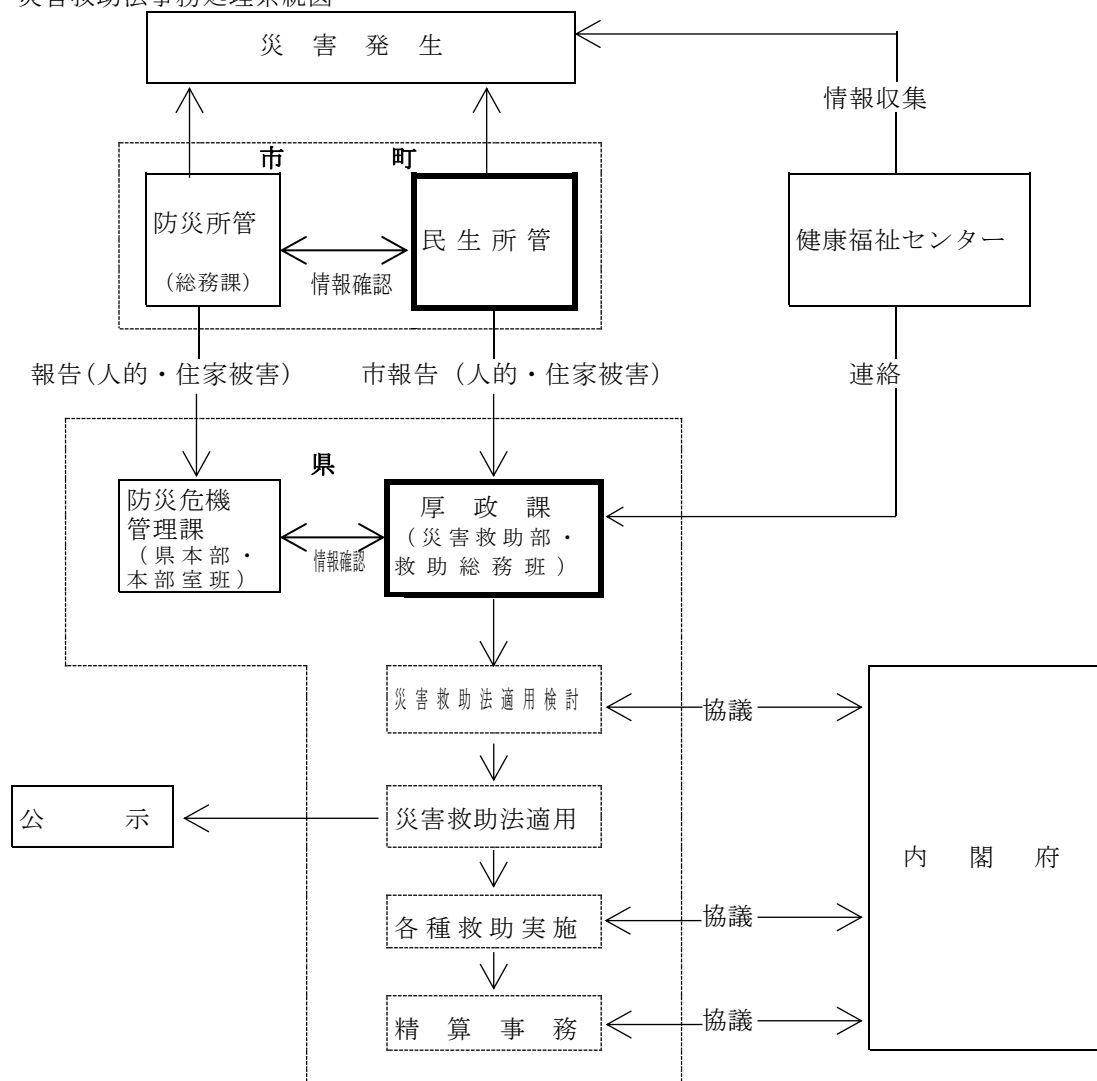
第 1 節 災害救助法の適用

県の地域に災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第 2 条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施するものとする。

第 1 項 災害救助法による救助の実施

【県（厚政課・災害救助関係課）・市町】

1 災害救助法事務処理系統図



2 実施機関

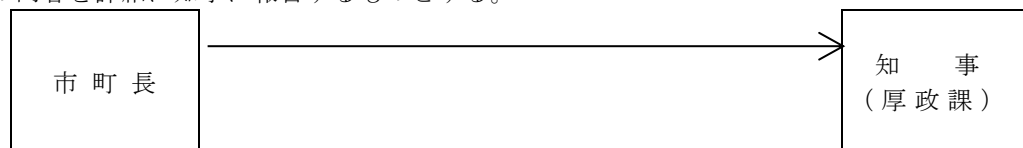
- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- (2) 市町長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から市町長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市町長に通知する。
- (4) なお、市町長への委任が予測される事務の内容は、次のとおりである。

救 助 実 施 内 容	実 施 機 関	備 考
1 避難所の設置	市 町	
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県、市町	

救 助 実 施 内 容	実 施 機 関	備 考
3 炊き出しその他による食品の給与	市 町	
4 飲料水の供給	市 町	
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市 町	
6 医療及び助産	県、市町	
7 被災者の救出	市 町	
8 被災した住宅の応急修理	市 町	
9 生業に必要な資金の貸与	県	
10 学用品の給与	県、市町	
11 埋 葬	市 町	
12 遺体の搜索	市 町	
13 遺体の処理	市 町	
14 障害物（土石、竹木等）の除去	県、市町	

(5) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市町長は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。



3 適用基準

県及び市町は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第２項に示す手続きを行う。

(1) 当該市町の区域内の人口に応じて次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。

ア 住家滅失世帯基準数

市町の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
	5, 0 0 0 人未満	3 0
5, 0 0 0 人以上	1 5, 0 0 0 人未満	4 0
1 5, 0 0 0 人以上	3 0, 0 0 0 人未満	5 0
3 0, 0 0 0 人以上	5 0, 0 0 0 人未満	6 0
5 0, 0 0 0 人以上	1 0 0, 0 0 0 人未満	8 0
1 0 0, 0 0 0 人以上	3 0 0, 0 0 0 人未満	1 0 0
3 0 0, 0 0 0 人以上		1 5 0

イ 市町別災害救助法適用基準表					
市町名	人 口	適用基準	市町名	人 口	適用基準
	人	世帯		人	世帯
下関市	255,051	100	周南市	137,540	100
宇部市	162,570	100	山陽小野田市	60,326	80
山口市	193,966	100	周防大島町	14,798	50
萩市	44,626	60	和木町	6,034	40
防府市	113,979	100	上関町	2,342	30
下松市	55,887	80	田布施町	14,483	50
岩国市	129,125	100	平生町	11,914	40
光市	49,798	80	阿武町	3,055	30
長門市	32,519	60			
柳井市	30,799	60			
美祢市	23,247	50			

(人口は、令和2年10月1日現在国勢調査結果による。)

(2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって、当該市町の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の1/2以上に達したとき。

(3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が、7,000世帯以上であって、当該市町の区域内の被害世帯数が多数である場合。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

備 考

適用基準の算定方法 (単位：世帯)

適用基準 = (全壊・全焼・流失等) + [(半壊・半焼等) × 1/2] + [(床上浸水・土砂の堆積等) × 1/3]

第2項 適用手続き

1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、市町長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

(1) 報 告	ア 市町長 (ア) 市町長は、当該市町の区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。 (イ) 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。 (ウ) 報告内容 被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (エ) 報告系統 「第1項1 災害救助法事務処理系統図」による (オ) 報告主任の設置

(1) 報 告	イ 県知事 (ア) 災害報告主任の設置（厚政課） (イ) 内閣府に対する情報提供事項 ・災害の発生日時及び場所 ・災害の原因及び被害の概況 ・被害状況調 ・既にとった措置及びとろうとする措置 ・救助法適用の有無 ・適用した場合は、市町別適用地域名 ・適用見込みの場合は、その旨及び市町名 ・救助費概算額及びそれに対する予算措置 ・その他必要な事項 (ウ) 情報提供の区分及び時期 ・発生情報 ——— 災害発生直後 ・中間情報 ——— 応急救助の措置が完了するまでの間逐次 ・確定情報 ——— 被害状況が確定し、応急救助の措置が完了した後直ちに
(2) 適用の公告	救助法を適用したときは、知事は速やかに次により公告するものとする。 （公告形式） 〇月〇日発生の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町の区域に災害救助法による救助を実施する。

2 適用時における市町長の措置

市町長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告しなければならない。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、厚政課作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

資料編[6-1]……災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救 助 の 種 類	該 当 地 域 防 災 計 画 編	担当部局名
救助の総括	本章災害救助法の適用計画	健 康 福 祉 部
被害状況等の調査・報告	本章及び第2章災害情報の収集・伝達計画	健 康 福 祉 部
避難所の設置	第4章 避難計画	健 康 福 祉 部
応急仮設住宅の供与	第11章 応急住宅計画	健 康 福 祉 部
被災住宅の応急修理		土 木 建 築 部
炊き出しその他による食品の給与	第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	健 康 福 祉 部
飲料水の給与		農 林 水 産 部
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		環 境 生 活 部
		健康福祉部・産業労働部
学用品の給与	第16章 応急教育計画	教 育 庁

救 助 の 種 類		該 当 地 域 防 災 計 画 編	担当部局名
医療及び助産		第 3 章 救助・救急、医療等活動計画	健 康 福 祉 部
被災者の救出			健康福祉部・警察本部
遺体の捜索		第10章 第 2 節 遺体の処理計画	健康福祉部・警察本部
遺体の処理			健康福祉部・環境生活部 警 察 本 部
埋 葬			健康福祉部・環境生活部
障害物の除去		第10章 第 3 節第 3 項 障害物除去計画	健 康 福 祉 部
業務	輸送協力	第 7 章 第 3 節 輸送車両等の確保	会 計 管 理 局
協力	労務協力	本章第 2 節 賃金職員等の雇い上げ計画	産 業 労 働 部

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第7条）

(2) 協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第8条）

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1) 管理、使用、保管命令及び収用

ア 知事は、次に掲げる場合において施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し又は救助に必要な物資を収用することができる。（救助法第9条第1項）

(ア) 救助を行うため特に必要があると認めるとき。

(イ) 救助法第14条の規定による内閣総理大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ 管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限。

ウ 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋物資を物的に利用する権限。

エ 保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限。

オ 収用

災害の場合、必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限。

カ 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地若しくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとする。

(2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。（救助法第9条第2項）

第6項 市町長の事務

- 1 救助事務の処理上必要な帳簿の整備、記録、保存
 - (1) 市町長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。
 - (2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。
- 2 被災者台帳の作成
市町長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成するものとする。
- 3 罹災証明書の発行
市町長は、救助の実施のため必要があるとき又は被災者からの要求があったときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、「罹災証明書」を発行するものとする。
 - (1) 罹災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。
 - (2) 災害の混乱時においては、「仮罹災証明書」を発行し、後日「罹災証明書」と取り替えることができるものとする。

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画

地震等による大規模災害時には、県の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっており、これに関して県、市町及び関係機関がとるべき措置について定める。

【市町・県（厚政課・労働政策課・各部）・労働局・公共職業安定所】

第1項 実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、県及び市町の各応急対策実施部局が、担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。

第2項 県の雇い上げ

- 1 方法
 - (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。
 - (2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。
- 2 公共職業安定所管内別紹介可能見込者数
労働政策課は、災害時に円滑な対応がとれるよう、平素から必要な資料の整備に努めるものとする。
- 3 給与の支給
雇い上げ賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。
- 4 救助法による賃金職員等の雇い上げ
 - (1) 賃金職員等雇い上げの範囲
救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、知事及び市町長は、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員等を雇い上げる。

対 象 種 別	内 容
被 災 者 の 避 難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、市町長等が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	(ア) 救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 (イ) 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 (ウ) 傷病が治癒せず重症ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
被 災 者 の 救 出	(ア) 被災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 (イ) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員等
飲 料 水 の 供 給	(ア) 飲料水そのものを供給するための賃金職員等 (イ) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 (ウ) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	(ア) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる労務者 (イ) 救済用物資の被災者への配分にかかる賃金職員等
遺 体 の 捜 索	(ア) 遺体の捜索行為自体に必要な賃金職員等 (イ) 遺体の捜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺 体 の 処 理 （埋葬は除く）	(ア) 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等 (イ) 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特 例 （特別基準）	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 (ア) 埋葬のための賃金職員等 (イ) 炊き出しのための賃金職員等 (ウ) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

(2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難しいときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。

(3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

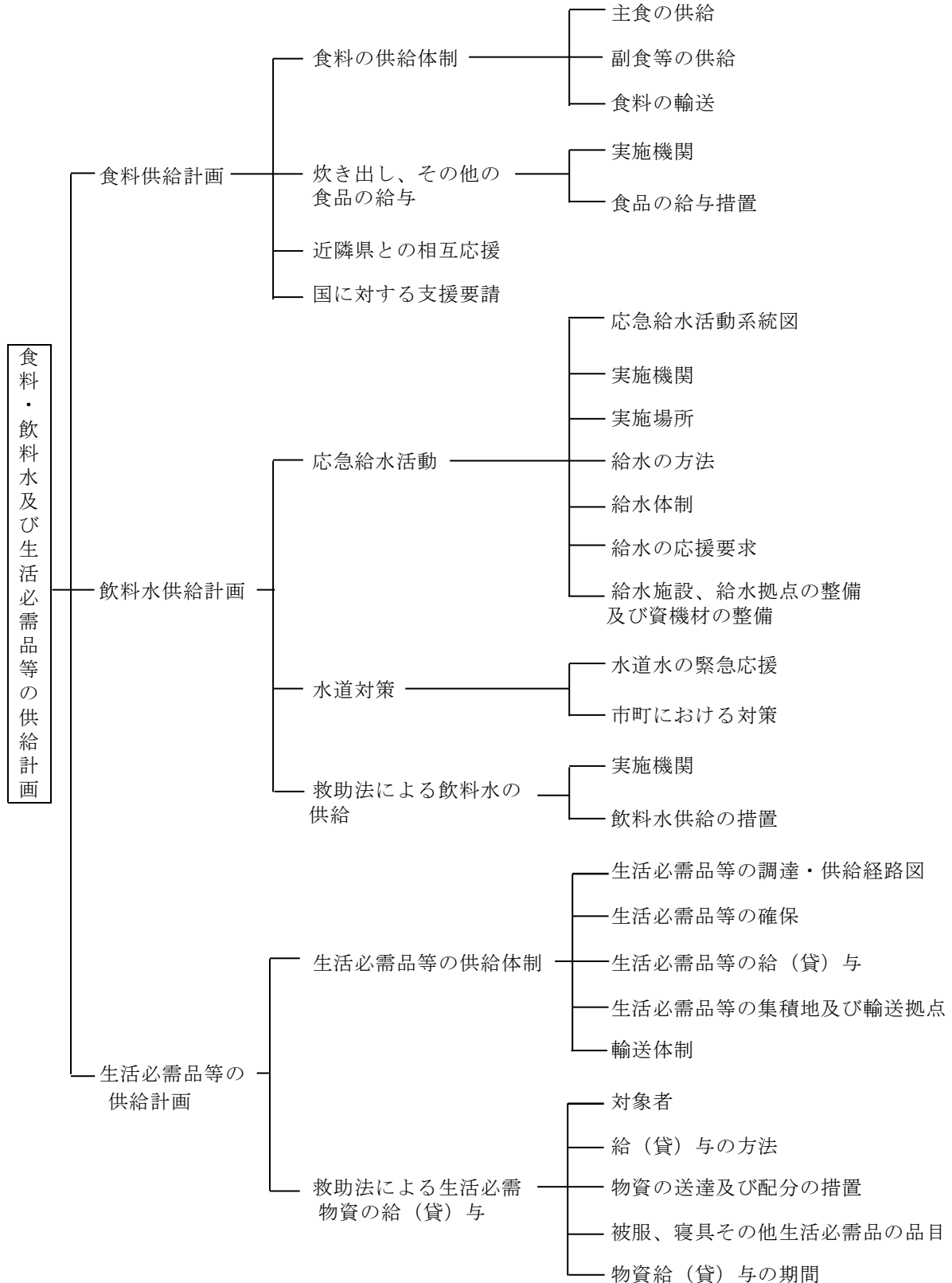
第3項 市町の雇い上げ

上記県の雇い上げに準じて行うものとする。

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本的な考え方

震災発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。



第 1 節 食料供給計画

大規模な地震の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第 1 項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、市町を実施機関とし、県は、被災市町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。

なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

【市町・県（農業振興課・防災危機管理課）・農林水産省】

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給

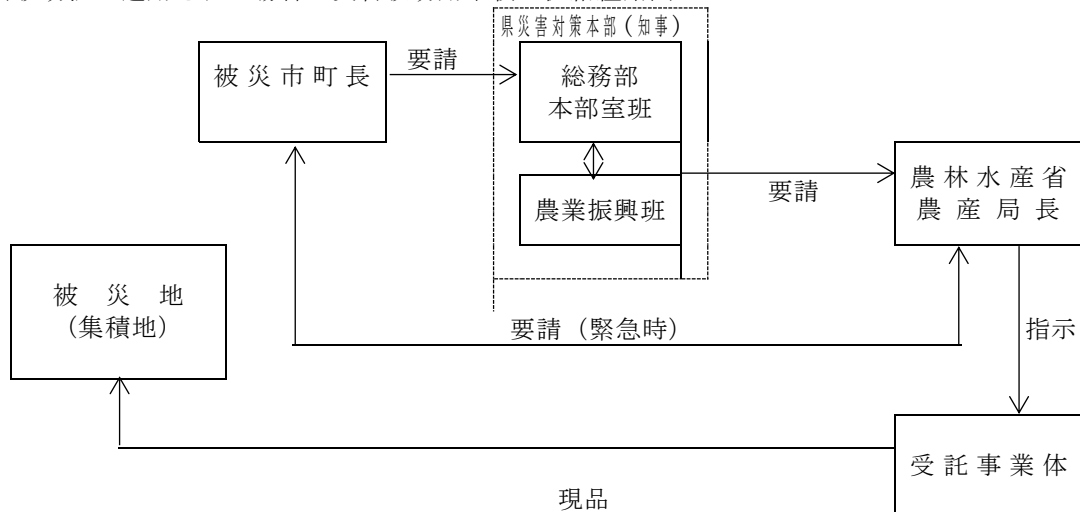
災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

ア 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

災害救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市町に引渡し、市町長が供給の実施に当たるものとする。

- (ア) 災害救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市町は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。
- (イ) 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省農産局長に必要な量の災害救助用米穀の供給を要請する。
- (ウ) 農林水産省農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者（原則として被災市町長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。
- (エ) 知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業体より災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市町を通じ、その供給を行う。
- (オ) 市町長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省農産局長に直接その引渡しを要請することができる。

<災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図>



【県（防災危機管理課）】

2 副食等の供給

県は、次の食料について被災市町から要請を受けたとき、又は、県が必要と認めるときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、市町への供給措置を講ずる。

- ・ パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品、食物アレルギー対応食品等

【県（防災危機管理課・農業振興課・畜産振興課・水産振興課）】

3 食料の輸送

(1) 輸送方法

調達した食料については、実施機関である市町が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市町が指定する集積地までの輸送を行う。この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管理班に配車要求を行うものとする。

(2) 自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第2項 炊き出し、その他の食品の給与

震災等による災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができない。また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず被災者は日常の食事にも困窮する。

このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

【市町・県（防災危機管理課・厚政課・農業振興課）】

1 実施機関

- (1) 救助法による炊き出し等の食品の給与は、市町長が実施する。
- (2) 知事は、市町長から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、日赤奉仕団に応援要請を行う。

2 食品の給与措置

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された者。
- イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。
なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、被災地の市町において炊き出しの対象とすることができる。

(2) 給与の方法

- ア 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。
- イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。（現金、原材料等の給与は認めない。）
- ウ 食品の給与は、産業給食（弁当等）によってもよい。

- エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えないこと。
- (3) 給与のための費用
救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。
- (4) 給与の期間
災害発生の日から7日以内
ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第3項 近隣県との相互応援

本県のみで対応困難な大規模災害等においては、隣接各県との間で締結した相互応援協定等により、応急食料の確保を図る。

第4項 国に対する支援要請

県内市町、近隣県からの支援を受けてもなお物資が不足する場合は、国に対して不足物資の供給を要請するものとする。

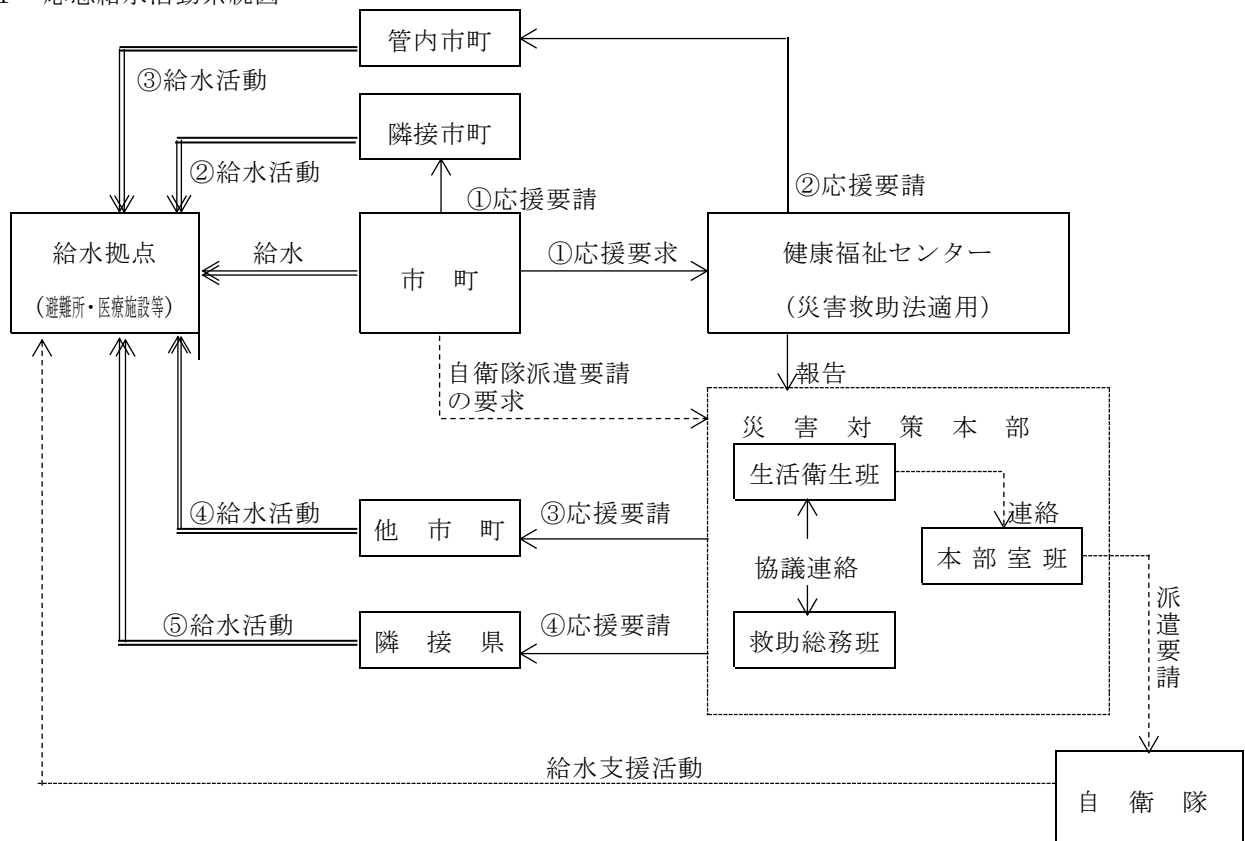
第2節 飲料水供給計画

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要となるが、大規模地震の発生時には、給水施設の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。
このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

【市町・県（生活衛生課・健康増進課・厚政課・防災危機管理課・健康福祉センター）・自衛隊】

第1項 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、市町防災計画に基づき、市町長が実施する。
- (2) 県は、被災市町の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、他市町、隣接県に対し、応援要請を行う。
また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

3 実施場所

市町があらかじめ定めた場所（避難所等）を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

(1) 災害時における供給水量の基準

- ア 震災時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給 水 条 件	給 水 基 準 量	備 考
救助法による飲料水の供給	1人1日当り 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	〃 14リットル	上記用途＋雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	〃 21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	〃 35リットル	上記用途＋入浴用

(2) 給水の確保

- ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- イ 通常使用していない井戸水又は飲料水が汚染した場合にあつては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要がある時は、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。
資料編[11-1]……浄水剤（消毒剤）主要取扱業者一覧

5 給水体制

(1) 市町

- ア 市町長は、震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。
- イ 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。
- ウ 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
- エ 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

(2) 県

- ア 環境生活対策部生活衛生班を窓口、県が保有する資機材の提供及び他の市町、隣接県に対し、給水資機材、人員の派遣要請を行うとともに、自衛隊による給水活動の派遣要請を行う。
- イ 応急給水が円滑に実施できるよう、必要な資機材、応急復旧に必要な水道事業者等に関して健康福祉センター（環境保健所）ごとに必要な資料の整備を行う。
資料編[11-2]……応急給水用機器材所在状況

6 給水の応援要求

市町において、飲料水の確保及び供給ができないときは、市町長は、次により応援の要求を健康福祉センター（環境保健所）に行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市町に行うことができるものとする。

(1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）

ウ 供給地（場所）及び現地への道路状況

エ 供給を必要とする期間

オ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

ア 市町長から応援要求を受けた健康福祉センター（環境保健所）は、管内の市町に応援要請を行うとともに、県本部（生活衛生班）に報告するものとする。

イ 県本部（生活衛生班）は、健康福祉センター（環境保健所）管内の市町の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

(3) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、生活衛生班は、直ちに県本部本部室班（防災危機管理課）に対し連絡するとともに、受け入れ体制を健康福祉センター（環境保健所）に指示する。

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

大規模地震が発生すると、貯水施設、水道管等の破損により、一時的な断水が避けられないものとなる。

(1) 給水施設等の整備

ア 市町及び水道管理者

(ア) 市町長、水道管理者は、水道施設設備等の耐震診断を実施するとともに、必要に応じて耐震補強を計画的に実施するものとする。

(イ) 市町、水道管理者は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講ずるものとする。

(2) 給水拠点の整備

市町は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備

県（生活衛生班）及び市町は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

資料編[11-2]……応急給水用機器材所在状況

第2項 水道対策

【県（生活衛生課・健康福祉センター（環境保健所）・市町（水道事業者等）】

1 水道水の緊急応援（水道法第40条）

知事は、災害発生の場合において、緊急に水道用水を補給する必要があると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。

2 市町における対策

(1) 災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生した場合における水道応急対策は、市町防災計画の中に定めておくものとする。

(2) 水道施設被害報告

被災市町等は、下記の報告を健康福祉センター（環境保健所）を通して県生活衛生課に報告するものとする。

- ・ 市町長………「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
- ・ 水道事業者……「水道事故報告書」

第3項 救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図るうえで最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

【市町・県（生活衛生課・健康福祉センター（環境保健所）・厚政課）】

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、市町長が実施する。（救助法が適用された都度、知事から委任）

2 飲料水供給の措置

(1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者。

(2) 飲料水供給の方法

ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。

イ 飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲料用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

(3) 給水量の基準

1人1日最低3リットル

※法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。

(4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。

ア 水の購入費

イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

第3節 生活必需品等の供給計画

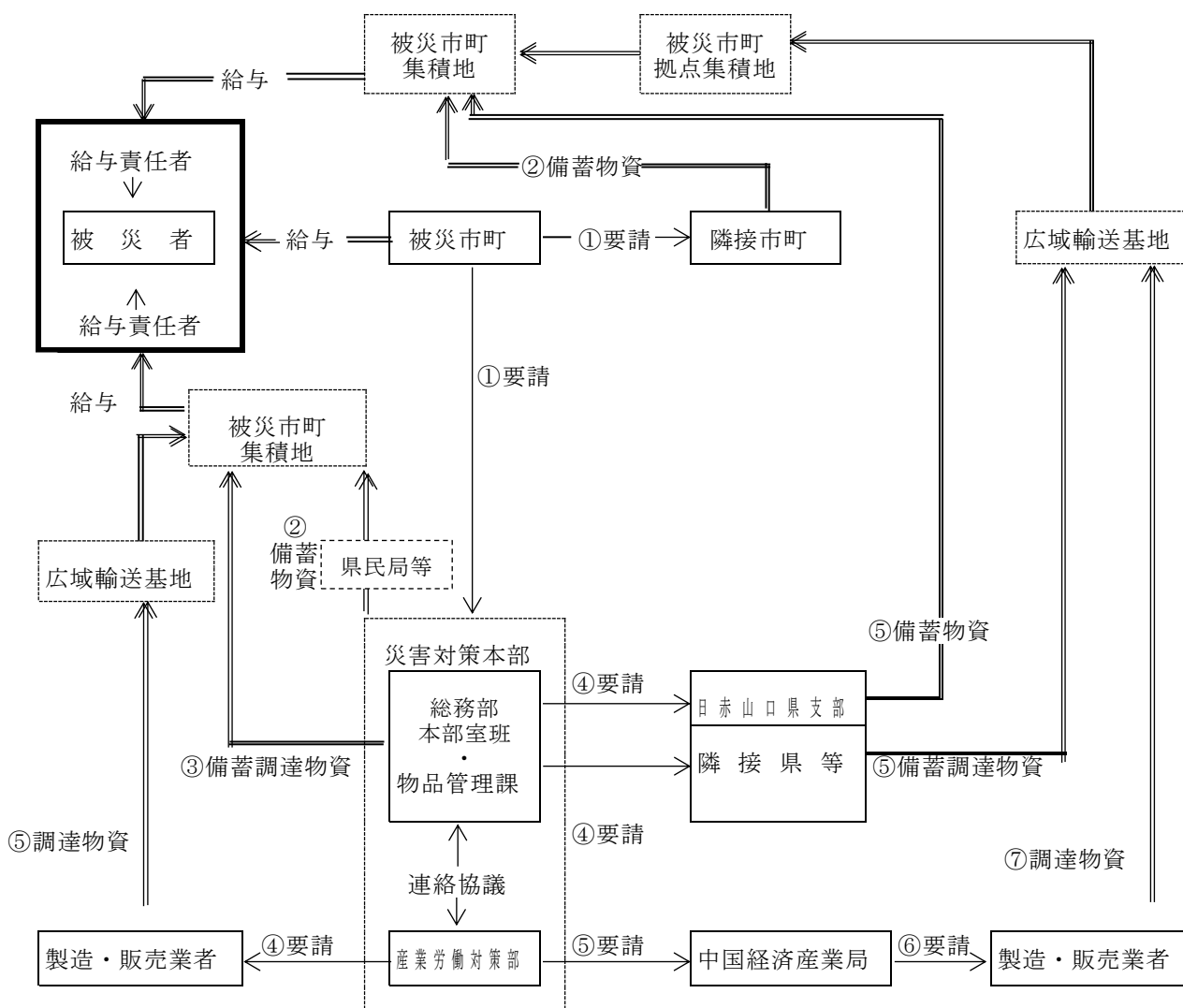
大規模な地震災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第1項 生活必需品等の供給体制

生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

【市町・県（産業労働部・物品管理課・防災危機管理課）・中国経済産業局】

1 生活必需品等の調達・供給経路図



2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

ア 県及び市町は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとする。

イ 広域支援体制

(ア) 県及び市町の備蓄物資をもってしても不足する場合に備えて、隣接県からの応援をより円滑迅速に進めるため、中国、四国、九州各県及び全国都道府県との間に「災害時相互応援協定」を締結している。

(イ) 前記措置をもってなお物資が不足する場合は、国に対して確保を要請するものとする。

ウ 民間業者等との協力体制

市町及び県は、災害時における物資調達について民間業者等との協力体制を確保しておく。

エ 国の協力体制

(ア) 中国経済産業局は、県（産業労働対策部）から生活必需品等の確保について協力要請があった場合、所管にかかる生活必需品、災害復旧用資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あつせん又はその準備措置を講じるものとする。

(イ) 流通機構の一時的混乱等により、生活必需品等が不足するような事態に備え、メーカー等の製造部門や卸・小売業等の流通部門に対し出荷要請をするなどの対策を講じる。

オ 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要なものに限定する。

(2) 法令による物資の確保調達

大規模な災害時において、救助物資の円滑な供給及び確保ができない場合で、特に必要があると認められるときは、知事は、救助法第9条の規定に基づき物資の生産、集荷、販売、配給保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を収用するものとする。

3 生活必需品等の給（貸）与

(1) 給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は市町の定めるところによる。

(2) 被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、市町長が行う。

(3) 各機関の実施内容

ア 市町

(ア) 市町長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（防災危機管理課）と協議し、あらかじめ定めておく。

(イ) 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市町長が実施する。

(ウ) 被災地の市町において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市町長は知事（防災危機管理課）に応援を要請する。

イ 県

県（防災危機管理課）は、市町長から応援要請があった場合又は自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに応援措置を講じるものとする。

なお、併せて、日赤山口県支部に対して、物資の放出並びに配送等に必要な人員確保のため、「日赤奉仕団」の応援を要請するものとする。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

(1) 市町

避難所（場所）並びに交通アクセス、連絡に便利な公共施設又は広場を災害時における物資の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、市町防災計画に定めるとともに、県に連絡しておくものとする。

(2) 県

ア 県は、市町が選定した地域内輸送拠点及び集積地を把握するとともに、資料の整備をするものとする。

イ 県は、他県等からの応援物資の受け入れのための広域輸送基地として、陸上6箇所（航空機離発着可能）、海上10箇所を確保している。

ウ 県は被害想定に応じ活用する広域輸送拠点をあらかじめ選定しておく。

各基地における搬入・搬出手順等については、別に定める支援物資物流マニュアルによるものとする。

5 輸送体制

(1) 市町

市町長は、市町の備蓄する生活必需品等の輸送、配分の方法、受け入れ配送体制について定めておくものとする。

(2) 県

ア 県は、市町が指定する場所に、備蓄物資・業者調達物資を直接又は借上げた車両等により輸送する。

イ 他県等からの応援物資等は、「広域輸送基地」で引継ぎ、ボランティア等民間人の協力を得て、市町が指定する場所に輸送する。

ウ 輸送に必要な車両の確保は、経理部物品管理班に、労働者は、産業労働対策部労働対策班にそれ

ぞれ調達を依頼する。

- エ 大規模災害時には、必要に応じ、広域輸送拠点における支援物資の集配業務を民間の輸送関係業者に委託する。

第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

【市町・県（厚政課・物品管理課・産業労働部）】

1 対象者

次の要件を満たす者であること。

- (1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。
この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給（貸）与の方法

(1) 物資の購入計画

物資の購入については、市町からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、購入計画を樹立する。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、その被災市町の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

(2) 物資の確保及び購入の措置

ア 市町から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第2の調達除外物品（災害用物品）として総務部本部室班が行うものとする。

イ 物資の確保について、産業総務班が協力するものとする。

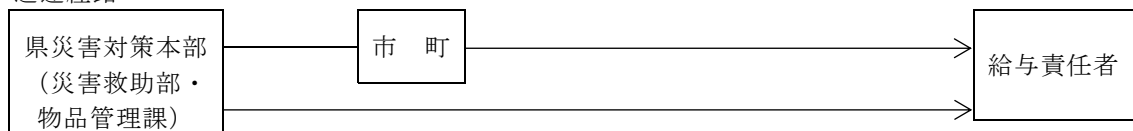
ウ 現地において調達可能な物資については、市町長において措置するものとする。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

ア 原則として県本部（総務部本部室班・物品管理班）が実施するが、被災市町が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市町が輸送を担当することもありうるものとする。

イ 送達経路



(2) 割当及び配分

ア 知事又は事務を委任された市町長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。

イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。

ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、知事又は事務を委任された市町長が実施するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外 衣	洋服・作業衣・子供服
肌 着	シャツ・パンツ等の下着類
身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊 事 道 具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食 器	茶わん・皿・箸等の類
日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光 熱 材 料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

5 物資給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了するものとする。

ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

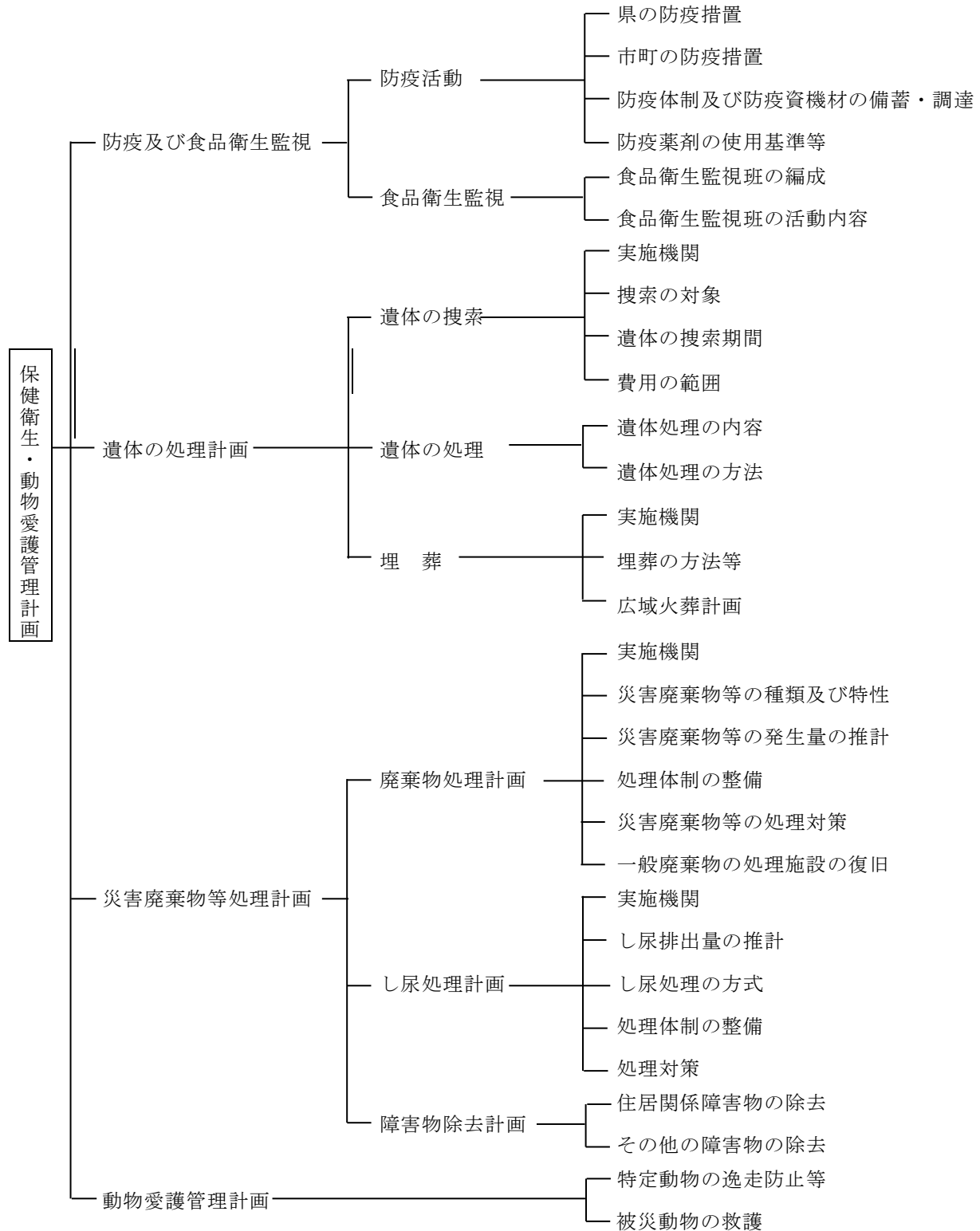
資料編[6-1]……災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第 10 章 保健衛生・動物愛護管理計画

基本的な考え方

地震の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の発生さらには感染症や食中毒等の発生も危惧され、また、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。

被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。



第 1 節 防疫及び食品衛生監視

震災時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

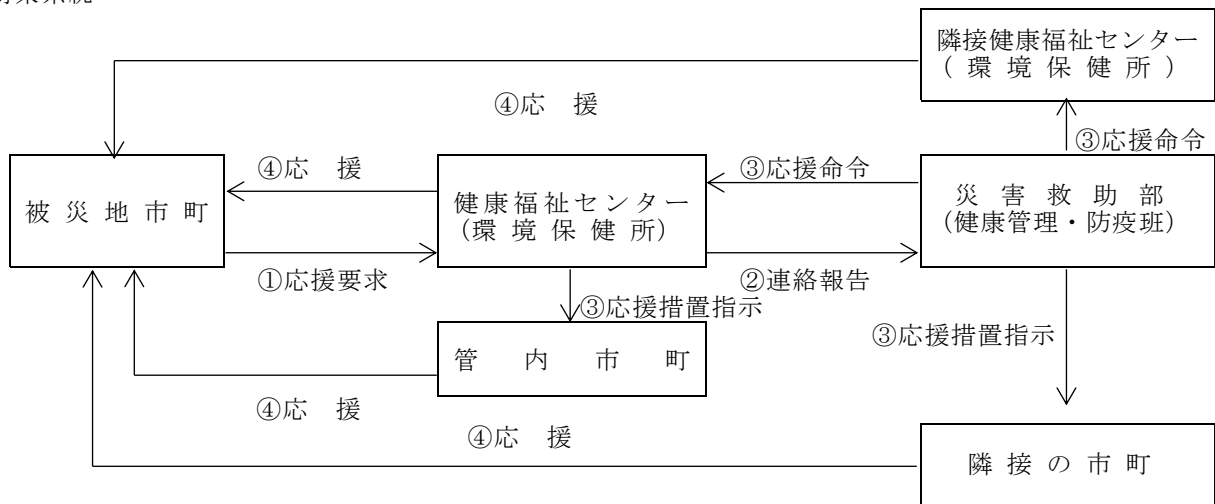
このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

【県（健康増進課・生活衛生課）・市町】

第 1 項 防疫活動

震災時における防疫は、県（山口県事務委任規則第三十一条第 5 項第 1 号(34)及び(36)により保健所長へ事務委任）の指示・命令に基づき被災地の市町長が実施するものであるが、被災市町のみによることは困難であることから、被災市町、県及び他の市町が相互に緊密な連携を取りながら防疫活動を実施する。

対策系統



1 県の防疫措置

(1) 防疫組織

災害救助部健康管理・防疫班及び健康福祉センター（環境保健所）に防疫活動を統括する医師 1 名を置くとともに、防疫班及び検病調査班を設置する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

防 疫 班	衛生技術者 1 名 ・ 事務職員 1 名 ・ 作業員 1 名
検 病 調 査 班	保健師又は看護師 2 名

(2) 措置事項

ア 市町指導

健康福祉センター所長（保健環境部長）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 27 条、第 28 条及び第 29 条により災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、市町が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。

イ 応援の措置

(ア) 災害救助部長は、市町から防疫班及び検病調査班の応援要請があった場合又は防疫措置の必要を認めた場合は、直轄防疫班及び検病調査班を派遣する。

(イ) 健康福祉センター所長（保健環境部長）は、市町から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について、調整指示を行う。

(ウ) 健康管理・防疫班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）から防疫措置についての応援要請にかかる連絡を受けた場合は、直ちに、次の措置をとる。

- ・ 区域外の健康福祉センター（環境保健所）等で編成する県直轄防疫班及び検病調査班の派遣
- ・ 区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整

(エ) 被災地を管轄する健康福祉センター所長（保健環境部長）の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行うものとする。

防 疫 班	① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。 ⑦ 被災地域の清掃を実施する。 ⑧ 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）
検 病 調 査 班	① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域……週 1 回以上 ・避難所等……状況に応じた適切な回数 ② 検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③ 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 ④ 健康診断を実施する。 ⑤ 就業制限を実施する。 ⑥ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

ウ 市町に対する指示及び命令

(ア) 法に基づく指示

- ・ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（第 27 条第 2 項）
- ・ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（第 28 条第 2 項）
- ・ 物件に係る措置に関する指示（第 29 条第 2 項）
- ・ 生活用水供給の指示（第 31 条第 2 項）

(イ) 予防接種法に基づく実施又は指示

- ・ 臨時予防接種に関する実施又は指示（第 6 条）

エ 代執行

市町における被害が甚大であるため又は市町の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市町長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは知事は、代執行を行うものとする。

オ 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。（法第 17 条）

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

2 市町の防疫措置

市町は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族昆虫駆除等を行う。

(1) 防疫活動組織

市町は被災地の防疫活動を迅速に実施するため、県に準じ防疫班及び検病調査班を編成する。

この場合、市町の実情により、検病調査班は、防疫班と兼ねて編成することができるものとする。

(2) 防疫活動の内容

県が実施する業務内容に準じる。

3 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

(1) 防疫体制

資料編[6-9]……県の防疫体制及び防疫機械器具の保有状況

(2) 防疫用薬剤、資機材の備蓄・調達

ア 県及び市町は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画をたてておくものとする。

イ 資機材の保有状況の把握

健康管理・防疫班は、毎年、市町の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

資料編[6-9]……県の防疫体制及び防疫機械器具の保有状況

[6-8]……市町の

〃

4 防疫薬剤の使用

- (1) 防疫薬剤の使用に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第14条及び15条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

使用薬剤及び方法（参考）

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺そ剤・殺虫剤を散布する。

- (2) 所要薬剤の状況把握

健康福祉センター（環境保健所）は、災害発生時の防疫活動に備えて、管内業者の薬剤在庫量を把握し、所要の資料を整備しておくものとする。

第2項 食品衛生監視

災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、県は必要に応じて食品衛生監視班による監視指導を行い、食品の安全確保を図る。

1 食品衛生監視班の編成

1班あたりの構成は、2名とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- (4) その他必要と判断される食品衛生指導

第2節 遺体の処理計画

大規模地震災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく搜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図るうえで重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第1項 遺体の搜索

遺体の搜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図るうえからも必要であることから実施するものである。

【市町・県（厚政課）・警察・管区海上保安本部・海上保安部署】

1 実施機関

(1) 市町

遺体の搜索は、市町長において賃金職員等を雇い上げ、搜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。

(2) 県

市町からの要請に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整に当たり、搜索作業が円滑に実施できるよう努める。

(3) 警察

警備活動に付随し、市町が行う遺体の搜索に協力する。

(4) 管区海上保安本部・海上保安部署

ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。

イ 行方不明者については、巡視船艇、航空機及び潜水土等を活用して搜索に当たる。

ウ 必要に応じて本部に応援を求め、搜索に当たる。

エ 市町が行う行方不明者搜索に協力する。

2 搜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この搜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者のり災場所が対象となるものである。

3 遺体の搜索期間

(1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 上記期間内の搜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行うものとする。

4 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

(1) 借上費又は購入費 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費で直接搜索作業に使用したものに限る。

(2) 修繕費 搜索のために使用した機械器具の修繕費

(3) 燃料費 機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

【県（医療政策課・生活衛生課・厚政課）・市町・警察・管区海上保安本部・海上保安部署・日赤山口県支部】

1 遺体処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 検 案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班又は医師により行う。

2 遺体処理の方法

(1) 実施機関

ア 市町

遺体の処理は、市町が行う。

(ア) 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

救護班又は医師により行う。

(イ) 遺体の収容及び一時保存

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等）に遺体収容所を開設し、収容する。

この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等の設備をする。

(ウ) 警察、海上保安部・署による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

(エ) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

イ 県

救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。

(ア) 遺体収容所へ救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置（市町が実施する業務）を行う。

このため、救護班の医療活動と検案との業務の仕訳等についてあらかじめ整理しておく。

(イ) 市町が行う遺体の輸送を含む全般的事項について、市町及び関係機関と必要な連絡調整を行う。

(ウ) 警察の協力を得て、行方不明者の搜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

ウ 日赤山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長（特別基準）を協議する。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案に要する費用

(ア) 通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。

(イ) 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地域以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引取ができない場合に限り、次により取扱う。

ア 遺体の身元が判明している場合

(ア) 県内の他の市町に漂着した場合

当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 他の県内の市町に漂着した場合

漂着地の市町において処理されるものとし、その費用については、救助法35条の規定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取扱うものとする。

(イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市

町長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第3項 埋 葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

【市町・県（生活衛生課・厚政課）・警察】

1 実施機関

- (1) 遺体の埋葬は、市町が実施する。
- (2) 県は、市町が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

2 埋葬の方法等

(1) 埋葬の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡したものに限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、葬祭が終わっていない者も含まれる。）

イ 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

- (ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき
- (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき
- (ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき
- (エ) 埋葬すべき遺族がいなかったり又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき

(2) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 市町は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 市町は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引取の希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上引き渡す。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は土葬とする。

イ 身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年令、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。

警察は、市町に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

(4) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議する。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

エ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

(6) 必要施設の確保

環境生活対策部生活衛生班は、毎年、管内市町の火葬場処理能力の把握に努め、所要の整理を行っておくものとする。

また、近隣県の施設利用について、災害時における支援協力にかかる依頼、手続等にかかる事務処理体制を整備しておくものとする。

(7) 体制の確保

市町は、平常作業及び臨時雇い上げ等により埋葬体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

3 広域火葬計画

(1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、山口県広域火葬実施要領に基づき広域火葬を実施するものとする。

(2) 処理体制等

ア 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、県は、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

イ 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき市町と連携した広域的な埋葬（火葬）に必要な対応を行うほか、埋葬業者、その他の事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。また、関係部局等の協力による搬送体制の確立を図るものとする。

ウ 県は、広域的な視点から、遺体の円滑な埋葬（火葬）を支援するため、厚生労働省の火葬データベースを活用する。

エ 市町は、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

オ その他の事項については、1及び2に準ずる。

第3節 災害廃棄物等処理計画

地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害によりし尿処理も困難になることが想定される。このため、災害廃棄物の処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

なお、津波堆積物やし尿を含む災害廃棄物等の処理については、別に「災害廃棄物処理マニュアル」を定め、それに基づき処理するものとする。

【市町・県（廃棄物・リサイクル対策課・厚政課）】

第1項 廃棄物処理計画

1 実施機関

(1) 市町

ア 被災地域の廃棄物等の処理は、市町長が実施する。

イ 大規模災害時により大量の災害廃棄物が発生した場合においても円滑な処理が行えるよう、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、県内市町、関係団体、民間事業者等との相互協力体制の整備や的確な体制の運営を図る。

(2) 県（環境生活対策部廃棄物・リサイクル対策班）

ア 被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、災害廃棄物処理対策に関する技術援助を行う。

イ 健康福祉センター（環境保健所）相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整、指示を行うとともに、あらかじめ市町と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておくものとする。

ウ 国や他県の応援を必要とする場合や被災市町からの要請に基づく代行措置等に備え、所要の体制を整備するものとする。

エ 関係団体の応援を必要とする場合に備え、協力体制の確立及び機材等の所有状況等所要の資料を整備するものとする。

オ 市町の災害廃棄物処理計画の策定促進を図るとともに、上記の相互協力体制が的確に運営できるための対策を講じておくこととする。

2 災害廃棄物等の種類及び特性

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがあり、その種類及び特性に応じた処理が必要となる。

災害廃棄物		内容	特性
災害によって発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	リサイクル不可適正処理
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	リサイクル可能
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	リサイクル可能
	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など	リサイクル可能
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	腐敗性のため基本的には、リサイクル不可、可燃物として適正処理（市町の施設では困難）
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理（市町の施設では困難）
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理（市町の施設では困難）
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等	適正処理（市町の施設では困難）
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど	適正処理（市町の施設では困難）
土砂及び津波堆積物等		水害等で発生する土砂のほか、海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	有害物などを含まない状態でリサイクル可能 有害物質が混入している場合は適正処理
思い出の品等		写真、位牌、賞状、貴重品等	返還を想定した回収・保管管理
生災害に伴う発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど	
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からの汲取りし尿	適正処理

3 災害廃棄物等の発生量の推計

災害廃棄物等の種類別発生量については、次の指標を用い推計する。

(1) 災害廃棄物発生量

項目	計算式、パラメータ等
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物重量 ＝（全壊・焼失棟数）×1棟あたり床面積×床面積あたりの 廃棄物発生量
床面積あたりの廃棄物発生量	木造：0.6トン/㎡、非木造：1.0トン/㎡ 火災による焼失：0.23トン/㎡
津波浸水ごみの1棟あたり廃棄物発生量	116トン/棟
1棟あたり平均床面積	木造：118㎡/棟、非木造：329㎡/棟

(2) 津波堆積物発生量

項目	計算式、パラメータ等
津波堆積物発生量	津波浸水面積×平均津波堆積高×堆積重量換算係数
堆積重量換算係数	1.10～1.46トン/㎡ ³

(3) 災害廃棄物の種類別内訳比率

項目	水害、液状化 揺れ、津波	火災	
		木造	非木造
可燃物	18%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	65%	20%
コンクリートがら	52%	31%	76%
金属	6.6%	4%	4%
柱角材	5.4%	0%	0%

(4) 避難所から発生する生活ごみ量

項目	計算式、パラメータ等
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×一人1日平均排出量
一人1日平均量	生活系ごみ収集量／収集人口

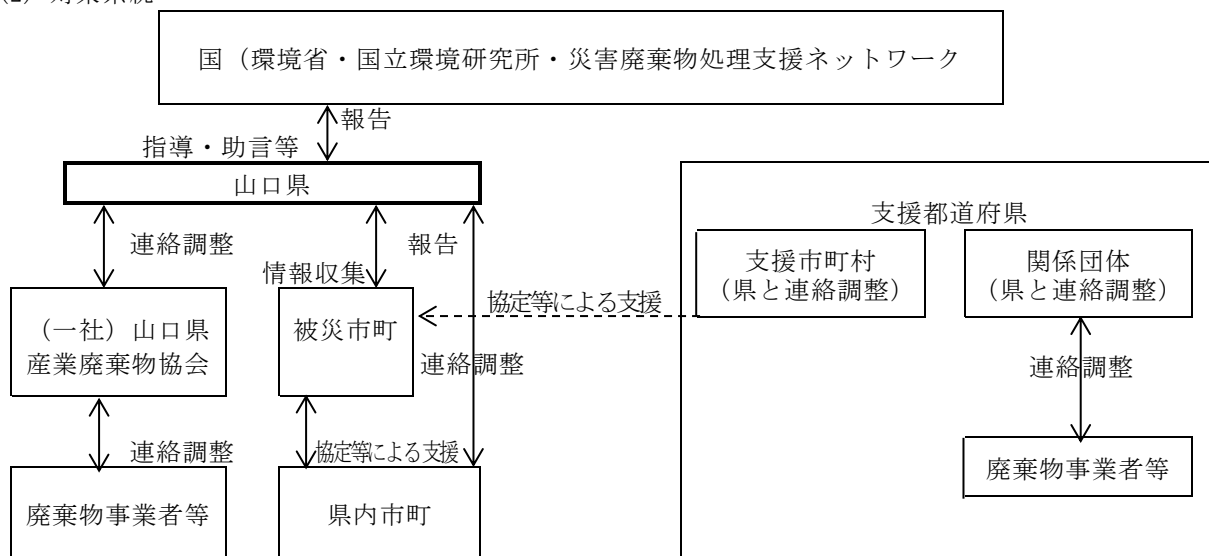
4 処理体制の整備

- (1) 市町は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県、国関係機関等から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、市町は、あらかじめ、民間の廃棄物処理関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じておくものとする。

なお、被害が甚大で、市町が自ら処理することが困難であり地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。

(2) 対策系統



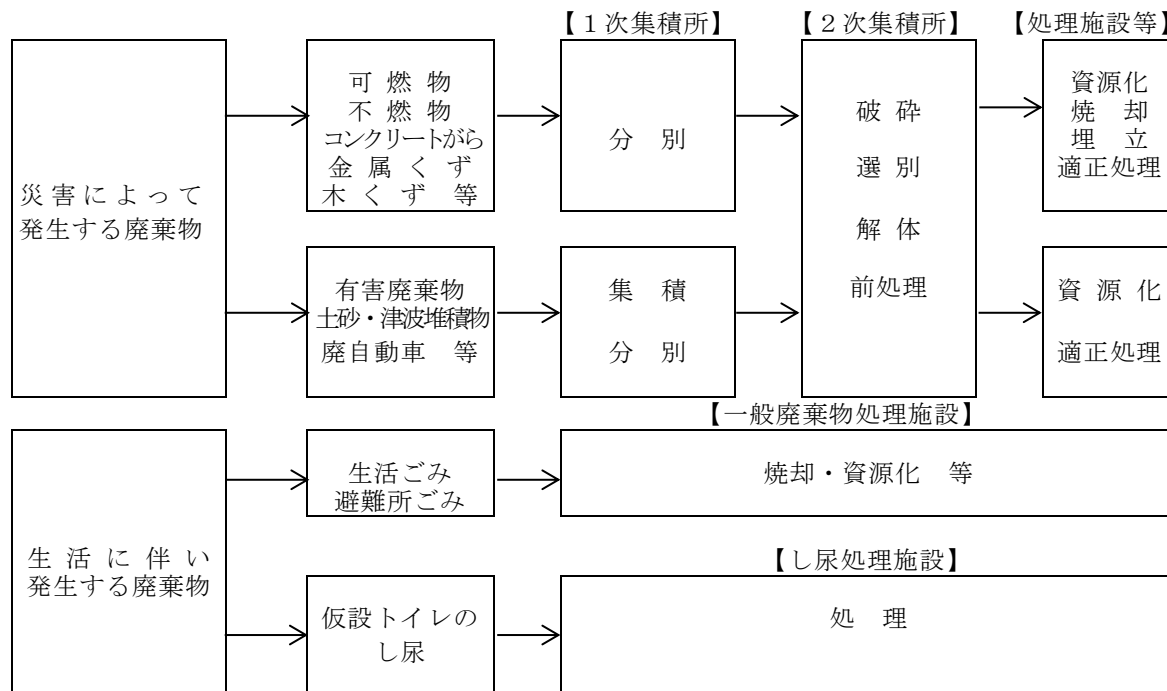
5 災害廃棄物等の処理対策

(1) 処理計画

被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、市町は災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、具体的な処理方針や処理計画を決定し、緊急度等を勘案して、迅速かつ適切な処理を実施する。

(2) 処理フロー

災害廃棄物等の収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により迅速かつ適切に行う必要がある。また、処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能なりリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。



(3) 処理運搬体制

ア 市町は、一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ 収集運搬体制

種 別		数 量	備 考
運搬車（トラック）		1 台	※ 一班で1日20戸を処理する。
作業員		8～10人	
所要器具	スコップ	作業員相応	
	トビロ		
	手ミ		

(4) 仮置場（一次集積所・二次集積所）の選定・確保、仮設焼却場の設置

ア 市町は、焼却施設が被災することもあり、廃棄物の集積場所及び処理施設の確保を図る。
 その際、必要な広さを有し、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、仮置場（一次集積場）とするなどの対策を講じる。

項 目	計算式、パラメータ等
面積	集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）
集積量	災害廃棄物等の発生量－処理量
処理量	災害廃棄物等の発生量÷処理期間
見かけ比重	可燃物0.4（t/m ³ ）、不燃物1.1（t/m ³ ）
積み上げ高さ	5m以下が望ましい
作業スペース割合	0.8～1

イ 災害時には、粗大ごみ、不燃ごみを始め、多様な廃棄物が大量に排出されることから、市町は、災害廃棄物の迅速かつ適切な分類・処理・処分に必要な仮置場（二次集積場）の確保や仮設焼却場の設置等の方策を講じる。

ウ 仮置場（一次・二次集積所）の選定にあたっては、主に下記の点に留意する。

分類	留意点
仮置場（一次・二次集積所）全般	- 候補地は、以下の点を考慮して選定すること ①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等） ※船舶の係留等 ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ） ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 ※ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。 - 仮置場の候補地については、できる限り土壌汚染の有無等を事前に把握すること。 - 特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となること。 - 津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要があること。 - 二次災害のおそれのない場所であること。
一次集積所	- 被災地内の公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定すること。 - 住民やボランティアによる持ち込みがあることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要があること。 - 初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した資料を配布・共有しておくこと。
二次集積所	- 災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定すること。 - 災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とすること。 - 災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮すること。 - 搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。 - グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要であること。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。

エ 必要機材、人員

災害廃棄物等の発生量や仮置場の状況に応じて、必要な重機や人員を積算する。

(5) 環境対策

市町は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(6) 倒壊家屋等の解体・撤去

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記の初動対応終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

(ア) 市町は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を災害廃棄物処理計画内に取りまとめ、計画的な処理を行う。

(イ) 県は、市町の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、市町の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市町又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

このため、廃棄物・リサイクル対策班は、地域ごとに処分施設の把握に努め、所要の資料の整理をしておくものとする。

ウ 倒壊家屋等の解体・撤去に必要な機材及び人員（１班編制）

項目	数量	備考
大型ダンプ車	6	（１班の１日当たりの作業量192トン） ※ 次の条件による作業の場合 (1) 搬出場所が往復１時間の場所にある。 (2) 積み込み作業に10分間を要する。 (3) 大型ダンプの積載量が４t（10tダンプ×40％）とする。 (4) 稼働時間を８時間とする。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作業員	3	

※機材には運転手及び操作員付きである。

(7) 有害性・危険性廃棄物

有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を通じて適正に処理する。

区分	項目	収集方法	処理方法
有害物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和・焼却
	塗料、ペンキ		焼却
	廃乾電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ 破砕、選別、リサイクル
		ボタン電池	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ 破砕、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破砕、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて燃えないごみとして排出	破砕
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破砕、選別、リサイクル
感（家庭）染（性）廃物	使用済注射器針 使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集、指定医療機関での回収（使用済注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立

(8) 津波堆積物の処理

津波堆積物の取扱いについては、悪臭などにより人体や生活環境への影響が懸念されるヘドロを優先して処理を進める。

(9) 思い出の品等の取扱い

写真や位牌、賞状等の所有者によって価値のある思い出の品等については、市町で保管・管理・返却を行うとともに、貴重品・有価物については警察に届け出る。有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を通じて適正に処理する。

(10) 死亡獣畜処理

ア 死亡獣畜処理

(ア) 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

(イ) 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（健康福祉センター（環境保健所））の指示により処分するものとする。

イ 放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取り扱いについては、他のごみ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。

このため、これの処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。

6 一般廃棄物の処理施設の復旧

市町は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常の上尿処理が困難になることが予想される。このため、市町は、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等における上尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

第1項1の実施機関に同じ

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、以下の指標で推計する。なお、正確な数値が判明しない場合は、一人1ヵ月約50リットルとして計算する。

項目	計算式、パラメータ等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿処収集必要人数×一人1日平均排出量 ＝仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口）×一人1日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	$[\text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口})] \times \text{断水率} \times 1 / 2$
非水洗化区域し尿収集人口	し尿収集人口－避難者数×（し尿収集人口／総人口）
一人1日平均排出量	し尿収集量／し尿収集人口

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(4) 市町及び県は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。

資料編[2(7)ケ-1]……災害時における仮設トイレの供給に関する協定

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。

項目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレの必要人数／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレ容量／し尿の一日1人あたり平均排出量／収集頻度
仮設トイレの容量	400Lとする。
収集頻度	3日/回

注意事項

- ・ 立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。
- ・ 迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。

(6) 要配慮者への配慮

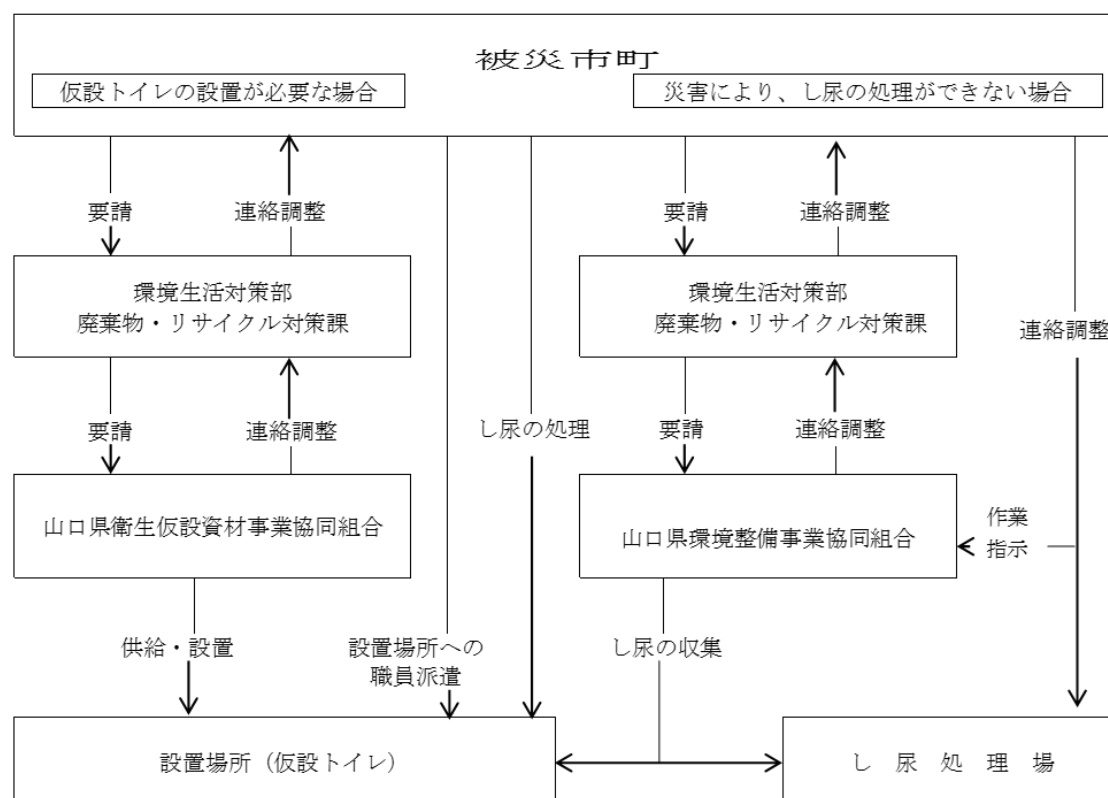
仮設トイレの設置等については、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

4 処理体制の整備

- (1) 大規模災害発生時においては、当該市町の処理機能が停止することも想定されることから、市町は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。

(2) 対策系統



5 処理対策

- (1) 避難所、空地等の仮設便所のし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。

また、水洗トイレの利用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2) 収集運搬体制

運 搬 車	作 業 員	1 日処理戸数	備 考
1 台	3 人	3 0 戸	運搬車：バキュームカー 1 . 8 トン

第 3 項 障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

【市町・県（厚政課）】

(1) 実施機関

ア 救助法が適用された災害による障害物の除去は、市町長が実施する。（救助法が適用された都度、知事から委任）

イ 県は、大規模災害発生の場合は、被害も広域、甚大となることから、関係機関との連絡調整をし、除去活動が円滑に実施されるよう努める。

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者。

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況（被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別）、市町民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

(ア) 市町長が賃金職員等、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県（救助総務班）、隣接市町からの派遣を求めるものとする。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図るものとする。

(4) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から 1 0 日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し特別基準（期間延長）の協議を行うものとする。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第 6 2 条の規定に基づき、市町が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

【市町・県（土木建築部・農林水産部）・警察・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社・管区海上保安本部・海上保安部署】

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、県、市町、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に、緊急啓開路線については、優先的に実施する。

機 関 名	対 策
市 町	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡を取り、相互協力するものとする。
県 (土木建築対策部)	出先機関、市町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
警 察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力するものとする。
国 土 交 通 省 中国地方整備局	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路 株 式 会 社	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(2) 河川・港湾、漁港関係障害物除去計画

機 関 名	対 策
市 町	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部) (農林水産対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、海上保安部・署に連絡するなどの措置をとる。
国 土 交 通 省 中国地方整備局	所管する施設について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。
管区海上保安本部・海上保安部署	海難船舶又は漂流物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 汚 物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第4節 動物愛護管理計画

災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物（飼い主不明や負傷した動物）の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。

そのため、被災住民の安全や動物愛護の観点から、市町、関係機関等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

【県（生活衛生課）・市町】

第1項 特定動物の逸走防止等

1 実施機関等

原則、飼養者とする。

県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。

2 実施方法

飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び特定動物の逸走を防止する措置を行う。

県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第2項 被災動物の救護

1 実施機関等

原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、県及び市町が関係機関等と連携して実施する。

2 飼い主の責務

(1) 平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。

(2) 避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。

3 被災動物の救護体制

(1) 県

ア 災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。

イ 被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市町、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター（環境保健所）又は動物愛護センターの収容施設に収容する。

ウ 健康福祉センター（環境保健所）は、避難所を設置する市町に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

エ 被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、（公社）山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。

オ 県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。

(2) 市町

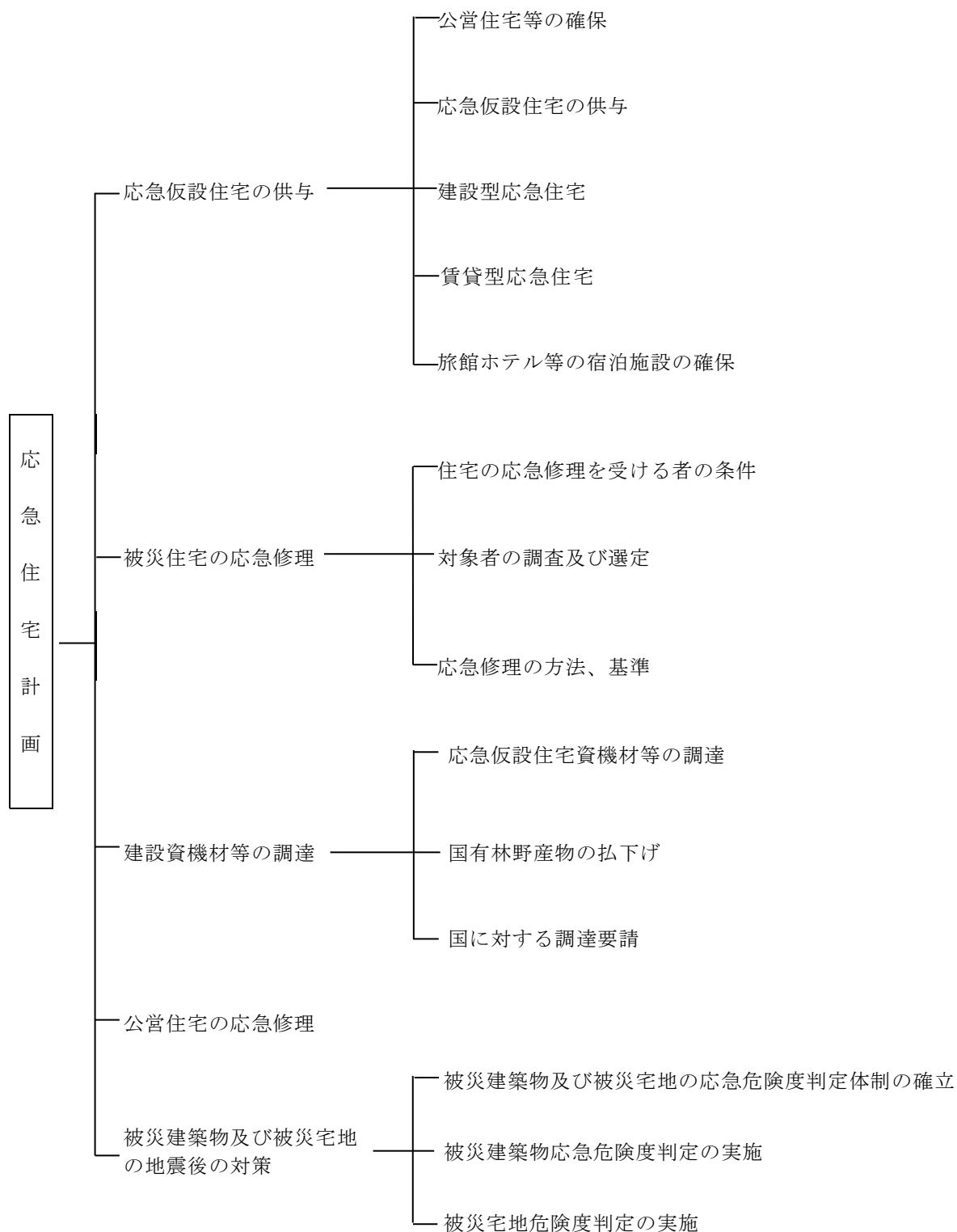
飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

第 1 1 章 応急住宅計画

基本的な考え方

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は住宅の応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。



第1節 応急仮設住宅の供与

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき応急仮設住宅を供与するものとする。

【県（厚政課・住宅課）・市町】

第1項 公営住宅等の確保

1 公的住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、県及び市町は、積極的に県営住宅、市町営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

(1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮するものとする。

(2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

(3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び山口県営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

ア 入居期間は、原則として1年以内とする。

イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。

エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

(4) 被災者か否かは、原則として市町が発行する当該地震に係る罹災証明書等により行う。

(5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

3 他の事業主体への要請

(1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

(2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。

(3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市町長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に收容する被災者の条件

(1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等

(2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産がない失業者

ウ 特定の資産がない一人親家庭

エ 特定の資産がない要配慮者

オ 特定の資産がない小企業者

カ 上記に準ずる経済的弱者等

(3) 災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

3 対象者及び入居予定者の選定

- (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市町長が行う。
- (2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮すること。
- (3) 市町長は、民生委員の意見を聴くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
- (4) 入居者の決定は、市町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

4 応急仮設住宅の管理等

(1) 建設型応急住宅

ア 県（厚政課）が市町に委託し、市町長が公営住宅に準じて維持管理する。

イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。

(2) 賃貸型応急住宅

ア 県（厚政課）、民間賃貸住宅の所有者及び入居者との間で定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。

イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。

ウ 県（厚政課）は、入居契約等に関する事務を市町に委任する。

第3項 建設型応急住宅

1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市町長に委任して実施する。

2 建設場所の選定

(1) 建設場所は、あらかじめ市町が選定した建設候補地から建設地を決定する。

(2) (1)の候補地で不足する場合には、市町が公有地等を優先して建設敷地を決定する。

なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市町との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。

(3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。

(4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第22条）

3 建設方法

(1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。

(2) 県が建築業者に請負わせて建設する。

(3) 県は、市町において建設することが適当と認めたときは、市町に対し設計図書等を示すものとする。

(4) 建設に関して、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。

(5) 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

4 建設基準

(1) 延べ床面積

1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

(2) 1戸建、長屋建、共同住宅式のいずれか適当な建て方とする。

入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

(4) 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。（救助総務班と住宅班が協議して定める。）

6 建設期間

(1) 災害発生の日から20日以内に着工する。

(2) 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。

第4項 賃貸型応急住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関して、（公社）山口県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会山口県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会及び（公財）日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等の要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理

【市町・県（厚政課）】

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

- 1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理
 - (1) 災害発生によって住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。
 - (2) 全壊又は全焼等の被害を受けた者で、修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある者。
- 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。

第2項 対象者の調査及び選定

- 1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理
市町が、現場における目視による確認や被災者の持参する写真等に基づき調査し、県が選定する。
- 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
市町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市町が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。
- 3 上記1、2は、場合によっては、県から被災市町への事務委任により実施する。

第3項 応急修理の方法、基準

- 1 応急修理の方法等
 - (1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理の実施は、市町長から建設業者への請負又は、市町から被災者に対してブルーシート、ロープ、土のう袋等の資材を給与し、被災者自らの施工により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、（一社）山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。
なお、被災者自らが行う場合は、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・NPO団体、ボランティア、消防団等の団体等の協力を得ることが望ましい。
 - (2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、（一社）JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、（一社）日本鳶工業連合会及び（一社）災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。

- (3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施は、市町長から建設業者への請負又は市町直営工事により行う。
- 建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、（一社）山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーサロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。
- (4) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、（一社）JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合に応援を依頼する。
- (5) 以下の他の者が行う応急修理は排除しない。
- ア 家主が借家を修繕する場合
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合
 - ウ 会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合

2 修理の範囲

- (1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理
- 住家の屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等）について、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分に限るものとする。
- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
- 日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等）に限るものとする。

3 修理の期間

- (1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理
- 災害発生の日から 10 日以内に完成させるものとする。
- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
- 災害発生の日から 3 月（災害対策基本法第 24 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 月以内）以内に完成させるものとする。
- (3) 修理の期間の延長
- 上記(1)、(2)の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

第3節 建設資機材等の調達

【県（土木建築部・森林企画課）】

第1項 応急仮設住宅資機材等の調達

- 1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体（（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。
- 2 用材の確保については、県本部農林水産対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（（一社）山口県木材協会）又は生産工場を通じて確保する。
このため、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておくものとする。

第2項 国に対する調達要請

第1項によってもなお資機材が不足する場合は、国に対して資機材の調達を要請するものとする。

第4節 公営住宅の応急修理

【県（住宅課）・市町】

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。
公営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであること。

第5節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策

地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図るうえで、また、被災者を建物倒壊等の二次災害から守るうえで重要であることから、残存する被災建築物について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

【県（建築指導課）・市町】

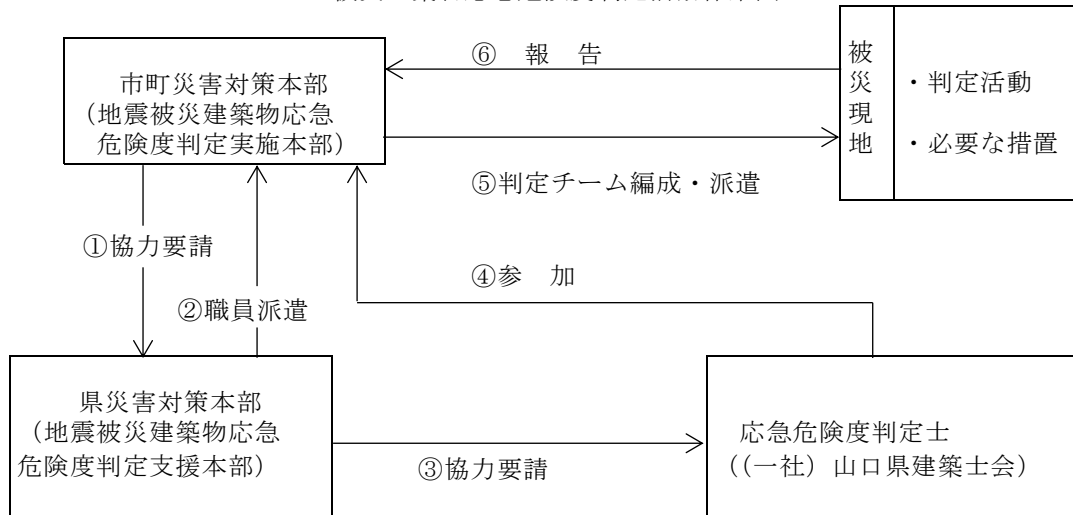
第1項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定体制の確立

地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次被害を防止するため、被災市町は被災建物及び被災宅地の安全性を早急に確認することが必要となる。このため県は、当該市町が実施する危険度の判定を支援するための応急危険度判定体制を確立する。

第2項 被災建築物応急危険度判定の実施

- 1 市町は、判定実施マニュアルに基づき、被災建築物応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。
- 2 県は、被災市町災害対策本部の要請により、職員を派遣するとともに、ボランティア（判定士）に参加協力を求める。

被災建築物応急危険度判定活動体系図



第3項 被災宅地危険度判定の実施

- 1 市町は、判定実施マニュアルに基づき、被災宅地危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の支援を要請する。
- 2 県は、被災した市町から判定士等の支援の要請を受けたときは、必要に応じて他の市町に対し、判定士の派遣等を要請する。

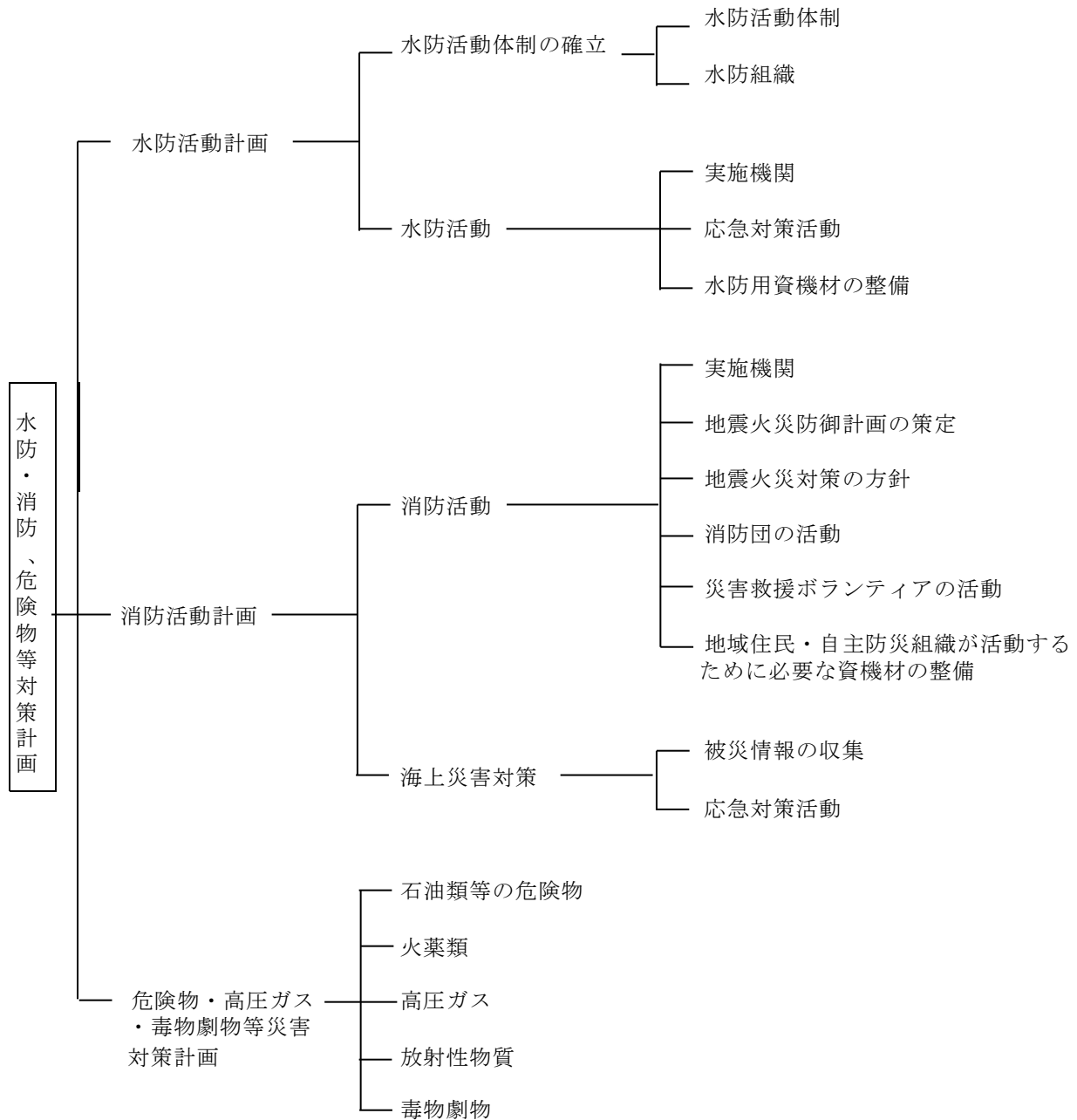
第 1 2 章 水防・消防、危険物等対策計画

基本的な考え方

地震が発生した場合の被害は、建物、構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊又は津波による浸水、火災の発生が予想される。

また、危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保について必要な対策を講ずる必要がある。

このため、これらによる被害を最小限に食い止めるため、震災時における水防、消防及び危険物等にかかる応急対策活動について定める。



第1節 水防活動計画

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水及び津波等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、県及び水防管理者（市町長）は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講ずることになる。

本節では、県地域防災計画の内から震災時において県、水防管理者（市町長）がとる応急対策について、必要な事項を定める。

【県（土木建築部・農林水産部）・水防管理者（市町長）】

第1項 水防活動体制の確立

1 水防活動体制

- (1) 地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は気象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、本編第3編第13章水防計画に定める体制に準じる体制により、事態を処理する。
- (2) 市町は、県に準じて必要な水防活動体制を確立するものとする。

2 水防組織

県の水防計画に定める水防組織及び所掌業務を参考として掲げる。

(1) 第1警戒体制（情報班体制）

配 備 課 所	業 務 内 容
河 川 課 砂 防 課 道 路 整 備 課 防災危機管理課 (消防保安課)	1 気象情報の収集 2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する 3 土木建築事務所及びダム管理事務所の長から請求があった場合、必要な情報を提供する

(2) 第1警戒体制（警戒配備体制）

配 備 課 所	大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	津 波 注 意 報	業 務 内 容
河 川 課 砂 防 課 道 路 整 備 課 港 湾 課 農 林 水 産 政 策 課 農 村 整 備 課 漁 港 漁 場 整 備 課	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。
土木建築事務所	○	○	○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、水防情報（所管のダムの状況を含む）の収集、報告にあたる。 水防管理団体との連絡を確保する。 水防警報の発表基準に達した場合は、水防警報を発表する。
ダム管理事務所	○	○		警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、所管のダムの状況等、水防情報の収集、報告にあたる。
港湾管理事務所			○	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。
山口宇部空港事務所			※	
農林水産事務所 下関農林事務所 下関水産振興局			○	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。

※主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

(3) 第2警戒体制以上の体制

ア 本庁各課

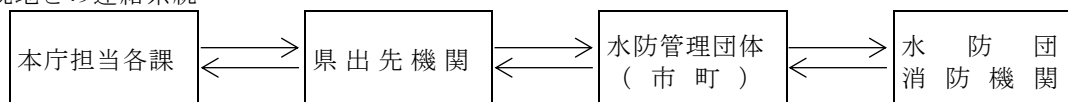
配備課所	業 務 内 容
監 理 課 技術管理課	1 資材調達、輸送、他県との連絡及び建設業者との連絡に関する事。 2 土木建築事務所の相互協力、応援に関する事。
道路整備課	1 県が管理する道路の通行規制に関する事。 2 その他、道路整備課所管業務の水防に関する事。
道路建設課	道路建設課所管業務の水防に関する事。
都市計画課	1 県立都市公園及び流域下水道の風水害対策に関する事。 2 その他、都市計画課所管業務の水防に関する事。
砂 防 課	1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害の取りまとめに関する事。 2 山口県土砂災害警戒情報システムに関する事。 3 その他、砂防課所管業務の水防に関する事。
河 川 課	1 水防に関する指示の伝達に関する事。 2 雨量、水位の情報収集、通報及び状況判断に関する事。 3 水防警報、水防緊急対策及び技術指導に関する事。 4 洪水予報の実施、伝達に関する事。 5 避難判断水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関する事。 6 報道機関への水位情報・水防警報発表状況の情報提供に関する事。 7 土木防災情報システムに関する事。 8 ダムの操作に関する事。 9 その他、河川課所管業務の水防に関する事。
港 湾 課	1 国土交通省港湾局所管海岸保全区域の水防に関する事。 2 潮位の情報収集、通報及び状況判断に関する事。 3 高潮防災情報システムに関する事。 4 その他、港湾課所管業務の水防に関する事。
住 宅 課	1 県営住宅の風水害対策に関する事。 2 その他、住宅課所管業務の水防に関する事。
農林水産政策課	1 各農林水産事務所、下関農林事務所及び下関水産振興局の相互協力、応援に関する事。 2 その他、農林水産政策課所管業務の水防に関する事。
農村整備課	1 危険ため池に関する事。 2 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関する事。 3 その他、農村整備課所管業務の水防に関する事。
漁港漁場整備課	1 水産庁所管海岸保全区域の水防に関する事。 2 その他、漁港漁場整備課所管業務の水防に関する事。

イ 出先機関

配備課所	業 務 内 容
土 木 建 築 事 務 所	1 水防警報の発表及び伝達に関する事。 2 洪水予報の伝達に関する事。 3 避難判断水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関する事。 4 潮位の情報収集、通報に関する事。 5 ダムの操作に関する事。 6 水門、防潮ゲート（陸閘）、排水ポンプ場の操作に関する事 7 水防資材の融通及び輸送に関する事。 8 県が管理する道路の通行規制に関する事。

配備課所	業 務 内 容
ダム管理事務所	ダムの操作に関する事。
港湾管理事務所	1 所管の海岸に係る水防警報の発表に関する事。 2 潮位の情報収集、通報に関する事。 3 水門、樋門、陸閘の開閉、排水ポンプ場の操作に関する事
山口宇部空港事務所	1 潮位の情報収集、通報に関する事。 2 水門、防潮ゲート（陸閘）の操作に関する事。
農 林 水 産 事 務 所 下 関 農 林 事 務 所	1 危険ため池に関する事。 2 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関する事
農 林 水 産 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局	水産庁所管海岸保全区域の水防に関する事。

(4) 現地との連絡系統



第2項 水防活動

震災時における水防対策については、本編第3編第13章水防計画及び市町水防計画に準拠して必要な措置及び応急対策を講ずる。

1 実施機関

(1) 水防管理団体及び市町の措置

ア 水防管理者（市町長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、あらかじめ定めている水防計画又は地域防災計画等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防御体制を強化する。

イ 水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、住民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難指示等の発令、避難誘導等）及び応急水防対策を講ずる。

(2) 県の措置

県は、地震、津波及び降雨等による浸水が発生し又は発生するおそれがある場合は、水防管理者等が迅速、的確な水防活動が実施できるよう「水防計画」に基づく応急体制を確立し、必要な措置を講ずる。

(3) 施設の管理者

ダム、ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡するとともに、ダム、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講ずる。

2 応急対策活動

(1) 監視、警戒活動等

ア 地震（震度4以上）が発生した場合

ダム、ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、直ちに、施設の巡視、点検を行い、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。

また、水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、門扉を操作できる体制を整え、水位、潮位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。

イ 大規模地震が発生した場合

(ア) 水門・樋門等への対応

沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられることから、各施設の管理者は、速やかな対応ができるよう、建設業者等への緊急連絡体制を整えておく。

(イ) 堤防、護岸、ダム等への対応

被害の拡大、二次災害の防止のため、迅速な仮設締切等の応急処置ができるよう、各施設の管理者は、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておく。

ウ 津波注意報・津波警報が発表された場合

津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作の安全が確保できる場合に限り、開閉を行う。

(2) 浸水・溢水等への応急措置

警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者は、関係機関と協力し、直ちに、付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(3) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、防潮堤等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

3 水防用資機材の整備

(1) 市町は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう必要な資機材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定めておく。

(2) 県は、自ら実施する浸水対策及び市町の要請に対応できるよう必要な資器材の確保対策を、あらかじめ講じておくものとする。

第2節 消防活動計画

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、その地域の市街地状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

なお、消防活動に関する一般的事項については、県防災計画本編第3編第21章第1節第3項に定めている。

【市町（消防本部・消防団）・県（消防保安課）】

第1項 消防活動

1 実施機関

(1) 消防の実施責任は、市町にある。

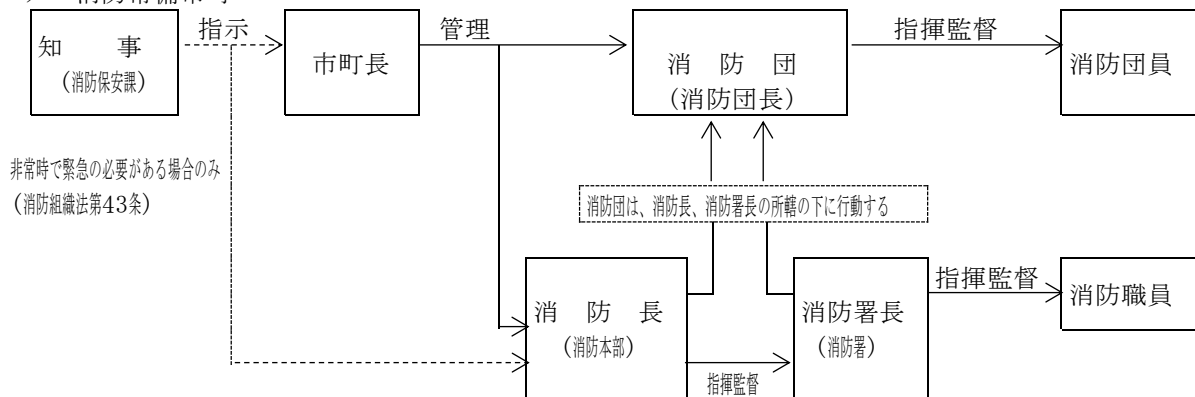
このため、市町及び消防機関は、全機能をあげて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努めるものとする。

この場合において、地域住民、自主防災組織等の協力が必要であることから、これらの者と一体となった活動体制を確立しておくものとする。

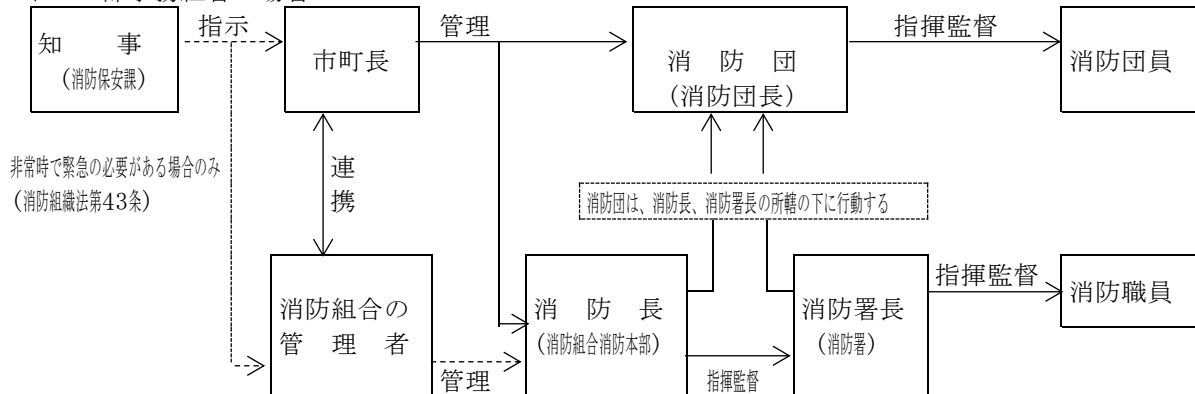
(2) 県は、市町が実施する消防活動が円滑に行われるよう、他の公共団体、国、防災関係機関との連絡調整及び市町に対して必要な指示、助言を行う。

(3) 市町消防機関の系統図

ア 消防常備市町



イ 一部事務組合の場合



2 地震火災防御計画の策定

(1) 消防活動について、市町は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「消防計画」を策定している。

地震発生時における消防活動については、「地震災害活動マニュアル」が作成されているところであるが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、

地域の特性を加味した防御活動計画の策定を図っていくものとする。

(2) 地震発生時の火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防御対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減を図れる計画となるように努めるものとする。

この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また、地域住民、事業所、他市町村、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とするものとする。

(3) 地震発生時火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、地域住民の活動内容、協力支援体制等についても計画の中に盛り込むものであること。

3 地震火災対策の方針

(1) 市町及び消防機関は、同時多発の火災から住民の生命の保護を第一として活動を実施するものとする。

この場合において、出火防止と初期消火の徹底について住民や事業所に呼び掛けるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施するものとする。

(2) 防御活動

防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動するものとする。

4 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止を始めとする住民指導及び保有装備を活用した消火活動その他の災害防御に当たるものとする。

(1) 出火警戒活動

(2) 消火活動

(3) 救助救出活動

(4) 応急手当活動

(5) 災害情報の収集伝達活動

(6) 避難誘導及び指示

5 災害救援ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図って行くこととしている。

災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動については概ねこれによるものとする。

(1) 初期消火活動及び消火活動及びその支援

(2) 救助救出活動及びその支援

(3) 応急手当活動及びその支援

(4) 災害情報の収集・伝達活動及びその支援

(5) その他避難誘導等の活動に対する支援

6 地域住民・自主防災組織が活動するために必要な資機材の整備

激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、市町は、検討を進め整備の促進に努めるものとする。

第2項 海上災害対策

地震、津波等により沿岸及び海上等の危険物施設や船舶等から油が流出した場合又はこれに伴う火災が発生した場合及び危険物等が流出した場合、人命救助、消火活動、流出油等の防除、付近の船舶の安全確保及び沿岸住民への被害防止を図るため、管区海上保安本部・海上保安部署は、関係機関と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずるものとする。

警察本部、消防機関、港湾管理者及びその他の関係機関は、港長及び管区海上保安本部・海上保安部署長が実施する応急対策に対して協力を行うものとする。

【管区海上保安本部・海上保安部署・消防機関・警察・県（関係各課）】

1 被災情報の収集

(1) 被災状況の把握

ア 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況

- イ 水路、航路標識の異常の有無
 - ウ 石油コンビナートの被災状況
 - (2) 港内の状況
 - ア 在泊船舶の状況
 - イ 船舶交通の輻輳状況
 - (3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況
 - (4) 港湾等における避難者の状況
 - (5) 関係機関等の対応状況
 - (6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障を来さない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。
 - (7) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項
- 2 応急対策活動
- (1) 人命救助
 - 巡視船（艇）、航空機又は特殊救難隊等により搜索救助活動を実施する。
 - この場合、関係機関は協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護に当たる。
 - (2) 被災船舶に対する拡大防止措置の指導
 - ア 流出箇所等の閉鎖
 - イ 船舶所有の資機材による防除活動
 - ウ 積載油等の他タンクへの移送
 - (3) オイルフェンスの展張
 - (4) 流出油の回収等
 - 資料編[7-16]……油回収能力を有する船舶の所在
 - (5) 初期消火及び延焼拡大防止
 - (6) 被災地付近の警戒及び立入制限
 - (7) 応急資機材、消火資材の調達、確保及び輸送
 - 資料編[7-12]……化学消火剤及び油処理剤等の所在（防災関係機関分）
 - (8) 被災船舶の移動等
 - (9) 被害拡大防止のため必要があるときは、船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊の動員及び海上災害防止センターへの防除措置の指示並びに自衛隊等関係機関に対する出動要請を行う。
 - (10) 船舶の交通規制
 - ア 航行の制限又は禁止
 - イ 港内在泊船舶に対する避難指示及び移動命令
 - ウ その他必要な航行管制
 - (11) 港内及び付近海域における火気の使用禁止又は制限
 - (12) 必要に応じ、被災地付近住民等への避難指示
 - (13) 海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における消火活動等に協力する。

第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画

大規模な地震により、危険物・火薬類・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

【県(消防保安課)・市町(消防機関)・警察・管区海上保安本部・海上保安部署・施設管理者等】

実 施 者	措 置 内 容
施設の所有者、管理者又は占有者	1 地震発生時の応急対策 (1) 地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。 (2) 地震発生後、直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。 (3) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 (4) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。 (5) 車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、危険物の漏えいの有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。 2 地震発生時の連絡通報及び広報活動 (1) 地震により災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、県(防災危機管理課)等へ通報する。 なお、通報手段が途絶えない限り、第1報は、電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。 (2) 地震による災害が、周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。

実 施 者	措 置 内 容
知事（消防本部未設置市町）又は市町長（消防機関）	1 地震発生時の危険物関係事業者への指示等 (1) 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。 (2) 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ又はその使用を制限する。 (3) 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。 2 救急・防災活動（市町消防機関） 地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。 3 広報・警戒区域・避難指示等（市町・市町消防機関） (1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 (2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。 4 関係機関との連絡・調整等 (1) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し又は周辺住民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。 (2) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。
警 察	1 県及び市町の消防機関と連絡をとり施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。 2 市町長から要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害拡大のおそれがある設備又は占有者等に対し、災害の拡大防止に必要な限度において、その設備、物件の除去、保安等必要な措置をとることを指示する。
管区海上保安本部・海上保安部署	1 巡視船艇、航空機により被害状況の把握に努めるほか、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、警戒区域の設定、避難誘導、取締りを行う。 2 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。 3 船舶交通の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて船舶等に対して、移動を命じ、又は航行を制限し、若しくは禁止するとともに、航行警報等により速やかに周知する。 4 被災その他の原因により自力航行能力を失った危険物積載船舶等に対し、同所有等による救出措置を指導するとともに、必要に応じて巡視船艇による安全な場所への救出措置を講ずる。 5 危険物等の防除作業にかかる指導及び巡視船艇による応急防除作業等を行う。

第2項 火薬類

関係機関及び関係事業所等は、災害の態様に応じて、次の措置を講じる。

【県（産業政策課）・市町・警察・管区海上保安本部・海上保安部署・指定地方行政機関（中国四国産業保安監督部）・施設管理者等】

実 施 者	措 置 内 容
火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者	- 地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保し、事業所等の応急点検を実施し、被害状況を把握する。 - 地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じたときは、災害の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、警察及び消防機関に連絡する。 - 貯蔵火薬類を安全な場所に移す余裕があるときは、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。 - 搬送に余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。 - 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、状況によっては、付近住民に避難の警告を行う。 - 吸湿、変質、不発、半爆発等のため、著しく原性能を失った火薬類又は安定度に異常を呈した火薬類は、安全確認の後廃棄する。
知 事 （産業政策課） 市 町 長	延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、関係防災機関に連絡する。 - 製造業者、販売業者又は消費者（以下「製造業者等」という。）に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 - 製造業者等、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。 - 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。 - 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の取去を命じる。 資料編[9-3]……火薬類製造所 [9-4]……火薬類販売業者 [9-5]……火薬庫所在状況
警 察	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
管区海上保安本部 ・海上保安部署	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国四国産業 保安監督部	- 火薬製造事業所等の施設が、火災等の発生により危険な状態となった場合又は危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その保安責任者に対して、法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。 - 鉱山作業現場等における被害防止若しくは拡大を防ぐため、災害状況の実情把握に努め、必要に応じて適切な指示、命令を発する。

第3項 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」と言う。）については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏えい等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

【関係事業者・県（消防保安課）・市町・警察・管区海上保安本部・海上保安部署・中国四国産業保安監督部】

実 施 者	措 置 内 容
高 圧 ガ ス 関 係 事 業 者	1 地震発生時の応急対策 (1) 地震発生後直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。 (2) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 (3) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民への避難指示等に必要な措置を講じる。 (4) 車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、ガス漏えいの有無等について点検し、異常があるときは上記(1)～(3)の応急措置を講じるとともに、山口県高圧ガス保安協会等による応援を受ける。 2 地震発生時の連絡通報及び広報活動 (1) 地震により災害が発生したときは、消防機関、警察、市町、県（消防保安課）等へ通報する。 なお、通信手段が途絶しない限り、第1報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。 (2) 地震による災害が周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合、又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。
知 事 (消 防 保 安 課)	1 地震発生地の高圧ガス関係事業者への指示等 (1) 高圧ガス関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について必要な指示をする。 (2) 高圧ガス関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止、高圧ガスの廃棄の一時禁止等の緊急措置を命じる。 2 関係機関との連絡・調整 地震による高圧ガス関係施設に災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して、必要な対策を講じる。 資料編[9-6]……石油精製工場 [9-7]……高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧

実 施 者	措 置 内 容
市 町 長 (消 防 機 関)	1 救急・防災活動等 地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者、防災活動上必要な指示を行う。 2 警戒区域・避難指示 高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏えいにより、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。 3 広報活動 周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。
警 察	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
管区海上保安本部 ・海上保安部署	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中 国 四 国 産 業 保 安 監 督 部	関係機関との連絡調整を行い、県、高圧ガス関係事業者等に対し、災害拡大の防止及び周辺住民の安全確保等について必要な指示・助言を行う。

第4項 放射性物質

地震災害により放射性物質の漏えい等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等の規制に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。

【県（消防保安課・環境政策課・厚政課・医務保険課・健康増進課）・市町（消防）・警察・管区海上保安本部・海上保安部署】

実 施 者	措 置 内 容
施 設 の 所 有 者 及 び 管 理 者	放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。 (1) 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（所轄労働基準監督署、海上保安部・署等）、警察、市町等に通報する。 (2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。 資料編[9-9]……放射性物質の所在状況
市 町 長 (消 防 機 関)	(1) 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。 (2) 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難の指示を行う。 (3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。

実 施 者	措 置 内 容
知 事 （消防保安課） （環境政策課） （厚政課） （医務保険課） （健康増進課）	(1) 市町又は警察から事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。 (2) 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。 (3) 放射性物質使用病院での被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。 (4) 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除去施設等を有する診療施設での治療が必要となることから、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。
警 察	(1) 事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、県へ通報する。 (2) 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
管区海上保安本部 ・海上保安部署	(1) 第1項石油類等の保安対策でとる1～4の措置に準じた措置を講じる。 (2) 海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

第5項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置等を講じる。

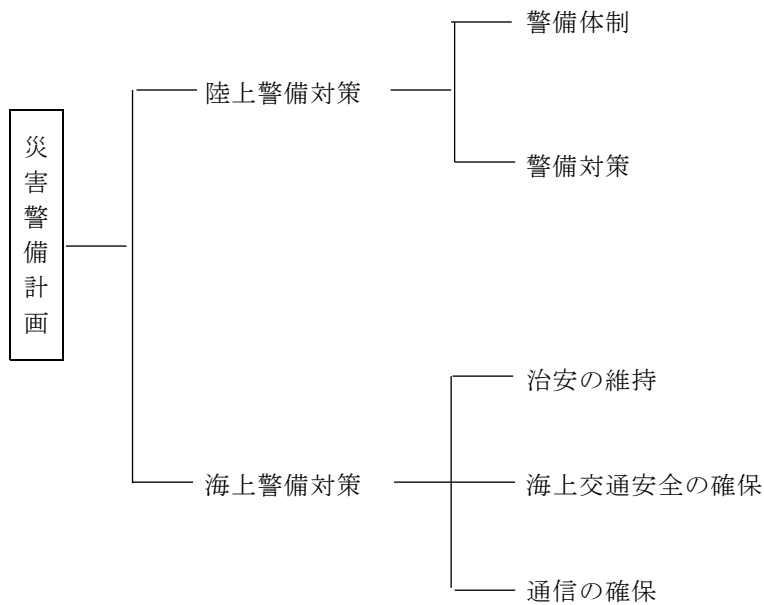
【県（薬務課）・市町・警察・管区海上保安本部・海上保安部署】

実 施 者	措 置 内 容
製造者 輸入者 販売者 業務上取扱者	1 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災対策要員を確保する。 2 毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け毒物劇物の漏えい、流出等が生じた場合には、次の応急措置を講じる。 (1) 健康福祉センター（環境保健所）、警察、消防機関に直ちに通報する。 (2) 従業員及び周辺住民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 (3) 中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。
知 事 （ 薬 務 課 ） （下関市の販売所 及び業務上取扱施設 にあっては下関 市長）	1 毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するために必要な応急措置を講じるよう指導する。 2 毒物劇物が飛散、漏えいした場合は、中和剤等による防除作業を実施するよう指示する。 3 中和剤等の資材及び人員等が不足するときは、その収集、あつせんに努める。 資料編[9-10]……毒物劇物製造所一覧
市 町 長 （ 消 防 機 関 ）	危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入り禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立ち退きの指示を行う。 資料編[7-10]……消防本部別防毒マスク等の保有状況
警 察	県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を実施する。
管区海上保安本部 ・海上保安部署	第1項石油類等の保安対策でとる措置に準じた措置を講じる。

第 13 章 災害警備計画

基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。



第1節 陸上警備対策

【警察】

第1項 警備体制（災害警備実施計画）

1 職員の招集・参集

職員は、県内に地震及び津波による災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

2 警備体制の種別

(1) 第一次体制

ア 県内において震度4の地震が発生したとき

イ 津波警報が発表されたとき

(2) 第二次体制

ア 県内において震度5弱の地震が発生したとき

イ 津波警報・注意報が発表され、情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき

(3) 第三次体制

ア 県内において震度5強以上の地震が発生したとき

イ 津波により大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき

3 警備本部の設置

県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県本部の公安部としての活動を実施する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第2項 警備対策（災害警備実施計画）

地震又は津波による大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。

また、被害の状況により他都道府県警察の警察災害派遣隊の応援を要請する。

(2) 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(3) 行方不明者の搜索等

行方不明者の搜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市町等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、障害者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市町が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市町災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動を推進する。

10 通信の確保

地震により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

(注) 本節に掲げる事項についての活動の詳細は、警察本部及び警察署が災害警備計画で示す。

資料編[1-10]……警察署の管轄区域

第2節 海上警備対策

【管区海上保安本部・海上保安部署】

第1項 治安の維持

管区海上保安本部・海上保安部署は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第2項 海上交通安全の確保

管区海上保安本部・海上保安部署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等、規制を行うものとする。
- 2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。
- 4 海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告するものとする。
- 5 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。
- 7 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

管区海上保安本部・海上保安部署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- 3 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- 4 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。
- 5 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。
- 6 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

資料編[1-14]……海上保安本部組織勢力体系

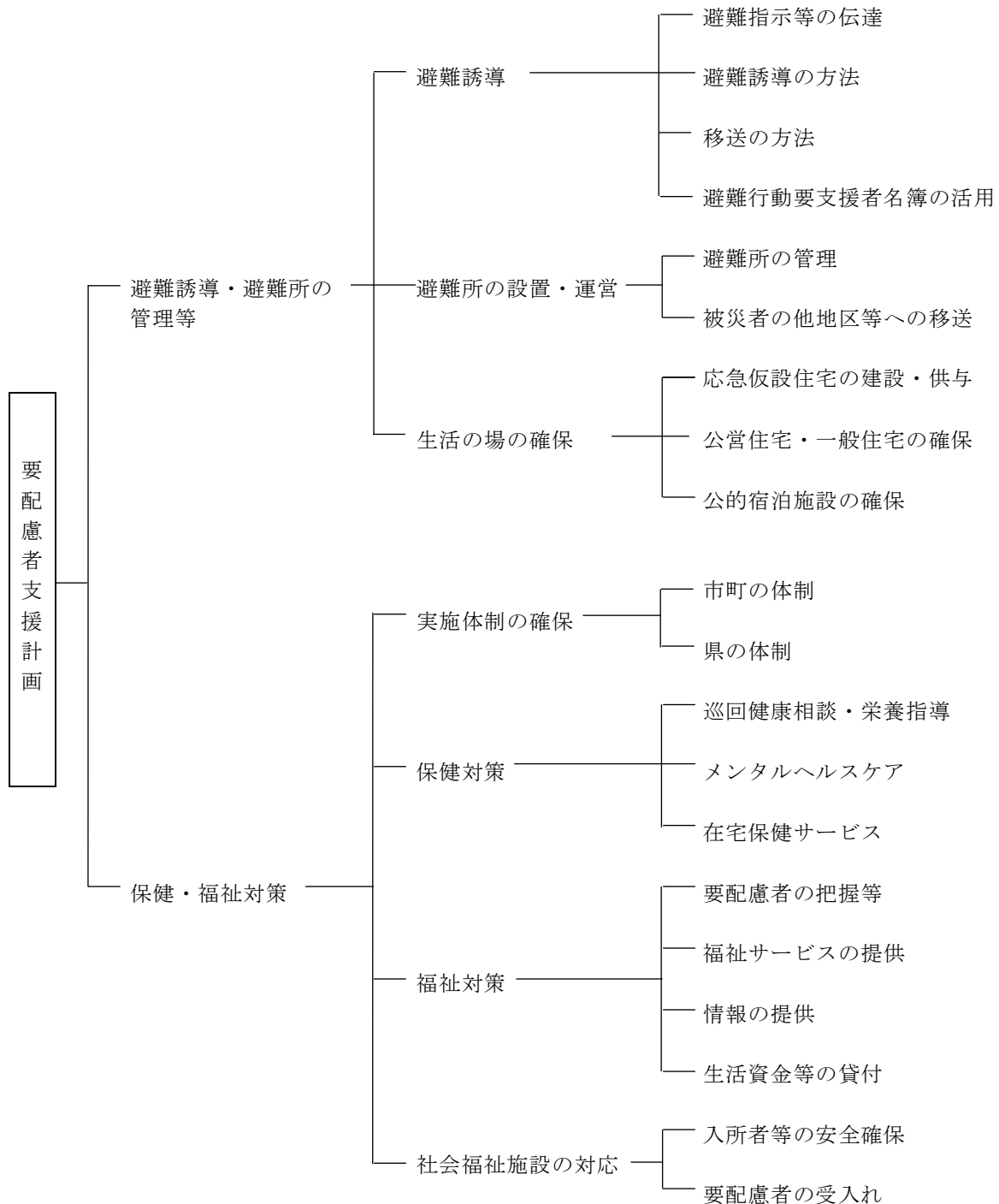
[1-15]……県の水域に係る海上保安部・署の管轄区域

第 1 4 章 要配慮者支援計画

基本的な考え方

震災時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。



第1節 避難誘導・避難所の管理等

市町は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。
また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

【市町・県（関係各課）・関係機関】

第1項 避難誘導

1 避難指示等の伝達

避難指示等を発令する市町長等は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮するものとする。

2 避難誘導の方法

避難指示等が出された場合、市町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者等の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮する。

4 避難行動要支援者名簿の活用

市町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第2項 避難所の設置・運営

市町は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

県は、市町等からの応援要請に基づき、広域的な福祉支援を実施する。

1 避難所の管理

(1) 市町

ア 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

イ 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。
介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

ウ 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。

エ 自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

オ 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品などのほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 県

県は、市町等からの応援要請を受けた場合、山口県災害福祉支援ネットワーク協議会と調整し、DWA Tの派遣を行う。

2 被災者の他地区等への移送

(1) 市町

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者、妊産婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

また、外国人旅行者を含む観光客の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2) 県

県は、市町等からの応援要請を受けた場合、山口県災害福祉支援ネットワーク協議会と調整し、DWA Tの派遣を行う。

第3項 生活の場の確保

高齢者、障害者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

(1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、県及び市町は、その確保に努める。

3 公的宿泊施設の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 保健・福祉対策

震災時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、県及び市町は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

【市町・県（関係各課）・関係機関】

第1項 実施体制の確保

震災時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

1 市町の体制

市町は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、市町からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、さらには、各種施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、県及び市町は、保健師・栄養士等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

- 1 県及び市町の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- 2 精神保健福祉センター、健康福祉センター（環境保健所）等におけるメンタルヘルスケア
- 3 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズ也多岐にわたることが見込まれるので、県及び市町は、他県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

県及び市町は、発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を通して行う訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等との連携を図る。

2 福祉サービスの提供

(1) 県及び市町は、介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。

(2) 県は、市町等との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入の可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。

また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

(3) 市町は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

3 情報の提供

県及び市町は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、県、市町等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

1 入所者等の安全確保

(1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。

- (2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 県及び市町は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行うものとする。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は県・市町に対し、支援を要請する。

県及び市町は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

- (2) 被災地以外の地域の施設は、県又は市町の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力するものとする。

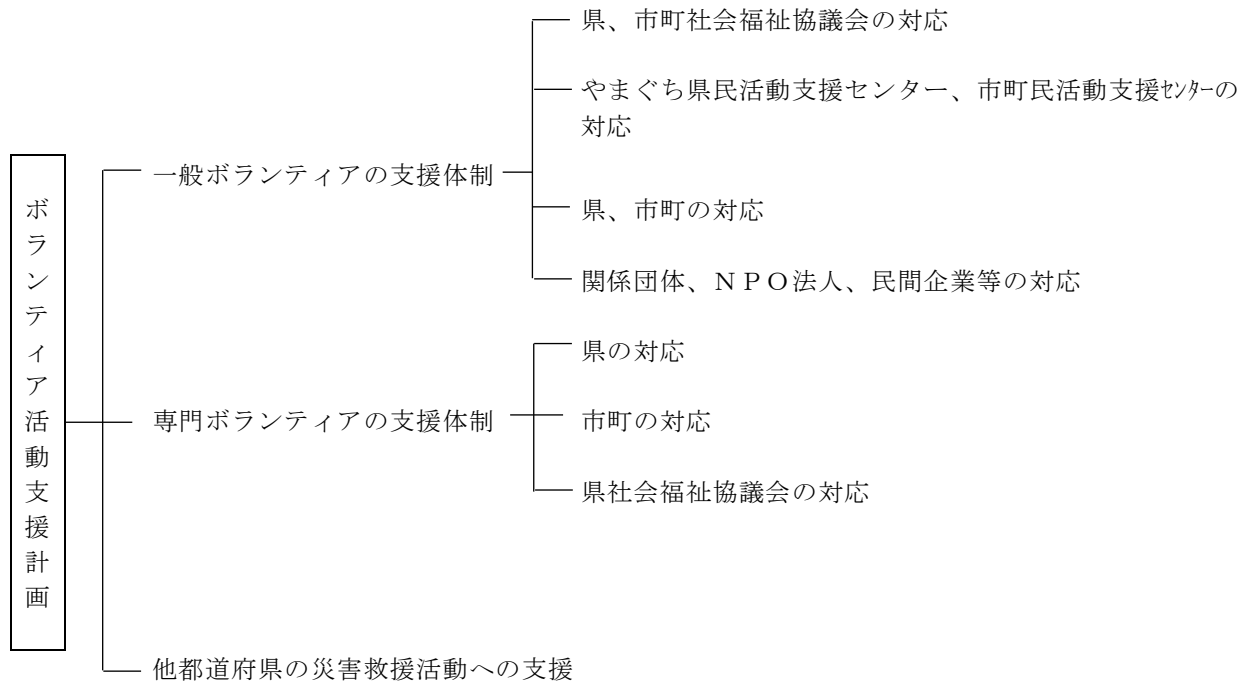
第 15 章 ボランティア活動支援計画

基本的な考え方

地震等による大規模災害時には、県、市町及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般県民の協力を必要とする。また、一方において、被災を免れた県民等から被災地の救援活動への参加も予想される。

これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。



第1節 一般ボランティアの支援体制

【県（県民生活課、厚政課、健康福祉センター）、市町、県民活動支援センター、市町民活動支援センター、県・市町社会福祉協議会】

第1項 県、市町社会福祉協議会の対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援体制のための体制を確立し、県、市町災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

1 県災害ボランティアセンターの設置

県社会福祉協議会内に県災害ボランティアセンターを設置し、現地センターが救援活動に専念できるよう、県・市町災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、当該ブロックごとに、現地センターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援を行う。

- (1) ボランティアの参加要請及び派遣
- (2) ボランティアセンター運営スタッフ等の応援要請及び派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等
- (5) その他関係団体、NPO等、中間支援組織による救援活動の支援調整など

2 現地センターの設置

被災地又は近接する市町の社会福祉協議会内に、ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置し、被災市町災対本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。また、大規模かつ広域的な災害が発生し、当該現地センターが被災等によってその機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町社会福祉協議会との現地センターの共同設置や民間支援組織等との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

- (1) 被災者ニーズの把握
- (2) ボランティアの募集及び受付
- (3) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等

3 その他の市町社会福祉協議会

被災地以外の市町社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び現地センターへ必要な支援を行う。

- (1) 県内ボランティアの参加要請
- (2) ボランティアセンター運営スタッフの派遣
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

第2項 やまぐち県民活動支援センター、市町民活動支援センターの対応

やまぐち県民活動支援センター、市町民活動支援センターは、県・市町災害対策本部、県災害ボランティアセンター、現地センターとの連携を図りながら、必要な支援を行う。

第3項 県、市町の対応

災対本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、現地センターと一体となつて、ボランティアの活動支援を行う。

1 県の対応

- (1) 国、他県、市町、やまぐち県民活動支援センター、県災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズ等の情報収集
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 広域的な活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

2 市町の対応

- (1) 県災害ボランティアセンター、現地センター各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズの把握
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他現地センターの運営や活動に対する必要な支援

第4項 関係団体、NPO法人、民間企業等の対応

ボランティアや県災害ボランティアセンター、現地センターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平時からの連絡体制の構築に努める。また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎり配慮に努める。

第2節 専門ボランティアの支援体制

【県（厚政課、関係各課）、市町、県社会福祉協議会】

第1項 県の対応

専門ボランティア関係各班は、被災市町からの要請により、あらかじめ登録され、あるいは、県社会福祉協議会を通じて、新たに登録された専門ボランティアの派遣、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第2項 市町の対応

被災市町は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお、必要な人員が不足する場合、県災対本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第3項 県社会福祉協議会の対応

県社会福祉協議会は、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、専門ボランティアに関係する各団体との連絡調整を行い、災害時に県災害救助部救助総務班が円滑に派遣できる体制の整備に努める。

第3節 他都道府県の災害救援活動への支援

県は、他県で大規模な災害が発生した場合において、被災県と緊密な連絡・調整を行いながら、市町、関係団体と連携して、ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

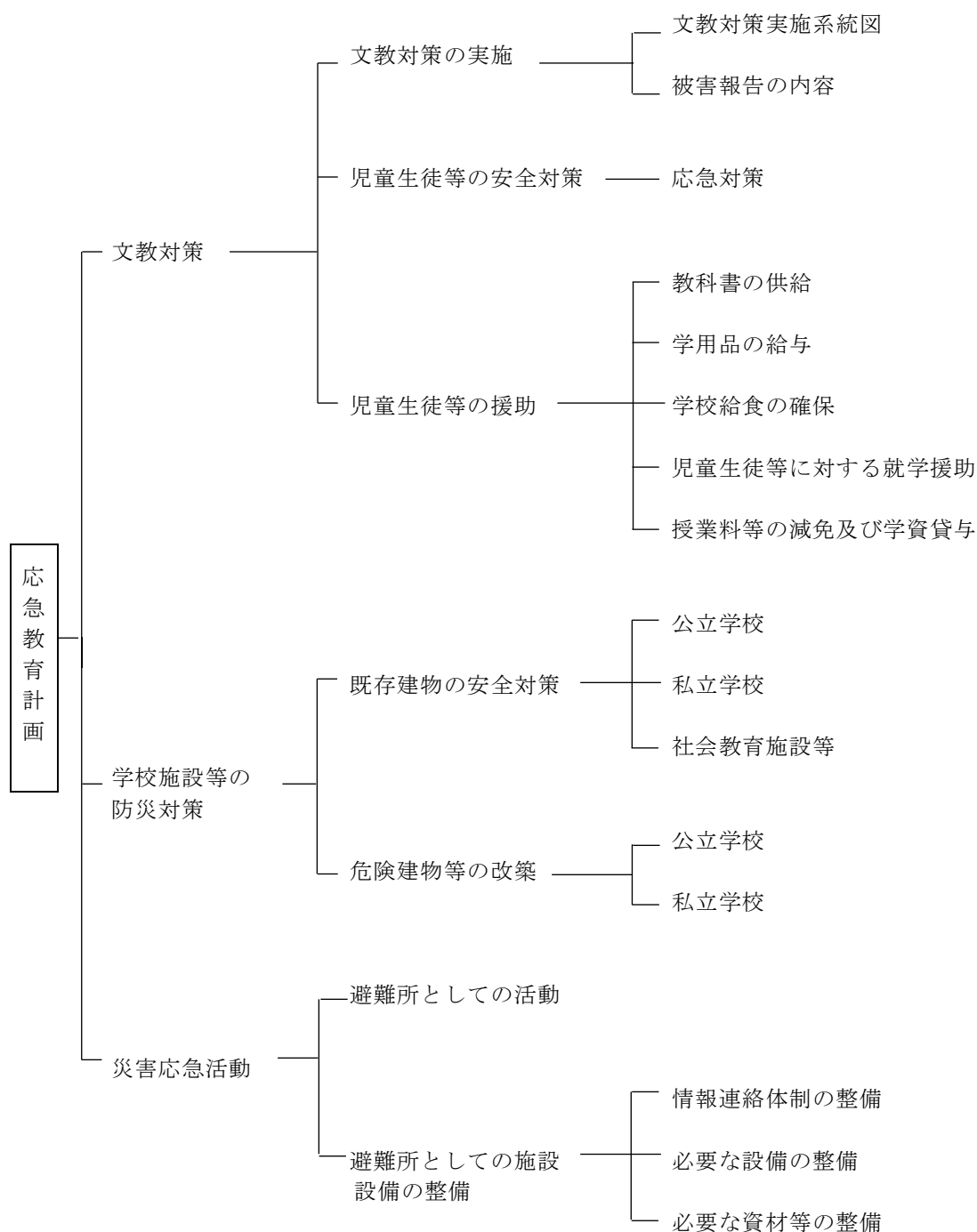
第16章 応急教育計画

基本的な考え方

大規模地震等発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校、総合支援学校、大学（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。



第1節 文教対策

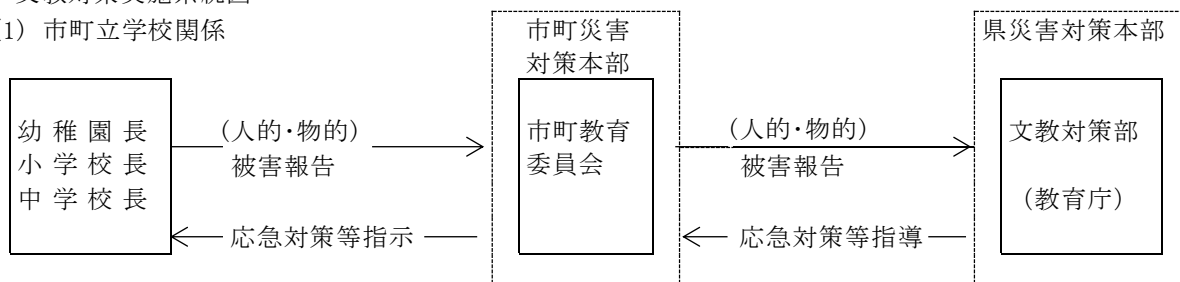
震災時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第1項 文教対策の実施

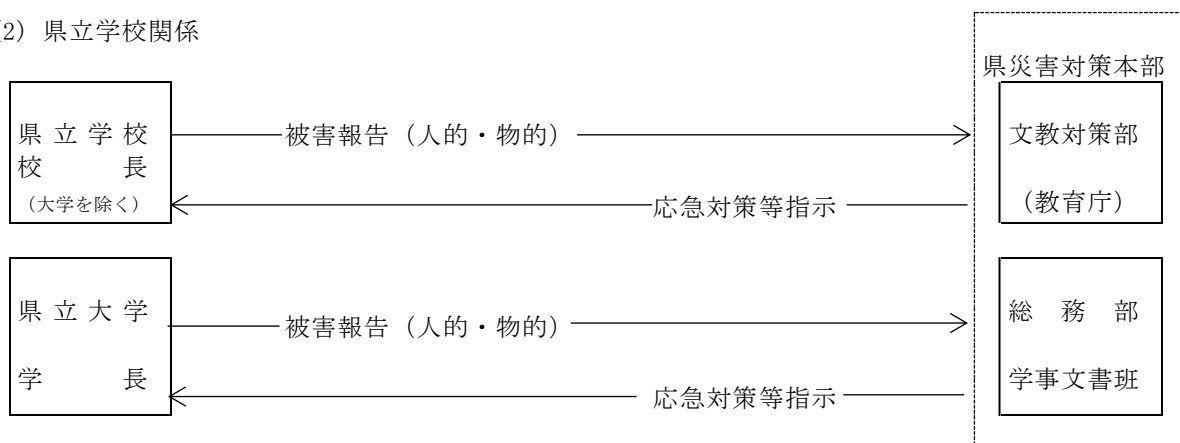
【県（教育庁各課・学事文書課）・市町教育委員会】

1 文教対策実施系統図

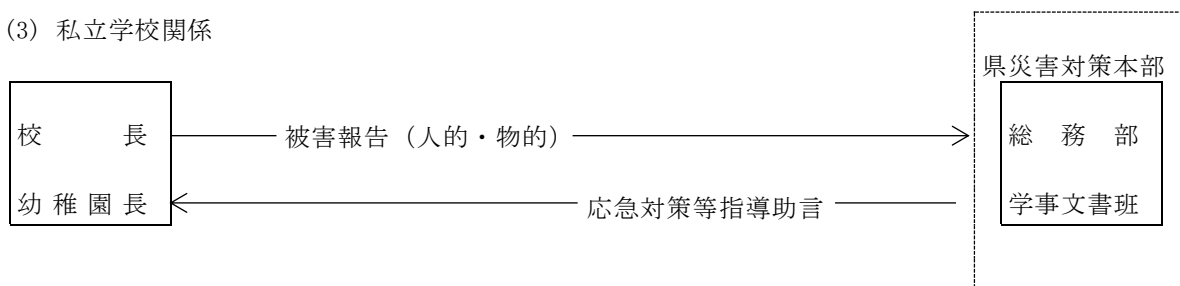
(1) 市町立学校関係



(2) 県立学校関係



(3) 私立学校関係



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	・災害速報 ・公立学校人的被害に関する報告 ・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ・要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・県立学校生徒等被害調査報告 ・特別支援学校児童生徒等被害調査報告 ・私立学校人的被害に関する報告 ・私立学校物的被害に関する報告 ・学校給食関係被災状況調査報告 ・教職員住宅被害報告
(2) 報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2項 児童生徒等の安全対策

県（教育庁各課・学事文書課）及び市町教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施し、又は指導助言してきたが、さらに次の視点に立った取組を推進していく。

取組の主な視点

- ア 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 安全に関する職員研修の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携強化
- カ ボランティア活動の推進
- キ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

県及び市町教育委員会は、所管する学校における、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における地震防災応急対策計画の策定指導

県及び市町教育委員会は、学長、校長又は園長（以下「校長」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。

県教委及び市町教委は、上記について校長に指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- (オ) 連絡体制（県・市町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設・運営（市町との連絡体制・初動対応）
- (サ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (シ) 総合支援学校及び寄宿舍を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿舍への食料・飲料水の確保等）

イ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、県、市町及び防災関係機関等が実施する地震、防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練（県によるもの）
- (イ) 地域防災訓練（市町、防災関係機関等によるもの）
- (ウ) 学校で行う訓練（県立学校は毎学期1回以上の実施）

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消 火 設 備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避 難 ・ 救 助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医 薬 品 ・ 食 料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水（寄宿舍生等用）

(イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

区 分	該 当 施 設	点 検 確 認 事 項 等
窓 ガ ラ ス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロ ッ カ ー 類	教室・廊下・昇降口等・職員室	転倒、移動の有無
ガ ラ ス 器 具	理科実験室・実習室等	転倒、落下、破損の有無、容器の多段積みによる被害発生の有無
理 科 実 験 類・医 薬 品 類	理科実験室・実習室・保健室	収納戸棚の転倒の有無、混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガ ス	理科実験室・調理室・給食室	元栓の開閉機能、カース管の老朽化の有無、ホーンペー転倒の有無
石油・カーストープ	教室・職員室・事務室・用務員室	周囲の引火物の有無、安全装置作動の有無
食 器 類	調理室・給食室	転倒、落下、破損の有無
油 類	調理室・給食室・実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無
工作機械・工作用具等	実習室	転倒、落下の有無
テ レ ビ	教室・視聴覚教室	落下、転倒の有無
コ ン ピ ュ ー タ	コンピュータ室	落下、転倒の有無

(2) 災害時の対応

ア 県（教育庁各課・学事文書課）及び市町教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導助言及び支援に努める。

イ 学校教育施設の確保を図るため、下記(4)アに記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

【校 長】

ア 校長は災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(ア) 学校の管理する危険物の安全措置

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・ 飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・ 汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・ 被災地域における感染症予防上の措置

イ 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、県（教育庁各課・学事文書課）又は当該教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市町又は地域住民等の協力を求める。

災害速報を次の様式により把握の都度報告する。

資料編[4-5]……学校被害状況報告書様式

ウ 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会（県立大学及び私立学校にあっては、学事文書課）にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。

資料編[4-6]……休校状況報告書様式

エ 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行うものとする。

オ 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、県（教育庁各課・学事文書課）又は当該教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

カ 校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、市町に応援を求める。

【県教育委員会及び市町教育委員会】

ア 各学校等の応急応急教育計画の作成にあたり、県教委及び市町教委は、所管する学校を指導助言及び支援する。

イ 災害が大規模または広域にわたるため、下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設

確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について市町教委での対応が困難な場合は、必要に応じて県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市町域を越える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

ウ 県教委及び市町教委は、公民館等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておくこと。

(3) 災害復旧時の対応

ア 県（教育庁各課・学事文書課）及び市町教育委員会は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導助言及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

(イ) 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）

(ウ) 教科書等の供給

イ 被災市町の教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 被災市町は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことができるものとする。

エ 県（教育庁各課・学事文書課）及び市町教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市町教育委員会に依頼するものとする。

【校長】

ア 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、県（教育庁各課・学事文書課）及び当該市町教育委員会と連携し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。

イ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

ウ 校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、当該教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。

エ 校長は、災害復旧の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

オ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

ア 学校施設の応急復旧	(ア) 災害直後における施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録（写真等） (オ) 現地指導員の派遣 (カ) 学校施設の安全確保のための建物危険度判定の実施
イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準	(ア) 応急的な修理で利用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、屋内体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない場合 公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

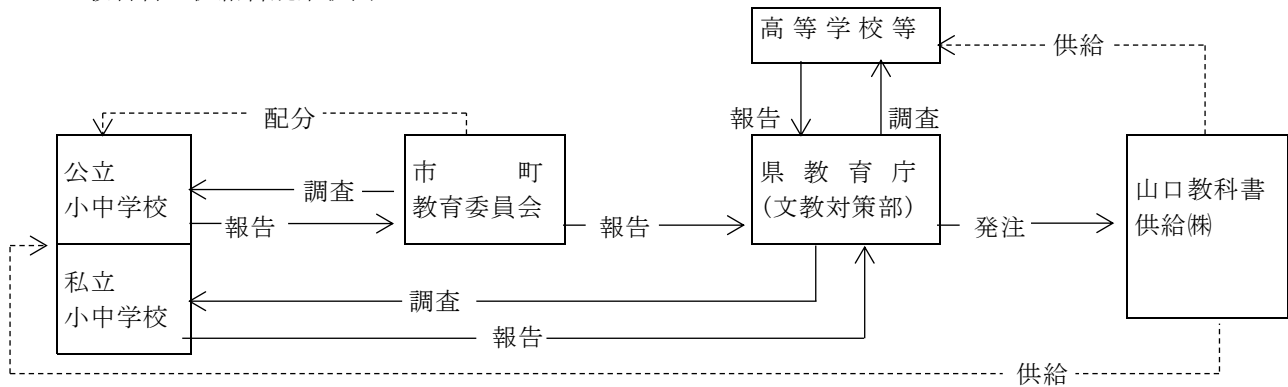
第3項 児童生徒等の援助

【県（教育庁各課・学事文書課）】

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）によるものとする。

＜教科書の供給幹旋系統図＞



2 学用品の給与

【市町・市町教育委員会・県（教育庁各課・厚政課）】

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（総合支援学校の小学部児童含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒及び総合支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校生徒（高等学校、中等教育学校の後期日程、総合支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生。)

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市町長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法第2条」に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1ヵ月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

【県（教育庁学校安全・体育課）・市町教育委員会】

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校または共同調理場の管理者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、県教委または市町教委へ報告する。県教委及び市町教委は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校または共同調理場の管理者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校または共同調理場の設置者及び管理者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるな

どの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校または共同調理場においては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校または共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従事者の確保及び健康診断

県教委及び市町教委は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校または共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模または広域にわたり、単一の学校または市町で対応できない場合は、県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

イ 県教委及び市町教委は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

4 児童生徒等に対する就学援助

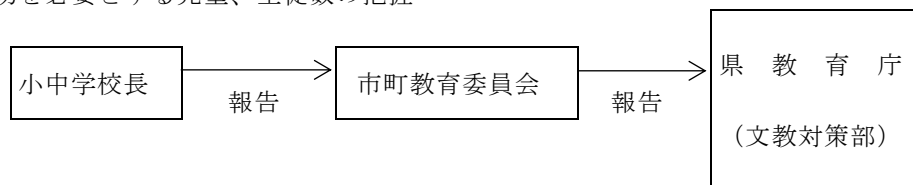
【県（教育庁義務教育課 特別支援教育推進室）・市町教育委員会】

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、「学校教育法」に基づき援助措置を講じる。

これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

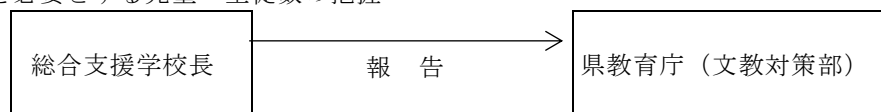
学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等

(2) 被災総合支援学校児童生徒等就学奨励

総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は以下による。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による

イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通費、付

添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

(イ) 援助額

全部又は一部

(ウ) 交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

5 授業料等の減免及び学資貸与

【県（教育庁教育政策課・学事文書課）】

(1) 県立学校授業料等の減免等（山口県使用料手数料条例施行規則等）

ア 生徒等の被災状況の調査報告

(ア) 県立高等学校

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告するものとする。

校 長 —————> 県教育委員会（文教対策部）

(イ) 県立大学 —————> 県（学事文書課）

イ 減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校に通知する。県立大学においては、公立大学法人の理事長が減免を決定する。

(2) 私立高等学校生徒等に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校等を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとづくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 学校施設等の防災対策

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、県（教育庁各課・学事文書課）及び市町教育委員会は、児童生徒等の生命身体及安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

第1項 既存建物の安全対策

1 公立学校

(1) 市町立学校

県は市町に対し、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく、長寿命化改修を中心とした計画的な整備や、構造体・非構造部材の耐震化等について指導助言を行う。

(2) 県立学校

長寿命化計画（個別施設計画）に基づく長寿命化改修を中心とした計画的な整備や、非構造部材の耐震化等を実施する。

2 私立学校

昭和56年の建築基準法改正以前の既存建物について、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を行うよう、各私立学校を指導助言していく。

3 社会教育施設等

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため計画的に耐震診断を行い補強・改築等を実施する。

第2項 危険建物等の改築

1 公立学校

(1) 市町立学校

県は市町に対し、老朽建物について耐力度調査を実施し、必要に応じて計画的に改築を実施するよ

う指導助言を行う。

(2) 県立学校

老朽建物について、耐力度調査を実施し、必要に応じて計画的に改築事業を実施する。

2 私立学校

耐震診断を積極的に促進するとともに、その結果、改築を要すると診断された場合は、改築工事費補助や各種融資制度等の積極的な活用を図ることにより、改築を行うよう各私立学校を指導助言していく。

第3節 災害応急活動

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、震災等による大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第1項 避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時における役割及びこれに必要な対応について定める。

【市町（民生部局・学校）・県（各学校）】

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市町（民生部局）が行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

市町の地域防災計画において避難所に指定された施設の設備整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じるものとする。

【県（教育庁各課・学事文書課）・市町（防災担当部局・教育委員会）】

(1) 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

(2) 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

(3) 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

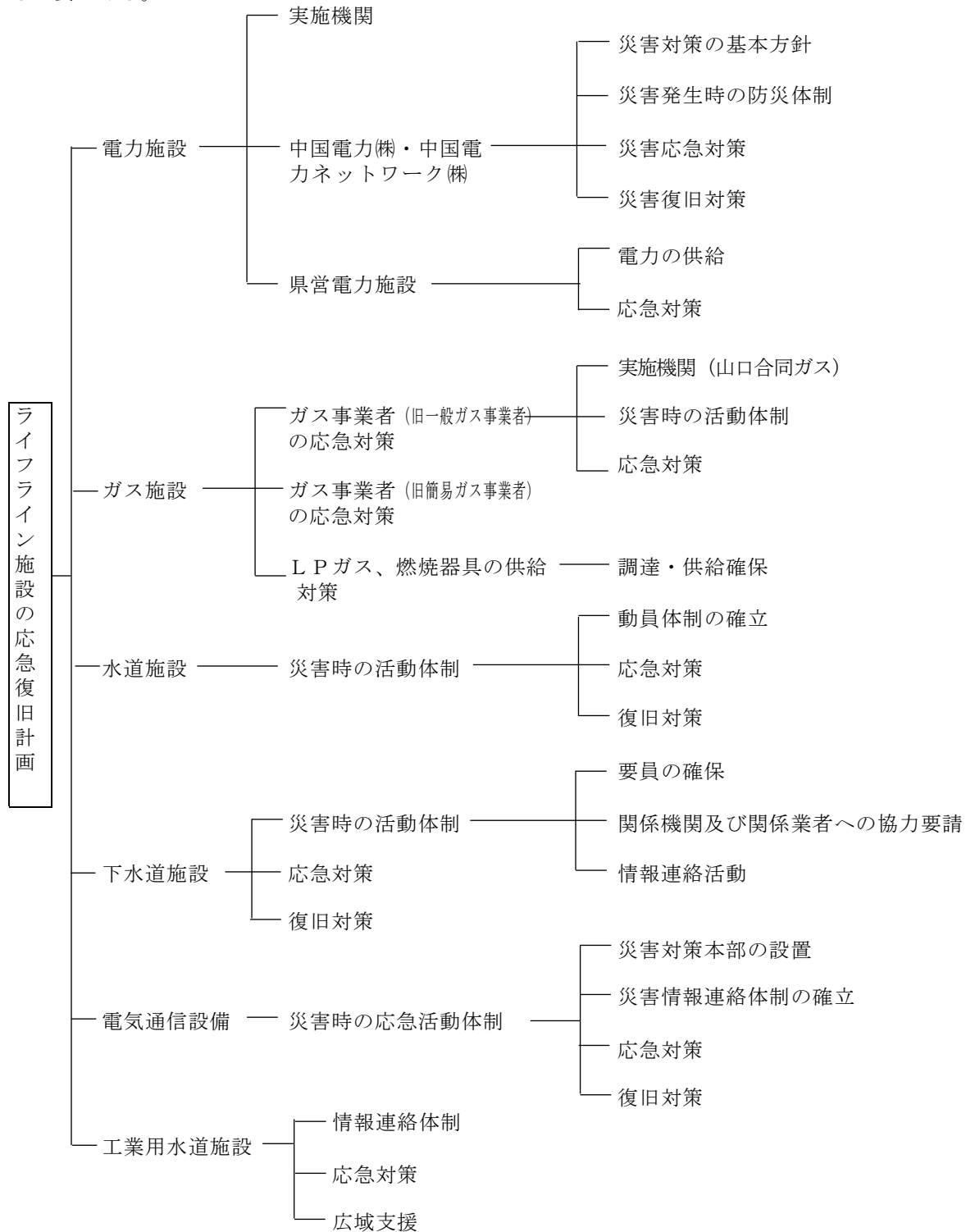
第 17 章 ライフライン施設の応急復旧計画

基本的な考え方

大規模地震が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、県民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも県民の日常生活に欠くことのできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

県や市町は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。



第 1 節 電力施設

地震災害等により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、地震災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

【指定公共機関（中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱）・県（企業局）】

第 1 項 実施機関

- 1 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱
- 2 県（企業局）

第 2 項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱

地震等により所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、災対法第 39 条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

1 災害対策の基本方針

災対法、電気関係法規、中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。

2 災害発生時の防災体制

(1) 防災活動体制

地震、津波等による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、本社、支社及び各事業所において必要な防災体制を発令する。

防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。

ア 防災体制の発令の考え方（支社）

区 分	発 令 基 準
警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、サービス区域に一定の被害が予測される場合 ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合
非 常 体 制 (災害対策室)	・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・特別非常体制が発令された事業所がある場合
特別非常体制 (特別災害対策室)	・サービス区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合

(2) 構成及び任務

中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱の社内規程に基づき、別に定める。

(3) 防災体制時の情報連絡経路

ア 支社に防災体制が発令された場合の情報連絡経路は、社内規程に基づき、別に定める。

イ 電気事業法、災対法、河川法及び電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌によって行う。

ウ 経済産業省を始め中央官庁並びに関係箇所は、中国電力㈱東京支社及び中国電力ネットワーク㈱東京事務所が対応する。

3 災害応急対策

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次の事項により応急対策を実施する。

事 項	対 応 措 置
(1) 災害に関する予報及び警報の伝達方式	ア 災害に関する予報及び警報の伝達は、社内通信設備による。 イ 社内通信施設の被災又は故障により伝達ができないときは、局線・非常通信協議会構成員の無線施設等を利用する。
(2) 災害時における災害に関係ある情報の収集	ア 社内情報の収集は、社内規程による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。
(3) 災害時における県への情報伝達	ア 伝達を要する場合 (ア) 気象予警報が発表され、中国電力（株）山口支社に広報班が編成されている間の被害状況。 (イ) 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。 イ 伝達内容 中国電力（株）山口支社と県（産業政策課）が協議して別に定める。 ウ 伝達系統図 (ア) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合 中国電力（株）山口支社 災害対策室広報班 県庁内線 5 1 8 0 ↔ 県災害対策本部 （産業労働部） 県庁内線 2 4 5 2 (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 中国電力（株）山口支社 （広報） T E L 9 2 4 - 9 9 6 8 ↔ 県（産業政策課） T E L 9 3 3 - 3 1 2 5 ・ 休日、時間外 中国電力（株）山口支社 マネージャー（総務・地域協力） T E L 090-3744-4960 ↔ 県（防災危機管理課） T E L 9 3 3 - 2 3 9 0
(4) 応急対策要員の確保	あらかじめ定める動員計画に基づき、必要な要員を確保する。
(5) 応急対策用資材の確保	ア 予備品、貯蔵品等の在庫品の活用 イ 他事業所等からの調達
(6) 災害時における電気の保安	ア 電気施設及びその付近に災害が発生した場合は、直ちに技術員を現場に派遣し、送電を継続することが危険と認められるときは、当該範囲に対する送電を停止する等、危険予防に必要な措置を行う。 イ 特に火災の場合は、現場の警察官・消防関係者と緊密な連絡を取り、危険予防の措置を行う。 ウ 被災直後の感電、復旧後の通電による漏電火災等の二次災害防止に必要な広報活動を実施する。

事 項	対 応 措 置
(7) 災害時における応急工事	ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。 イ 応急工事を実施するため必要な用地、資材の緊急確保については、状況により、知事、市町長に協力を要請する等適切な方途を講じる。
(8) ダム・ゲート等の管理	ア 河川法及び電気事業法に基づく社内規定等による。 イ 特に、ダム放流に当たっては、危害防止のための一般への周知、関係機関に対する通報・通知を迅速確実に行う。
(9) 災害時における広報	ア 広報活動 災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 イ 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 災害復旧対策

- (1) 復旧に際しては、被害の状況、設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。
- (2) 復旧順位は、系統及び負荷の重要性等を考慮し、復旧効果の大なるものから行うが、原則として次の方針による。

ア 電源側

主要水・火力電源に関連する送変電設備並びに超高圧系統に関連する送変電設備を優先し、次いでその他電源とする。

イ 負荷側

治安上必要な一般電灯、保安用電力、防災に関する公共機関、基幹病院、社会福祉施設、ライフライン施設を最優先とし、順次一般用電力とする。

第3項 県営電力施設

地震等により、県営電力施設に被害が発生した場合又はおそれのある場合における応急復旧対策に必要な措置について定める。

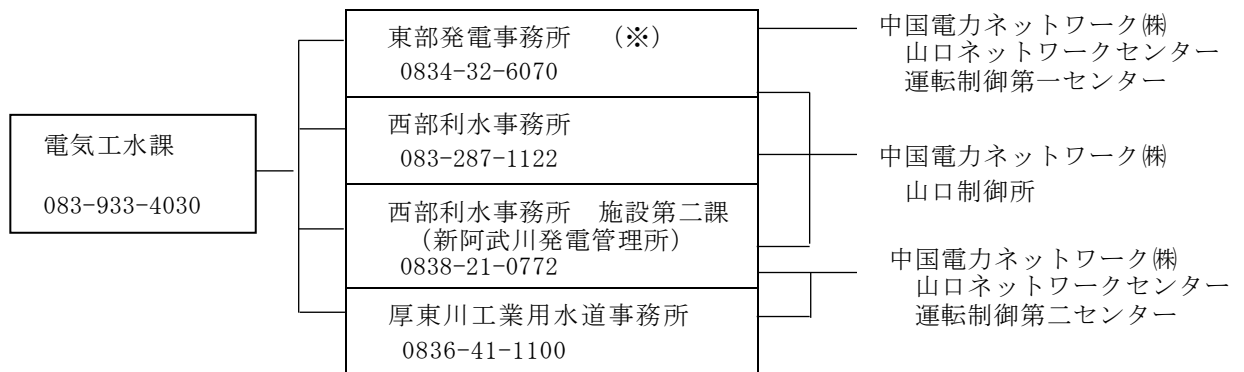
1 電力の供給

電 力 施 設	供 給 先
佐 波 川 発 電 所	中国電力ネットワーク(株)中山変電所に供給
木 屋 川 発 電 所	〃 西市変電所に供給
徳 山 発 電 所	〃 徳山変電所に供給
菅 野 ・ 水 越 発 電 所	〃 錦川第一変電所に供給
末 武 川 発 電 所	〃 末武変電所に供給
本郷川・生見川・平瀬発電所	〃 美和変電所に供給
新 阿 武 川 発 電 所	〃 佐々並川変電所に供給
相 原 発 電 所	〃 明木変電所に供給
小 瀬 川 発 電 所	〃 弥栄変電所に供給
宇 部 丸 山 発 電 所	〃 阿知須変電所に供給

2 応急対策

(1) 情報連絡体制

地震が発生した場合、定められた職員及び各事業所当直職員は、情報連絡系統図により職員を招集する。主管課と事業所との連絡及び関係機関との連絡を密に行い、情報収集に努める。



※生見川発電所については、中国電力ネットワーク(株)広島制御所

(2) 応急対策

ア 発災直後の保安

発電所に係る災害が発生した場合、各発電所の操作マニュアル・系統利用協定書による操作を行い、二次災害の発生を防止するとともに、水力設備・機械設備・土木設備等の保全に努める。

イ 復旧体制

事業所長は、必要な職員を動員して災害箇所を確認し、必要な処置を行うとともに、関係機関と密接な連絡を行い、復旧に努める。

第2節 ガス施設

地震等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策

【指定地方公共機関（山口合同ガス株式会社）・中国四国産業保安監督部】

1 実施機関

山口合同ガス株式会社

2 災害時の活動体制

地震等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス供給事業者は、あらかじめ定めている計画に基づき、必要な活動体制を確立するものとする。

実施機関名	活動体制
山口合同ガス株式会社	本社及び各地区に非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動体制をとる。 ア 非常災害対策組織及び系統 イ 本社対策本部活動組織及び各担当の業務分担 ウ 地区対策本部活動組織及び各担当の業務分担 エ 非常災害時の連絡体制 オ 非常時における特別出動（動員）連絡 カ 地区（支店）間相互の応援体制

3 応急対策

地震により、所管するガス供給設備等に被害が発生した場合における応急対策は、ガス事業者があらかじめ作成している計画に基づき、必要な応急措置を実施するものとする。

対 策 事 項	実 施 す る 活 動
(1) 災害時における 初動措置	ア 県、市町防災関係機関及び社内事業所等から被害情報等の情報収集 イ 供給設備等の点検 ウ 工場、整圧器における送出入量の調整又は停止 エ 被害状況に応じたガス導管網のブロックごとの遮断及び減圧措置 オ その他状況に応じた措置
(2) 応急措置	ア 本社・各地区対策本部の指示に基づき、各事業所等は有機的に連携を図り、設備の応急復旧措置に当たる。 イ 設備の点検を行い、機能及び安全性を確認する。 ウ 工場の製造設備が被災の場合は、ガスホルダーにより供給する。 エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。 オ ガス貯蔵設備が被災した場合は、直ちに付近住民の避難措置が必要かどうかの判断を行い、市町、県、消防、警察等に連絡をとるとともに、必要に応じて避難誘導を行う。
(3) 復旧対策	ガス設備の被災に係る保安、応急工事の施工等応急対策の実施の基準は、ガス事業法関係法令の保安基準に基づいて実施するものとする。 ア ガス設備の復旧活動 ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害の発生防止を第一として、復旧作業を進める。 (ア) 工場における復旧作業 (イ) 整圧器における復旧作業 (ウ) 高圧・中圧導管の復旧作業 (エ) 低圧導管と需要家設備の復旧作業 イ 供給再開時における事故発生防止措置 ガスを停止した場合特に問題となるのは、ガス供給再開時における取扱いである。操作手順を誤ると思わぬ二次災害に結びつくため、特に慎重な対応のもと実施する。 (ア) 工場 ガス事業関係法令の保安基準等に基づく作業手順により、各設備の点検を実施し、必要に応じて補修を行い、各設備の安全性を確認の上、製造・供給を開始する。 (イ) 供給設備 二次災害を防止するための点検措置を実施する。 (ウ) 需要家設備 各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態を確認したのち使用を再開する。
(4) 供給を停止した場合の需要家への 周知措置	ア ラジオ、テレビ、広報車等を通じ、以下の内容について周知する。 (ア) ガスの供給を停止したこと。(停止地区をわかりやすく) (イ) ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めておくこと。 (ウ) ガス事業者が安全を確認するまでガスを使わないこと。 イ 市町等関係機関へガスの供給を停止したことを伝えるとともに、広報活動への協力を要請する。 ウ 供給継続地区へのガス安全使用についての注意喚起の実施。

対 策 事 項	実 施 す る 活 動
(5) 資機材の調達・ 応援体制	ア 資機材の調達 復旧用資機材の確保については、在庫、予備品等を把握し、不足する資機材は、次のいずれかにより確保する。 (ア) 取引先、メーカー等からの調達 (イ) 各事業所間の流用 (ウ) 他ガス事業者からの融通 イ 応援体制 「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、洪水発生時、救援要請時に、迅速かつ的確に中国部会を通じて日本ガス協会に連絡を行う。

4 中国四国産業保安監督部

ガス事業者(旧一般ガス事業者)に対し、災害時における応急措置、応急対策について必要な指導、助言を行う。

5 ガス事業者の相互連携・協力

ガス事業者は、「災害時連携計画」に基づき、ガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えることとし、事業者相互の連携・協力を努めるものとする。

第2項 ガス事業者(旧簡易ガス事業者)の応急対策

【簡易ガス事業者・中国四国産業保安監督部】

1 ガス事業者(旧簡易ガス事業者)

(1) ガス事業者(旧一般ガス事業者)に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努めるものとする。

(2) (一社)日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

2 中国四国産業保安監督部

ガス事業者(旧簡易ガス事業者)に対し、災害時における応急措置、応急対策について必要な指導・助言を行う。

第3項 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な地震災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営むうえでの重要な対策となる。

LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

【市町・県(防災危機管理課)・(一社)山口県LPガス協会】

1 調達・供給確保

(1) 被災市町において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部(防災危機管理課)にあつせんを要請する。

(2) 県災対本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、(一社)山口県LPガス協会に要請する。

(3) (一社)山口県LPガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災対本部に連絡する。

(4) 県災対本部は、要請市町に連絡するとともに、物資の引渡し場所について要請市町と調整の上決定する。

(5) 連絡を受けた当該市町は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達するものとする。

また、引渡しに当たっては県災対本部又は要請市町は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

資料編[9-8]……液化石油ガス製造事業所の所在状況

第3節 水道施設

地震により水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。

このため市町及び水道企業団は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施することとしている。

県は、市町が実施する応急対策等について、必要な指導及び援助を行う。

【市町・水道企業団・県（生活衛生課）】

第1項 震災時の活動体制

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

ア 震災時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、各事業所別に職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。

イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、所属事業所又は最寄りの事業所に参集し、応急対策に従事する。

ウ 水道部局職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（生活衛生班）へ応援を求める。

この場合の手順等については、あらかじめ防災担当部局と協議しておく。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

ア 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定水道工事業者等へ協力要請を行う。

この場合、当該市町内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

イ 隣接、近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災対本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。

このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

イ 地震による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、当該市町の災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

2 応急対策

対 策 項 目	措 置 内 容
(1) 災害復旧用資機材の整備	ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。 イ 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。
(2) 施設の点検	災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。 ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。 イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。 ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。 （ア） 主要送水管路 （イ） 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路 （ウ） 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路 （エ） 河川、鉄道等の横断箇所

対 策 項 目	措 置 内 容
(3) 応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 ア 取水・導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。 (イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。

3 復旧対策

水道事業者等は復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

対 策 項 目	措 置 内 容
(1) 取水・導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。 ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。 イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。 ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位 (ア) 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路 (イ) 第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路 エ 給水装置の復旧活動 (ア) 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。 (イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。
(4) 広報活動	ア 震災時における県民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。 イ 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。 ウ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期すものとする。

第4節 下水道施設

下水道は、住民の日常生活に大きくかかわっており、地震災害等により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、下水道管理者（市町・県）は、震災時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応することとしている。

【市町・県（都市計画課、廃棄物・リサイクル対策課）】

第1項 震災時の活動体制

県（市町）の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

- (1) 震災時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、災害時における担当業務、担当者を定めておく。

この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。

- (2) 当該施設管理部局（事業所）の職員が不足する場合の要員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部に対して応援を求める。

この場合の手順等については、市町にあっては防災担当部局とあらかじめ協議しておく。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。

- (2) 大規模地震等発生の場合、当該市町内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（都市施設対策班）に応援あつせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。

- (2) 災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

4 広域支援

大規模地震等の災害により、被災自治体独自では対応が困難な場合は、「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、災害相互支援体制を確立するものとする。

(1) 下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は、次に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、災害相互支援体制の確立を行うものとする。

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 震度5強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

地震発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

- (1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。

- (2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

- (1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。
- (2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。
- (3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。

この場合、衛生関係部局と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。

停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

管渠施設については比較的浅い位置に埋設されており、地震の影響を受けやすく、経年化等による老朽管の継手部のズレ、ひび割れ等の被害が懸念される。

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水樹、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、住民の生活に直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

第5節 電気通信設備

今日、県民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。

震災時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、地震等災害時において、通信の途絶を防止するため、各種通信設備の確保、復旧等について必要な事項を定める。

【西日本電信電話㈱】

第1項 震災時の応急活動体制

地震等による災害が発生した場合には、西日本電信電話株式会社山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

1 災害対策本部の設置

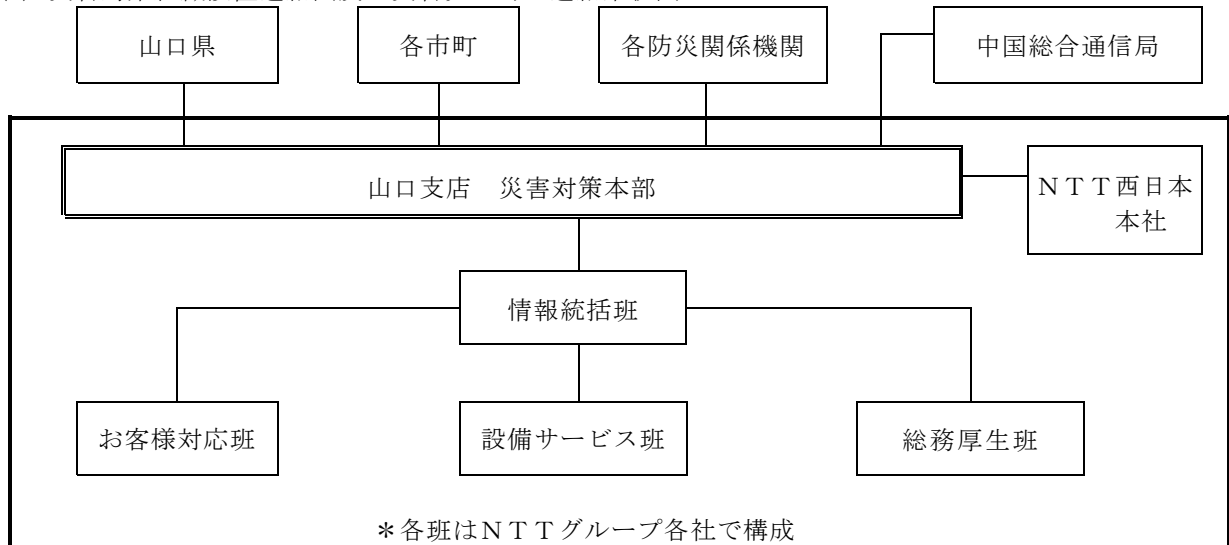
- (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めた時は、西日本電信電話株式会社職制の規定にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。

- (2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様応対班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 災害情報連絡体制の確立

地震等による災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図



(2) 災害情報の収集伝達概要

ア 災害状況等の報告経路

山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにN T T 西日本本社に連絡する。

イ 災害対策情報の伝達

山口支店は、各事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

ウ 災害対策情報の広報及び報告

(ア) 県（災対本部又は防災危機管理課）への報告は、情報統括班（本部を設置していない場合は設備部災害対策室）が行う。

(イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

(ウ) 県へ伝達を要する場合

- ・ 重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合
- ・ 気象警報発表中における一般電話のり障状況

(エ) 伝達様式 省略

エ 災害速報

(ア) 災害速報と災害概況

災害が発生した場合、まず第1報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明しだい災害概況を取りまとめ、報告する。

(イ) 報告様式

資料編[5-8]……電気通信設備被害速報

(ウ) 報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがほぼなくなるまで行うものとする。

(エ) 速報の経路

災害速報経路図による。

オ 災害対策組織設置報告

災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正、副各1名及び担当者名を関係事業所に報告又は連絡するものとする。

連絡系統は、災害対策組織設置連絡図による。

カ 社内外への災害情報の周知

(ア) 社内

- ・ 支店内は、店内放送により災害情報を周知する。
- ・ 事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

(イ) 社外

- ・ 総務厚生班から災害情報を提供する。

3 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

ア 非常用可搬形収容装置類

災害により、N T T の交換設備等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。

イ 無線装置

通信途絶のおそれがある地域へ衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。

ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を主要事業所に配備している。

エ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを配備している。

(2) 特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受付け

ア 特設公衆電話の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所等に特設公衆電話を設置する。

イ 緊急・非常扱い電報の受付け

(ア) 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付番号 115 番で受け付ける。その際発信人はその旨を電報サービス取り扱い所に申し出るものとする。

(イ) 緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

(3) 電気通信設備の点検

地震による災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

ア 電気通信設備の巡回、点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備

ウ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

(4) 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア 臨時回線の作成

イ 中継順路の変更

ウ 規制等による疎通確保

エ 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の運用

オ 特設公衆電話の設置

カ その他必要な措置

4 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。

(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

(3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。

(4) 災害復旧工事の計画

ア 応急復旧工事

イ 現状復旧工事

ウ 本復旧工事

(5) 復旧の順位等

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第2項 震災時の応急活動体制

災害発生に際し、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動体通信の確保を図る。

1 応急対策

(1) 防災組織

非常災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは本社・支社及び山口支店内に災害対策本部を設置する。

(2) 移動通信サービス復旧順位

公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、以下の措置を行う。

なお、重要通信を確保する機関についてはこの限りではない。

順 位	復 旧 サ ー ビ ス	
第1順位	衛星電話サービス（陸上・海上）	
第2順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	重要通信を確保する機関の通話サービス
第3順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	一般電話サービス
第4順位	第1順位、第2順位、第3順位に該当しないもの	

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関、ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及びこれ以外の国又は地方公共団体

(3) 公衆通信の応急対策

災害救助法が適用された地域については、被災地の避難所、現地災害対策本部機関等へ、携帯電話の貸出を考慮する。

(4) 可搬型無線基地局装置（P-BTS）

可搬型無線基地局及び中継用マイクロ装置は、被災現場に出向き迅速に重要回線を確保する。

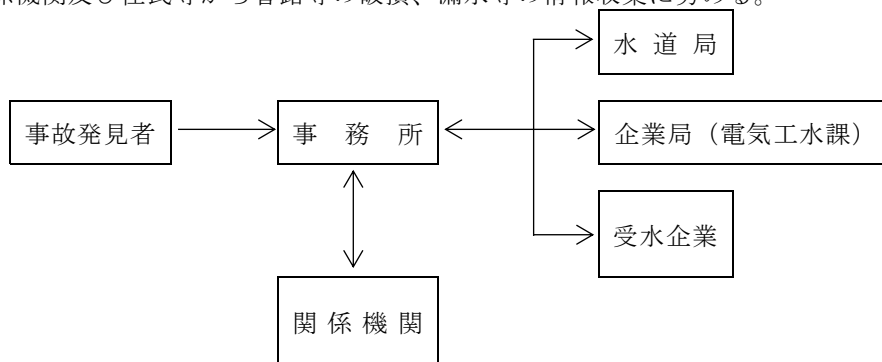
第6節 工業用水道施設

工業用水道は、企業活動にとって必要不可欠なものであり、地震等により工業用水道施設に被害が発生した場合は、産業経済活動に与える影響も大きいことから、地震発生時における応急・復旧対策について必要な事項を定める。

【県（企業局）】

第1項 情報連絡体制

災害発生直後は、被災状況の把握が急務である。このため、管理事務所の監視装置によるデータの収集を行うとともに、施設の巡視を行う。また、本局、出先及び各ユーザーを含めた連絡体制を密にしながら、関係機関及び住民等から管路等の破損、漏水等の情報収集に努める。



第2項 応急対策

1 発生直後の保安

工業用水道施設は、配水管、貯水槽等の施設を有していることから、当施設の損傷等による二次災害の発生を防止するため、当該地域における総合的な対応マニュアルに基づき、応急措置を講じ、被害を最小限に止める。

2 復旧対策

施設台帳、管路台帳等の関係図書類及び資機材（管種管径に応じた継輪、携帯用発電機、排水ポンプ等）を整備し、迅速な処置がとれるようにしておくとともに、あらかじめ緊急事故対応業者を選定しておき、早急に対応させる。

3 広域支援

大規模地震等の災害により、被災自治体だけでは対応が困難な場合は、「中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書」に基づき、相互支援体制を確立するものとする。

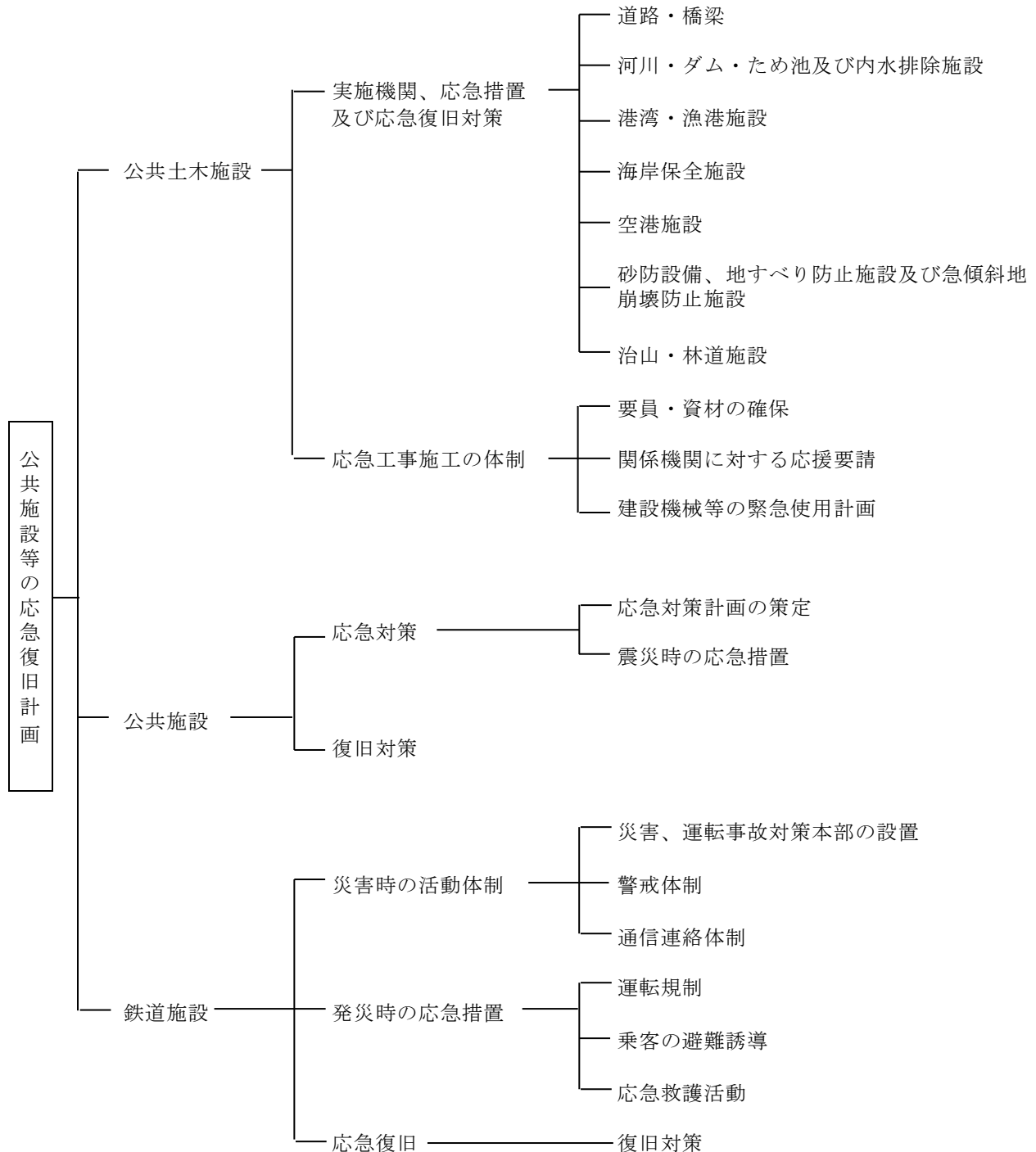
第 18 章 公共施設等の応急復旧計画

基本的な考え方

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港等の公共土木施設や鉄道施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、県民日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も県民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が地震等により被害を受けた場合は、県民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。



第 1 節 公共土木施設

地震等による災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第 1 項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

第 7 章 緊急輸送計画第 2 節「緊急道路啓開」関連

【県（関係各課）・市町・中国地方整備局（山口河川国道事務所）・西日本高速道路株式会社】

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送道路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、次のとおりとする。

実 施 機 関 名		応 急 措 置
県	土木建築部	ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 イ まず、緊急輸送道路の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。 ウ 次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。
	農林水産部	ア 応急活動等を実施するうえで比較的緊急度の高い都市部周辺の施設について、迅速な被害状況及び応急措置状況の把握に努める。 イ 市町が応急措置を実施する上で必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 ウ 所管する関連道路及び橋梁の被害状況を把握する。 エ 海上輸送基地に指定された施設周辺の所管する道路、橋梁の被災箇所の応急措置及び障害物の除去を実施する。
	警 察	ア 発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。 イ 各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。 ウ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。 エ 災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。
市 町		県がとる応急措置に準じ必要な措置を講じる。
中国地方整備局 （山口河川国道事務所）		ア 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。 イ 県の防災計画に指定されている緊急輸送道路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。
西日本高速道路株 式 会 社		ア 地震発生後速やかに警察と協力して、交通規制を実施する。 イ 県の防災計画に緊急輸送道路として指定されている路線を優先して被害状況の把握に努めるとともに、被災箇所の応急措置、障害物の除去に努める。

実 施 機 関 名	応 急 措 置			
西日本高速道路株式会社	ウ パトロールカー及び情報板、看板及び高速道路情報サイト「iHighway」、iHighwayのX公式アカウント等により、また、報道機関（テレビ、ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。			
	エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。			
	道路構造等	指標	速度規制協議	通行止
	一般的な構造を有する区間	計測震度（震度階級）	4．0 以上 5．0 未満（度 4 以上）	5．0 以上（震度 5 強以上）

(2) 応急復旧対策

実 施 機 関 名	応 急 復 旧 対 策
県 (土木建築部) (農林水産部)	ア 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の道路啓開を最優先に行う。 イ その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、隆起、決壊等）の応急復旧工事を実施する。 ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占有施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。 緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。
市 町	県が実施する応急復旧対策に準じ、必要な対策を実施する。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	被害を受けた道路について、緊急輸送路その他の道路の順に応急復旧工事を行い道路機能の確保に努める。
西日本高速道路株式会社	速やかな交通の確保及び被害の拡大防止の観点から、応急復旧を実施するものとし、通行止めを実施している場合は、少なくとも上下 1 車線の走行が可能な状態になるよう復旧させるものとする。

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

地震、津波等により堤防、護岸、ダム及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

【県（関係各課）・市町・中国地方整備局（山口河川国道事務所、太田川河川事務所、弥栄ダム管理所）】

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
県 （土木建築部） （農林水産部）	(1) 地震が発生した場合、直ちに所管する河川、ダム、下水、ため池等の管理施設の被災点検を実施する。 (2) 市町が応急措置を実施するうえで必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 (3) 所管する被災施設の応急復旧工事を実施する。 堤防、護岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流入を止める工事を行うが、実施する工法等については、地形等を勘案し適切な工法によるものとする。 (4) 排水施設の被害を取りまとめるほか、移動排水ポンプを確保し、被災市町へ派遣する。 (5) 特に、住民の安全確保の観点から、緊急に応急復旧を実施する必要がある対象としては、概ね次のとおり。 ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊、ダムの損壊等で放置すれば住民の生命財産に重大な影響を与えるおそれのあるもの。 イ 河川が埋まり流水の疎通を著しく阻害するもの。 ウ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。 (6) 流域下水道の下水ポンプ等排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
市 町	(1) 水防活動と並行して当該市町が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 (2) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。 (3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 (4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
中国地方整備局 （山口河川国道事務所） （太田川河川事務所） （弥栄ダム管理所）	(1) 地震が発生した場合、直ちに所管する河川・ダムの管理施設及び附属設備の点検を実施する。 (2) 堤防、護岸等への被害が発生した場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに応急復旧に努める。

3 港湾・漁港施設

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模地震等が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

地震、津波により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

【県（港湾課・漁港漁場整備課）・管区海上保安本部・海上保安部署】

(1) 応急措置・応急復旧対策

実施機関名	応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策
県 (土木建築部) (農林水産部)	ア 港湾施設 港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。 イ 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 エ 港湾・漁港に係る応急工事 (ア) 後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 (イ) 航路、泊地 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 (ウ) けい留施設 岸壁、荷揚げ場等が決壊した場合は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。
管区海上保安本部・海上保安部署	地震発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。 ア 被災区域の交通規制の実施 イ 被災区域内の交通整理 ウ 航路障害物の除去 エ その他の防災上の措置 (ア) 気象情報の収集伝達 (イ) 船舶在泊状況の把握 (ウ) 港内巡回による避難の指示、避泊地への誘導等の臨船指導 (エ) 危険物荷役の中止勧告 (オ) 港内整理及び避泊錨地の推薦 (カ) 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止 (キ) 必要に応じ、移動命令及び航行制限 (ク) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導 (ケ) 海上における流出油等の防除 (コ) 船舶火災、海上火災の消火活動
中国地方整備局 (宇部港湾・空港整備事務所)	(1) 地震が発生した場合、県と連携し、港湾施設の点検を実施する。 (2) 防波堤・岸壁等への被害が発生した場合には、被害拡大防止に重点を置き、県と連携し、応急復旧対策を緊急に立案する。

(2) 県内港湾の状況

資料編[8-6]……県内港湾の状況

4 海岸保全施設

海岸施設が、地震津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

【県（関係各課）・市町】

実 施 機 関 名	応 急 復 旧 対 策
県 (土木建築部) (農林水産部)	(1) 気象情報（津波、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。 (2) 管理する施設が地震、津波等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。 ア 堤防 イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。
市 町	県が実施する応急措置に準じて必要な対策を実施する。

5 空港施設

地震により、滑走路、エプロンその他空港施設が被災した場合は、輸送機能の確保の観点から、被災施設の応急復旧に努める。

【県（港湾課・交通政策課）】

実 施 機 関 名	応 急 復 旧 対 策
県 (土木建築部) (観光スポーツ文化部)	(1) 空港施設の被害状況の点検調査を実施し、被害の有無を直ちに関係者及び県（港湾課・交通政策課）に連絡する。 (2) 空港閉鎖について利用客への周知措置を行う。 (3) 施設に被害を受けた場合は、空港業務を部分的でも再開するため、必要な応急復旧に努める。 特に、緊急輸送物資の臨時航空基地としての機能の維持及び確保に必要な措置を講じる。

6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が災害により被害を受けた場合は、住民の生活に特に大きな支障を及ぼすため、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るため必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。

【県（砂防課・農村整備課）・市町】

実 施 機 関 名	応 急 復 旧 対 策
県 (土木建築部) (農林水産部)	(1) 砂防設備 ア 砂防堰堤 砂防堰堤が決壊した場合は、仮土留めや仮水路の設置、土石の排除等、通水断面確保のための応急対策工事を実施する。 また状況に応じて、市町や住民に対して警戒避難情報を提供するため、雨量計や土石流センサーを設置する。 イ 溪流保全工 溪流保全工が決壊した場合は、大型土のうを設置する等により応急対策工事を実施する。 (2) 地すべり防止施設 地すべりが発生した変状範囲の確認、移動量、変位量等の計測を行うとともに、地表水排除工、排土工、押え盛土等の応急対策工事を行う。 (3) 急傾斜地崩壊防止施設 崩壊土砂が流出するのを防止するための防護柵の設置や崩壊斜面への雨水浸入対策等の応急対策工事を行う。

7 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

【県（森林整備課）・市町】

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
県 （農林水産部） 市 町	(1) 治山施設 堰堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 (2) 林道施設 ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 (ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 (イ) 復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。 (ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合。

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

中国地方整備局、九州地方整備局、県及び市町（以下「応急措置等実施機関」という。）は、地震災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

【県（関係各課）・市町・指定地方行政機関】

(1) 技術者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じるものとする。

資料編[1-16]……市町別防災関係機関の職員等の状況

(2) 建設業者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、緊急動員できるよう適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

資料編[7-6]……県有建設機械等保有状況

[7-7]……山口河川国道事務所保有建設機械等の状況

[7-8]……中国地方整備局災害対策用機械等一覧表

[7-11]……化学消化剤・油処理剤等の所在（事業所分）

[7-12]……〃（防災関係機関分）

[7-16]……油回収能力を有する船舶の所在

[7-21]……作業船等保有状況

水防計画……水防用輸送設備、備蓄器具・資材一覧表

2 関係機関に対する応援要請

地震災害等、大規模災害が発生した場合において、県単独で対応できない場合には、隣接県等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣要請も併せ実施し、対応するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

【県（監理課）・中国地方整備局】

(1) 現況把握

公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県（土木建築部）が地域別（土木建築事

務所管地域)に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。

この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行うものとする。

資料編[7- 6]……県有建設機械等保有状況

[7- 7]……山口河川国道事務所保有建設機械等の状況

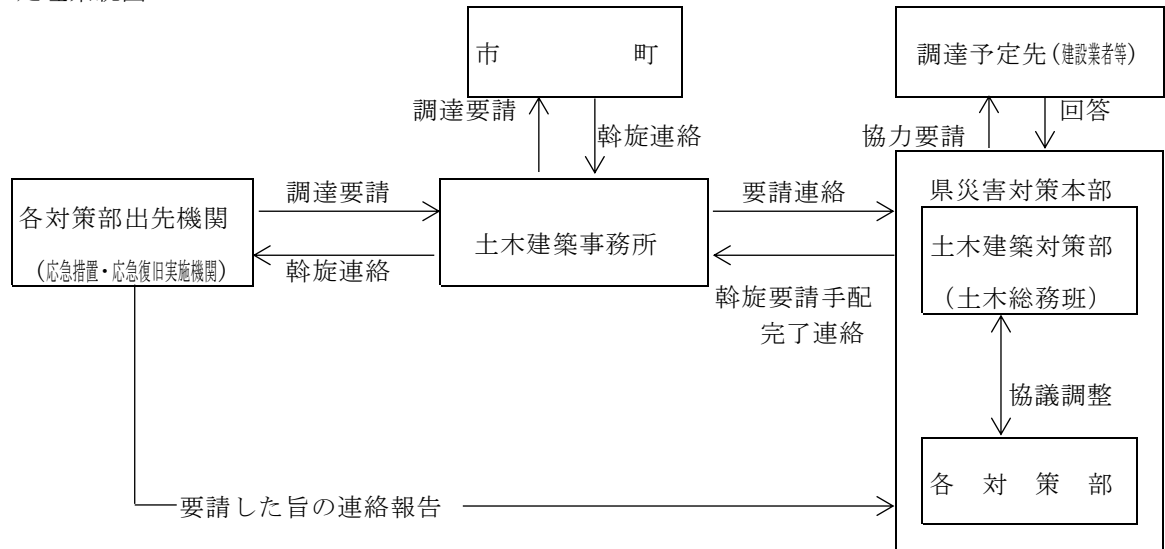
[7- 8]……中国地方整備局災害対策用機械等一覧表

[7-21]……作業船等保有状況

(2) 緊急使用のための調達

地震、津波等による激甚な災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、土木建築対策部が、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的(作業内容)
- (ウ) 機械の種類及び必要台数
- (エ) その他必要な事項

(3) 中国地方整備局に対する応援要請

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ平成31.4.1各県土木関係部長、広島市道路交通局長及び中国地方整備局統括防災官間」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。

県又は市町が大規模災害時に中国地方整備局長に対し、応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することができる。

(4) 調達方法

緊急時における建設機械等の調達について、土木対策部は、調達順位、調整手段、費用負担等について、応急措置等実施機関並びに建設業者とあらかじめ協議しておくものとする。

第2節 公共施設

地方公共団体が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図るうえで重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策

【県(関係部局)・市町】

県及び市町は、所管する各施設管理者に対し、震災時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、震災後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

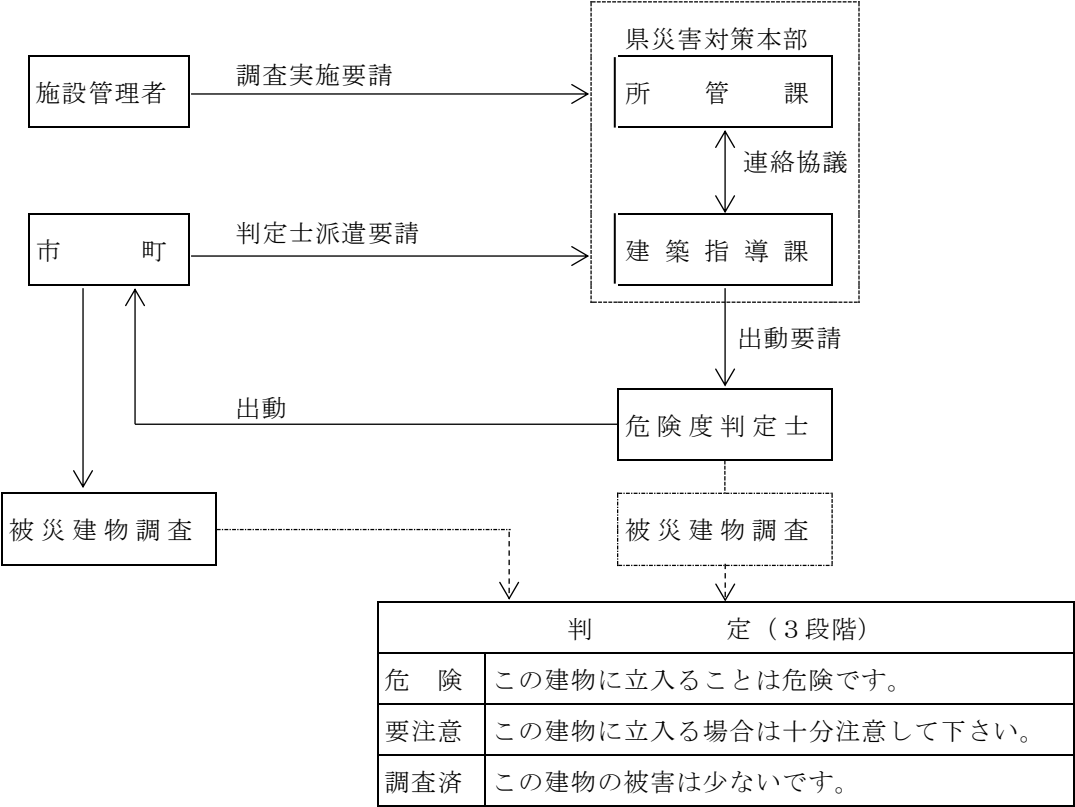
公共施設等の地震防災各施設管理者は、震災時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 地震情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 震災時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

- (1) 緊急避難の指示
管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。
- (2) 被災状況の把握
管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。
- (3) 応急対策の実施
 - ア 被災当日及びその後における施設の運営
 - イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置
 - ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置
- (4) 報告・応援要請
管理者は、被災状況について各施設所管課（県・市町）に報告するとともに、必要な応援要請を行う。
- (5) 二次災害防止措置
二次災害の防止や建築物の応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度の判定を実施する。



第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課（県・市町）と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、地震等により被害が発生した場合、県民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かわるおそれがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

【西日本旅客鉄道(株)・日本貨物鉄道(株)・錦川鉄道(株)・県（交通政策課）】

第1項 災害時の活動体制

1 災害、運転事故対策本部の設置

機 関 名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 大規模地震等により災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、中国統括本部に事故対策本部を、また、被災現場に現地対策本部を設置する。 (2) 現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対策本部長として任務を遂行し、現地対策本部長が到着したときはその任務を引継ぐものとする。 (4) 事故発生時における事故対策本部等の防災組織は、第1章第3節の組織による。 (5) 事故対策本部及び現地対策本部の業務は、概ね次のとおりである。 ア 事故対策本部 (ア) 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。 (イ) 併発事故、災害の未然防止に関すること。 (ウ) 被害の拡大防止に関すること。 (エ) 運転事故、災害の復旧に関すること。 (オ) 応急輸送に関すること。 イ 現地対策本部 (ア) 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。 (イ) 運転事故及び災害の情報に関すること。 (ウ) 被害の拡大防止に関すること。 (エ) 応急輸送に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	大規模地震等により災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して、同様の業務を行う。
錦川鉄道株式会社	(1) 大規模地震等により災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、本社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また、被災現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。 (2) 復旧本部を開設するに至らない事故が発生したときは、必要に応じ、復旧責任者を置く。 (3) 事故発生時における対策本部等の防災組織は防災規定による。（本節第1項3 通信連絡体制）

機 関 名	内 容
錦 川 鉄 道 株 式 会 社	(4) 対策本部及び復旧本部の業務は、概ね次のとおりである。 ア 対策本部 (ア) 運転事故・防災及び災害の情報に関すること。 (イ) 併発事故、災害の未然防止に関すること。 (ウ) 被害の拡大防止に関すること。 (エ) 運転事故、災害の復旧に関すること。 (オ) 応急輸送に関すること。 イ 復旧本部 (ア) 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。 (イ) 運転事故及び災害の情報に関すること。 (ウ) 被害の拡大防止に関すること。 (エ) 応急輸送に関すること。

2 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、概ね次の警戒体制をとる。

機 関 名	内 容
西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	(1) 中国統括本部又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに、必要な指示を行う。 特に地震、津波等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社	(2) 中国統括本部又は支店の関係各課は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。 (3) 地震発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。
錦 川 鉄 道 株 式 会 社	(1) 本社の各課は、現業社員の警戒体制を把握するとともに、必要な指示を行う。 (2) 各課長は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、現地社員を指揮、災害の未然防止及び拡大防止に努める。 (3) 地震発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。

3 通信連絡体制

機 関 名	内 容
西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話等で行う。 (2) 通報経路
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社	通報経路
錦 川 鉄 道 株 式 会 社	通報経路

第2項 発災時の応急措置

地震発生と同時に、運転規制、避難誘導等の適切な応急措置を行い、乗客の安全を確保する。

発災初動時にとる措置は、概ね次のとおりである。

1 運転規制

(1) 運転規制

機 関 名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社	地震が発生した場合の列車の運転取扱は、次による。 ア 在来線 (ア) 計測震度4.5以上の場合、運転する列車を停止させた後、施設、電気設備等に異常がないときは、初列車45km/h以下で運転を再開し、初列車が異常なく到着したときは、次列車以降所定速度で運転を行う。 (イ) 計測震度4.0以上4.5未満の場合、運転する列車を一時停止させ初列車25km/h以下で運転再開し、初列車が異常なく到着したとき、かつ指定した箇所の地上巡回を行い異常のないときは、所定速度で運転を行う。 (ウ) 列車の運転方法は、その都度決定するが、概ね次により実施する。 ・ 一回又は折返し運転 ・ 臨時列車の特発 ・ バス代行又は徒歩 イ 新幹線 (ア) 表示用地震計が4.0ガル未満、制御用震度計も動作しなかった場合 原則として運転規制は実施しないが、工事、線路等の状態、天候の悪条件により速度規制を行う。 (イ) 表示用震度計が4.0ガル未満、制御用震度計が動作し、き電停止となった場合 ・ 地震が発生していなければ運転再開を行う（速度規制はなし）。 ・ 地震は発生しているが、表示用震度計が故障していなければ運転再開を行う（速度規制はなし）。 ・ 地震は発生しているが、表示用震度計の故障が確認されれば、隣接表示用震度計の計測震度及び気象庁発表の震度階で最も大きな数値を採用し、地震発生時の取扱いを行う。 (ウ) 表示用震度計が4.0ガル以上を記録、制御用地震計も動作し、き電停止となった場合 計測震度を確認し、地震発生時の取扱いを行う。 (エ) 表示用地震計のP波検知で、き電停止となった場合 3分以上継続して表示用震度計を確認し、 ・ 表示用震度計にガル値がない場合 運転再開、速度規制はしない。 ・ 表示用震度計にガル値がある場合 計測震度を確認し、地震発生時の取扱いを行う。 地震発生時の取扱い 計測震度により、巡回及び速度規制を行う。工事・線路等の状態、天候の悪条件によりさらに速度規制を行うことがある。 ・ 計測震度3.9以下 所定運転 ・ 計測震度4.0～4.4 感震器動作箇所の受け持ち範囲を、係員が添乗までは30km/h以下で運転再開、係員添乗後70km/h以下から順次速度向上を行う。 ・ 計測震度4.5～4.9 感震器動作箇所の受け持ち範囲を地上巡回後、係員が添乗までは70km/h以下で再開、係員添乗後70km/h以下から順次速度向上を行う。 ・ 計測震度5以上 感震器動作箇所の受け持ち範囲を地上巡回及び構造物点検後、係員が添乗までは70km/h以下で運転再開、係員添乗後70km/h以下から順次速度向上を行う。 ※ 感震器が設置してある変電所の間隔は概ね20kmで4.0ガル以上の地震で感震器が動作すると、その変電所の配電区間にある全列車が停止する。

機 関 名	内 容
日本貨物鉄道株式会社	ア 地震が発生した場合の列車の運転取扱は次による。 (7) 震度 5 弱以上の場合 列車の運転を中止した後、運転再開及びその速度について、線路保守区長の判断による。 (4) 震度 4 の場合 25 km/h 以下の徐行運転を行い、その後の速度については、線路保守区長の判断による。 イ 列車の運転方法は、その都度旅客指令の指示に従って行う。
錦 川 鉄 道株式会社	地震が発生した場合の列車の運転取扱は次による。 運転指令者又は駅長は、強い地震を感知した場合又は C T C 指令から連絡のあったときは、直ちに関係者に通報し、次の取扱いをする。 ア 震度 5 弱以上の場合 運転を停止する。規制範囲内を通過中の列車は 15 km/h 以下の速度で最寄駅に到着、運転停止する。 イ 震度 4 の場合 初列車は、15 km/h 以下の速度で運転し、初列車が到着し異常がなければ、次列車以降、工務区長の指示により運転をする。

(2) 乗務員の対応

機 関 名	乗 務 員 の 対 応
西日本旅客鉄道株式会社	ア 在来線 (7) 運転中に地震を感知して列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
日本貨物鉄道株式会社	(4) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上、陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 (7) 列車を停止させた後、異常を認めた場合は、最寄りの停車場の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。 但し、異常を認めない場合は、次駅まで注意して運転を行い、次駅の駅長又は駅員の指示を受ける。 イ 新幹線 (7) 列車の停止 ・ 列車等の被害を最小限に止めるため、乗務員は速やかに停止の措置をとる。 ・ 停車位置が盛土、切取り、橋梁上、トンネル杭付近又は跨線橋の下等の場合は二次災害を受けやすいので可能な限り安全な場所に移動する。 (4) 通報連絡 直ちに輸送指令に無線若しくは沿線電話で、停止の地点、列車及び旅客の状況運行継続の可否、線路建造物の被害状況、二次災害の危険性など必要事項を通報連絡する。 (7) 放送案内 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、輸送指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。
錦 川 鉄 道株式会社	ア 運転中に地震を感知して列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上、陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合、運転指令と連絡をとり、その指示を受ける。

2 乗客の避難誘導

機 関 名	避 難 誘 導 方 法
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 駅における避難誘導 ア 駅長は、駅係員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 イ 誘導は、負傷者を優先的に誘導する。 (2) 列車乗客の避難誘導 ア 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示に従う。 イ 列車が駅間の途中で停止した場合には、輸送指令及び近接の駅長と連絡の上、旅客を安全な場所へ誘導する。 この場合、他の乗客等の協力を得て、負傷者等に注意し安全に降車させる。
錦川鉄道株式会社	(1) 駅（有人駅）における避難誘導 ア 課長等は、社員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないよう誘導し、避難させる。 イ 誘導は、負傷者を優先的に誘導する。 (2) 列車乗客の避難誘導 ア 列車が駅（無人駅）に停止している場合は、乗務員が最も安全と思われる方法で避難誘導をする。判断が困難なときは、運転指令者の指示を受ける。 イ 列車が駅間の途中で停止した場合には、運転指令者と連絡の上、旅客を安全な場所へ誘導する。 この場合、他の乗客等の協力を得て、負傷者等に注意し安全に降車させる。

3 応急救護活動

地震により、旅客等が被災した場合に必要な応急救護措置について定める。

機 関 名	応 急 救 護 活 動
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 被害の状況によっては、臨時救護所を開設するなどの応急体制をとるほか、医療機関、消防、警察等の救援を要請する。 ※ 錦川鉄道株式会社にあつては、関係市町についても支援要請する。
錦川鉄道株式会社	(2) 駅係員等、乗務員は、負傷者の救出、救護を最優先とし、併発事故の防止に努める。

第3項 応急復旧

鉄道施設は、公共輸送機関として県民の日常生活、社会経済活動を営むうえで重要な役割を担っており、震災等による災害が生じた場合速やかな応急復旧を実施する。

1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

(1) 地震等による災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「事故対策本部」及び「現地対策本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。

(2) 事故対策本部長並びに現地対策本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。

なお、駅長はあらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合せておくものとする。

ア 関係行政機関（市町及び県・国の機関）

イ 警察署

ウ 消防署

エ 地方交通機関

オ N T T

カ 自衛隊

キ 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

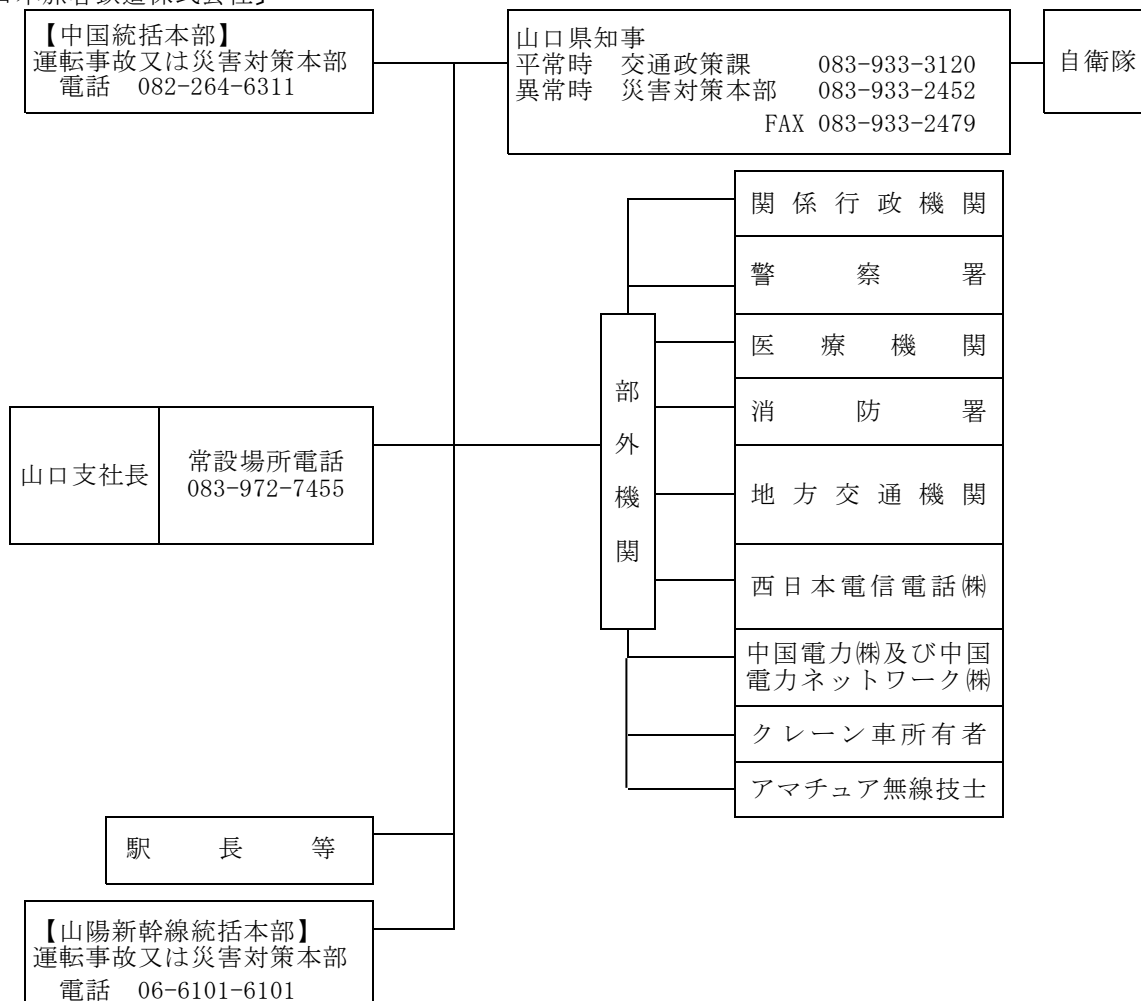
ク クレーン車所有者

ケ アマチュア無線技士

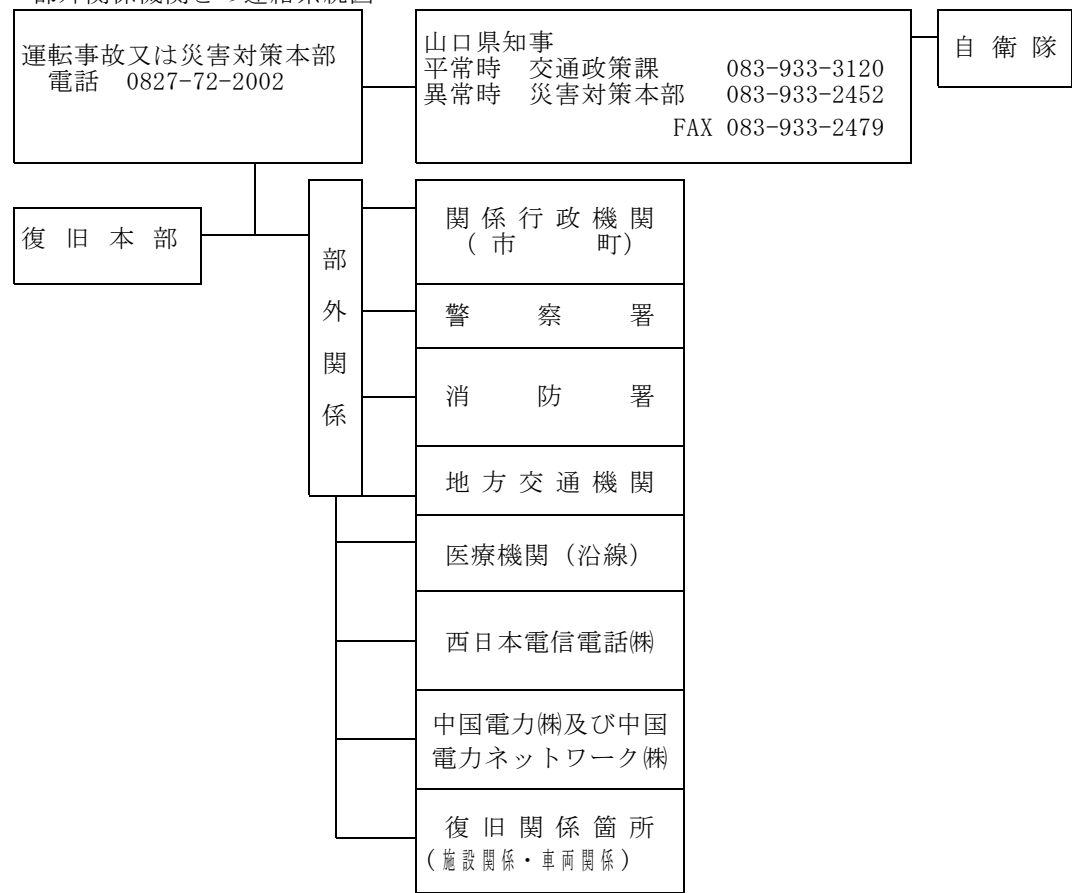
(3) 事故対策本部及び現地対策本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、事故対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。

(4) 部外機関との連絡系統図

〔西日本旅客鉄道株式会社〕



- 2 錦川鉄道株式会社
 西日本旅客鉄道株式会社と同様の対策を講じる。
 部外関係機関との連絡系統図



第 19 章 広域消防応援・受援に係る計画

第 1 節 山口県内広域消防応援計画

第 1 項 基本的事項

1 目的

この計画は、山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書（平成 24 年 4 月締結。以下「協定」という。）及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 項 用語の定義等

1 受援市町等

管轄区域内で災害が発生し、協定に基づき、他の消防機関に対し、応援要請又は応援要請しようとする県内の市町又は消防の一部事務組合をいう。

2 応援実施機関

応援を実施する消防機関は、県内市町等の消防本部及び消防団とする。

3 応援要請の対象とする災害

応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

応援要請の対象とする災害	消防組織法第 1 条に規定する水火災、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	[次のいずれかに該当する場合] ・災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与える必要があると求められる場合 ・発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合 ・その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

4 幹事消防本部

幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

第 3 項 連絡体制及び無線通信体制

1 応援要請時における連絡体制

応援要請時における市町等の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援要請時の連絡先は、別表第 1 のとおりとする。

(2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線 F A X によるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

2 出動時における無線通信体制

出動時における無線通信体制は、原則として次のとおりとする。

(1) 応援隊と受援市町等との通信は、主運用波を使用するものとする。

ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要がある、かつ、緊急消防援助隊の受援を受けていない場合又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用に支障がない場合に限り、統制波の使用も考慮するものとする。

(2) 応援市町等の間の通信は、応援市町等の活動波を使用するものとする。

第 4 項 応援隊の編成

1 応援隊の編成

- (1) 応援可能隊は、別表第2のとおりとする。
- (2) 応援可能資機材は、別表第3のとおりとする。

2 指揮体制

- (1) 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、指揮者から応援隊の隊員に対し直接指揮できるものとし、事後速やかに応援隊の長に指揮内容を報告するものとする。
- (2) 災害の規模及び災害状況により指揮者の補佐が必要と判断したときは、受援市町の長は、指揮隊等を保有する市町等の長に対して応援要請を行い、派遣された応援隊を指揮者の補佐に指名することができるものとする。
- (3) 緊急消防援助隊による応援を受けており県内で指揮支援隊が活動する場合においても、県内の応援隊については、指揮支援隊の活動管理を受けることはなく、受援市町等の消防長の指揮の下、応援活動を実施するものとする。

第5項 発災段階（受援市町等の対応）

1 応援要請の手続き

- (1) 発災市町等の長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町等を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告するものとする。
応援要請にあたっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書（実施細目別記様式第3号）を応援市町等の長に送付するものとする。

応援要請時の連絡事項	ア	災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
	イ	要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
	ウ	応援隊の活動内容
	エ	応援隊の到着希望日及び集結場所 等

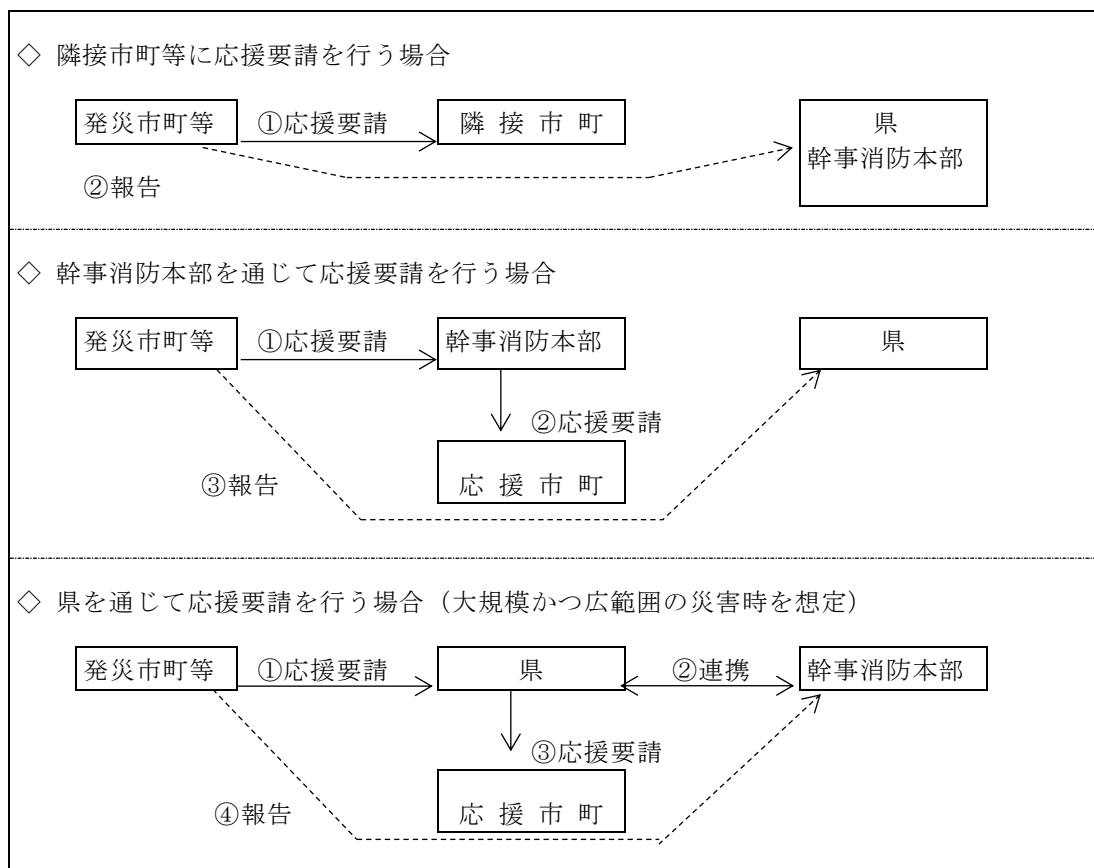
- (2) 発災市町等の長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができるものとする。
この場合、発災市町等の長は、知事に対して県内広域消防応援の要請（様式1）により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、県内広域消防相互応援協定に基づく応援の要請（様式2）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行うものとする。

2 要請の基準

応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

第一要請	隣接市町等に対して行う要請
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

《参考》 応援要請の流れ



3 幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、発災市町等に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

4 集結場所の選定等

集結場所は、原則として被災市町等の消防本部及び消防署所の中から選定するものとする。

5 応援の特例（覚知による応援）

発災市町等の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施するものとする。

この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに発災市町等に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 知事による応援の指示

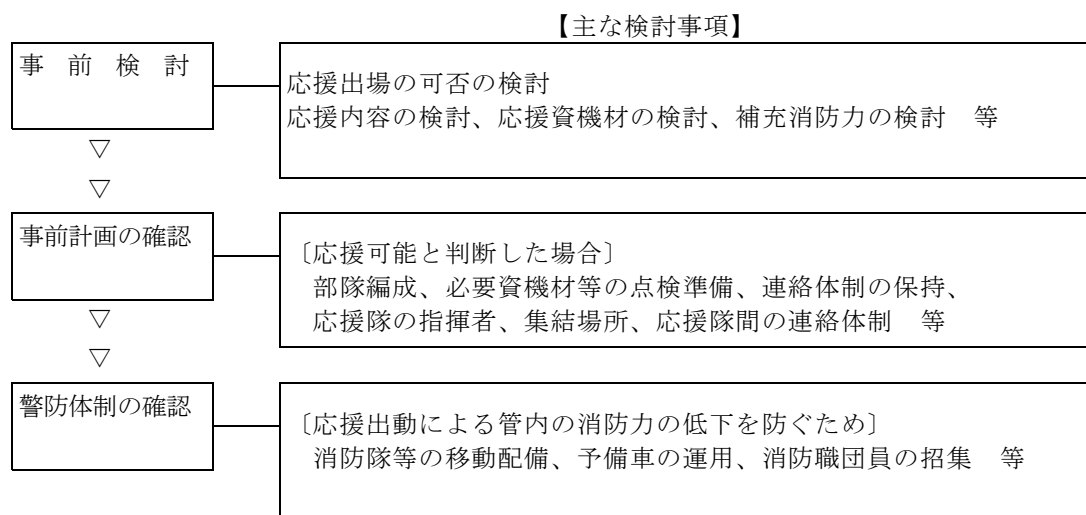
知事は発災市町等の長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第43条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、応援の指示（様式3）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

第6項 発災段階（応援市町等の対応）

1 事前検討

応援要請を受けた市町等は、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討するものとする。

なお、県及び各消防本部においては、より迅速な応援体制を確保する観点から、情報収集及び早期の情報提供に努めるものとする。



2 応援隊の派遣の可否

応援要請の連絡があり応援出動を決定した市町等の長は、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告するものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告するものとする。

第7項 応援出動

1 応援出動時の措置

応援隊を派遣する市町等の長は、災害の状況に応じ必要な装備資機材等を携帯し、食糧・資機材等を可能な限り携行の上、速やかに応援隊を出動させるとともに、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して次の事項を報告するものとする。

応援出動時の報告事項	ア 応援隊の長の職氏名 イ 応援隊の人員・車両・資機材 ウ 集結場所への到着予定時間 エ 出動経路 等

2 集結場所到着時の報告

応援隊の長は、集結場所到着後、速やかに指揮者に対して報告するとともに、活動現場や任務等を確認するものとする。

3 現場到着時の報告

応援隊の長は、現場到着後、速やかに指揮者に対し、次の事項について口頭で報告するものとする。
 なお、災害の種別によっては、省略することができる。

報告事項	ア 応援隊の現場到着日時 イ 応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量

4 活動に係る指示事項

応援隊の長は、次の事項について指揮者の指示等を確認するものとする。

確認事項	ア 災害の状況 イ 活動方針 ウ 活動地域及び任務 エ 使用無線系統 オ 他の応援隊の隊数及び隊長名、活動概要 カ その他必要な事項

5 応援の中断

応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等と協議の上、派遣を中断することができる。

なお、この場合、派遣を中断する旨を、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 現場引き揚げ

指揮者の引き揚げ指示により、応援隊は速やかに現場活動を終了し、受援市町等の現場最高指揮者に

対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

また、事後、応援隊活動結果書（実施細目別記様式第4号）により、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して報告するものとする。

報告事項	ア 応援隊の活動概要
	イ 応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無
	ウ 応援隊の現場引き揚げ日時

第8項 その他

1 応援の始期及び終期

- (1) 応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動した時点とする。
- (2) 応援の終期は、応援隊が消防署所に帰着した時点とする。

2 経費の負担

- (1) 応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。なお、これ以外の経費については、その都度、応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

応援市町等が負担する経費	ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費
	イ 応援の消防職団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費
	ウ 応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費
	エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
受援市町等が負担する経費	ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費
	イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費
	ウ 応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

- (2) 応援市町等が応援経費を請求する場合は、応援に要した経費の要求（実施細目別記様式第6号）により受援市町等に対し請求するものとする。

3 各市町等における事前準備、教育訓練

- (1) 各市町等は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食糧等の整備に努めるものとする。
- (2) 各市町等は、的確かつ迅速な応援要請、出動及び活動が行えるように、平常時から必要な訓練に努めるものとする。

第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画

第1項 総則

1 目的

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

3 連絡体制

- (1) 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又はFAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

第2項 応援等の要請

1 応援等要請の手続き

緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

2 知事による緊急消防援助隊の応援等の要請

(1) 山口県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

ア 災害の概況

イ 出動が必要な区域や活動内容

ウ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

(2) 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

(3) 知事は、被災地の市町長から応援等要請の連絡がなくとも、山口県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。

(4) 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

(5) 知事は、被災地の市町長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。

(6) 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

3 応援等要請のための市町長等の連絡

(1) 被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び山口県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

(2) 被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

(3) 被災地の市町長は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

(4) 被災地の市町長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

4 緊急消防援助隊の応援等決定通知等

(1) 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。

(2) 県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町に対して通知するものとする。

5 迅速出動等適用時の対応

(1) 被災地の市町長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- ア 最大震度 6 弱以上の地震が発生した場合
 - イ 大津波警報が発表された場合
 - ウ 噴火警報（居住区域）が発表された場合
- (2) 知事は、要請要綱第 5 条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第 30 条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。
- (3) 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第 3 項 受援体制

1 消防応援活動調整本部の設置

- (1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第 44 条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一つの場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT 等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。
- (2) 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、山口県庁舎 2 階山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。
- (3) 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- (4) 調整本部の副本部長は、消防保安課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- (5) 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。
- なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。
- ア 消防保安課の職員
 - イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
 - ウ 被災地を管轄する消防本部の職員
 - エ 消防防災航空隊の職員
- (6) 山口県事務決裁規程（昭和 44 年山口県訓令第 4 号）第 15 条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、消防保安課長が専決するものとする。
- ア 消防庁長官又は市町長への応援の要請等（法第 44 条第 1 項及び第 3 項関係）
 - イ 緊急消防援助隊に対する指示（法第 44 条の 3 第 1 項関係）
- (7) 調整本部は、「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- (8) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- (9) 調整本部は、山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
- ア 被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - イ 被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - ウ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - エ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との連絡調整に関すること。
 - オ 山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - カ 山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - キ 山口県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - ク その他必要な事項に関すること。
- (10) 山口県は、別表第 3 に定める資機材等を整備しておくものとする。
- (11) 調整本部は、受援の判断及び受援体制の整理のため様式 1、様式 2、様式 3 及び様式 4 を活用し、運用するものとする。
- (12) 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- (13) 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- (14) 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- (15) 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- (16) 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

2 指揮本部の設置

- (1) 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- (2) 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - イ 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - ウ 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - エ その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- (3) 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- (4) 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- (5) 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- (6) 指揮本部は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

2 進出拠点

- (1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。
 - ア 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第4のとおりとする。
 - イ 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部と消防庁で協議する。
- (2) 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- (3) 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- (4) 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に連絡するとともに、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町、任務、道路の通行障害等について情報提供を行い、併せて活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

3 活動拠点ヘリベース

航空隊の活動拠点ヘリベースは、別表第5のとおりとする。

4 宿営場所

- (1) 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第6のうちから宿営場所の選定について、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。
- (2) 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- (3) 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4項 指揮体制及び通信運用体制

1 指揮体制等

- (1) 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- (2) 指揮支援部隊長は、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、山口県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- (3) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- (4) 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- (5) 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

- (6) 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (7) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (8) N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該 N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (9) 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (10) 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- (11) 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式 7 のとおりとする。

2 通信運用体制

- (1) 山口県内の無線通信運用体制は、別表第 7 のとおりとする。
- (2) 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第 8 のとおりとする。

第 5 項 消防応援活動の調整等

1 任務付与

- (1) 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- ア 被害状況
- イ 活動方針
- ウ 活動地域及び任務
- エ 安全管理に関する体制
- オ 使用無線系統
- カ 地理及び水利の状況
- キ 燃料補給場所
- ク その他活動上必要な事項

2 関係機関との活動調整

- 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

3 資機材の貸出し及び地図の配付

- (1) 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- (2) 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

4 ヘリコプター離着陸場所

- ヘリコプター離着陸場所は、別表第 9 のとおりとする。

5 燃料補給場所

- (1) 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。
- (2) 陸上隊の燃料補給場所は、別表第 10 のとおりとする。
- (3) 航空小隊の燃料補給場所は、別表第 11 のとおりとする。
- (4) 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部から指示する。

6 燃料調達要請

- (1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。
- (2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第 12 のとおりとする。

7 重機派遣要請

- (1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。
- (2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第 13 のとおりとする。
- (3) 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

8 物資等調達要請

- (1) 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。

(2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第 14 のとおりとする。

9 増隊要請

知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

10 部隊移動

緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第 2 又は別図第 3 のとおり行うものとする。

11 長官の求め又は指示による部隊移動

(1) 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-1 により意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求めるものとする。

(2) 被災地の市町長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

(3) 知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

(4) 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-4 により連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するものとする。

(5) 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-5 により山口県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町長に対して連絡するものとする。

12 知事による部隊移動

(1) 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

(2) 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとともに、山口県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

(3) 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式 6-6 により指示を行うものとする。

(4) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して要請要綱別記様式 6-7 により通知するものとする。

(5) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式 6-8 により通知するものとする。

(6) 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

13 部隊移動に係る連絡

調整本部は、部隊移動を行う場合は、山口県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

14 活動中止の判断

(1) 指揮者は、当該消防本部管内で活動する緊急消防援助隊に一体的に活動中止の判断基準を定めることが適当と判断した場合は、別紙 1-1 を参考に活動中止の判断基準を作成することができるものとする。

なお、指揮本部及び指揮支援本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

(2) 調整本部は、山口県内で活動する緊急消防援助隊に一体的に二次災害の危険が高まっている場合等においては、該当市町村の指揮者と別紙 1-2 により活動中止について調整するものとする。活動の再開についても同様とする。

なお、調整本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

第 6 項 応援等の引揚げの決定

1 活動終了及び引揚げの決定

(1) 被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(2) 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知を F A X により速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式 4-1)

(3) 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第7項 その他

1 情報共有

- (1) 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- (2) 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

2 災害時の体制整備

知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

3 都道府県の受援計画の変更

- (1) 知事は、受援計画の変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うとともに各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- (2) 知事は、受援計画の変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- (3) 知事は、受援計画を変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、山口県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに山口県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して変更した旨を連絡するものとする。

4 消防本部の受援計画の策定

- (1) 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。
- (2) 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- (3) 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

5 航空隊の受援計画

航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に定めるものとする。

6 地理情報

各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- ア 広域地図
- イ 住宅地図
- ウ ヘリコプターの離着陸場所位置図
- エ 燃料補給場所位置図
- オ 消防水利位置図
- カ 物資等の調達可能場所位置図
- キ 救急搬送医療機関位置図

7 都道府県の訓練

山口県は、原則年1回、山口県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

第3節 広域航空消防応援の受援実施

1 広域航空消防応援

大規模な風水害等の自然災害、山林、離島等における大火災、列車事故等集団救急事象等が発生した場合に迅速な消防活動が実施されるよう、都道府県や政令指定市消防機関が所有する防災ヘリコプターを活用した広域消防応援体制が整備されている。

ここでは、山口県消防防災ヘリコプターによる消防応援の受援及び緊急消防援助隊によらない場合の広域航空消防の受援について定める。

(1) 基本事項

ア 山口県消防防災ヘリコプター応援協定

県及び各市町等は、ヘリコプターによる消防応援が必要となった場合に備えて、山口県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「ヘリ応援協定」という。）を締結している。実際に応援を必要とする際は、ヘリ応援協定に基づき、発災市町等から県へ応援要請を行うこととなる。

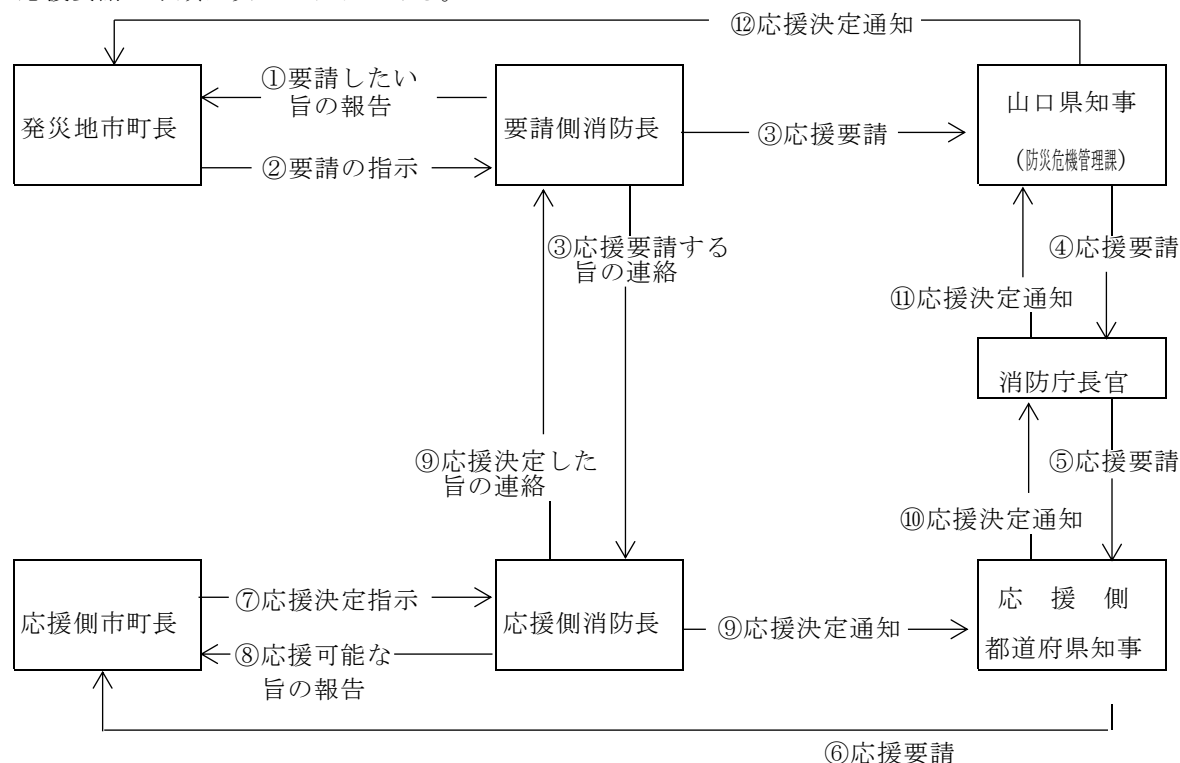
イ 大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱

都道府県域を超えた広域航空消防応援を実施できるよう、消防組織法第44条に基づき、消防庁において広域航空消防応援実施要綱（以下「航空応援要綱」という。）が定められている。県内での発災において、山口県消防防災ヘリコプターのみでは航空消防力が不足する場合（又は山口県消防防災ヘリコプターが点検等により使用不可の場合）は、航空応援要綱に基づき、消防庁長官を通じて応援要請を行う。

また、詳細な手続きは、航空応援要綱の細目に規定されている。

(2) 応援要請の手順

応援要請の手順は次のとおりである。



(3) 要請の方法

ア 発災地の消防長は、ヘリコプターによる消防応援が必要になったときは、山口県知事へヘリコプターの応援要請を行う。

イ 要請・連絡事項

知事への要請事項	応援側都道府県（消防本部）への連絡事項
(ア) 要請先市町 (イ) 要請者、要請日時 (ウ) 災害の発生日時、場所、概要 (エ) 必要な応援の概要	(ア) 必要とする応援の具体的内容 (イ) 応援活動に必要な資機材等 (ウ) 離発着可能な場所及び給油体制 (エ) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び無線による連絡の方法 (オ) 離発着場における資機材の準備状況 (カ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況 (キ) 他にヘリコプターを要請している場合のヘリコプターを保有する消防本部名又は保有する都道府県名 (ク) 気象の状況 (ケ) ヘリコプターの誘導方法 (コ) 要請側消防本部の連絡先 (サ) その他必要事項

ウ 消防庁長官、応援側消防長への要請・連絡

要請又は連絡は、航空応援要綱の細目に定める様式により行うが、とりあえずは電話・FAXで行い、事後速やかに正式文書で要請する。

(4) 広域消防応援に係る担当窓口

資料編[表1]のとおり。

第4節 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

第1項 総則

1 目的

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、山口県大隊、山口県統合機動部隊、下関市消防局NBC災害即応部隊、山口県土砂・風水害機動支援部隊（以下「山口県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、山口県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2項 山口県大隊等の編成

1 連絡体制等

応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

ア 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。

イ 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

ウ 県から消防本部への応援出動等の連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線FAX（衛星系及び地上系）によるものとし、消防本部から県への連絡は、有線電話又は有線FAXによるものとする。なお、有線断絶時等の場合は、例外的に、防災行政無線、主運用波、電子メールを使用することができるものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

2 山口県大隊等の編成

- (1) 山口県の登録隊は、別表第4のとおりとする。
- (2) 地震災害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- (3) 土砂・風水害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- (4) 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における山口県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
- (5) 山口県大隊を編成する期間は、発隊式から解隊式までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。
- (6) 大隊は、都道府県単位とし、「山口県大隊」と呼称するものとする。
- (7) 山口県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関と代表消防機関代行の両消防機関から指揮隊を出動させた場合は、代表消防機関代行の職員は山口県大隊副大隊長として大隊長を補佐するものとする。
- (8) 統合機動部隊は、「山口県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、山口県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- (9) 中隊は、消防本部毎又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「例 下関中隊、山口県消火中隊」と呼称するものとする。なお、消防本部毎の中隊長は、各消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとし、任務毎の中隊長は、次の消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとする。

中隊名	中隊長を充てる消防本部名
消火中隊	柳井地区広域消防本部
救助中隊	周南市消防本部
救急中隊	宇部・山陽小野田消防局
後方支援中隊	下関市消防局
特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部
特殊装備中隊	山口市消防本部

- (10) 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「例 萩消火隊」と呼称するものとする。なお、小隊長は、当該小隊の上席者をもって充てるものとする。

- (11) 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を

行うものとする。

(12) N B C 災害即応部隊は、別表第 8 のとおり編成し、「下関市消防局 N B C 災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、下関市消防局 N B C 災害即応部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。

(13) 土砂・風水害機動支援部隊は、別表第 9 のとおり編成し、「山口県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。

3 指揮体制等

(1) 山口県大隊等の指揮体制は、別紙第 1 のとおりとする。

(2) 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式 1 のとおりとする。

(3) 山口県大隊長は、山口県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、山口県大隊の活動の指揮を行うものとする。

(4) 山口県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、山口県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、山口県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。

(5) 下関市消防局 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該 N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

(6) 山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

(7) 中隊長は、山口県大隊長又は部隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。

(8) 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

第 3 項 山口県大隊等の出動

1 地震時等の出動等に係る取決め

要請要綱別表 A-1、A-2 並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第 10 のとおりとする。

2 山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備

(1) 別表第 10 に定める地震等が発生し、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア 県は、各消防本部から事前に計画された隊（別表第 5）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第 5）のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。

イ 各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、地震等の発生後速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（別表第 5）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を F A X で報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

(2) 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から山口県大隊又は山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア 県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第 6 又は別表第 9）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。

イ 県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（別表第 6 又は別表第 9）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を F A X で報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

(3) 前 2 項の場合のほか、消防庁から山口県大隊（N B C 災害における救急小隊を中心とした県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア 県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が

編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。

イ 県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数をＦＡＸで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

(4) 県は、消防庁から山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。

3 集結場所

集結場所は、別表第 11 のとおりとする。

4 山口県大隊及び統合機動部隊の出動

(1) 県知事は、長官から要請要綱別記様式３－１又は同様式３－４により山口県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式４）により各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

(2) 県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 又は別表第 6 に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。

(3) 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア 山口県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部をおおむね 1 時間以内に出動するものとする。

イ 第一次編成陸上隊は、山口県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね 2 時間 30 分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第一次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

ウ 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね 3 時間 30 分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第二次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

エ 各消防本部は、出動小隊に原則として 7 2 時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。

(4) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、山口県統合機動部隊及び山口県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

5 その他の部隊の出動

(1) 下関市長は、長官から要請要綱別記様式３－１により下関市消防局 ＮＢＣ 災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後 30 分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

(2) 県知事は、長官から要請要綱別記様式３－１により山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊長と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式４）により当該部隊を構成する小隊の属する各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、当該部隊長は、当該部隊を構成する小隊が集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

6 国家的な非常災害における出動

(1) 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとし、県は、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとする。

(2) 長官から出動の指示があった場合には、第 9 第 1 項及び第 3 項に定める出動を行うほか、別表第 5 に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。

(3) 県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。

(4) 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね 2 4 時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

(5) 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を

整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

7 山口県大隊等の出動隊数の報告

- (1) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、県及び代表消防機関に対して派遣小隊連絡書（様式5）により出動隊数を報告するものとする。なお、出動小隊にも派遣小隊連絡書（様式5）の写しを携行させ、集結場所到着時、山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長に提出するものとする。
- (2) 代表消防機関は、前項の派遣小隊連絡書（様式5）を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣（様式6）により県及び各消防本部に対して報告するものとする。
- (3) 県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

8 緊急消防援助隊の車両表示

緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

9 集結場所への集結完了

- (1) 山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
- (2) 中隊長は、山口県大隊等概要（様式7）により山口県大隊等の概要を確認するものとする。

10 進出拠点への進出

- (1) 山口県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「山口県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- (2) 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- (3) 山口県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

ア 被災地の被害概要

イ 山口県大隊等の活動地域及び任務

ウ 山口県大隊等の進出拠点及び出動ルート

エ 山口県大隊等の隊列

オ その他必要な事項

- (4) 集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動隊の編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。

11 高速自動車国道等の通行

高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

ア 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

イ 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て、別紙第2「公務従事車両証明書」を提出するものとする。

ウ 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。

エ 名刺を提出した場合、後日、県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

12 情報共有

被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

13 進出拠点到着

- (1) 山口県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。
- (2) 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、山口県大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

14 現地到着

- (1) 山口県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

ア 災害状況

イ 活動方針

ウ 活動地域及び任務

- エ 山口県大隊本部の設置場所
 - オ 安全管理に関する体制
 - カ 使用無線系統
 - キ 地理及び水利の状況
 - ク その他活動上必要な事項
- (2) 山口県大隊長等は、速やかに山口県大隊等現場到着時の報告書（様式 8）により後方支援本部に対して報告するものとする。
- (3) 山口県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山口県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が山口県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、山口県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。
- (4) 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山口県大隊が被災地に到着後は、山口県大隊に帰属し、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第 4 項 現場活動

- 1 山口県大隊本部の設置
- (1) 山口県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に山口県大隊長を本部長とする山口県大隊本部を設置するものとする。
- (2) 山口県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- (3) 山口県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- (4) 山口県大隊長は、被害状況及び山口県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。
- 2 活動時における無線通信運用及び情報収集
- (1) 活動時の無線通信運用体制は、別表第 12 のとおりとする。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山口県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。
- 3 各隊の保有資機材等
- (1) 後方支援中隊の保有資機材は、別表第 7 のとおりとする。
- (2) 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第 13 のとおりとする。
- 4 県大隊長への報告等
- (1) 県大隊長は、必要の都度、山口県大隊事前打合せ事項（様式 9）に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県大隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。
- (2) 各中隊長は、災害現場ごとに中隊活動報告書（様式 10）により活動結果等を記録し、県大隊長に対して報告するものとする。
- 5 日報
- 山口県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式 2 により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第 5 項 後方支援活動

- 1 後方支援本部の設置
- (1) 山口県大隊等が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。
- (2) 後方支援本部長は、県消防保安課長をもって充てるものとする。
- (3) 副本部長及び本部員は、県消防保安課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- (4) 代表消防機関及び代表消防機関代行の職員は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとする。ただし、後方支援本部長が、被災地の状況等を勘案し、後方支援本部に参集しなくても任務に支障がないと判断した場合は、その限りではない。
- (5) 後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- (6) 後方支援本部は、山口県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
- ア 消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - イ 山口県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

- ウ 山口県大隊等の隊数及び人員数の集計
- エ 山口県大隊等の活動記録の集約
- オ 各消防本部に対する山口県大隊等の活動状況に関する情報提供
- カ 山口県大隊等に対する災害に関する情報提供
- キ 必要な資機材等の手配及び提供
- ク 食糧（３日目以降）の手配に関する調整
- ケ 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
- コ その他必要な事項

- (7) 各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。
- (8) 前項までに定めるもののほか、後方支援本部の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

2 後方支援中隊の任務等

- (1) 後方支援中隊は、山口県大隊長又は部隊長の指揮の下、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。
 - ア 後方支援本部との連絡
 - イ 宿営場所の設置及び維持
 - ウ 物資の調達及び搬送
 - エ 車両及び資機材の保守管理
 - オ 交替要員の搬送
 - カ 活動の記録
 - キ その他必要な事項
- (2) 後方支援中隊の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

3 相互協力

県及び各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第6項 活動終了

1 山口県大隊等の引揚げ

- (1) 山口県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。
- (2) 山口県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げのものとする。
 - ア 山口県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
 - イ 活動中の異常の有無
 - ウ 隊員の負傷の有無
 - エ 車両、資機材等の損傷の有無
 - オ その他必要な事項

2 帰署（所）報告

- (1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県に対して速やかに報告するものとする。
- (2) 県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7項 活動報告等

1 活動結果報告

- (1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。
- (2) 県は、代表消防機関と連携して、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

第8項 その他

1 航空部隊の応援等

航空部隊（航空指揮支援隊を含む。）に係る応援等については、県が別に定めるものとする。

2 事前準備

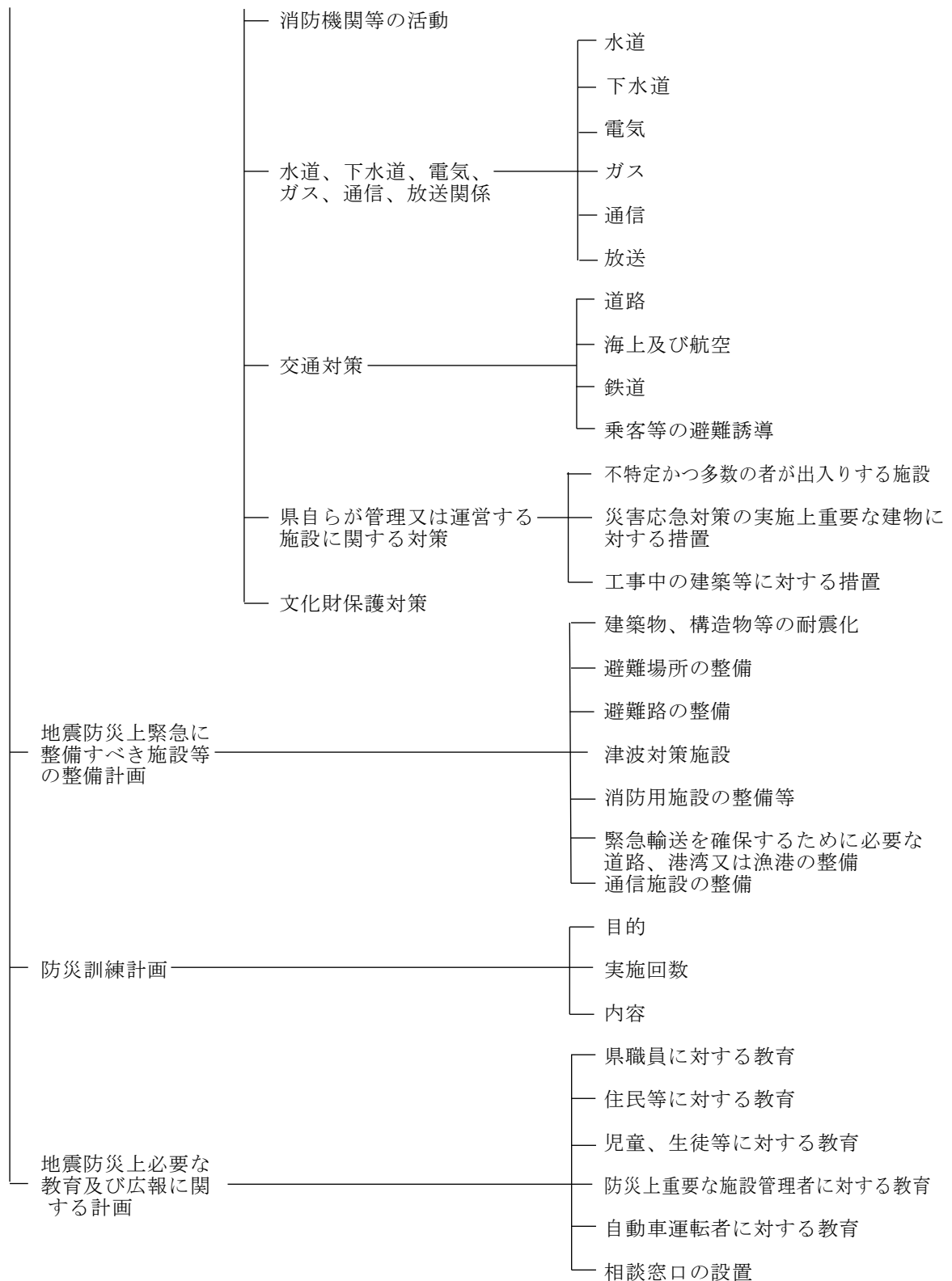
- (1) 各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
- (2) 県及び各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画

基本的な考え

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図る。





第 1 節 総則

第 1 項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

※推進地域

平成 26 年 3 月 28 日に、下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受ける。

（1 都 2 府 26 県 707 市町村（平成 26 年 3 月 28 日現在））

※推進地域の指定基準（以下のいずれかに該当する地域を有する市町村）

- ①震度 6 弱以上の地域
- ②津波高が 3 m 以上で海岸堤防が低い地域
- ③防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第 2 項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務については、【山口県地域防災計画震災対策編（以下「震災対策編」という。）第 1 編 第 1 章 第 4 節】及び、大規模地震防災・減災対策大綱に定めるとおりである。

第 2 節 災害対策本部等の設置等

第 1 項 災害対策本部等の設置

【震災対策編 第 3 編 第 1 章 第 1 節】に定めるところにより行うものとする。

第 2 項 災害対策本部等の組織及び運営

【震災対策編 第 3 編 第 1 章 第 1 節】に定めるところにより行うものとする。

第 3 項 災害応急対策要員の参集

【震災対策編 第 3 編 第 1 章 第 1 節】に定めるところにより行うものとする。

第 4 項 大島防災センターの活用

- 1 南海トラフ地震防災対策推進地域である周防大島町に甚大な被害が生じた場合等においては、大島防災センターに現地災害対策本部を設置する。
- 2 大島防災センターに現地災害対策本部を設置した場合には、必要に応じ自衛隊、警察、消防等関係機関のブースを設置し、また、物資や人員を集積するなど、各防災機関の活動拠点とする。
- 3 大島防災センターの備蓄庫に県の物資を備蓄する。また、流通備蓄物資を配布する場合には、ここを中間集積場所として活用する。

第3節 南海トラフ地震の概要

第1項 地震の概要（図1）

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状に鑑み、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、⑤南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等があげられる。

第2項 地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領 域 名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	8～9クラス	30％程度	70～80％	90％程度 もしくはそれ以上

※2021年1月1日時点の評価

第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定

被害は、死者が最大で614人と想定され、このうち582人（95％）が津波によるものである。建物の全壊・焼失棟数は最大で5,926棟と想定され、このうち津波によるものが3,454棟と最も多く、次に多いのが1,771棟の液状化によるものである。

ライフラインや交通施設の被害は、主に揺れの大きい県東部や津波の影響を受ける沿岸部において多く、避難者は約16.8万人（1日後）、経済被害額は約1.2兆円と想定される。

1 震度分布（図2）

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード9クラスの地震を想定しており、本県は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。

柳井市で震度6強が、岩国市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町で震度6弱が、その他の市町でも震度5強ないし5弱の揺れが想定されている。

2 津波の高さ（図3、図4）

本県瀬戸内海沿岸の市町ごとに設定している主要な港湾・漁港等（代表地点）で3.8～3.0mの最高津波水位が想定されている。

3 津波が到達するまでの時間

最高津波水位が県内沿岸に最も早く到達する時間は116分となっている。また、地震発生後に±20cm（海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間で最短となるのは18分となっている。

4 人的被害（被害が最大となるもの）（単位：人）

区 分	建物倒壊	津波※	土砂災害	火災	ブロック塀倒壊等	合計	備考
死 者 数	28	582	4	0	0	614	夏12時
負傷者数	1,353	118	6	0	0	1,477	冬深夜

※早期避難率は低い（「すぐに避難する」20%、「避難するがすぐに避難しない」50%、「切迫避難あるいは避難しない」30%）条件で算定

5 建物被害（被害が最大となるもの）（単位：棟）

区 分	揺れ	津波	液状化	土砂災害	火災	合計	備考
全壊・焼失棟数	609	3,454	1,771	61	31	5,926	冬18時
半壊棟数	7,168	32,968	2,761	124	—	43,021	

6 ライフライン施設被害

区 分			直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
上 水 道	断水人口	%	210,612人	14.5	159,116人	11.0	75,841人	5.2	8,974人	0.6
下 水 道	支障人口	%	6,275人	0.7	6,275人	0.7	6,275人	0.7	0人	—
電 力	停電軒数	%	14,432軒	1.6	9,599軒	1.1	0軒	—	0軒	—
固定電話	不通回線	%	9,381回線	2.0	7,615回線	1.6	7,615回線	1.6	0回線	—
ガ ス	供給停止戸数	%	0戸	—	0戸	—	0戸	—	0戸	—

※1日後以降の停電軒数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

7 交通施設被害

区 分		津波浸水域外	津波浸水域
道	路	344箇所	115箇所
鉄 道	新 幹 線	5箇所	—
	在 来 線	183箇所	52箇所

8 生活支障等

区 分		1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
避難者	避難所避難	111,571人	17,127人	5,482人
	避難所外避難	56,073人	5,179人	12,790人
	合計	167,643人	22,306人	18,272人

災害廃棄物発生量	災害廃棄物（がれき等）	津波堆積物（土砂・泥状物等）
	61万トン	222～471万トン

9 経済被害（直接被害）

被災地において、公共、民間を通じて損壊・喪失した施設や資産を震災前と同水準まで回復させるために必要な費用の推計

民間部門	公共部門	合計
約1.0兆円	約0.2兆円	約1.2兆円

10 防災・減災対策による被害軽減効果

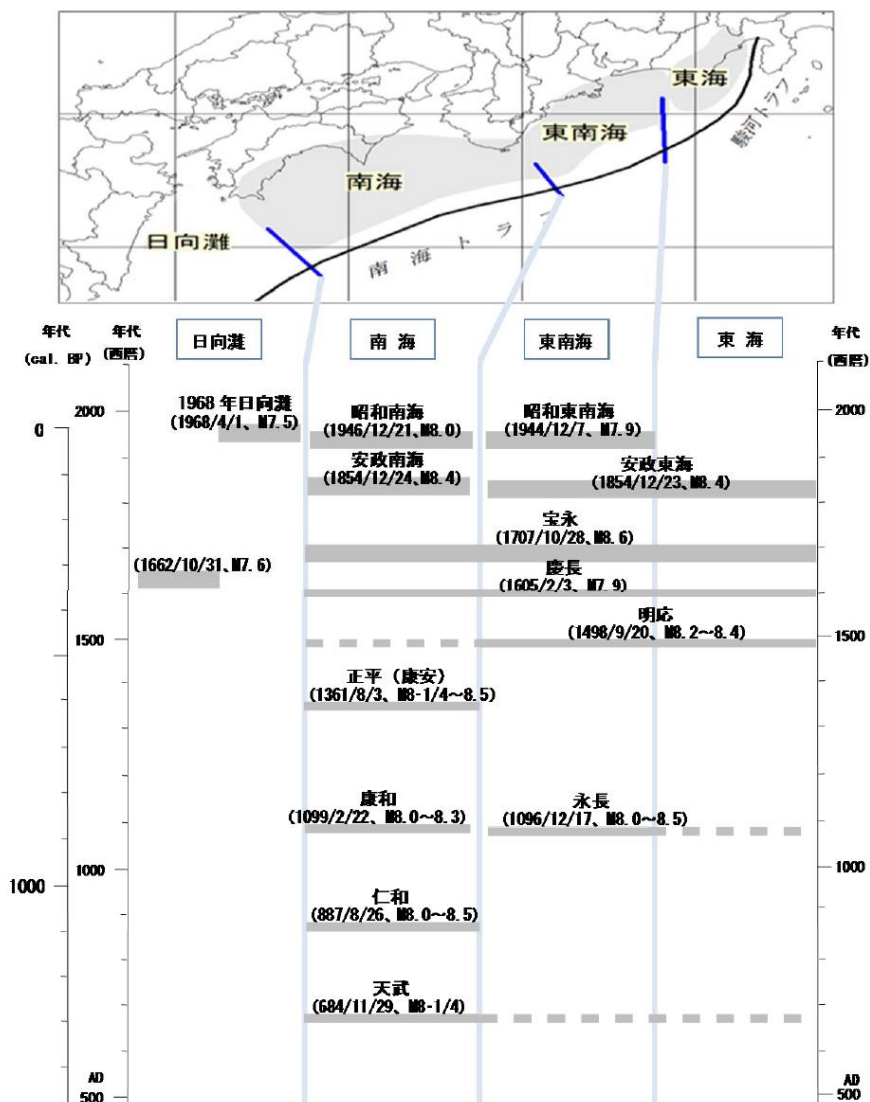
(1) 早期避難による死者数の軽減（津波）

早期避難率を100%（全員が地震発生後にすぐに避難を開始）まで向上させると死者582人が0人に減少【100%減】

(2) 建物の耐震化等による死者数の軽減（建物倒壊）

建物の耐震化率及び家具等の転倒・落下防止対策実施率を100%まで向上させると死者28人が0人に減少【100%減】

図1 南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震



参考文献

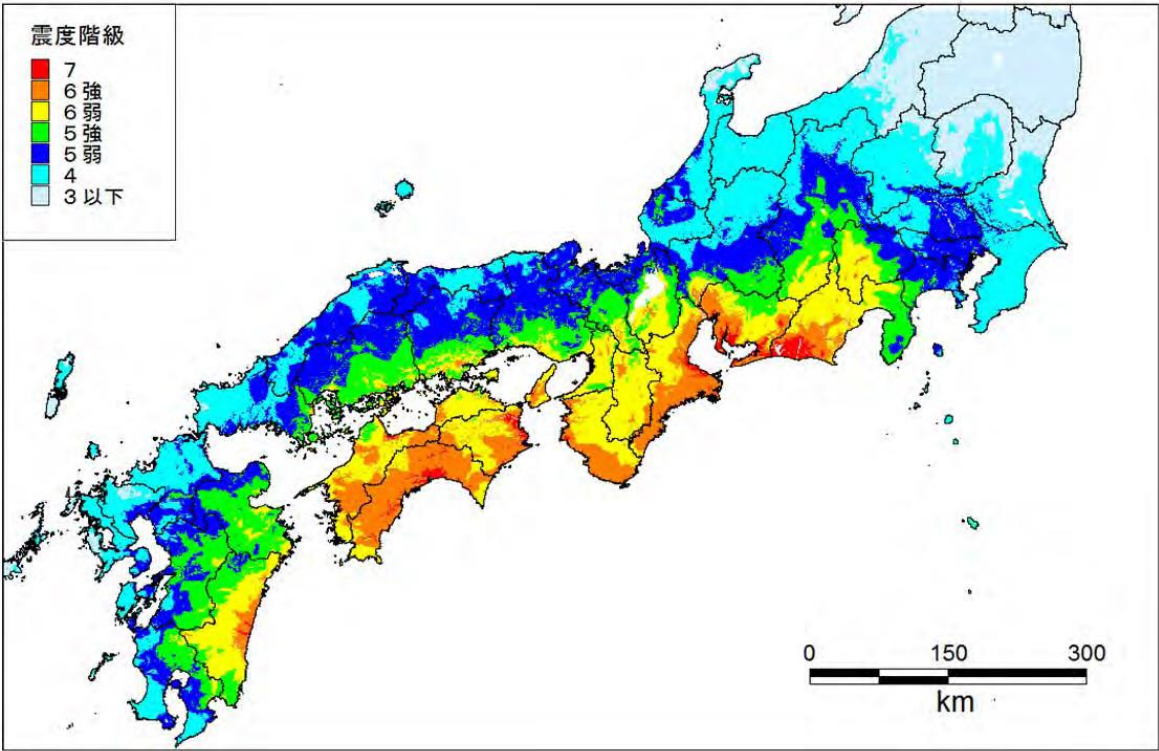
- 1) 679年～1884年：気象庁（1983）、被害地震の表と震度分布図
- 2) 1885年～1980年：宇津（1982）、日本付近のM6.0以上の地震及び被害地震の表：1885年～1980年
- 3) 1951年～1995年5月：気象庁、地震月報

注）重複する地震の緒元は、上記の順位で採用した。

※1605 慶長地震以前の地震の震源域の広がりについては、信頼性に留意が必要である。

出展：中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成23年12月27日中間とりまとめ）資料

图 2



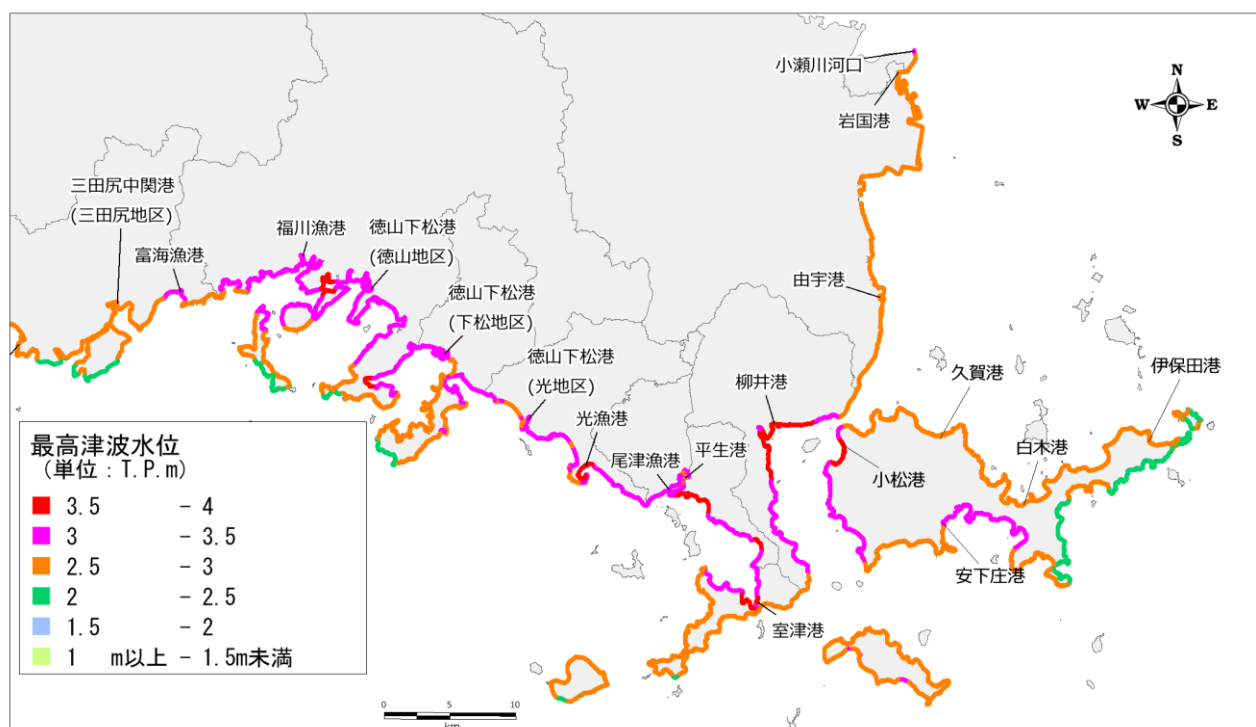
陸側ケースの震度分布

出展：内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震の被害想定について第1次報告」（平成24年8月29日中央防災会議）

図3 最高津波水位分布(西部)



図4 最高津波水位分布（東部）



第4節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

- (1) 情報の収集・伝達における役割は、【震災対策編 第3編 第2章 第1節 第2項】に定めるとおりとする。
- (2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、（情報の種類に応じて）被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、【震災対策編 第3編 第2章 第1・2節】に定めるところにより行うものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

県は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

県は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町へ指示するものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

【震災対策編 第2編 第10章及び第11章、第3編 第3章及び第12章】に定めるところにより行うものとする。

また、県は、迅速な救助のため、被災地への経路を確保するとともに、必要に応じ、自衛隊の航空機を用いて重症患者を被災地内から被災地外まで搬送する航空搬送拠点として、山口宇部空港を確保し、傷病者を一時収容するための臨時医療施設（SCU）を設置する。

5 物資調達

- (1) 県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。
- (2) 県は、管内市町における備蓄量について、（1）と同様把握し、必要に応じ市町間のあわせん調整

を実施する。

(3) 県は、(1) (2)により把握した数量及び市町間の調整結果等を踏まえ、県内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達・供給の要請を行う。

(4) 国は、発災後、被災府県からの具体的な要請を待たず、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、緊急輸送を実施する計画であり、県は、国からの物資を受け入れ、各市町が設置する輸送拠点や避難所に向けて送り出すため、広域物資輸送拠点を開設する。

ア 国計画の対象品目

食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品

イ 広域物資輸送拠点

消防学校、山口きらら博記念公園、下関港新港ふ頭岸壁

6 輸送活動

【震災対策編 第2編 第13章、第3編 第7章】に定めるところにより行うものとする。

また、国の計画に基づき、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確保するため、次の製油所・油槽所へのアクセス道路について、優先的に道路啓開を行う。

(1) ENEOS（株）麻里布製油所（和木町）

(2) 出光興産徳山事業所（周南市）

(3) 西部石油山口製油所（山陽小野田市）

7 保健衛生・防疫活動

【震災対策編 第3編 第10章】に定めるところにより行うものとする。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

県は、管内の市町等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町間のあっせん等の措置をとるものとする。

2 人員の配備

県は、管内の市町等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、山口県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

【震災対策編 第3編 第1章 第1節を準用する】

第3項 応援要請

1 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、【山口県地域防災計画 資料編 第2章】に明記してあるとおりである。

2 県は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。

3 県は必要があるときは、防衛大臣等に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項

なお、災害派遣を要請する予定の事項は、【震災対策編 第3編 第6章 第2節 第1項】に定めるとおりである。

4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関、県警察及び中国四国管区警察局と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

【震災対策編 第3編 第6章 第1・2節を準用する】

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等（自動・遠隔操作によるもの及び安全に閉鎖が可能なもの）の閉鎖、工事中の場合は工事の中断の措置等を講ずるとともに、津波に関する情報収集をするものとする。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
 - (5) 同報無線の整備等の方針及び計画
 - (6) 津波に関する情報入手の手段

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第4節第1項の1のとおりとするほか、県は、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節を準用する】

第3項 避難対策等

- 1 県は津波防災地域づくり法に基づき、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域等の指定を行うものとする。
- 2 市町は、県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように津波ハザードマップの作成・見直しに努めるとともに、その周知を図る。
- 3 市町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の早期作成に努める。
- 4 市町は、想定される最大規模の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行うものとする。
- 5 県は、市町、消防機関等と連携し、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者が作成する対策計画の作成を推進する。
- 6 県は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町に協力するものとする。

なお、この場合、高齢者、子ども、病人、障害者等要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮した対応を実施する。

また、県は災害救助法の対象となる市町が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。

 - (1) 第7項の2（2）に定めるところにより、県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力
 - (2) 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置
- 7 県は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 8 県は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等を講じる。

【震災対策編 第2編 第17章 第2・3節、第3編 第4章及び第14章を準用する】

第4項 消防機関等の活動

- 1 市町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (5) 救助・救急等
 - (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
 - (7) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。
 - (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
 - (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握。
- 3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

【震災対策編 第3編 第6章 第1・2節を準用する】

第5項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係

- 1 水道
水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、【震災対策編 第3編 第17章 第3節】に定める措置を講じる。
- 2 下水道
【震災対策編 第3編 第17章 第4節】に定める措置を講じる。
- 3 電気
 - (1) 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。
 - (2) 指定公共機関中国電力㈱山口支社及び中国電力ネットワーク㈱山口ネットワークセンターが行う措置
【震災対策編 第3編 第17章 第1節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。
- 3 ガス
 - (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
 - (2) 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置
【震災対策編 第3編 第17章 第2節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。
- 4 通信
 - (1) 指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店が行う措置
【震災対策編 第3編 第17章 第5節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。
 - (2) 県が行う支援の措置
【震災対策編 第3編 第2章 第3節】に定める措置を講じる。
- 5 放送
 - (1) 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置
【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。
 - (2) 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置

【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

第6項 交通対策

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

2 海上及び航空

(1) 徳山・広島・門司海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施するものとする。

(2) 空港管理者は、津波の襲来するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の襲来のおそれがある旨を周知する。

3 鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置、各事業者が策定する対策計画に定める措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が策定する対策計画に定めるものとする。

【震災対策編 第3編 第7章 第1～6節を準用する】

第7項 県自らが管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設（博物館、美術館、図書館等）、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討するものとする。

(イ) 避難場所や避難路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討するものとする。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

(ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

【震災対策編 第3編 第1章 第1節を準用する】

第8項 文化財保護対策

文化財に係る、災害による被害軽減を図るため、県は以下のような対策を推進する。

- 1 被災文化財を速やかに救出できるよう文化財の所在リスト（国・県指定等文化財目録）を整備する。
- 2 土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所への移動を検討する。
- 3 未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう、所有者への文化財の価値の周知等に取り組む。
- 4 防災設備の点検・整備を行う。
- 5 消防、市町、被災文化財の救出・保全業務を推進する民間団体等関係機関との連携、協力体制を確立する。
- 6 消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。
- 7 文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

第6節 時間差発生等への対応

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編 第3編 第2章 第5節】を準用する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、【震災対策編 第3編 第2章 第2節】に定めるとおりとする。

4 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 県のとるべき措置

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

6 消防機関等の活動

(1) 市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

(2) 県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

(3) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

7 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章 第3節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 電気

ア 電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

イ 指定公共機関中国電力(株)山口支社及び中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンターが行う措置
必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章 第1節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(3) ガス

ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

イ 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置
必要なガスを供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章 第2節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(4) 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店は、【震災対策編 第3編 第17章 第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(5) 放送

ア 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置

【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

イ 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置

【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

9 金融

指定公共機関日本銀行下関支店は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

10 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図るものとする。

イ 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 海上および航空

ア 徳山・門司・広島海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ウ 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(ウ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

(エ) 幼稚園、小・中学校等にあつては児童生徒等に対する保護の方法

(オ) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講ずるものとする。

12 滞留旅客等に対する措置

市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、必要に応じて、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編 第3編 第2章 第5節】を準用する。
- 3 災害応急対策をとるべき期間等
県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 4 県のとるべき措置
県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化
【震災対策編 第2編 第5章 第1～4節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。
- 2 避難場所の整備
【震災対策編 第2編 第4章 第1～9節、第17章 第3節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。
- 3 避難路の整備
【震災対策編 第2編 第4章 第1～9節、第17章 第3節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。
- 4 津波対策施設
【震災対策編 第2編 第17章 第3節】に定めるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。
- 5 消防用施設の整備等
県は、消防用施設及び消防用資機材の整備事業計画を、別に定めるものとする。
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
県は、緊急輸送道路等の整備事業計画を、別に定めるものとする。
- 7 通信施設の整備
県、市町、その他防災関係機関は第4節第1項に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備計画を、別に定めるものとする。

第8節 防災訓練計画

- 1 県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津

波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

- 4 県は市町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

訓練の内容については、次に掲げるもの等、【震災対策編 第2編 第3章 第1節】に明記してあるものとする。

- (1) 動員訓練及び本部運営訓練
- (2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (3) 警備及び交通規制訓練

なお、県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。

【震災対策編 第2編 第3章 第1節を準用する】

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県は、市町、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 県職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

県は、市町と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに市町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 正確な情報入手の方法
- (7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (8) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (9) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、

家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

(12)住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(13)被災者への行政からの支援制度、相談窓口等

【震災対策編 第2編 第17章 第1・2節を準用する】

3 児童、生徒等に対する教育

【震災対策編 第2編 第1章 第1～3節】に定めるところによるものとする。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

【震災対策編 第2編 第1章 第1～3節】に定めるところによるものとする。

5 自動車運転者に対する教育

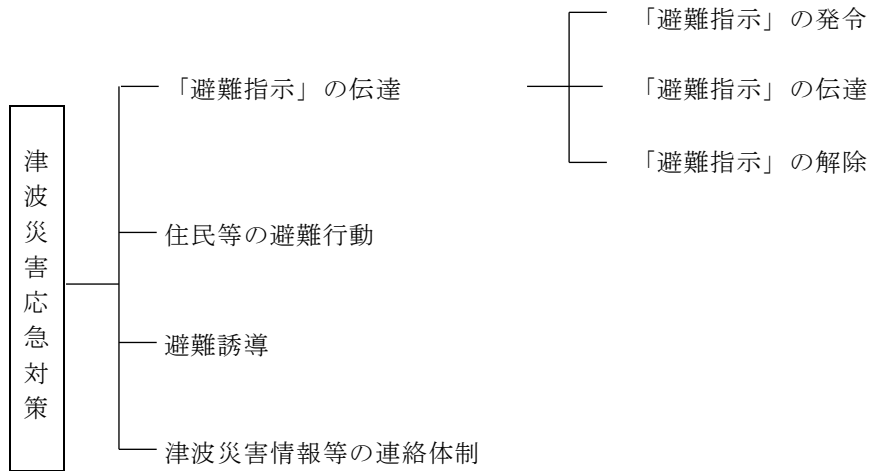
【震災対策編 第2編 第1章 第1～3節】に定めるところによるものとする。

6 相談窓口の設置

県及び市町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第 2 1 章 津波災害応急対策計画

津波からの避難は、住民自らが津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。



第 1 節 「避難指示」の伝達

第 1 項 「避難指示」の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達までに相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、沿岸市町は、次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに「避難指示」を発令する。

- 1 強い揺れ（震度 4 程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合
※ 沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達すること考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに「避難指示」を発令する必要がある。
- 2 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

第 2 項 「避難指示」の伝達

避難指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- 1 避難指示を行った市町等は、速やかに、その内容を市町防災無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。
この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。
- 2 津波警報等に応じて自動的に「避難指示」を発令する場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域の住民等に伝達する。

第 3 項 避難指示の解除

当該津波予報区の津波警報等が解除されるまで、「避難指示」の解除は行わない。

第2節 住民等の避難行動

沿岸地域において強い揺れ等を感じた時は、住民、船舶等は、次の避難行動をとるものとする。

1 住民に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台や津波避難ビル等に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、大津波警報又は津波警報が発表されたときは急いで高台や津波避難ビル等に避難する。
- (4) 津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに港外※（水深の深い広い海域）に避難する。
- (4) 港外に避難できない小型船舶は、乗員は直ちに下船し陸上の高台に避難する。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除までは沿岸部に近づかない。
※時間的余裕のある場合にのみ行う。
- (6) 津波に対する協議会等が設立されている地域、港においては、港長等から発令された指示等のとおり安全対策を実施する。

第3節 避難誘導

【市町・警察・消防・消防団・自主防災組織等】

- 1 市町は津波避難計画等に基づき、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。
- 2 避難誘導や防災対策を行う消防職団員や警察官、市町職員については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。
- 3 予想される津波到達時間を考慮しつつ、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の避難支援等を行う。

第4節 津波災害情報等の連絡体制

【国・県・市町・警察・消防・消防団・自主防災組織・防災関係機関】

- 1 県及び市町、防災関係機関等は震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」により、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 2 県及び市町は、津波警報、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- 3 報道機関の協力を受けて、住民等に対し広報を行う。

第 4 編

復 旧 ・ 復 興 計 画

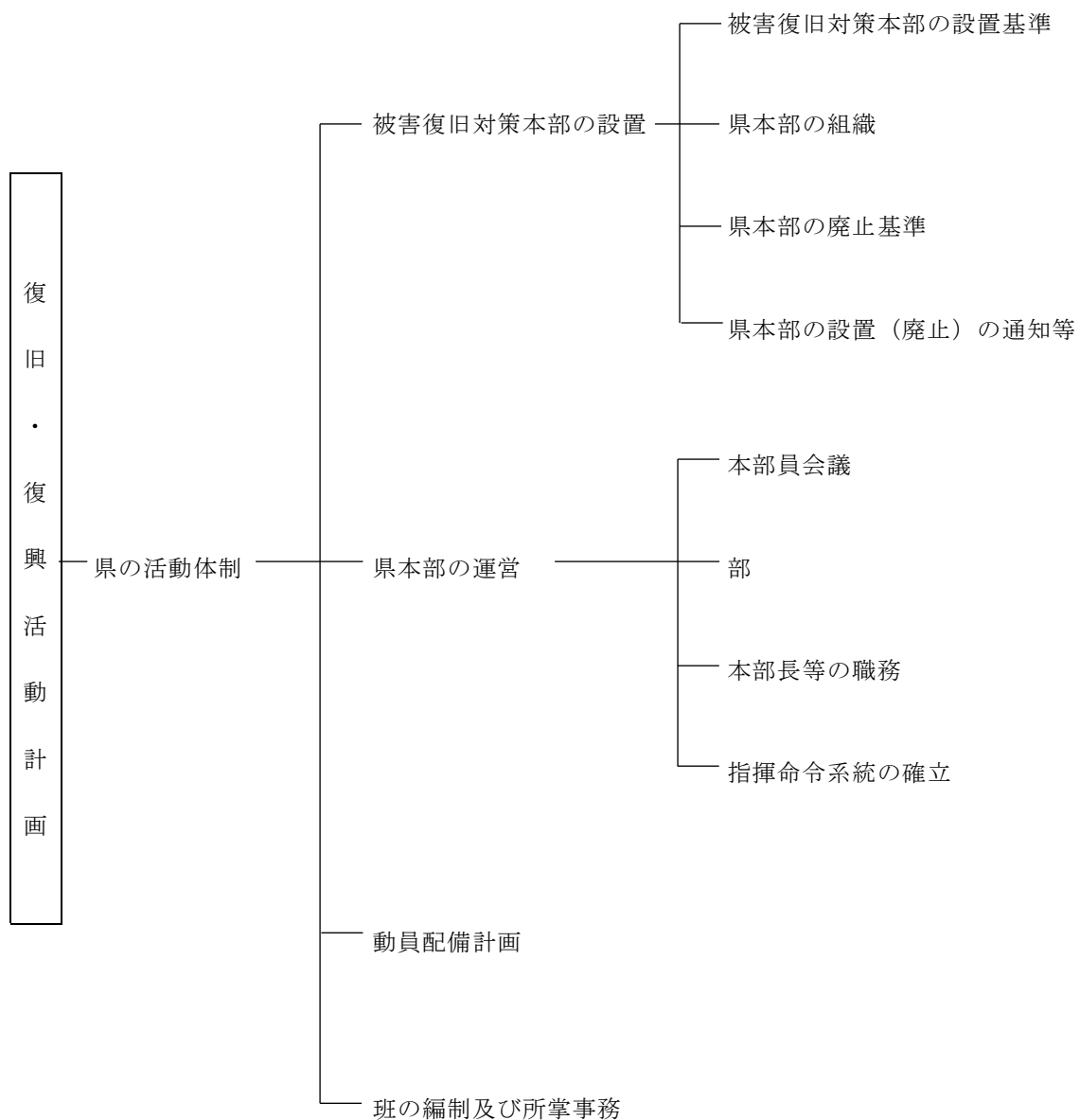
第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

基本的な考え方

大規模地震が発生した場合には、多数の者が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱を防ぎ、民心の安定と社会秩序の維持を図るには、被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、県をはじめとする防災関係機関は、協力して必要な措置を講じる。



第 1 節 県の活動体制

知事は、災害応急対策終了後、本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て復旧・復興対策を実施するとともに、区域内の市町及びその他の防災関係機関が処理する復旧・復興対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う。

第 1 項 被害復旧対策本部の設置

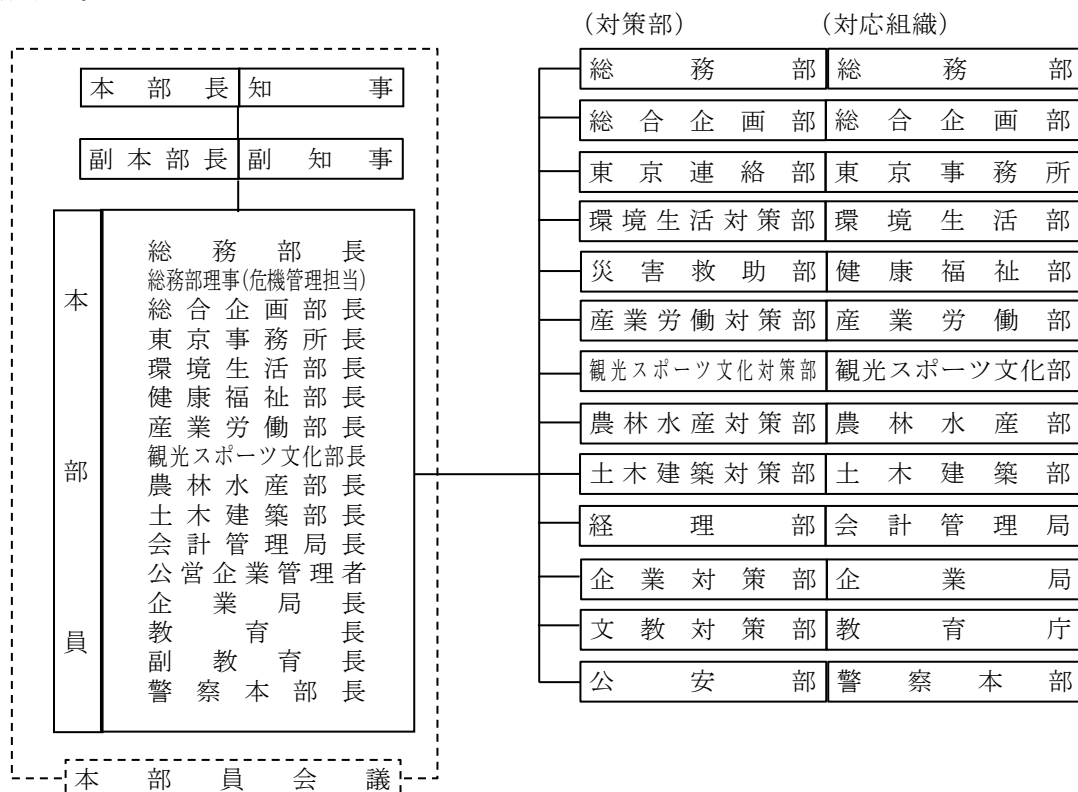
知事は、復旧・復興対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、山口県被害復旧対策本部（以下「県本部」という。）を設置し、復旧・復興対策を実施する。

1 被害復旧対策本部の設置基準

県内に相当規模の災害が発生し、災害応急対策がおおむね完了した後、必要と認める場合
具体的には、県内の市町において、災害救助法が適用された場合など

2 県本部の組織

県本部の組織は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。



3 県本部の廃止基準

知事は、本格的な復旧・復興対策のめどがたつたと認められるときは、県本部を廃止する。

4 県本部の設置(廃止)の通知等

総務部長は、県本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当者	備 考
消 防 庁	本部室班長	
市 町	〃	
下 関 地 方 気 象 台	〃	
重要な防災関係機関	〃	陸上自衛隊 1 7 普連、日赤山口県支部等
報 道 機 関	広報広聴班長	
県 民	〃	

第2項 県本部の運営

1 本部員会議

本部長は、県の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、復旧・復興対策に係る基本方針を決定する。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う復旧・復興対策の基本方針に関すること。
- (3) 市町長に対する復旧・復興対策の指示等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

2 部

(1) 部の構成

部は本庁における復旧・復興対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき復旧・復興対策業務の実施に当たる。

県本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部 の 名 称	部 を 構 成 す る 組 織	部 長	副 部 長
総 務 部 総 合 企 画 部 東 京 連 絡 部 環 境 生 活 対 策 部 災 害 救 助 部 産 業 労 働 対 策 部 観 光 ス ポ ー ツ 文 化 対 策 部 農 林 水 産 対 策 部 土 木 建 築 対 策 部 経 理 部 企 業 対 策 部 文 教 対 策 部 公 安 部	総 務 部 総 合 企 画 部 東 京 事 務 所 環 境 生 活 部 健 康 福 祉 部 産 業 労 働 部 観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部 農 林 水 産 部 土 木 建 築 部 会 計 管 理 局 企 業 管 理 局 教 育 庁 警 察 本 部	総 務 部 長 総 合 企 画 部 長 東 京 事 務 所 長 環 境 生 活 部 長 健 康 福 祉 部 長 産 業 労 働 部 長 観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部 長 農 林 水 産 部 長 土 木 建 築 部 長 会 計 管 理 局 長 公 営 企 業 管 理 者 教 育 長 警 察 本 部 長	総 務 部 次 長 総 合 企 画 部 次 長 東 京 事 務 所 次 長 環 境 生 活 部 次 長 健 康 福 祉 部 次 長 産 業 労 働 部 次 長 観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部 次 長 農 林 水 産 部 次 長 土 木 建 築 部 次 長 会 計 課 長 企 業 局 長 副 教 育 長 警 備 部 長

注) 1 部の設置の特例として、災害の事象・規模等により被害復旧対策本部各部各班の必要な班をもって編成する「県民生活対策部」を設置することができる。

なお、被害復旧対策本部長が部の部長に指名する本部員は、総務部長とする。

2 部を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

(2) 部の設置基準

発生した災害の程度・形態により、本部長が必要と認めるもの。

3 本部長等の職務

(1) 本部長（知事）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副知事）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員（本部を構成する部の部長等）

本部長の命を受け、各々が所掌する復旧・復興対策に従事する。

4 指揮命令系統の確立

(1) 被害復旧対策本部 ----- 知事不在の場合は、副知事、知事・副知事不在の場合は、総務部長が指揮を執る。

(2) 各 対 策 部 ----- 各対策部長、副部長、主管課長の順で指揮を執る。

第3項 動員配備計画

動員配備計画は各対策部長が定める。

第4項 班の編成及び所掌事務

班の編制及び所掌事務は、次のとおりとする。なお、被害復旧対策本部が設置されないときであっても、次の所掌事務にしたがって、復旧・復興対策を実施するものとする。

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
総務部	本部室	防災危機管理課 消防保安課	1 各部の復旧・復興対策の連絡調整に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 市町の異常情報、報告事項の取りまとめに関すること。 4 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。 5 地域行政連絡協議会の調整連絡に関すること。 6 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の所管事項に係る被害状況、復旧・復興対策その他の情報収集に関すること。 7 政府、国会等の災害視察者の対応に関すること。 8 その他災害対策に関する事務で他部に属さない事項。	県民局 長門土木建築事務所
	職員	人事課 給与厚生課	9 職員の派遣要請に関すること。 10 被災職員の救済に関すること。 11 職員の食料等の確保に関すること。	
	税務	税務課	12 県税の減免、徴収猶予等の措置に関すること。	
	財産管理	管財課	13 県有財産の被害調査（他に掲げる施設を除く）に関すること。	
	学事文書	学事文書課	14 山口県立大学及び私立学校等における復旧・復興対策に関すること。 15 災害関係文書の処理に関すること。	
	財政	財政課	16 復旧・復興対策に必要な財政措置に関すること。	
	秘書	秘書課	17 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 18 本部長及び副本部長の行動日程の作成及び関係部への連絡に関すること。	
総合企画部	政策企画	政策企画課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 政府、国会等への要望に関すること。 3 知事会との連絡に関すること。 4 総合的事項について東京事務所との連絡、中央方面の情報収集に関すること。	
	広報広聴	広報広聴課	5 報道機関との連絡調整に関すること。 6 災害情報及び復旧・復興対策の発表に関すること。 7 広報・広聴に関すること。	

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務	地方機関
総合 企画部	広報広聴	広報広聴課	8 請願、陳情及び相談の総括的处理に関する こと。	
	情報処理	デジタル政策 課 デジタル・ガバ メント推進課	9 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運 用に関する こと。 10 庁内情報システムの保全管理に関する こと。	
東京 連絡部		東京事務所	1 政府、国会等中央関係機関に対する連絡等 に関する こと。 2 中央方面関係の情報収集に関する こと。	
環境生活 対策部	生活総務	県民生活課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連 絡調整に関する こと。 2 生活関連物資等の需給状況及び価格の動向の 把握に関する こと。 3 災害に関連しての消費生活相談に関する こと。 4 災害時の交通安全に関する総合調整に関する こと。	健康福祉 センター
	交通安全 対策			
	環境政策	環境政策課	5 汚水、排水、有害物質、油濁等による公害の 防止対策に関する こと。 6 ばい煙、特定粉じん（アスベスト）、特定物 質、騒音・振動、悪臭等による公害の防止対策 に関する こと。	
	生活衛生	生活衛生課	7 被災地における食品衛生に関する こと。 8 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関する こと。 9 市町等の水道施設に係る被害状況調査の取り まとめ及び復旧・復興対策に関する こと。 10 被災地における飲料水に関する こと。 11 被災地における動物愛護管理に関する こと。 12 その他被災地の生活衛生に関する こと。	
	廃棄物・ リサイクル対策	廃棄物・ リサイクル対策課	13 災害廃棄物等の処理及び清掃に関する こと。	
災害 救助部	救助総務	厚 政 課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連 絡調整に関する こと。 2 関係施設の被害状況のとりまとめ及び復旧・ 復興対策に関する こと。 3 災害救助法の適用に関する こと。 4 災害救助に関する計画の総括及び活用に関す る こと。 5 日赤救護班等、救助に関する防災関係機関と の連絡調整に関する こと。	健康福祉 センター (環境保健所)
災害 救助部	救助総務	厚 政 課	6 義援金品の配分に関する こと。 7 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に 関する こと。 8 一般被災関係の被害状況のとりまとめに関す る こと。 9 社会福祉施設の被害調査及び復旧・復興対策 に関する こと。 10 ボランティアの活動支援に関する こと。 11 被災地における民生安定に関する こと。 12 その他災害救助対策に関する こと。	健康福祉 センター (環境保健所)

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務	地方機関
災害 救助部	医 務	医療政策課 医務保険課	13 医療及び助産に関すること。 14 医療機関との連絡等に関すること。 15 医療救護班の出動要請その他医師会等との連絡に関すること。 16 医療救護の支援について国等との連絡調整に関すること。 17 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 18 医療ボランティアに関すること。	
	健康管理 ・防疫	健康増進課	19 健康管理活動に関すること。 20 健康管理班の出動要請に関すること。 21 関係機関との連絡調整に関すること。 22 防疫に関すること。	精神保健福祉 センター
	薬 務	薬 務 課	23 医薬品、医療機器、衛生材料の確保、供給に関すること。 24 血液の確保に関すること。 25 関係団体等との連絡調整に関すること。	
産業労働 対策部	産業総務	産業政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 3 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関すること。 4 電力の安定供給についての要請に関すること。 5 その他応急商工業対策に関すること。	
	経営金融	経営金融課	6 中小企業の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 7 中小企業の金融に関すること。	
観光スポーツ 文化対策部	観光スポーツ 文化総務	観光政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 観光客に対する安全確保等の情報提供に関すること。 3 その他応急観光対策に関すること。	
	交通運輸 対策	交通政策課	4 鉄道の輸送確保等についての要請に関すること。	
	外国人 対策	国 際 課	5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関すること。 6 外国人の安否情報に関すること。	
	文化財保 護	文化振興課	7 被災文化財の保護、修復に関すること	
農林水産 対策部	農林水産 総務	農林水産 政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 農林水産業関係の被害状況の取りまとめ及び復旧・復興対策に関すること。 3 農林水産業被害対策の総括に関すること。 4 農林業関係団体との連絡、総合調整に関すること。 5 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 6 農協、漁協、森林組合、農業共済組合の被害状況調査等に関すること。	農林水産事務所 下関農林事務所 下関水産振興局

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務	地方機関
農林水産 対策部	市場・金融	ぶちうまやまぐち 推進課	7 農林水産業の金融に関する事 8 卸売市場施設の被害調査及び復旧・復興対策に関する事。	農林水産事務所 下関農林事務所 下関水産振興局
	農業振興	農業振興課	9 農林水産事務所等との連絡等に関する事。 10 農作物関係の被害状況調査にかんすること。 11 種子、種苗の確保供給に関する事。 12 病虫害防除所との連絡等に関する事。 13 復旧・復興対策に必要な農業生産資材の確保に関する事。 14 技術対策等の指導に関する事。	農林水産事務所 下関農林事務所 (農業部) 農林総合技術 センター (農林業技術部) (病虫害防除所)
	農村整備	農村整備課	15 農林水産事務所等との連絡等に関する事。 16 農地・農業用施設の被害状況調査及び復旧・復興対策に関する事。 17 農業用施設の二次災害防止に関する事。 18 農林水産大臣所管に係る地すべり防止区域並びに海岸保全区域の復旧・復興対策に関する事。	農林水産事務所 下関農林事務所 (農村整備部)
	畜 産	畜産振興課	19 農林水産事務所等(家畜保健衛生所)との連絡等に関する事。 20 家畜の管理(衛生を含む)、防疫及び飼料の確保に関する事。	農林水産事務所 下関農林事務所 (家畜保健衛生所)
	林 務	森林企画課 森林整備課	21 農林水産事務所等との連絡調整に関する事。 22 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な木材の確保に関する事。 23 治山・林道施設等の被害状況の調査、復旧・復興対策及び二次災害の防止に関する事。 24 貯木災害の対策に関する事。 25 盛土等に伴う防災に関する事(特定盛土等規制区域)。	農林水産事務所 下関農林事務所 (森林部)
	水 産	水産振興課	26 水産関係施設等の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関する事。 27 災害対策用船舶(取締船・調査船・漁船)の確保及び確保のあっせんに関する事。	農林水産事務所 下関農林事務所 下関水産振興局
	漁港漁村	漁港漁場 整備課	28 漁港関係施設及び水産庁所管の海岸の被害状況調査及び復旧・復興対策に関する事。 29 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あっせんに関する事。 30 市町の漁港関係及び水産庁所管の海岸の復旧・復興対策への支援に関する事。	農林水産事務所 下関水産振興局

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務	地方機関
土木建築 対策部	土木総務	監 理 課 技術管理課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 建設業者、関係団体等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。 3 資機（器）材の調達及び確保に関すること。 4 その他他班に属さない土木建築対策に関すること。	土木建築 事務所
	砂 防	砂 防 課	5 公共土木施設（国土交通省関係）の被害状況及び土砂災害による被害状況の取りまとめに関すること。 6 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設並びに土砂災害の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害の防止に関すること。	
	河 川	河 川 課	7 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸に係る被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。 8 ダム施設の被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。	ダム管理 事務所
	港 湾	港 湾 課	9 港湾、空港及び国土交通省港湾局所管の海岸に係る被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。 10 救援物資の荷揚げ場所としての港湾及び空港施設の確保あっせんに関すること。	港湾管理 事務所 港務所 山口宇部空港 事務所
	道 路	道路整備課 道路建設課	11 緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関すること。 12 道路及び橋梁の被害調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。	
	都市 施設対策	都市計画課	13 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。 14 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関すること。 15 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関すること 16 被災地の市街地復興計画の策定に関すること。	
	住 宅	住 宅 課	17 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 18 応急仮設住宅の建設に関すること。 19 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関すること。 20 公営住宅の被害状況調査及び復旧・復興対策に関すること。	

部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務	地方機関
経 理 部	経理総務	会 計 課	1 部内及び本部室班との連絡調整に関すること 2 応急救助に要する経費及び義援金の出納に関すること。 3 災害救助基金の出納に関すること。	
	物品管理	物品管理課	4 食料、飲料水、医薬品及び生活必需品を除く必要物資の調達に関すること。 5 県有車両（集中管理車両）の使用調整に関すること。 6 日本通運、その他の民間車両の借り上げに関すること。 7 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。	
企業 対策部	企業総務	総 務 課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 企業局所管施設設備の被害状況の取りまとめに関すること。 3 その他企業対策部が活動する総合調整に関すること。	企業局の 出先機関
	企 業	電気工水課	4 電気工水課所管業務の復旧・復興対策に関すること。 5 県営発電所及び県営工業用水道の被害状況調査及び復旧・復興対策に関すること。 6 企業局所管ダム施設の被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害防止に関すること。 7 電力及び工業用水の供給安定対策に関すること。 8 復旧・復興対策に必要な資機材の確保に関すること。	
文教 対策部	学校総務	教育政策課 学校運営・ 施設整備室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 5 その他文教対策に関すること。	
	学校教育	教育情報化 推進室 教 職 員 課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	6 ICT機器等を活用した教育の実施に関すること。 7 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関すること。 8 学校施設における避難者の救援活動への協力に関すること。	
	学校保健	学校安全・ 体育課	9 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。 10 児童生徒の避難措置に関すること。	

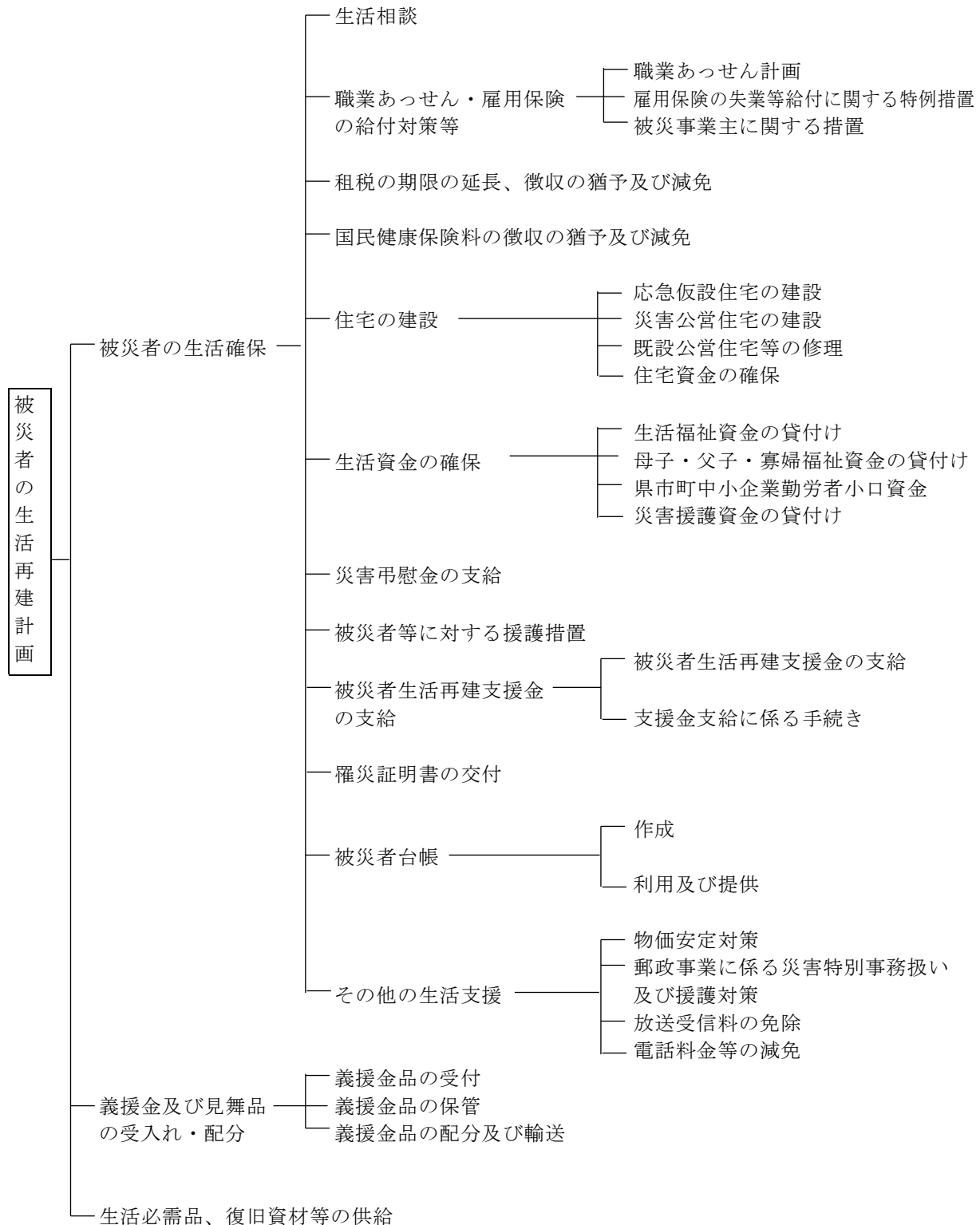
部	班	担 当 課	部 の 所 掌 事 務	地方機関
公 安 部			1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 信号機等交通安全施設に関すること。 3 遺体の検視に関すること。 4 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他社会秩序の維持等に関すること。 5 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。	

第5項 地方機関の所掌事務

- 1 各本部に属する出先機関は、それぞれ県本部対策部の地方機関として、各部長の指示によりその管轄区域内における部の所掌事務の処理にあたる。
- 2 警察署、交番、駐在所等は、公安部の組織として、部長の指示により県本部公安部の所掌事務を処理する。

第2章 被災者の生活再建計画

地震等の災害により被害を受けた県民の速やかな再起が図られるよう県及び市町等は、被災者に対する生活相談、職業のあっせん、租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援護資金の貸付等について必要な措置を講じる。



第 1 節 被災者の生活確保

第 1 項 生活相談

地震発生後から被災者、一般県民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、県及び市町等は、次の措置を講じるものとする。

【県（総合企画部）・市町・警察・関係防災機関】

機 関 名	措 置 事 項																																					
県 (総合企画部)	1 各種相談体制の確立 災害が発生した場合、応急対策実施と同時進行の形で、総合企画部を中心に、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。																																					
	2 被害相談室の設置 被害復旧対策本部設置時に、相談、苦情等のたらい回しの防止及び各部が実施している応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するとともに、情報提供・相談業務の一元化を図るため、総合企画部内に被害相談室を設置することができる。																																					
	(1) 配備課 県民等からの被害相談の窓口として、次の各課は職員を被害相談室に配置するものとする。 総合企画部広報広聴課 環境生活部県民生活課 知事が指名する課																																					
	(2) 関係課 県民等からの被害相談に対応するため、下表に掲げる各課は職員を課内に配置するものとする。 なお、関係課については被害状況等を考慮し、知事の判断により追加等を行うものとする。																																					
	<table><tr><th>部 局</th><th>課 (室) 名</th><th>係 (班) 名</th><th>主な相談業務内容</th></tr><tr><td>総 務 部</td><td>税 務 課</td><td>各 担 当 班</td><td>税に関すること</td></tr><tr><td>環境生活部</td><td>生活衛生課</td><td>指 導 班</td><td>日本政策金融公庫災害復旧貸付</td></tr><tr><td rowspan="3">健康福祉部</td><td rowspan="3">厚 政 課</td><td>総 務 管 理 班</td><td>災害援護資金の貸付</td></tr><tr><td>地域保健福祉班</td><td>被災者生活再建支援制度 生活福祉資金の貸付</td></tr><tr><td>こども家庭課</td><td>母子・父子・寡婦福祉資金の貸付</td></tr><tr><td rowspan="2">産業労働部</td><td>経営金融課</td><td>金 融 支 援 班</td><td>中小企業に対する災害貸付</td></tr><tr><td>労働政策課</td><td>労 働 福 祉 班</td><td>勤労者向け生活資金貸付</td></tr><tr><td>農林水産部</td><td>ぶちうまやまぐち 推進課</td><td>市 場 ・ 金 融 班</td><td>農林漁業制度資金の貸付</td></tr><tr><td rowspan="2">土木建築部</td><td rowspan="2">住 宅 課</td><td>民間住宅支援班</td><td>災害復興住宅融資制度（独立行政法人住宅金融支援機構）</td></tr><tr><td>県営住宅管理班</td><td>被災者に対する県営住宅の提供</td></tr></table>	部 局	課 (室) 名	係 (班) 名	主な相談業務内容	総 務 部	税 務 課	各 担 当 班	税に関すること	環境生活部	生活衛生課	指 導 班	日本政策金融公庫災害復旧貸付	健康福祉部	厚 政 課	総 務 管 理 班	災害援護資金の貸付	地域保健福祉班	被災者生活再建支援制度 生活福祉資金の貸付	こども家庭課	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	産業労働部	経営金融課	金 融 支 援 班	中小企業に対する災害貸付	労働政策課	労 働 福 祉 班	勤労者向け生活資金貸付	農林水産部	ぶちうまやまぐち 推進課	市 場 ・ 金 融 班	農林漁業制度資金の貸付	土木建築部	住 宅 課	民間住宅支援班	災害復興住宅融資制度（独立行政法人住宅金融支援機構）	県営住宅管理班	被災者に対する県営住宅の提供
	部 局	課 (室) 名	係 (班) 名	主な相談業務内容																																		
	総 務 部	税 務 課	各 担 当 班	税に関すること																																		
	環境生活部	生活衛生課	指 導 班	日本政策金融公庫災害復旧貸付																																		
	健康福祉部	厚 政 課	総 務 管 理 班	災害援護資金の貸付																																		
			地域保健福祉班	被災者生活再建支援制度 生活福祉資金の貸付																																		
こども家庭課			母子・父子・寡婦福祉資金の貸付																																			
産業労働部	経営金融課	金 融 支 援 班	中小企業に対する災害貸付																																			
	労働政策課	労 働 福 祉 班	勤労者向け生活資金貸付																																			
農林水産部	ぶちうまやまぐち 推進課	市 場 ・ 金 融 班	農林漁業制度資金の貸付																																			
土木建築部	住 宅 課	民間住宅支援班	災害復興住宅融資制度（独立行政法人住宅金融支援機構）																																			
		県営住宅管理班	被災者に対する県営住宅の提供																																			
3 発災初期の混乱が終息したとき、被災現地では地方県民相談室を窓口として、避難所等を巡回し又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係対策部に速やかに連絡する。 この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、知事が決定する。																																						
(1) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣し対応する。																																						
(2) 市町、防災関係機関と連携を密にし、相談体制の確立を図る。																																						
4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人県民に対する相談体制を確立する。																																						

機 関 名	措 置 事 項
市 町	1 市町は、被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。 3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。 4 災害ケースマネジメントの実施に努める。
警 察	警察本部及び警察署、交番等若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政 機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

第2項 職業あっせん・雇用保険の給付対策等

地震等の災害により、失職した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所及び県（産業労働対策部）は、職業相談、求人開拓、職業のあっせん等を行うとともに、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講じる。

【県（労働政策課・産業人材課）・国（山口労働局）】

1 職業あっせん計画

- (1) 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを図るものとする。

また、他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図るものとする。

- (2) 早期再就職を促進するため、被災地を管轄する公共職業安定所を通じ、また、自ら次の措置を講じる。

ア 職業相談

公共職業安定所職員を前項に記述する相談所若しくは現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

イ 求人開拓

被災者の希望する求職条件に基づき、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

ウ 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事に従事することを希望した者に対しては、当該事業を紹介し、県の他の地域又は他県等を希望する者に対しては、それぞれ希望に応じた職業を紹介するように努める。

エ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用

他の職種等への転換希望者等に対しては、職業訓練の受講、転換給付金等を活用して被災者の雇用の確保に努める。

- (3) 地震等の災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、上記の措置を行い、離職者の早期再就職を図るものとする。

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

公共職業安定所の措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、当該地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講じるものとする。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、市町及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第3項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実 施 機 関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税 務 署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予
県 (税務課) (市町課) (県税事務所)	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、市町においても適切な対応がなされるよう助言するものとする。
市 町	市町は、市町が賦課する税目に関して、地方税法及び市町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

※ 地方税の減免基準については、自治省から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

第4項 国民健康保険料の徴収の猶予及び減免

【市町、県（医務保険課）】

1 市町

市町は、被災した納付義務者に対して、国民健康保険法及び市町条例等に基づき、国民健康保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

2 県

県は、市町に対し、国民健康保険料の徴収の猶予及び減免の取り扱いについて、適切な対応を行うよう指導する。

第5項 住宅の建設

地震等の災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

【県（住宅課・厚政課・こども家庭課）・市町】

1 応急仮設住宅の建設

第3編 第11章 応急住宅計画による。

2 災害公営住宅の建設

(1) 市町は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

(2) 県は、被害が甚大で、市町において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅の建設を行うものとする。

3 既設公営住宅等の修理

県及び市町は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあつせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

県及び市町は、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、罹災証明書の発行を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

イ 災害予防関連融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第1項の規定による関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

(イ) 宅地防災工事資金融資

宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第2項、第23条第1項、第2項、第41条第2項、第42条第1項、第2項、第46条第2項、第47条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。

(2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）貸付け、母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

ア 生活福祉資金の福祉資金（福祉費）

低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が、住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要とする経費については、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）の貸付けを受けることができる。

災害により特に必要な場合は、貸付け限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

第6項 生活資金の確保

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。県及び市町は、これら資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

【県（厚政課・こども家庭課・労働政策課）・市町（民生部局・社会福祉協議会）】

1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、災害を受けたことにより臨時の経費を必要とする該当世帯に対して貸付けられるものとして、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び市町の社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

(1) 資金の種類

資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については資料編による。

(3) 申込先

市町社会福祉協議会

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金がある。

イ 貸付限度額、貸付期間等

貸付限度額、期間、利率等については、資料編による。

ウ 申込先

- ・ 市役所・町役場
- ・ 県健康福祉センター
- ・ 市町社会福祉事務所

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者と死別、離婚した女子であって現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等）に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様

3 県市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市町・労働金庫が協調して貸付けを行う。

(1) 貸付限度額	災害資金100万円以内
(2) 償還期間	10年以内
(3) 利 率	年1.24%（保証料別途）
(4) 申 込 先	中国労働金庫

4 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸付けるもので、市町が貸付けを行う。

貸 付 対 象	根 拠 法 令 等	貸 付 金 額	貸 付 条 件
救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が、次の額未満の世帯に限る 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし住居が滅失した場合は1,270万円に緩和	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号) (2) 実施主体 市町(条例) (3) 経費負担 国 2/3 県 1/3 (4) 対象となる災害 山口県において救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 (1) 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円以内 (2) 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失若しくは流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合 350万円以内 (3) 上記(1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアの重複 250万円以内 イ (1)と(2)のイの重複 270万円以内 ウ (1)と(2)のウの重複 350万円以内 (4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合 ア (1)に該当せず、(2)のイの場合 250万円以内 イ (1)に該当せず、(2)のウの場合 350万円以内 ウ (1)に該当し、(3)のイの場合 350万円以内	(1) 貸付申請時期 被害を受けた後 3ヵ月以内 (2) 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) (3) 償還期間 10年(うち据置期間3年) (特例:据置期間5年、償還期間5年) (4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 (5) 貸付利率 年3%以内で条例で定める額 (6) 保証人 各市町の条例による

第7項 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を市町において支給する。

【県（厚政課）・市町】

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
災害弔慰金	1 一つの市町の域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合 2 山口県内において、住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合 3 山口県内において、救助法が適用された市町が、1以上ある場合 4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合	1 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号) 2 実施主体市町(条例) 3 経費負担 国 2/4 県 1/4 市町 1/4	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)	1 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内 2 それ以外の場合 250万円以内	1 支給の制限 (1) 死亡(障害)が本人の故意又は重大な過失による場合(市町長の判断による) (2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 (3) その他市町長が支給を不相当と認める場合 2 支給の方法等 市町が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する
災害障害見舞金			対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障害を有する場合支給する ア 両眼が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内 2 それ以外の場合 125万円以内	

第8項 被災者等に対する援護措置

- 1 県内において発生した災害に係る被災者等に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

【県（厚政課）】

対 象 と な る 事 項	金 額	
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき	100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき	100,000円
死 亡	死亡者1人につき	100,000円
重傷者	重傷者1人につき	50,000円

- 2 災害の定義、対象事項、支給制限等については、資料編による。
資料編[11-7]……災害見舞金支給要綱

第9項 被災者生活再建支援金の支給

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱について必要な事項を定める。

【県（厚政課）、市町、被災者生活再建支援法人】

- 1 被災者生活再建支援法の概要

- (1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するための措置を定めることにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

- (2) 被災者生活再建支援法の適用

県の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続きを実施する。

ア 法の対象となる自然災害

- (ア) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害。

- (イ) 法の対象となる自然災害の程度

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町の区域に係る自然災害。
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害。
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。
- d a又はbの市町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害。
- e a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- f a若しくはbの市町を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合で、5世帯（人口5万人未満の市町にあっては、2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

- 2 被災者生活再建支援制度

- (1) 支援金の支給対象となる被災世帯

ア 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の1(2)(イ) a～fの自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

イ 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害 程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

*「中規模半壊世帯」は支給なし

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建 方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

*「中規模半壊世帯」は上記の 1/2 の額

*一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建築・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円（「中規模半壊世帯」は 1/2 の額）

3 支援金の支給申請等

① 申請期間

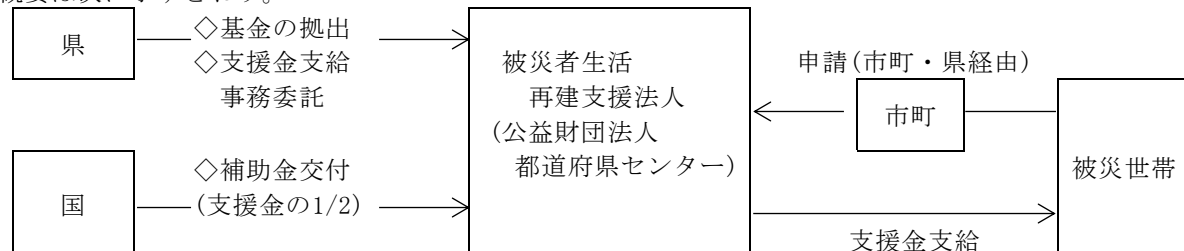
基礎支援金については、災害発生日から起算して 1 3 月以内、加算支援金については災害発生日から起算して 3 7 月以内とする。

② 申請時の添付書類

- ア) 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
イ) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等） 等

③ 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る県、市町、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。



4 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が 1 以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（「中規模半壊世帯」を除く）の支援を行う（負担割合 県 1 / 2 市町 1 / 2）。

第 10 項 罹災証明書の交付

【市町】

市町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

第 11 項 被災者台帳

【市町】

1 作成

市町は、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 利用及び提供

市町は、次の場合にあっては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、又は申請者に提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき又は本人に提供するとき
- (2) 市町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第 12 項 その他の生活支援

1 物価安定対策

地震災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。

このため、消費者保護の観点から、次の対策を講じる。

【県（県民生活課・住宅課）・市町】

(1) 相談体制

ア 被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、県民からの苦情、相談に対応する。

イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

(ア) 消費者団体の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。

(イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施する。

(3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

【指定公共機関（郵便事業株式会社・郵便局株式会社）】

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 簡易保険業務関係

ア 保険料払込猶予期間の延伸

イ 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払

ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払

エ 解約還付金の非常即時払

オ 保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除

【指定公共機関（日本放送協会）】

災害救助法による救助が行われた区域内で半壊または床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、2か月間放送受信料を免除。そのほか非常災害があった場合、総務大臣が承認した放送受信契約の範囲及び期間につき、放送受信料を免除。

4 電話料金等の減免

【指定公共機関（西日本電信電話株式会社）】

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分

地震災害等の大規模な災害が発生した場合、県内はもとより、全国、外国から多数の義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、県、日赤山口県支部等及び市町がとる対応について、必要事項を定める。

【県（厚政課）・市町・指定公共機関（日赤山口県支部）等】

第1項 義援金品の受付

- 1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、状況に応じ発災後概ね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。
- 2 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要とするものに限定する。
- 3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るものとする。
- 4 受付にかかる各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	措 置 内 容
県	(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は 受付窓口を県庁内に開設する。 (2) 県が直接受領した義援金品について、原則として受領書を発行しない。 (3) 義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。 なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。また、市町からの応援要請についても対処できる体制を確立する。
市 町	(1) 市町は、義援金品の受付窓口を開設する。 (2) 市町が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
日赤山口県支部等	県民及び他の都道府県から日赤等に寄託された義援金について、日赤山口県支部等及び市町において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

第2項 義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機 関 名	措 置 内 容
県	1 義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、日赤山口県支部等の口座に入金する。 2 義援品 他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市町に配分するまでの間一時保管する。 ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。
市 町	1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、市町長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。 2 義援品 義援品は、市町が直接受領したもの及び県が受入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。 ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
日赤山口県支部等	義援金 日赤山口県支部等が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。

第3項 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、配分委員会等により公平かつ適正に行う。

機 関 名	措 置 内 容
県	1 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配分決定は、配分委員会等において行う。 2 義援品は、必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。
市 町	被災地の市町長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。 1 義援金 (1) 市町に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。 (2) 罹災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、これの発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講じるものとする。 2 義援品 (1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。 (2) 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。

機 関 名	措 置 内 容
日赤山口県支部等	1 日赤山口県支部等に寄託された義援金の市町への配分については、配分委員会において行う。 ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。 2 義援金は、上記の決定に基づき、被災市町へ送金する。

第3節 生活必需品、復旧資材等の供給

被災地における民生の安定を図り、社会生活の正常化を早急に実現するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給の確保、物資の滞貨の解消、原材料等の安定供給の確保等について、県は次の措置を講じる。

【県（県民生活課・産業労働部・農林水産部・土木建築部）】

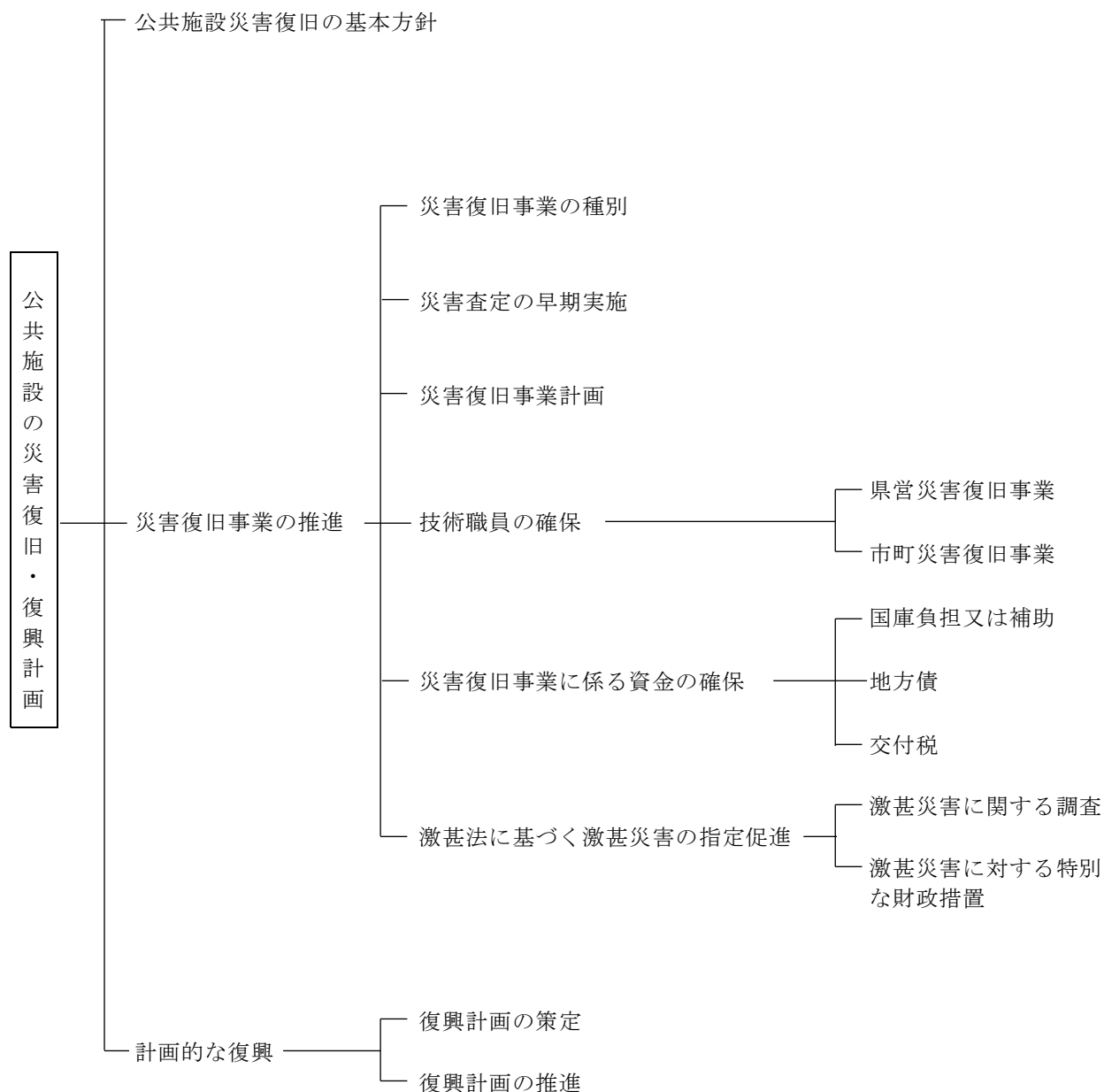
- 1 生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。
- 2 特定物資の指定等
状況により特定物資の指定を行い、適正価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。
- 3 関係機関等への協力要請
生活必需品、復旧資材等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他県、事業者及び関係団体等に対して、必要に応じ次の協力要請を行う。
 - (1) 情報提供
 - (2) 調査
 - (3) 集中出荷
 - (4) その他の協力

第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

基本的な考え方

道路、河川、農業用施設、学校・社会福祉施設等の公共施設は、住民の日常生活、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、地震等の災害により大きな被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧事業の実施責任者は、迅速に被害調査を実施の上、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。



第1節 公共施設災害復旧の基本方針

災害により被害を被った公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。

被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

第2節 災害復旧事業の推進

【県（各部）・市町】

県及び市町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、概ね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備
 - (4) 林地荒廃防止施設
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 港湾
 - (9) 漁港
 - (10) 水道
 - (11) 下水道
 - (12) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 社会福祉施設災害復旧事業
- 5 公立学校災害復旧事業
- 6 公営住宅災害復旧事業
- 7 公立医療施設災害復旧事業
- 8 その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施

被災市町並びに県は、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、査定前着工、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定に当たっては、事前打合せ制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。なお、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等住民の健康管理についても配慮する。

第4項 技術職員の確保

被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、関係機関に応援派遣を求めて、技術職員の確保を図るものとする。

1 県営災害復旧事業

被災地所管出先機関の職員に不足を生じるときは、被災地域外県出先機関又は本庁から所要数の職員を派遣し対応するものとし、それでもなおかつ不足するときは、国のあつせんによる他県からの派遣職員をもって充足するよう措置するものとする。

2 市町災害復旧事業

被災市町において、技術職員の不足を生じるときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処するものとする。

この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があつせん又は調整を行う。

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

県及び市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の同意等、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和37年8月14日建設省都市局長通達）
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 下水道法
- (19) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
- (20) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
- (21) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (22) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）

2 地方債

災害復旧事業等の対象となる地方債としては、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 地方公営企業災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、県及び市町は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査

- (1) 市町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。
- (2) 県（関係対策部）は、市町からの被害報告を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、激甚法に定める必要な調査を行い、必要資料の調製等を行う。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- (ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
- (イ) 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

- (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例（天災融資法が発動された場合適用）

- (3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

- (4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 計画的な復興

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、県及び市町は、連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

【県（各部）・市町】

第1項 復興計画の策定

- 1 計画策定組織の整備
学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。
- 2 計画策定の目標
再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
- 3 復興計画の策定
 - (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市街地再開発事業等の活用を図る。
 - (2) 計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
 - (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
 - (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。
- 4 住民への情報提供
復興計画の策定に当たっては、住民への情報提供をし、コンセンサスづくりに努めるものとする。

第2項 復興計画の推進

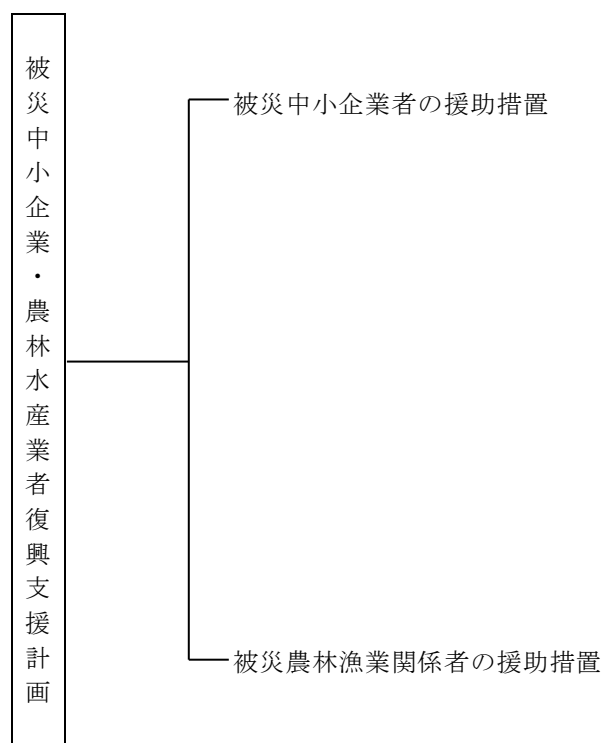
事業実施に当たっては、県、市町等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

基本的な考え方

大規模地震等の発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設設備についても大きな被害を被ることが考えられる。

地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図るうえで重要なものとなることから、県及び関係機関は、協力して必要な措置を講じる。



第 1 節 被災中小企業者の援助措置

中小企業者が被災したときの救済援助措置は、主に公的資金の融資及び信用保証により措置される。
このため、県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資等が円滑に行われて、早期に経営安定が図られるよう、必要な措置を講じる。

【県（経営金融課）】

- 1 （株）日本政策金融公庫及び（株）商工組合中央金庫の政府系金融機関等の貸付制度による融資を促進するため、これら関係機関に対して、必要な要請を行う。
- 2 必要に応じて、県独自の融資制度を設け、被災者に対して低利、長期の融資を行う。
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増大を要望し、協力を求める。
- 4 地元銀行、その他の金融機関に対して、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講じる。
- 6 金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いを行うよう要請する。
- 7 中小企業関係の被害状況について迅速な調査を行い、再建のための資金需要について、速やかに把握する。
- 8 市町及び中小企業関係団体を通じて、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知、徹底を図る。

第 2 節 被災農林漁業関係者の援助措置

地震災害等により、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安定化を図るため県は必要な資金の確保措置について迅速、適切に対応する。

【県（農林水産政策課・ぶちうまやまぐち推進課・水産振興課）】

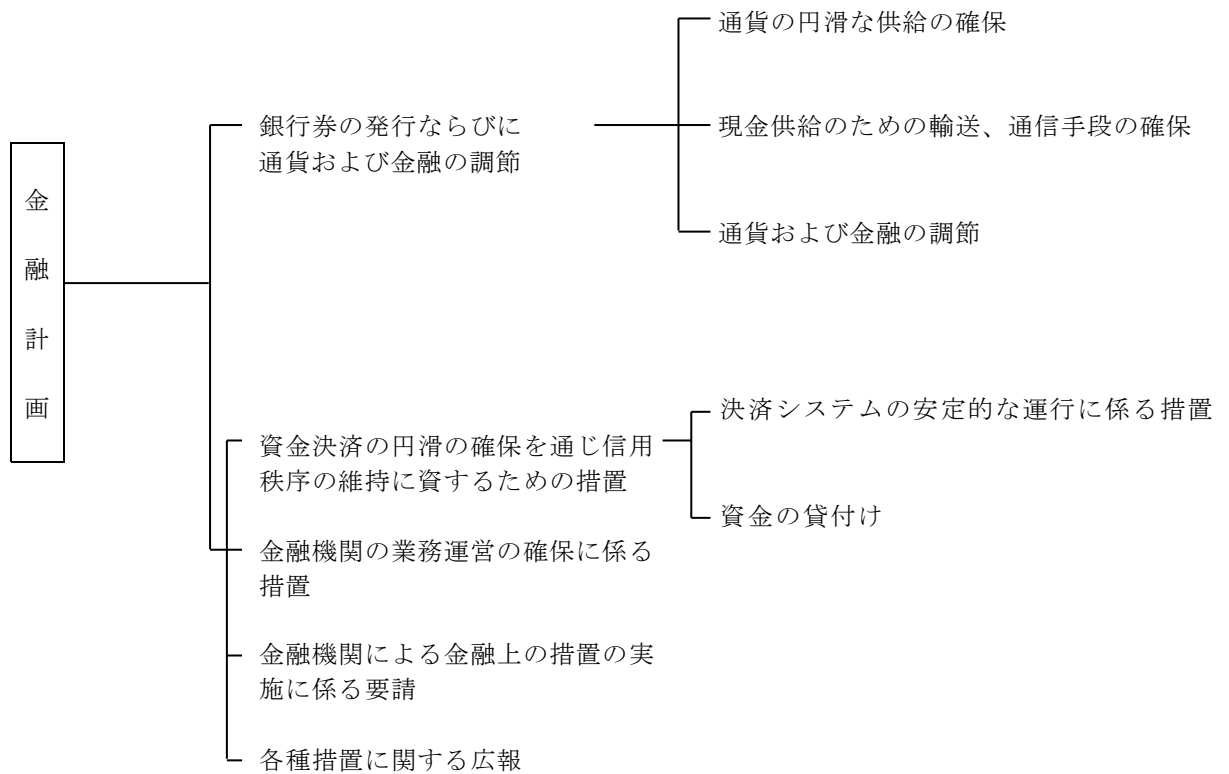
- 1 農林漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者及び被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導、あつせん。
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による、経営資金等の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償の実施。
- 3 被害農林漁業者に対する、株式会社日本政策金融公庫法に基づく、災害復旧資金の融資のあつせん並びに既往貸付金の償還期限の延長措置等。
- 4 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。
- 5 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく災害補償業務の迅速、適正化の要請。

第5章 金融計画

基本的な考え方

大規模地震等の災害発生は、地域の産業、住民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、この計画に定めるところにより所要の措置を講じる。



【指定公共機関（日本銀行下関支店）】

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講ずるものとする。

1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 通貨および金融の調節

必要に応じた適切な通貨および金融の調節を行う。

2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

(2) 資金の貸付け

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、日本銀行は災害の状況に応じ必要な範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(1) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(3) 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分 of 猶予等の特別措置をとること。

(4) 損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

5 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

とくに金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置および損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。